

二〇二〇年度

京都橘大学大学院博士論文

文学研究科 歴史文化専攻

山科家の記録にみる中世後期の贈答に関する研究

米澤 洋子

山科家の記録にみる
中世後期の贈答に関する研究

米澤洋子

山科家の記録にみる中世後期の贈答に関する研究

| | |
|---------------------------|-----|
| 序論 | 5 |
| 第一編 中世後期の柿の流通と生産活動 | 19 |
| —山科東庄との関連において— | |
| 第二編 山科家の栗贈答 | 53 |
| —中世後期の贈与行為に関する一考察— | |
| 第三編 室町・戦国期の山科家の医療と「家薬」の形成 | 101 |
| —「三位法眼家傳秘方」をめぐって— | |
| 第四編 中近世移行期における在地の動向 | 153 |
| —山科東庄三郎兵衛の「家」の存続を事例として— | |
| 第五編 中世後期の山科東庄の経済活動 | 199 |
| —贈答を視点として— | |
| 総論 | 297 |

序論

(1) 研究の目的

この研究の目的は「贈与」を視座として、日本中世後期の社会に生きた人々の種々の贈与行為を具体的に提示し、その時代的機能を考察するものである。

現代社会の日常にはさまざまな贈与慣行が組み込まれている。年中行事的には、正月の年玉、中元、歳暮、個人の人生の節目としては、出産、入学、卒業、就職、結婚の祝い、最後は葬式の香典などがある。またそのような契機とは別に、個人間の贈与行為は枚挙にいとまがない。その度に物品や金銭がやり取りされる。現金を直接贈ること、贈られた側は一定期間内に相当の返礼をすること、この二点が日本の贈与慣行の特徴である。とくに後者の「返礼」は義務的な意識の反映（義理とも呼ばれる）であるので、履行されることを前提としている。したがって、日本語の表現としては、贈与は贈答に置きかえるのが適切である。この贈与者と受贈者の関係は文化人類学において、贈与が内包する概念として「互酬性」と定義づけられている¹⁾。この互酬性に貫かれているのが日本の贈答である。贈る側もかかるべき返礼を期待して贈る。もし、それが果たされなのまま放置されたら、贈った者は不快感を抱き、両者の関係は疎遠になるだろう。つまり、贈答行為は特定の関係性を維持するため、敷衍すれば社会の秩序を維持するためにな

されるといふことになる。もちろん純粹な好意に基づいた贈与もあるだろうが、それでも受け手は、物品に限らずとも、何らかの形で返礼はするだろう。そういう意味では、贈与は個人または集団の間を財（物品）が移動する交換の形態であり、財の需要、供給において市場経済の一角を担っている。バレンタインデーとその返礼のホワイトデーなどは市場経済が創出した互酬性とも言える。贈与交換の総合的な研究は伊藤幹治氏を中心とする社会学者の論考に結実している。^② 伊藤氏は、文化人類学者のマルセル・モースの『贈与論』^③を手がかりに、互酬性のメカニズムやパターンを分析し、「日本人の贈答」の特質の解明も試みている。それは柳田国男や和歌森太郎が提唱した「贈りものは祭りや祭祀の供物であり、それを神と人が共食することにその起源を見る」とした民俗学の理論を再検討することにもなった。^④

歴史学においては、日本の今につながる贈与慣行は歴史的経緯により形成されたものであり、冒頭に挙げた個々の事例を遡れば、その淵源は中世後期、正確に言えば室町時代に辿りつく。これは中世史研究者共通の認識である。

以上の学際的な知見を踏まえた上で、本研究は贈与慣行が盛行し、さらには多様な形態に発展した中世後期（室町戦国期）における公家山科家の贈答行為とそれを支えた京都近郊、山科七郷内の膝下荘園「山科東庄」（現在の山科区大宅町）の経済的活動を考察する。それに際しては、荘民個別の贈答行為も具体的に分析し、村落における機能と彼らの意識も解明したい。考察対象を山科家に限定したのは、当該期の当主の日記『教言卿記』『教興卿記』『言国卿記』『言継卿記』『言経卿記』に加えて、当家の家司による日記『山科家礼記』が残されていることによる。それら一連の記録は断片的ではあるが、室町初期・応永年間より戦国期・天正年間をカバーする約一八〇年間の記事を留めている。そのため当該期の贈与慣行の実態とその推移を統一的に把握することが可能だからである。^⑤ 山科家の一連の日記は、惣郷制が確立、発展していく中世後期の政治、経済、商業、文化に加えて、惣村の村落構造や領主と荘民の関係、さらには荘民の日常生活などの諸側面が詳細に記されている希有な史料として、様々な視点か

らの研究が蓄積されてきた。本研究もそれらの成果に負うところが大きいので、まず先学による研究の概略を整理しておく。それに続いて、本研究の視点である贈与に関する中世史研究の整理をして自己の課題を提示したい。

(2) 山科家および山科七郷に関する研究の整理

山科七郷についての言及は一九四二年の清水三男氏を嚆矢とする。氏は荘園制の枠組みの背後にある、中世に自然発生した村落の実態を考察する中で、室町時代に多くの新しい郷が現れ、領主支配を越えた郷民の自治生活とその活動が顕在化したことを指摘した。氏は禁裏御領山城国山科七郷を取り上げ、郷民が幕府権力の入部を自力で防衛したことや、郷内の罪人を裁く検断権を行使する活動を日本村落の主體的な意志による自治と位置付けている。⁽⁶⁾

山科家に関する研究の早いものは、小野晃嗣氏の論稿である。氏は中世商業史研究の一環として、山科家が独占管掌することになる内蔵寮の経済を支える供御人の詳細を提示した。⁽⁷⁾ また白井信義氏は山科家の家祖教成が後白河上皇より相続した所領群を、両党迭立の治世下、鎌倉後期～南北朝期にかけて、所領の帰属を巡って二流に分かれて争った結果、足利義満の裁許により教言一流の伝領になるまでの顛末を詳述した。⁽⁸⁾

続いて飯倉晴武氏は応仁文明の乱に際して室町幕府に徴発され、武力の一端を担った山科郷民の存在形態を考察している。⁽⁹⁾ それに相前後して田端泰子氏も山科七郷を取り上げ、文明十二(一四八〇)年の京の徳政一揆への郷民の参加や明応七(一四九八)年の守護代入部阻止闘争を農民闘争の一環として評価した。⁽¹⁰⁾ また氏は山科七郷の村落構成員を「おとなー地下」のフラットな構造と提示した。⁽¹¹⁾ なお文明十二年の徳政一揆に関する論考は百瀬今朝雄氏が最初である。⁽¹²⁾

その後の、山科家の成立と山科家領荘園については菅原正子氏の一連の研究が挙げられる。⁽¹³⁾ 氏は白井氏の論考を引

き継いで、鎌倉末期以来の山科家の相論を新史料を使って補強した。また山科家成立以来の全所領を詳細に分析して、十五、十六世紀の荘園経営の機構や家僕の存在も提示した。また後には公武の「家」の考察において、再び山科家を取り上げ、新出史料を用いて山科家の収入や家僕への配分、雑掌大沢氏の在地武士としての存在形態を明らかにした。氏は山科家と山科東庄の子どもの成長儀礼にも言及しており、山科家の専論として大きな成果を導き出している。¹⁴

一方山科七郷とその郷民に関しては志賀節子氏のまとまった研究がある。¹⁵ 中世村落史は一九七〇年代の階層構造論的方法の行き詰まりから停滞時期を迎えていたが、八〇年代の社会史、民衆史、地域史の観点から、村落を農民の生活、生産、闘争の場として見直そうとする、いわゆる紛争解決の主体としての「自力の村」論が登場し、藤木久志氏は山科東庄の農事暦から領主と郷民双方の実像を豊かに再現した。¹⁶ また勝俣鎮夫氏は戦国期の村落のメルクマールを年貢の村請制の成立に求めた。¹⁷ 以後、中世後期村落論は近世村落との断絶を解消すべく、移行期村落論が中心をなすようになる。志賀氏は両氏の問題を受けて、庄家や徳政一揆に参加する場として現れる山科七郷を、領主から地下百姓までを構成員とする「地域概念」で把握し、その社会構造を検討した。具体的には、中世後期にあつて、多様な存在形態を示す中間層に着目し、山科東庄の特定のおとな層を、地下百姓とは一線を画する、移行期における地侍的存在と評価した。ここに田端氏、菅原氏、志賀氏による山科七郷とりわけ山科家の膝下荘園である山科東庄の研究については厚い集積がある。

その他、山科家に関する諸分野の論文について紹介する。まず女性史の立場から、後藤みち子氏は中世後期の公家の妻を考察するに際して、天皇の御服調整を家職とする山科家の妻の役割を論じた。¹⁸ また山科家の文化的側面である「たて花」や「盆山」の成立過程や禁裏での需要を考察した小林善帆氏や小森崇弘氏の論稿もある。¹⁹ さらには山科家が応仁文明の戦乱を逃れた近江坂本での生活を紹介した下坂守氏と大塚活美氏の専論がある。²⁰ また山科言国の家族については瀬田勝哉氏が言国の長男定言を題材としている。²¹ さらに今谷明氏は山科言継の伝記を著している。²²

以上、山科家と山科七郷に関する先行研究の概略を述べてきたが、当家歴代の日記の記事が中世後期の政治・経済・流通・荘園経営・惣郷結合・文化など多方面にわたっているため、先学の研究や分析の視点も多岐にわたっている。

(3) 贈与に関する中世史研究の整理

一九七〇～八〇年以降活発になった社会史は、伝統的な歴史学において等閑視されてきた周辺の事象に光を当て、学際的な手法も取り入れて、社会の全体像を構築しようとするものであるが、中世史研究にも多様な視点をもたらした⁽²³⁾。とりわけ文化人類学における贈与研究の原点ともいえるモースの「贈与理論」は、日本中世後期に諸階層に盛行する贈与慣行の実態とその本質を問う視角に大きな影響を与えた⁽²⁴⁾。ここで文化人類学における「贈与論」とはいかなるものか簡単に整理してみたい。当分野における贈与研究の先鞭はマリノフスキーやモースのフィールドワークによってつけられた⁽²⁴⁾。マリノフスキーは南洋諸島の未発達な集団において、生活のための物品交換(ギムワリ)とは違う、儀礼的な物品交換(クラ)が存在し、特定な物品(貝の首飾りと腕輪)の贈与がある法則をもって繰り返されることで、異なる社会集団間の平和が維持されていることを発見した。一方モースはインディアンの氏族において、酋長が自己の富が払底するまで集団民に給付あるいは目前で破壊する競争的贈与行為によって、自己の地位と集団の秩序・財を構築する現象(ポトラッチ)を発表した。モースはこれらを含めた多くの事例から、①贈り物を与える義務 ②贈り物を受ける義務 ③返礼をする義務という三つの義務を贈与の概念として導き出した。つまり、二つの集団が出会った時、互いを信頼して贈与行為をすることで平和を維持するか、拒否して戦争になるかという局面で、①②③の義務が派生する、これがモースの「贈与論」の骨子である。桜井英治氏は、「後にゴドリエによって④神々(および神々を代表する人間)への贈り物の義務がつけくわえられた」と指摘し、この四つの義務を基軸として室町時代の贈与形

態を総括している。⁽²⁶⁾

モース以降の研究展開については、下川雅弘氏によって解説が加えられているので、それを援用してみたい。⁽²⁷⁾ モースが指摘した「贈与と平和」において、レヴィストロースは「贈与は平和的に解決された戦い」であり、その後の友愛関係を樹立するために相互婚姻が互酬的な関係として望ましい。そのために女性は最高の贈り物である」とした。⁽²⁸⁾

一方社会学の立場からは、ブラウが贈与の機能の二面性として、⑤友情を確立すること⑥支配を確立することを挙げている。⁽²⁹⁾ ⑤はマリノフスキーのクラを⑥はモースのポトラッチを意識している。⑥の場合の贈与は負担に転化しやすい。支配者の地位を与えられた者は民に利益と庇護を約束するわけで、その返礼として、給付された財以上の貢物を送るという「負担の義務」が生まれる。その関係をサーリンスは「互酬性(ギブアンドテーク)」という概念で解明しようとしたが、ファンバールは、贈答品の価値や贈り手と受け手の社会的地位の不均衡などによって、完全な互酬性の成立する社会はないとしている。⁽³¹⁾ またブラウは、⑤の友情を確立させるための贈与においても、⑦受け手は贈り手に対して道徳的な負い目が生まれ、それを解消するために返礼はなされると説明している。サーリンスはモースの③返礼の義務を⑧戦争の恐怖から来るものとしている。

贈与は①②③④の義務と⑤⑥の機能、そして返礼に対する⑦⑧の意識によって規定された全体的給付と言うことになる。これらの意識や概念は、日本中世後期の贈与慣行にも内包されるものである。以上のことを確認した上で、史実に照らし合せた日本中世史の贈与に関する研究を整理したい。

日本中世史の研究に「互酬性」という概念を組み入れて、年貢や公事の収取に対する民衆の意識を問い直したのは網野善彦氏である。⁽³²⁾ 氏は年貢納入は領主による勧農に対する返済を伴う契約形態と捉え、公事負担についてもそれに対して領主からの反対給付があったとする。保立道久氏は『今昔物語集』を題材に荘園制支配下の人的関係における饗応と贈与の存在を読み取っている。⁽³³⁾ 藤木久志氏も公事の分析を介して村と領主の間に結ばれていた上納と下行とい

う関係を検証した³⁴。

権力と政治秩序を維持する贈与と負担については、金子拓氏と森本昌弘氏のまとまった研究がある。金子氏は室町幕府と将軍である室町殿への「御礼参賀」や「御成り」の場でなされた饗応や贈与行為が、室町殿を頂点とする政治秩序に不可欠であったことや、守護権力への贈与としての礼銭や礼物が次第に収取の対象になっていく過程を論じた³⁵。また盛本昌弘氏は年貢や公事の負担を国家や領主からの一方的な収奪と捉えるのではなく、将軍への瓜の献上を一例に、贈答資源である瓜が莊園公事によって調達・運搬が担われていたこと、守護から室町殿に献上された瓜がさらに天皇に献上され、その後両者によって再配分されていたこと、贈答行為のもつ親和性を、賦課される莊園も承知し、合意していたことなどを検証した³⁶。同様の視点では、安田次郎氏の春日御宮祭の頭役の負担に関する論考もある³⁷。また贈答品の持つ社会的な意味を考察した水藤真一氏の研究や、盛本氏の別稿も興味深い³⁸。

次に贈与と賄賂の関係を論じた研究では田中浩司氏と笈雅博氏の論稿がある。田中氏は將軍権力の保護を受け、訴訟や文書発給などを有利に運ぶために、礼銭や礼物が恒常的に贈られていたこと、権門神社はその窓口である幕府奉行人を「別奉行」として抱え、彼らに日常的に金品を贈っていたことを東寺を例にとつて論じた³⁹。また笈氏も、訴訟を室町殿の裁許の場に持ち込む「披露」のためには幕府奉行人へ金品を贈ることが不可欠であり、それが奉行人の経済基盤をなしていたこと、当該期の訴訟制度において、手数料とも賄賂とも取れる金品の贈答が日常化していたことを明らかにしている⁴⁰。近世には「賄賂」とされる贈与慣行が、室町期には賄賂性を帯びずに受容されていたとの指摘は、当該期の時代特質を考える上で重要である。

一方、流通経済史を専門とする桜井英治氏は、市場経済が発達した中世後期における贈与と経済および貨幣を関連づける研究を蓄積している。氏は、官庫を持たない室町幕府の財政が、酒屋・土倉への税（酒屋役・土倉役）の賦課、あるいは有力守護大名へ課した守護出銭などによって賄われる「贈与依存財政」と定義し⁴¹、その背景には、裕福

な者が財を抛出することで徳を示す「有得思想」があったことを明らかにした。⁽⁴²⁾ さらに、贈答品の流通市場の存在や別人への流用および馬代・太刀代の代銭納により、贈与の領域に計算の觀念が入り込み、非人格性をもたらしたことを述べている。つまり、最初に目録に贈与金額を記したものを渡して置き、目的達成後に現金を納めるという「折紙銭」が日常化した。⁽⁴³⁾ 金子氏も元来は進物品の目録であった「折紙」が現銭に限られるようになった経緯を考察している。⁽⁴⁴⁾ 折紙については濫発ゆえの滞納も多く、幕府は「折紙奉行」を設置して催促に当らせたり、現銭の派生しない折紙交換による相殺もあった。桜井氏は債務証書あるいは約束手形的な折紙は十五世紀に盛行するが、やがて十六世紀に入ると消えてゆくと結論している。そのほか個別研究としては八朔の経済効果を考察した本郷恵子氏や唐物の贈答品としての経済的価値や機能を論じた関周一氏などの論稿もある。⁽⁴⁵⁾

以上、主に政治秩序の形成や経済に関わる贈与や負担、つまり支配を確立・維持する機能としての贈与の研究を概略してきたが、身分の上下に関わらない、双方向的な贈与慣行としての「訪い」（相互扶助）について考察した遠藤基郎氏の研究も重要である。⁽⁴⁶⁾ 氏は、中世の収取手段の一端を担っていた側面は否めないものの、収取体系下位者から上位者に奉るのが贈与一般であるのに対して、「訪い」は下位者から上位者になされたとしても、「訪い」＝扶助という本質においては、人と人のフラットな関係のもとに成立する贈与であると論じた。それは現代にもつながる普遍的な贈与、文化人類学の分野での「友好的な関係を築くための贈与」に通じている。中世史の贈与研究の多くが権力や政治秩序の維持に焦点を当てている中、遠藤氏の身分の上下を問わない贈与へのアプローチは有効であり、筆者の本研究の視点とも重なる。⁽⁴⁷⁾

(4) 研究の課題

以上、本研究の目的と先行研究の整理をしてきた。山科家と山科七郷に関する論考も、当家に残された記録の内容が政治、経済、流通、文化と多岐にわたるために、様々な視点の研究が集積されてきた。また贈与に関する研究も、贈与自身が高層の普遍的観念として社会のあらゆる局面を規定していることで、考察の視点も多様化している。本論が室町戦国期の山科家と山科七郷を巡る贈答を主題としている以上は、当家及び当郷が置かれた政治的、経済的、文化的状況を念頭に入れて、全体あるいは個々の贈与（贈答）行為を分析していかなければならない。そのために、贈答行為の起こる契機や目的の検証はもちろん、贈答資源の種類、調達方法、あるいはそれを負担する主体とその意識の分析も不可欠である。ともすれば支配体制や政治秩序を確立・維持するための贈与に関する研究が先行している現状の中、人間関係を友好に維持するための贈与行為の実態にも焦点を当てたいと考える。つまり、一つの「家」と一つの「地域」で、重層的に存在する贈答行為が、どのように重なり、有機的に機能したかを考察するのが本研究の課題である。それによって当該期の時代特質のさらなる解明の一端を担えると考えている。

注

(1) 互酬性は贈与・交換が成立する概念であるが、次の主要な著書に置いて考察されている。

M・モース『贈与論他二編』森山工訳、(岩波文庫、二〇〇九年・原文は一九二四年)・M・M・サリーンズ『石器時代の経済学』山内昶訳(法

- B・マリノフスキー『西太平洋の遠洋航海者』増田義郎訳（講談社学術文庫、二〇一〇年原文は一九三二年）
- (2) 伊藤幹治『贈与交換の人類学』（筑摩書房、一九九五年）
- 『贈与と交換の社会学』井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編集（岩波講座二六、一九九六年）
- (3) 注(1) M・モース前掲書
- (4) 伊藤幹治・栗田靖之編『日本人の贈答』（ミネルバ書房、一九八四年）
- (5) 『教言卿記』応永十二年～応永十七年（二四〇五～二四一〇）
- 『教興卿記』応永十七年～応永二十四年（二四一〇～二四一七）
- 『山科家礼記』応永十九年～明応元年（二四二二～二四九二）
- 『言国卿記』文明六年～文亀二年（一四七四～一五〇二）
- 『言継卿記』大永七年～天正四年（一五二七～一五七六）
- （以上は群書類従刊行会により刊本となっている）
- 『言経卿記』天正四年～慶長十三年（一五七六～一六〇八）
- （岩波書店により刊本となっている）
- (6) 『日本中世の村落』大山喬平・馬田綾子校注（岩波文庫、一九九六年）
- 原著は一九四二年に刊行されたが、著者は研究半ばにして、一九四七年シベリアの捕虜収容所で生涯を閉じた。その後大山・馬田両氏の編集と校注により、日本中世史の名著として復刻されたが、岩波文庫版には全ての論考が収載されていない。
- (7) 「内蔵寮経済と供御人」（『史学雑誌』四九一八・九、一九三八年、のちに小野晃嗣『日本中世商業史の研究』法政大学出版局、一九八九年に所収）
- (8) 白井信義「治世の交替と廷臣所領の転変・山科家の係争」（『日本歴史』二五三、一九六九年）

- (9) 飯倉晴武「山城国山科七郷と室町幕府」(豊田武還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』吉川弘文館、一九七三年)
- (10) 田端泰子『中世村落の構造と領主制』(法政大学出版局、一九八六年) 所収論文。
「徳政一揆に関する一考察」(『中世の権力と民衆』創元社、一九七〇年)・「室町期の荘園領主と農民」(『京都橘女子大学研究紀要』四、一九七六年)
- (11) 注(10) 田端前掲書二一六～二一八頁
- (12) 百瀬今朝雄「文明十二年の徳政禁制に関する一考察」(『史学雑誌』六六―四、一九五七年)
- (13) 菅原正子『中世の公家の経済と文化』(吉川弘文館、一九九八年)
- (14) 菅原正子『中世の武家と公家の「家」』(吉川弘文館、二〇〇七年)
- (15) 志賀節子『中世荘園制社会の地域構造』(校倉書房、二〇一七年) 所収論文。
「山科七郷の徳政一揆」(『日本史研究』一九六、一九七八年)・「戦国初京郊外山科における領主と村―政所・五十嵐方・好子屋」(『日本史研究』五〇四、二〇〇四年)
- (16) 「山科東庄の地下百姓と山科家代官大沢氏」(細川涼一編『生活と文化の歴史学七 生・成長・老い・死』竹林舎、二〇一六年)
- (17) 藤木久志『戦国の村をゆく』(朝日選書五七九、一九九七年)
- (18) 勝俣鎮夫『戦国時代の村落』(『戦国時代論』岩波書店、一九九六年)
- (19) 後藤みち子「官司請負の「家」と女性―山科家の場合―」(『日本歴史』五九〇、一九九七年、のちに『中世公家の家と女性』吉川弘文館、二〇〇二年に所収)
- (19) 小林善帆「中世後期文化の―様相・山科家の日記に見る「花」」(『京都橘大学女性歴史文化研究所紀要』六、一九九七年)、小森崇弘「山科家と「たて花」―中世末期公家社会の文化史的考察」(『立命館史学』二六、二〇〇五年、のちに小森崇弘君著書刊行委員会編『戦国期禁裏と公家社会の文化史』、二〇一〇年に所収)

- (20) 下坂守「坂本の寺家御坊と山科家」(木村宏至編『近江の歴史と文化』思文閣出版、一九九五年)、大塚活美「室町時代中期の坂本のくらし点描―山科家の日記から」(『朱雀』一四、二〇〇三年)
- (21) 瀬田勝哉「ある青年貴族の異常な死―父山科言国の日記から」(『洛中洛外の群像―失われた中世京都へ』平凡社、一九九四年)
- (22) 今谷明『言継卿記―公家社会と町衆の接点』(そしえて社、一九八〇年、後に『戦国時代の貴族』講談社学術文庫、二〇〇二年として再刊)
- (23) 『日本の社会史』全八巻(岩波書店、一九八六―八八年)
- (24) 注(1) モース前掲書
- (25) M・ゴドリエ・永山昶訳『贈与の謎』(法政大学出版社、二〇〇〇年)
- (26) 桜井英治『贈与の歴史学』(岩波新書、二〇一一年)
- (27) 下川雅弘「贈与論と日本中世史研究」(『史叢』七七、二〇〇七年)、「歴史学における贈与・交換の研究視角―日本中世史を事例として」(『駒沢女子大学研究紀要』一七・一八、二〇一一年)
- (28) C・レヴィストロース・馬淵東一・田島節夫訳『親族の基本構造』(番町書房、一九七七年、原文は一九四九年)
- (29) P・M・ブラウ・間場寿一ほか訳『交換と権力』(新曜社、一九七四年、原文は一九六四年)
- (30) 注(1) サリーンズ前掲書
- (31) J・ファン・パール田中真砂子・中川敏訳『互酬性と女性の位置』(弘文堂、一九八〇年、原文は一九七五年)
- (32) 網野善彦『中世の民衆像』(岩波新書、一九八〇年)、「未進と身代」(網野善彦ほか編『中世の罪と罰』東京大学出版、一九八二年)、「中世の負担大系」(永原慶二ほか編『中世・近世の社会と国家』東京大学出版、一九八六年)
- (33) 保立道久「荘園制的身分配置と社会史研究の課題」(『歴史学研究』三八〇、一九八〇年、のちに『物語の中世』に「説話「芋粥」と荘園制支配」として所収、東京大学出版会、一九九八年)
- (34) 注(16) 藤木前掲書

(35) 金子拓『中世武家政権と政治秩序』（吉川弘文館、一九九八年）

なお、以後の足利將軍の贈答儀礼についての論考として、下川雅弘「足利義教晩年の贈答儀礼」（『駒沢女子大学研究紀要』一六、二〇〇九年）がある。

(36) 盛本昌弘『日本中世の贈与と負担』（校倉書房、一九九七年）

(37) 安田次郎「祭礼を巡る負担と贈与」（『歴史学研究』六五二、一九九三年）

(38) 水藤真一「贈答・饗応の品々、そして年中行事」（『国立歴史民俗博物館研究報告』六六、一九九六年）、盛本昌弘「贈答と宴会の中世」（吉川弘文館、二〇〇八年）

(39) 田中浩司「中世後期における「礼銭」・「礼物」の授受について―室町幕府・別奉行・東寺五方をめぐって」（中央大学『経済学論纂』三五―四、一九九四年）

(40) 寛雅博「饗応と賄」（『日本の社会史四 負担と贈与』岩波書店、一九八六年）

(41) 桜井英治『室町人の精神』（日本の歴史四、講談社、二〇一〇年）

(42) 桜井英治「日本中世の贈与について」（『思想』八七七、一九九八年）

(43) 桜井英治「折紙銭と十五世紀経済」（『中世人の生活世界』山川出版社、一九九六年）、注（26）桜井前掲書

(44) 金子拓「進物折紙考―室町時代における贈与交換の側面」（『古文書研究』四三、一九九六年、のちに注（35）前掲書第五章に所収）

(45) 本郷恵子「八朔の経済効果」（『日本歴史』六三〇、二〇〇〇年）

関周一「唐物の流通と消費」（『国立歴史民俗博物館研究報告』九二、二〇〇二年）

桜井英治「御物の経済」（右に同じ）

(46) 遠藤基郎「中世における扶助的贈与と収取」（『歴史学研究』六三六、一九九二年）

序 論

(47) 日常の贈答行為を維持することによって、自己の存立基盤の保証や危険回避につながる事例も、広義の「訪い」と定義つけるなら、次

の論考も挙げる。

石田晴男「『天文日記』の音信・贈答・儀礼から見た社会秩序」(『歴史学研究』六二七、一九九二年)、下川雅弘「『山科家礼記』にみる贈答とその機能」(『日本大学文学部人文研究所研究紀要』七五、二〇〇八年)

第一編 中世後期の柿の流通と生産活動

——山科東庄との関連において——

はじめに

具体的対象に即して、歴史的考察を行うことに意義があるとすれば、それは奈辺にあるのだろうか。そのことに応えるのは容易でない。また、その試み自体、成功するとは限らない。なぜなら、ものそれ自身は歴史的存在ではないからである。しかし、もしそのものが、現代の生活になお関わっているのなら、その歴史的推移を考察することによって、ある時代の様相を具体的に再現させることはできるだろう。

柿という樹木は、古代より現代に至るまで、その広汎な利用法と加工法をもって我々の生活に多大の恩恵を与えてきた。果実の食用のみならず、多様な洪の用途を考え合わせると、柿は数ある樹木の中で、最も身近な、生活樹とも言える。^①しかし、我々はその歴史的経緯（発展段階）を顧みるに余り熱心ではなかった。歴史学における関連研究は管見の限り見出せない。^②その理由として史料の希少性が挙げられる。少なくとも、近世に入り、自営農民の生活を補う換金作物として全国的に栽培され、やがて、「小物成り」の名で課税対象として明確に認識されるようになるまで、柿に関する史料は、極めて断片的かつ少量である。^④しかし前述のごとく、近世に換金作物として広汎に普及していく前段階として、中世後期の京都近郊に着目し、柿を中心とすると果樹栽培の実態を究明することは、当時の生産力の発展と、

それと密接にかかわっている分業・流通の発展状況を部分的ではあれ実証できるという点において有効と考える。⁵⁾

さて、柿に関する一定度の記述は中世後期を待たねばならない。この事は商品作物としての柿の栽培・普及を考える上で重要な示唆であると考ええる。そこで、近世に入り渋柿の特産地として『雍州府誌』⁶⁾に登場する京都近郊の山科七郷に着目し、当地の柿栽培の成立過程を考察するとともに、中世を通して急進的な消費および経済都市であった京都へ向けての流通実態といった柿の動きを具体的に検証してみたい。

幸い、山科七郷に関しては、魚名流羽林家に属し、内蔵頭を家職とした公家山科家当主の記録『教言卿記』『言国卿記』『言継卿記』と自家の名字地の膝下莊園、山科東庄（大宅郷）の代官である家司大沢久守を主な記主とする『山科家礼記』などの史料が残されている。⁷⁾これら一連の日記は断続的ではあるが、ほぼ室町全期にわたる。なかでも『山科家礼記』は中世惣村における在地（郷民）の動向を直接、詳細に知りうる唯一の史料と言ってもよく、応仁文明の乱を画期とする畿内村落の特質や室町幕府の政治体制の変遷、および当該期の公家の経済状況を考察する上でも不可欠であり、本稿でも主要分析史料としている。

その方法としては、在地側に視点を据え、領主山科家への貢納品目である「柿」に焦点を当て、中世の物流の三形態である収取・販売・贈答の中における位置付けを行い、柿を中心とした果樹栽培の実態の検証を試みる。そして、それにより、当該期の山科郷民の経済的自立を前提とした生産活動を考えたい。なお、山科家と山科七郷に関しては、諸先学による数多くの研究があり、中世後期の時代様相を考察する上で政治・経済・文化のあらゆる角度からの検討がなされてきた。とりわけ本稿で取り上げる山科東庄は、田端泰子・菅原正子・志賀節子等の諸氏によって綿密な分析がなされ、当該期の畿内惣村の村落結合の実態や農民層の構造、あるいは莊園公領制の解体が進む戦国期の領主経済の実態が明らかにされて来た。⁸⁾

第一章 柿の貢納システム

第一節 山科郷と柿

近世に入り、寛永十五年（一六三八）刊『毛吹草』⁹には山城国の特産品として、山科の渋柿が挙げられている。又、続いて貞享三（一六八六）年刊『雍州府志』にも、「然宇治郡山科七郷特多矣土人初秋柿未熟時採之、盛籠売京師、買之者去其蒂春杵之以布囊搾取其油是謂一番渋」のように詳述され、山科の農民が、未熟な青柿を籠に盛り、八月（九月に京の市中で販売する様子を知ることができる。山科七郷と明記される程、渋柿の産地だったのである。同書に記載の柿渋用途は、防水材・防腐材・糊材・強固材・染料の他に漆器の下地塗料と多岐にわたり、更には漆の代用品として、日用雑器にも幅広く塗布されていた。中世においても、自宅の柱や梁に塗り込んだり、文書保管用の皮籠の塗装、保存包装用紙として日常の必需品であった。¹⁰

山科盆地の植生の特徴は、山裾や小丘陵に竹林があることである。¹¹中世には山科（醍醐）宇治に続く山裾には広汎な竹林の展開が見られた筈である。山科東庄は御所山へと続く後背地に竹林を擁する地であった。当地が近世末まで山科家を介して禁裏へ三毬丁の竹を献納したのも、山科盆地の地形と植生条件からで、地域一帯は洛中の竹の供給地であった。かかる場所の土壌は山柿と呼ばれる小粒の渋柿の栽培に適していた。安政年間の『広益国産考』¹²には、「山にて畑にならざる地」に「渋柿を多く植うべし」とし「かくの如く心がけなば一ヶ年に拾両廿両の金子は不毛の地にとり入るべし」と、近世末にあってもなお、百姓に貨殖の対象として小渋柿の栽培を奨励している。

元来、山科家にとって東庄は唯一の膝下荘園で、田端泰子氏の分析によると、不安定な遠隔地荘園からの代銭納に

比し、現物を調達できる利点からも、その存在は重要であった。食料品に関しては、米・大豆といった自家消費的品目と並んで、四月～七月にかけて筍・岩梨・楊梅・枇杷や九月には栗が貢納されていた。¹³ 分けても、当主教言の代より義務付けられていた秋の栗貢納は、禁裏・宮家への進物品として活用されるが、時代が進むにつれ言国の代には山科家の特徴付ける贈答品として、多方面へと贈られるようになる。このように東庄は山稜を利用した数種の果樹の栽培を手掛けつつ、やがて商品作物として有益な渋柿の栽培を村落の生産活動として選択していくのである。

第二節 東庄の柿貢納

領主山科家に対する山科東庄の柿の貢納が恒常的になるのは、史料上では、応仁文明の乱終結後の文明十二（一四八〇）年からである。¹⁴ それ以前には、教言の晩年、応永十二（一四〇五）年より三ヶ年連続で、丹波山国庄小塩保よりの柿貢納が見られる。貢納日（九月五日）から見て、重陽の節句の節季貢納である。¹⁵ しかし、応永十九年九月の『山科家礼記』にはもはや記載されておらず、この間に小塩保は山科家の知行を離れたと思われる。¹⁶

それでは、山科東庄の柿貢納について考察してみよう。文明十二年以降、当庄が幕府御料地として山科家から接收される天文十七（一五四八）年まで貢納日は、全て八月一日である。¹⁷ つまり東庄の柿貢納の起源は八朔祝の品目に位置づけられる。

八朔祝とは、陰暦の八月一日に、各階層間で、贈答品を取り交わす習慣で、淵源は、農耕における予祝、収穫に向つての農作業の相互扶助に求められ、現在でも各地に様々な風習や贈物の習慣を残している。¹⁸ 成立年代が確定できないこの行事も、大略的には農村社会↓武家社会↓公家社会¹⁹という文化的上昇の過程を経て、室町時代に幕府の年中行事として儀礼化したとされる。²¹ 元来、豊作を祈る八朔祝の行事も、公家化した室町時代の武家層においては、行事の本質的部分から離れて、主従間の秩序を贈答儀礼を以て象徴する働きを為し、広汎に定着していったのである。中世後

期の時代特質を「贈答」というキーワードで捉える時、八朔の贈答習慣を外すことはできない。個の時代は種々の贈与慣行が年中行事や儀礼として、社会全般に敷衍、浸透した。山科家も既に教言の代より、禁裏や室町將軍に対し、「御憑」と称する種々の品々を贈り、返礼を受けている。²²山科東庄においても、すでに康正三（一四五七）年に本所山科顯言への八朔進上が初見され、応仁二（一四六八）年の段階で「政所例年餅出候也」とあるように、八朔貢納は定例化していたが、柿はその品目に未だ登場していない。従って応仁二年より文明十二年の間に当庄の柿栽培は大きく発展したと推察する。何れにしても、八朔祝は領民から領主への進物が恒常的な貢納へと転化してゆく契機でもあった。では、史料から柿貢納の実態を分析してみよう。

「東庄より上色々、二郎兵衛かき一・もちい一こ・たる

一、二郎衛門同前、彦七かき一こ・たる一、禪宗もちい一こ・かき一こ、林ゑもんなわ、野口なわ、大郎さへも
んもちい一はち」

（『山科家礼記』文明十二年八月一日条）

形態としては、七名の個別貢納であるが、品目・量に大差はなく、柿は計四籠である。貢納者は、東庄五名、野口（野村郷）二名である。予備軍も含めて全て村落上層の「おとな」である。その内二郎衛門は当庄の政所である。²³つまり東庄を代表する複数者が、八朔に餅と共に柿を貢納することは、柿栽培が村落全体の生産活動として認識されているということである。野村郷にある野口名の名主弥四郎は七月に洪用柿を貢納済みである。²⁴大郎さへもんは後の延徳期に七郷柿売りとして登場する。²⁵野村は康正三年に洪用柿を納めているので、この段階以前に野村郷には柿栽培が展開していたと見なされる。従って東庄の柿栽培は、野村郷の後続栽培と言え、山科七郷全体の生産活動の一部であった。

柿貢納者をさらに考察するためには、同年九月六日の栗貢納者との比較が必要である。前述の如く栗は応永期より、山科家にとって、明確な収取対象になっていたが、量的推移や貢納者内訳は不明確である。²⁶ その意味で、山科家筆頭家司で東庄代官でもある大沢久守によって、柿と軌を一にして、その内容の詳述が始まる文明十二年は注目すべき年である。栗の基本栽培地は御所山の麓、当庄鎮守の東岩屋神社の周辺の林と推測され、大篁・林殿・大峯等の応永期以来の栽培地に、後の新開地を加えた数ヶ所である。御所山は後白河御起請地として御影堂を擁する、山科家代々所々の山林で、柴刈・草木採取・材木・竹伐採など全東庄民の生産活動の場としても不可欠であった。山科家に貢納される前述の節季の品々は殆ど御所山の産物であろう。山科家にとって御所山の維持管理は重要項目であった。従って、志賀節子氏も指摘されるごとく、東庄代官大沢氏の管轄下、五人の山守衆による共同管理が嚴重に為されていた。²⁷ 山守衆の構成員は政所も含む村落上層民のおとなであり、正月四日の山の口開きの祝餅や山代の徴収、又数年に一度の「うり年」には樹木伐採権の入札等に携わっていた。²⁸

同年の栗貢納者が十一名と柿貢納者より多いのはおとな層に加えて山守衆や御所山裾の東岩屋社や大沢寺などの寺庵を含む栽培関係者で構成されているからであろう。内訳としては、おとな層の三郎兵衛・二郎衛門以下、彦七・彦二郎・林衛門・禪宗・南年寄、山守衆²⁹でもある三郎兵衛・二郎衛門・彦七や、林衛門・禪宗、寺庵・清範やカキウリ（柿売³⁰）に概ね整理できる。つまり栗貢納者の中心はおとな身分に加えて山守の身分を有していた者と言える。各担当栽培地の貢納量³¹の多寡に従えば三郎兵衛が筆頭山守であり、彼等は東庄の柿貢納者の五人と重なるのである。この事は、岩梨や楊梅といった他の果樹同様、柿栽培が栗栽培と同地区にも設定された可能性を示唆する。柿貢納者は山守衆としてまさに東庄を代表する最有力者であった。この場合彼等は、史料には見えない地下の直接栽培者から四籠分の柿を、買栗同様購入した可能性も考えられる。

大篁という地名自体が元来竹林であったことを意味する。とすれば東庄の果樹栽培は竹林周辺を利用する形で始まっ

たといえ、十五世紀初頭に山科家から設定された栗栽培地周辺に、遅れること半世紀、東庄民は貨殖の対象として積極的に柿栽培を展開させていったと推測する。そのことが明確に読み取れるのが文明十二年であった。しかし、八朔貢納は収穫の予祝性を中心が置かれていたことと渋柿は贈答品になりにくいことから、東庄産の柿は栗とは違って、収取対象にならぬまま、天文年間まで、村側の主体的な定量貢納が維持された。先行していた八朔貢納に組み込まれた柿であったが、山科家にとっては同時に添えられる「栗枝」³²の方が来るべき秋の栗年貢の確認としてはるかに意味を持っていた筈である。

第三節 柿貢納の特質性

東庄側にとって、八朔貢納と栗貢納は本質的に違う意味を持っていた。どちらもほぼ同一の東庄代表者によって担われていたものの、八朔の進物行為の中に登場した柿は、ある時期より貢納が義務付けられたにしても、領主側からの一方的な要求の品目ではない。それだけに貢納する側の主体性が現われ、そこに村落固有の生産活動を読み取る事が可能であり、結果としては当地固有の商品作物として近世に繋がっていったと考えられる。³³

文明十二年に八朔貢納された柿は、山科家内で自己消費されていたらしく、他家への贈答品に供された形跡はない。又長享二（一四八八）年、東庄代官大沢久守以下、各家僕への配分量から、一籠宛六十個〜百個の柿であった。

一方「栗」は田端泰子氏の指摘のごとく、³⁵領主側から恣意的に設定された品目で、各貢納者が買栗を追加貢納していることから、その特質は明確である。³⁶山科家にとって、栗進物の何よりの利点は、一度に多人数に贈れること、その後も保存可能で長期間活用できる点にあり、賞味期間の短かい柿とは大きく相違する。栗の融通性は、随時・臨時の進物に適していたのである。³⁷

故に山科家にすれば、栗に関して贈答に耐え得る品質かどうかの問題であった。³⁸東庄側も貢納した栗の贈答先を知

悉することでのこの負担システムを受容したのである。彼等の献上先の禁裏への帰属意識にもつながる貢納であった。当家の栗進物に関する贈答先の推移や多様さの時代的意義付けは改めて別稿で論じたいと思うが、概略的には長享・延徳期をピークとしてその規模が縮小して、やがて言継の代には消滅の方向に向かう。元来、山科家の一方的な要求に任されて成立した栗貢納は、戦国期の入口における荘園公領制の動揺・崩壊が進む中、山科家の衰退と呼応する形で、史料の上からは消えてゆくのである。³⁹ 東庄の栗はその後の商品作物として流通に乗せうる程の発展は見られない。文明十二年という年は、柿栽培にとつては、商品作物として発展してゆく始点であり、栗栽培にとつてはピークに近づきながらも結局、商品化には至らぬ運命を辿る年であった。山科郷民は経済的自立のために、「柿」を選択したのであった。

第二章 柿とその流通

第一節 東庄の流通体制

東庄を含む山科七郷の柿はいつ頃より商品作物化して流通に乗ったのであろうか。中世の商業の形態及び流通の段階的發展に関する諸先学の研究成果⁴⁰に屋上屋を重ねることになるが、敢えて、ある生産物が商品化され得る条件を挙げるとすれば、次の三点であろう。

条件① 供給源としての生産地

条件② 需要源としての消費地

条件③ ①と②を結ぶ流通体制

穀類を除く農産物に限ると、①と②の隣接関係、②はある程度以上の規模と主要構成員が直接生産者でないこと、

つまり都市であること、③においては、交通路の確保と①と②を往還できる販売人の存在が不可欠である。特に蔬菜や果実等は鮮度の問題からも、同一地域内の自給自足的流通を脱することが困難であり、むしろ②を前提に①が派生すると言える。

山科七郷は、何より中世最大の都市京都の近郊農村であること、交通の要所に位置すること（大津―京都ルート、大津―宇治―奈良ルート）の両点から、直接生産者の郷民自身に、これらの街道上や京都に出向いて、商業活動に従事する条件③が備わっていた。即ち、②と③に恵まれた結果として、山科七郷が①として成立、更に地形的条件下、商品作物の一つに渋柿が選択されたのである。

従って東庄産の柿の流通化は村落全体の生産活動としての栽培の定着とそれに伴う貢納化と密接に結びつく。つまり前述の通り、応永期段階での栽培未発達状況を起点に、野村郷野口名の先行貢納が所見される康正年間を経て、文明期の八朔貢納の定例化を背景として、その品目に柿が加わる文明十二年には商品作物化されていたと考えたい。またこの間、応仁文明の乱による京中の流通の混乱と市場の疲弊及び文明九年の京都における乱終結に伴う流通の再稼動という画期が挟まれていることに留意すべきである。この大乱を東軍の戦力として惣郷ぐるみで潜り抜けて来た山科七郷民は、京における乱終結を画期として、漸次再稼動した洛中洛外市場へと七郷全体で参入して行くのである。文明九（一四七七）年の山科家雑掌大沢久守が山科郷民に発給した商売札全五三九枚は、その裏付けである。⁴³久守は、当主内蔵頭（兼職御厨子所別当）を補佐する御厨子所目代の地位にあり、洛中洛外辺土の供御人を統制、支配する権限を以って郷中の商業従事者にも、公事銭を課し、関銭免除と市中販売許可の特権を与えた。この内、東庄の札数は五八枚で、東庄の在家数ほぼと一致する。⁴⁴この事は階層を問わぬ全住民が、以前より何らかの商業活動に就労していたことを意味する。

かかる郷内既存の商業従事者に対する、把握・統制は領主側から見れば、応仁文明の乱後の時代状況に対処する為

の、経営方針の転換とも言える。要するに、地方荘園収入の激減を補完する為に、残る二つの道を選択したのである。⁽⁴⁵⁾それは既存の供御人に加えて、御厨子所における職権を利用し、創出された新規供御人と山科郷民からの営業課税⁽⁴⁶⁾（公事銭）と、内蔵寮率分関の再開と運営⁽⁴⁷⁾、それに伴う流通課税（関銭）徴収であり、両者は、当家の財政立て直しの二本柱であった。⁽⁴⁸⁾

第二節 延徳期の柿相論

山科七郷では、文明九年の段階で、郷民の大半が商業活動に参入していた訳であるが、柿は如何なる形態で流通していたのか。山科七郷の柿売りの実態を表す次の史料がある。

史料 A

七郷柿ウリノ事、下六條もの十かと、め候、高橋又二郎も同道候、郷中十人ものとも注進候也、小北二郎大郎、大宅いや三郎、小北二郎九郎、野口与五郎、大南源内二郎、なきの辻ちふ、野口さへもんだ郎、小北けん五郎、小北ひこ大郎、にしなこうち彦五郎、此彦五郎ハ九月廿六日二同日野ニテカイ候ヲミツケ、日野、ハ、のゑもんか所へおいこミ候もの也、小栗栖了しゅん、下の二郎ゑもん所へ七郷人々出来、ミナかわれ候よし候也、注進候也、

（『山科家礼記』延徳三年十月六日条）

内容は、延徳三（一四九二）年、山科七郷の柿売り十人が、京都下六条の柿売りに、柿十荷を差し押さえられ、販売活動を停止させられた上に、大沢久守の所へ十人の交名を注進されたというものである。

七郷柿売りは集団として存在し、渋谷街道を往還して京の下六条周辺で、販売活動をしてきたと見られる。そして彼等は、御厨子所役人とみられる高橋又二郎に引率されていた。⁴⁹恐らく七郷柿売りは、山科家交付の商売札を所持していたのだろう。

下六條には、そこを拠点とする同業者の存在があり、彼等にとつて、七郷柿売りの販売は営業妨害だとの認識があった。しかも両者の相論は、単に販売場所の問題に留まらず、商品の仕入れ先と商品買占めにも及んでいる。つまり、この相論は七郷柿売りが、九月二十六日に、日野・小栗栖で柿を仕入れたことに端を発しているのであり、周辺の栽培農家の柿を買占めんとする七郷柿売りと、仕入先が同一の下六条の者との恒常的な対立があつたことを示唆する。七郷柿売りは、自郷産の柿のみならず、近郷の柿を集団で独占買付けする程の販売規模を有していた。

十人の階層は地下の栽培者か販売専業者或いは兼帯者と思われる。東庄の弥三郎は文明十二年の栗貢納者の「柿売り」の可能性が強く、「貢納者―栽培者」は「おとな―地下」の構造を反映する。この相論は、以後請売り禁止を条件に、下六条商人より、柿十荷を、不承不承返却されて落着する。事実、大沢久守は七郷のおとな達に、その旨通達している。⁵⁰この相論の争点は七郷商人の仕入先の越権行為にあり、当該期の山科盆地における地域毎の柿栽培の競合を示すものである。

史料Aから類推するに、七月にまず七郷内の自分達の青柿を渋用途として、洛中周辺部にて販売し、九月～十月にかけては、小栗栖や日野周辺に集在する栽培農家から買い付け、京市中で商っていた。何れにしても、七郷の柿栽培が、貢納においても、販売においても、おとな層に統括されていた事は疑いない。この段階で、「下六條もの」が、如何なる存在形態か特定はできないが、日野・小栗栖周辺の七郷商売人に対応する販売集団と考える事も可能である。⁵¹

第三節 天文期の果物相論

その後、山科七郷柿売りに関する記述は、山科家の記録には見出されないが、彼等の推移を知る手掛かりとなる次の史料が残されている。

史料B

祇園社犀鉾神人等柑類座中申状

右子細者、号菓子商売事、有洛中、洛外其外立所、当座中外者無他之者商売処、毎度山科郷民等、号諸役免除猥致売買之條、去天文四年、為御糾明難被成問状御奉書、依無其理、終不罷出問、任座中理運之旨、被成下御下知訖、然今度彼郷民等余恣商売仕條、商売物給置候、殊醍醐笠鳥入乱果物買取事、古今無之、前代未聞次第也、動 禁裏様へ訴詔申上事無謂、座中も致朝役事無紛、御すゑの高橋殿御存知之儀也、所詮、任天文四年御下知旨、可停止非分商売趣、重而被成下御下知者、忝可畏存、次申上儀若偽申者、被任御法、可預御成敗者也、謹言上如件

天文九年十月 日

〔室町幕府賦引付〕 天文九年十月

延徳三年の相論（史料A）から半世紀を経た天文九（一五四〇）年に、再び七郷商人と、今回は身分が明確にわかる祇園柑類座中との相論が表沙汰になり、訴訟に発展したのである。柑類座は蜜柑等の果実を売る座で、祇園社に属し、犀鉾神人と称し、祇園祭礼における犀鉾をかつぐ役を以て奉仕していた²²。その代償に洛中洛外での販売権を保証

され、営業の独占化を計っていたと思われる。彼等は、延徳期の七郷柿売相論に登場した「下六條もの」との類似性も高い。史料中の山科郷民と称される集団は、延徳期の七郷柿売り集団の延長線上に位置し、蜜柑等の「菓子商売事」を営み、柑類座の営業権を脅かすほどの存在であった。

訴訟の争点は、山科郷民の洛中洛外における営業活動のみならず、むしろ中心は「古今無之、前代未聞次第也」の如く、醍醐の笠取山地一帯の栽培農家へ集団で押し寄せ、仕入れ蜜柑の買占めを行なう七郷商人の糺弾にこそあったと思われる。「醍醐笠鳥江入乱果物買事」という座中の非難も、当地が、彼等にとつての商品仕入の拠点だったことを意味する。洛中洛外での販売権のみならず、仕入れ先の独占権をも主張する当時の座の実態が浮上する。留意すべきは史料Aと史料Bの争点はともに、販売地と商品仕入地の競合であり、延徳期の相論の増幅されたものが、天文期のこの相論なのである。

訴訟は、既に天文四（一五三五）年にも発生しており、何れも柑類座の勝訴となった。山科郷民は市中商売に合法性はないと認識していた⁵³。にも拘わらず、七郷商人は、山科家が認可した供御人的立場を盾に、「諸役免除」の特権を主張し、自己の商売の正当性を主張していた。これは、同様に祇園社への奉仕を以て自己の特権を主張する柑類座への同一対抗手段である。柑類座も本来の所屬に加えて御厨子所にも朝役を納め、更なる営業権の強化と他者の介入阻止をはかっていた。管轄者は同じ小預高橋宗頼である。裏返せば、荘園公領制崩壊の進む中、本所権の衰退著しい寺社権門に対して、自らの営業権を維持する為の座中の処世術でもあり、幕府へ直接訴訟する動きと呼応する。山科郷民の営業妨害もさることながら、座の排他的独占権も問題にされるべきであろう。

この相論の結末は如何になったのであろうか。幕府の裁許状に従い、七郷商人は、自らの商業活動を自粛したのであろうか。『言継卿記』天文十一年正月十一日条の紙背文書にも柑類座中が山科郷民を訴えている記述があるので、矢張り、依然として七郷商人の菓物商売は、続いていたものと見て間違いないだろう⁵⁴。逆に、柑類座も、天文十三（一

五四四)年に、鳥三座より、営業権侵害を訴えられている。⁽⁵⁵⁾

この様に、座商人同志も、自己の権利を主張しながら、互いの権利を侵す形での商品販売を手がけており、本来の取扱い品とは異なる商品も販売する事で、経営規模の拡大を計っていたのである。

かかる状況下、座商人の理不尽とも言える営業権の主張に対抗しながらの七郷商人の果実販売は、文明、延徳期を経ての、彼等の歴史的到達点として評価したい。そして、それを発展せしめたものの一つに、柿販売があった。

狂言『柿山伏』には、果樹園を経営する柿主が登場する。また同じく『合柿』では、宇治の彼方^{おちかた}(現在の宇治乙方町)の柿栽培者が毎日奈良街道を上り、都で商売をする。⁽⁵⁶⁾彼の運ぶ柿は献上品となる高級品種の木練^{こねり}という甘柿であった。七郷柿売りのみならず、宇治の産地の柿売しも又洛中へ販売に向いていた。通行人が、「進上物か、ただし商売物か」と問うくだけは、当時宇治産の柿が高級な贈答品として位置づけられていた事を示す。山科郷の洪柿と対照的である。この様に、天文期には、山科から、日野・醍醐・宇治へと続く山麓地帯では、柿をはじめ、楊梅⁽⁵⁷⁾・蜜柑・枇杷・栗・梅などの多様な菓樹の栽培地が広がり、隣接する大消費地京都の一大供給地として、言うなれば、フルーツラインとも言える光景を見せていたのである。

第三章 贈答と柿

第一節 贈答品としての柿の品種

桜井英治氏が指摘するように、日本中世の時代的特質として多様な贈与行為を挙げることに異論は無いだろう。⁽⁵⁸⁾それが単に中世に留まらず現代に至ってもなお慣行化され、日本の社会の人間関係を規定する要素であり続けているこ

とも問題である。⁽⁵⁹⁾

古今東西、贈答は人間の普遍的行為である。文化人類学においては、「人は何故贈り物をし、受け手は何故、返礼を義務付けられるのか」という疑問の解明を主要テーマに実証的研究が集積されてきた。⁽⁶⁰⁾ その結果、贈与行為における「互酬性」、「呪術性」、「物に宿る神性」などの概念が抽出され、柳田国男以来、日本民俗学が追及してきた贈答研究にも取り入れられ、その学問的視野が拡げられてきた。また、日本中世史においても、「互酬性」が注目され、封建的主従関係の中の、身分秩序や年貢収取システムを論ずる上での新しい視座として組み込まれた。⁽⁶¹⁾

山科家の一連の記録を、応永期より、天文期までのおよそ一七〇年間、柿に関する記述だけ拾い上げていくと、大半が贈答の場に登場することに気付く。そしてその柿は二種に限定される。それらは、木練、樹淡こわり きさわしといった結実甘化の甘柿と、渋柿ではあるが樹上で熟化させ渋が抜けた熟柿とよばれる柿である。収穫時期は木練が八月から九月の初秋、熟柿が十一月の晩冬と異なり、熟柿は木練に准ずるものとされていた。元来、果実はそのまま賞味できる嗜好品として、古来より贈答の対象であったが、甘味において優れている柿は砂糖が登場する天正期、普及し始める慶長期に入っても貴重な甘味食品であった。⁽⁶²⁾ 『農業全書』⁽⁶³⁾ にも「柿ハ上品の菓子にて、味ひ及ぶものなし」とあり、贈答品としての価値を裏付けている。

日本特有の品種とされる甘柿だが、中国最古の農書『齊要術』⁽⁶⁴⁾ には、「柿有樹乾者」（乾は甘の誤写）の記述があり、樹淡と思われる柿が六世紀の段階で中国に存在していた事が確認できる。⁽⁶⁵⁾ 現在の中国に甘柿がないのは、柿が樹上で結実甘化するためには、気候、土質、日照時間など複数の条件が揃うことが必要な為、厳冬の華北地方、高温多湿の華南地方何れの地にも、甘柿は漸次淘汰され、渋柿が選択されたと思われる。従って、木練柿が中世に、京都の地にて、史料の上で所見されるのは、偶然ではなく、生育および甘化条件を満たす地域であったことを意味する。⁽⁶⁶⁾

また応永期成立とされる『庭訓往来』⁽⁶⁷⁾ の「三月状返」に木練柿の記述を見ることが出来る。そこには屋敷の庭に植

えるべき樹木として、梅、桃、楊梅、枇杷、柘榴、栗、梨等と共に、樹淡（木練）が挙げられているのである。このように果木を庭園樹木として具体的に推奨する当時の史料は木練柿の栽培起源や普及形態を考える上で、注目すべきである。『庭訓往来』は木練の初見史料のように扱われているが、建長六年（一二五四）刊『古今著聞集』⁶⁸に既出であり、元来は熟柿を指していた。しかし『庭訓往来』成立後、熟柿と木練（樹淡）は明確に区別される。中世後期の新品種として木練は登場したのであった。

第二節 山科家と柿贈答

『教言卿記』の応永十四年（一四〇七）九月二十三日条には、「六角少女ヨリ、木子リ出之、一籠」とあり、六角菓子供御人が木練柿を貢納している。また『山科家礼記』寛正四（一四六三）年七月二十五日条には「飯尾左大へかき遣候、木さわ候」とあり、大沢久守が幕府奉行人飯尾之種へ贈ったのは木練、すなわち樹淡である。何れにしても、六角町は当時京都の繁華な商業地区であり、木練が商品として流通していた可能性を示唆する貴重な記述である。何故なら、木練柿の価格が所見されるのは、永祿期だからである。⁶⁹山科家においても木練と熟柿は一貫して贈答品として取り扱われている。贈答先は大半が禁裏と有力人脈としての幕府奉行人飯尾氏一族等に限られる。栗贈答の件数（長享二・一四八八年の九十八件）に比してその希少性がわかる。更にこれらの柿は購入品ではなく、全て外部から当家にもたらされた現物であり、その柿を利用しての再贈答であった。『山科家礼記』中の例を挙げてみる。（文中久守は大沢久守である）

①文明九年九月十四日

大柿10（鳥屋大四郎↓久守↓飯尾賀州姫所六）

②文明十二年十月二十四日

熟柿 55 (林弥九郎↓久守↓禁裏 20 + 飯尾賀州 35)

③ 文明十三年十月二十四日

熟柿 (彦太郎↓久守↓本所 13 + 武衛 78 + 泉原 13)

④ 延徳三年八月五日

木練 (彦太郎↓久守↓本所少々 + 武衛 15)

⑤ 明応元年九月十日

木練 (宇治介↓久守↓禁裏 10 + 本所)

⑥ 明応元年九月十三日

木練一籠 (尾崎坊↓久守↓葉室教忠一籠)

持参者①と⑤は六角・宇治供御人、②③④は東庄おとなど地下、⑥は高雄の寺家である。

持参された木練柿の数量から、十分な商品化は計られていないと考える。贈答先は当家にとって重要人脈であるが、立花の知己である斯波義敏とその家臣のように久守の私的人脈も見られる。⑥は將軍義材の六角征伐に随身した近江陣中の葉室教忠・光忠父子への陣中見舞いであろう。

この到来物の再利用は、当家に限らず、きわめて中世的な贈答法であるが、それは贈る側、受ける側双方に打算、計算等の情性的感情をもたらし、贈答行為の形骸化を招くことは否めない。しかし一面では、当事者の経済的負担の軽減、限定された量の物を合理的且つ有益に循環させる方法だったともいえる。贈答品の再利用が為される場合、大抵の贈手は自分の品が再利用されることも、その贈答先も知りようがない。ところが、木練や熟柿は、それが返礼を期待しない日常的な贈答であったにも拘わらず、その賞味性、希少価値ゆえに流用による再贈答が献上行為になり得た。従って、最初の贈答行為だけ別個に独立しているのではなく、再贈答(献上)が為された時点で、全体として一つの

贈答行為が完結するという論理である。だとすれば、元の提供者は自己の持参した柿の再贈答先がどこなのか予測もしくは認識していた筈である。端的に言えば、彼等は贈答品目の供給源であり山科家の贈答行為に間接的に参加したことになる。これは本質的には東庄の粟貢納と同質である。彼らの意識の上で、義務（貢納）か任意の行為か区別されているだけである。任意の贈答行為も頻度が増し、恒常化すれば、負担へと転化して行く。しかし木練柿は、中世を通じて、商品としての流通度が非常に低かった為、常に上層部への献上行為の中で動いていた。数が明記され、少量を更に分割して複数者へ再贈答していることから、理解できる。

第三節 木練柿の段階的發展

中世を前期と後期に二分する画期は南北朝期であるが、室町期に入り、史料に散見されるようになる木練という結実甘化の品種は以後、従来の柿と一線を画して、上層階級への贈答品としての地位を維持した。その原因は次の四点に集約される。

- ①この品種の存在認識が中世前期にはなかった
- ②商品作物として流通に乗るほどの生産量がなかった
- ③最初の栽培形態が、庭園樹木として個人に委ねられていた。
- ④農書の出現前にあつて、栽培法の普及・伝播が遅れた。

①については、『庭訓往来』が、既存の木練なる名称が熟柿から結実甘化の柿に推移した年代を明確にしている。当書が、柿を含む果樹の庭園栽培を推奨していることは、同一内容を持つ『齊民要術』の影響を示唆するものである。⁷⁰『農政全書』（徐光啓著一六三九年）の知識を享受する以前の中世にあつて、『齊民要術』が、隋唐時代の伝来後、十二世紀初頭に再度、北宋本として、近江坂本の百濟寺と高山寺に、その約百五十年後に近衛家に伝来したことの意味は、中世の京都近郊

の果樹栽培を考える上で重要だと考える⁽²²⁾。農産物の栽培技術は、生産者の思考錯誤の内に、漸次発展していく側面を等閑視できないが、新しい品種の導入や地利に適した農作物の選択や栽培方法に関する知識や情報は、一つの体系を為す専門書が存在とそれに基づく指導と実演なくしては、短期間の内に成果を期待することは困難であろう。しかも、農民自身が直接そういった知識と情報を摂取し得るだけの時代状況は、中世後期にあっても未だ現出していなかった。特に、生育から結実まで一定以上の期間を要する果樹は、それを実行し得る時間的、経済的余裕のある立場（階級）にある者、何よりも難解な漢籍を読み解く学識を備えている者こそ可能だった。そこで浮上するのが、媒介層としての寺院や公家層（その家司も含む）である。特に禅院が經典や仏書・漢籍と共に宋代明代の生活文化をもたらしたことを慮れば、農業知識や技術が先ず、此処に集積され、続いて周縁部の公家や武家層が共有し、膝下莊園の経営を通して、地下に浸透して行くことは十分に推察し得る。『齊民要術』は元来、寡雨寒冷の中国華北に成立した農書であり、その畠作中心の耕作技術は、必ずしもわが国の実態に即しているとは言えないが、巻四では、庭園に植えるべき樹木として棗、栗、桃、柿、など十三種の果樹を取り上げ食用法、保存法、栽培法などについて詳細に記述している。中国の北宋本の成立（一〇三一年）から日本における仁安本の成立（一一六六）まで約百三十年、さらに金沢文庫本の成立を含む普及までの期間を二百年と考えれば、『庭訓往来』成立の応永期には、京都を中心とした畿内に、『齊民要術』中の農業知識がある層まで敷衍していたと考えてもよいだろう。『庭訓往来』に読み取れる木練柿の存在認識と栽培奨励がこの中国最古の農書の二回目の伝来に負うところ大であると考えられる所以である⁽²³⁾。

このように、恐らく京都近郊寺院を中心とした栽培形態から始まったと思われる木練柿は、山科東庄においても、村の中心的存在である大沢寺が栽培していたようである⁽²⁴⁾。また、武家故実書の『殿中申次記』⁽²⁵⁾には、八朔の日に、西林院、醍醐寺報恩院、鶴原五郎が、各木練一籠を足利將軍に定例進上する慣わしが記載されている。鶴原五郎が如何なる人物か断定はできないが、大沢久守が管掌していた宇治菓子供御人の可能性もあり、久守方へ木練やヒシ柿を届

けた宇治介⁽⁷⁶⁾に関連する者かもしれない。とすれば、中世の木練柿は、やはり宇治周辺から手懸けられたと考える。何れにせよ、未だ個別栽培の域を出ていない状況下、流通に上る生産量は望めず、木練柿は商品化以前の価値を有していた。

次なる普及の段階としては、個人から個人への挿し木及び接木の普及である。『斉民要術』は「梨挿法」と同一の接木法を示す。山科家でも明応七（一四九八）年に、当主言国が家司小輔（大沢重頼）に柿の木を接がせているが多分木練であろう。⁽⁷⁷⁾ 続く文亀年間より、山科家の記録には「庭之梢」と称して木練柿を個人同士でやり取りする記述が目立ってくる。⁽⁷⁸⁾ 言国自身が自庭の柿を贈った記述はないが、天文期も半ばを過ぎた言継の時代になると彼自身が、自庭の柿を毎年禁裏や長橋局に進上するようになる。しかし天文十八（一五四九）年八月十四日条を例にとっても、一回の贈答量が一盆三十個までで、この時期に至っても、木練柿はまだ希少価値があったようである。天文十七年に山科家は東庄を幕府の御料所として接収され、教言以来の名字地であり、唯一の膝下荘園である山科東庄を失う。⁽⁷⁹⁾ そんな状況下、言継にとって「庭之梢」の木練柿は、同じく衰退覆う術もない禁裏への貴重な献上品であった。当該期、各人の庭には木練柿が植えられ、収穫期には知己同志の贈答が取り交わされていた。山科家には、言継室の実家の嵯峨松尾社近辺からも木練が到来する。⁽⁸⁰⁾ 室の父葉室頼継は上洛に際し、度々山科家や禁裏に木練柿を届けているのである。⁽⁸¹⁾ そして天正四（一五七六）年に、言継は葉室家から、柿や栗の小木を四、五本取り寄せ、自宅の「後苑」に植えている。⁽⁸²⁾ このことは、右京嵯峨野あたりで、本格的な木練柿の栽培が手懸けられていた状況を示唆している。当該地がそのまま近世に入り、宇治と並んで京を代表する木練の産地に成長して行くのである。⁽⁸³⁾ このように天正年間、嵯峨野辺りで、商品作物としての木練柿の栽培が着手された背景には、贈答品としての木練柿の需要が高まりつつあったと考える。

慶長期に入ると、贈答品としての価値を有する木練柿も、百個、二百個という単位で扱われるようになる。贈答商

品としての市場が京都に確立されたと考えてよいだろう。嵯峨妙心寺は、慶長期より寛永期にかけて、京都所司代の板倉周防守に木練柿を二百個〜三百個贈っている⁸⁴。近世に入り、木練柿の生産が安定した段階に至ってもなお、権力者への高級な贈答品としての地位を失わないでいたのである。

南北朝期をその濫觴とする木練柿の栽培は、贈答品としての価値を有しながら、中世後期をその発展期として、近世への量産体制への道を歩んだのである。

おわりに

中世後期に京郊で生産されていた柿は二種に大別されることがわかった。一つは食用には脱渋を要する渋柿と、一つは木練（木淡）と呼ばれる脱渋不要の樹上甘化の甘柿である。前者は古代より一貫して食用（干柿）と渋利用の双方を以って日常生活に有益な既存種であり、片や後者は応永期に漸く史料に散見される優れた甘味の新種である。

本稿では、応永期より天文期かけての山科家の膝下荘園として記録が残る山科東庄に焦点を当て、近世には渋柿の産地に成長する山科七郷の柿栽培の淵源を貢納という事例から考察し、さらに商品作物として京都で流通する形態にも分析を加え、渋柿が七郷全体の生産活動として定着していく過程を検討した。その結果、東庄では山裾を利用しての栗・枇杷・楊梅などの果樹栽培に加えて渋柿の栽培が手掛けられ、文明十二（一四八〇）年以降、八朔祝品目として、定量貢納が維持されるにもうかがえるように、当庄の自主的な生産活動として定着していくことが判明した。

渋柿が郷民の経済的自立を促進する商品作物として選択されたことの意味は大きく、郷民自身の洛中における集団販売活動は、やがては同じ醍醐山系の栽培農家や他の仕入れ商人との競争に発展する。彼等は天文期に入れば、多様な果実を座商人と争いながら越権販売する「七郷果物商人」への歴史的展開を遂げる。

今一つ注目すべきは贈答用品としての木練柿の登場である。この新種の甘柿は、庭園における個人栽培の時期を経て、高級品種として宇治を中心に栽培されるようになる。これは近世に入ると嵯峨野に加えて畿内各地で栽培地が広がるが、宇治が特産地であることを指摘したい。何故中世も半ばを過ぎるまで甘柿の存在が認識されなかったのか。一つの仮説を立ててみたい。元来接木で栽培することが望ましい果樹は純粹種の遺伝が困難であり、自然の状態では野生化（渋柿化）しやすい。人の手を加えて初めて成育条件が揃うのである。ゆえに当該期まで看過されてきたのではないか。かかる状況下、木練柿の存在を認識普及させるにあたっては、『庭訓往来』に看取される『齊民要術』の体系的な知識が重要な役割りを果たしたのではないかと考える。中世初頭、宋より畿内に再伝来した中国最古の農書は、国産農書出現前の中世後期にあつて農業技術の普及を考察する上で重要な存在である。

京都の日常生活の需要に応えるべくして発展した山科の渋柿、片や高級贈答品として新しく栽培された宇治の木練柿。どちらも一つに連なる醍醐山麓の生産物である。当該期の京都近郊農民が経済的補完のために選択した果樹栽培に、醍醐の地が果たした役割りはきわめて大きかった。

注

(1) 今井敬潤『柿の民俗誌』（近畿民俗叢書八、創造社、一九九〇年）

今井氏は柿に「生活樹」「同伴樹」と言う名称を与えられている。本稿では「生活樹」を引用させてもらった。同書は生活文化としての柿の伝統的製造法と共に、その多様な使用法を紹介した嚆矢であり、後に『柿渋』（ものと人間の文化史115、法政大学出版局、二〇〇四年）が刊行された。

（なお、柿渋については『柿の民俗誌』の後続研究として発表された、名古屋造形芸術短期大学特別研究「柿渋研究」報告（一九九五年）

も参照されたい。

(2) 柿の歴史的考察に関する研究は次の三点である。

今井敬潤注(1) 前掲書二冊

池上隆夫「柿の起源に関する形態学的研究」(『大阪市立大学紀要』、一九六五年)

植物学の立場からの論文。池上氏は柿の遺体が奈良期から平安期に集中し、それ以前のものも発見されていないことから日本にも過去あったと推定するが、その後の環境変化から絶滅し、生き残った大陸種が再び仏教の伝来と共に輸入されたとの結論を導く。

(3) 松江重頼編『毛吹草』(寛永十五年刊) 卷四名物には柿の名産地として山城、大和、河内、伊勢、美濃、信濃、丹波、安芸、の国々が挙げられている。(岩波文庫版一九四三年)

(4) 藤田達夫「小物成の成立に関する一視点」(『中世史研究』第20号、一九九五年)

(5) 本稿の目的が具体的な柿の栽培状況、流通の考察にある以上、生産の場という意味では中世畠作史の、また流通の立場からは中世商業史、商品流通史の研究の一環に位置すると言える。中世商業史の学説史は脇田晴子氏の『日本中世商業発達史の研究』(御茶ノ水書房、一九七二年)の序論に詳述されているが、主な参考文献は以下である。

豊田武『座の研究』(吉川弘文館一九八二年)、赤松秀俊「座について」(『史林』三七、一九五三年)、小野晃嗣「内蔵寮経済と供御人」(『史学雑誌』四九・八、一九三八年)、佐々木銀弥「中世商品流通史の研究」法政大学出版局、一九六九年)、網野善彦「日本中世非農業民と天皇」(岩波書店、一九八四年)、木村茂光「中世分業・流通の一視角」(『歴史評論』一九八五年)、日本古代・中世畠作史の研究』(校倉書房一九九二年)、鈴木敦子『中世社会の流通構造』(校倉書房、二〇〇〇年)、桜井英治・中西聡編 新体系日本史『流通経済史』(山川出版、二〇〇二年)、貞享三(一六八六)年に刊行された山城国の総合府誌。

黒川道佑著全十卷。(新修京都叢書所収)

(7) 全て史料纂集(群書類従刊行会) 計二十一卷

- (8) 山科家及び山科七郷に関する研究論文は以下の通りである。
- 白井信義「治世の交替と廷臣所領の転変・山科家の係争」(『日本歴史』二五三号、一九六九年)、飯倉晴武「山城国山科七郷と室町幕府」(『豊田武遷歴記念会編』『日本古代・中世史の地方的展開』吉川弘文一九七三年)、今谷明『言継卿記』(そして一九八〇年)、菅原正子「室町時代における公家の所領経営と機構・山科家の場合」(『日本歴史』四四三号一九八五年、のちに『中世公家の文化と経済』吉川弘文館、一九九八年に所収)、田端泰子「中世村落の構造と領主制」(法制大学出版、一九八六年)・志賀節子「山科七郷と徳政一揆」(『日本史研究』一九六号、一九七八年)、藤木久志「戦国の村を行く」(平凡社選書579、一九九七年)、下坂守「坂本の寺家御坊と山科家」(木村宏至編『近江の歴史と文化』思文閣出版、一九九五年)、小林善帆「中世後期文化の一樣相・山科家の日記に見る「花」」(京都橘女子大学『女性歴史文化研究所紀要』第六号 一九九七年)、菅原正子「七五三の源流」(『日本歴史』六三〇号、二〇〇〇年)、後藤みち子「中世の公家の家と女性」(吉川弘文館、二〇〇二年)、大塚活美「室町時代中期の坂本の暮らし点描―山科家の日記から」(『朱雀』第十四集、二〇〇三年)、菅原正子「山科家年貢等収納并散用帳と「家」の経済」(『古文書研究』五七号、二〇〇三年)、志賀節子「戦国初期京郊山科東庄における領主と村―政所・五十嵐方・好子屋―」(『日本史研究』五〇四号 二〇〇四年)
- (9) 注(3)。松永重頼編(七卷五冊)の卷四名物(岩波文庫)
- (10) 『日葡辞書』(二六〇三年刊)では渋を「染物をしたり、紙を他の紙にくつつけたりなどするのに使う青柿の汁」と記述する。なお柿渋の多様な用途に関しては今井敬潤注(1)前掲書『柿渋』を参照されたい。
- (11) 京都橘女子大学編『洛東探訪』(淡交社、一九九二年)第一章に詳述。
- (12) 大蔵永常著作の近世農書。安政六年(一八五九)刊、全八巻。関連論文は、常松隆嗣「笹山藩における国益策の展開―豪農の献策を中心に」(『ヒストリア』一八五号、二〇〇三年)、同論文中で取り上げられた笹山藩は、半経済の自立を前提とした国益策の具体案として、文政六年に渋柿と御所柿計五万本の植樹・栽培・販売を計画し、領内全体で百貫目の売り上げ見込みを示した。
- (13) 田端泰子注(8)前掲書第五章を参照。

山科家の荘園経営に関しては菅原正子（注8）前掲書『中世公家の経済と文化』第二章も併せて参照されたい。

- (14) 『山科家礼記』 文明十二年八月一日条
- (15) 「小塩節供如例到来、神妙（教言卿記） 応永十二月九・五日条（以後『教言』と略記）。東庄は同十三年同日に柴を貢納しているのみである。
- (16) 丹波山国庄は、禁裏御料所。貞和二（一三四六）年、教言が内蔵頭に就任し、以後山科家に依る世襲制が定着した段階で、内蔵寮領の私有化が為されていたと推察する。
- (17) 『言継卿記』 五月二十八日条
- (一八) 和歌森太郎『八朔考』（和歌森太郎著作集）八、弘文堂、一九四二年、倉田一郎「農と民俗」（『民俗民芸双書』三九号、岩崎美術社、一九六九年）
- (19) 『吾妻鏡』 宝治元年八月一日条
- (20) 『花園天皇宸記』 正和二年八月一日条
- (21) 平山敏次郎『八朔考』（『歴史学』一号、一九四九年）
- 二木謙一「足利政権と室町文化―室町幕府八朔をめぐって―」（『国史学』九八号、一九七六年）、後に『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年）第四章「室町幕府八朔」として所収、本郷恵子「八朔の経済効果」（『日本歴史六三〇号』、二〇〇〇年）、山田邦明「鎌倉幕府八朔」（右に同じ）
- (22) 『教言卿記』 応永十三年八月一〜五日条
- (23) 『山科家礼記』 文明十二年五月三日条
- (24) 『山科家礼記』 文明十三年正月八日条
- (25) 『山科家礼記』 延徳三年十月六日条
- (26) 『山科家礼記』 文明二年九月二五、二八日条に計一斗七升を貢納。

- (27) 『山科家礼記』長享三年五月二十九日条の「定 きんせい条々」として御所山に関する掟と山守衆の罰則が記載されている。
 ※志賀氏は(註8)の前掲論文(『日本史研究』五〇四号、二〇〇四年)で、東庄おとな層の、個別分析を行い、在地有力者としての対領主關係に注目した。従来「おとなー地下」のフラットな二重構造と一括解釈されていたおとな層内の階級差の存在を提言されている。
- (28) 『山科家礼記』長享二年九月七日条。山手五貫(在家数五)。
 当年は「御所山うりとし」にて東庄が五貫文で入札している。
- (29) 『山科家礼記』文明十二年正月十四日条の三穂丁竹の貢納者である。
- (30) 清範は大沢寺坊主、三位は東岩屋社供僧。なお寺庵の役割・位置付は考えなければならないが、東庄はおとな・入道成の延長線上にあると思われる。
- (31) 林殿三斗九升五合、大竹むら三斗、はやとの一斗五升新宮林一斗、北殿一斗二升、大峯七升。
- (32) 『山科家礼記』長享二年、延徳元、三年、明応元、三、七年、文亀元、二年、天文一四年の各八月一日条
- (33) 寛政八年『比留田家文書』(京都歴史資料館所蔵)御所御用之事(D19)には禁裏への献上品に「御用洪八匁」と「木練柿千余一八貫文分」が含まれる。御用洪は山科七郷産だが、木練柿は他所の購買品だと思われる。
- (34) 『山科家礼記』長享二年八月一日条
- (35) 田端泰子注(8)前掲書第五章。
- (36) 『山科家礼記』文明十二年九月六日条
 「買栗」をした先は彦七、林ももん、三郎兵衛、せいはん、禪宗の五名である。その量も貢納量に準じて三郎兵衛が三斗九升五合と筆頭である(貢納栗一石五斗二升五合+買栗三斗・一貫三百文分)。山科家はこの外、丹波栗供御人の統括者と思われる「丹波屋」に栗三升を納めさせている。
- (37) 文明十三年二月十四日高雄尾崎坊へ一籠、三月十二日禁裏一裏、高倉家一籠、甘露寺家一裏、五月九日西林院へ手土産として持参している。
 なお宮崎安貞『農業全書』(元禄十年刊)の「果木類」には「生栗を来年までおさめ置く事ハ、箱か桶又ハ壺にても沙を入れ栗の芽の処を、

やきがねにて焼き、段々沙に埋ミ置バ、夏までも新しきがごとし」とある。

(38) 『山科家礼記』長享二年九月五、六日条

「小成」を理由に返却され、再度貢納された粟は代官大沢久守により等級をつけられる。その上山守衆が詫びを入れ、全員「土産粟」を進上する。
 (39) 『言継卿記』の粟年貢の終見は天文二年十月三日条。政所より(三斗九升五合の内)一斗出すが、残り分は「粟之代」分の米一斗五升を納め皆納としている。なお天文十四年の八朔貢納には栗枝が所見されるが、栗が納められた形跡はない。むしろ同年十月に、建築材として切り出されていることから、東庄の栗栽培は天文年間に衰退していったと考えられる。

(40) 注(5)の関連論文群

(41) 脇田晴子「日本中世都市の構造」(『日本史研究』一三九・一四〇号、一九七四年)

(42) 当該期は丹波の小塩保から柿が貢納されるが、後の『毛吹草』には山城国名産に筆柿が記載される。その割註に「丹波ヨリ来を此所にサスと云」(岩波文庫版)とあり、山科産柿と丹波産柿との関連を推測せしめて興味深い。

(43) 『山科家礼記』文明九年十二月十七日条

(44) 『山科家礼記』文明一八年七月十八日条

(45) 文明十二年に年貢の上った荘園は揖保庄、都多庄、水田郷、居都庄、砦部郷だけである。代銭の合計五十貫文は、応永期の年貢収入六〇九貫五百文に比して十分の一以下である。

(46) 文明十二年以降明応元年まで新たに所見される山科家統括の供御人集団は、炭供御人、竹子供御人、生薑供御人、栗供御人(丹波屋代表)、今宮供御人、宇治菓子供御人、竹供御人(木幡・深草・山科・京散所)で、大半が山科から宇治にかけての農間副業的商人であった。山科七郷の商業活動も同様であった。

(47) 『山科家礼記』文明十二年正月二十六日条の「内藏寮領朽木口率分関條」の適応範囲は朽木口の外に長坂口・西口・南口・辰巳口。課税対象品は応永二年案のまま二五品目である。

- (48) 文明十二年度の山科家の関銭収入の合計は二十九貫二百七十六文、供御人からの公事銭は二十貫二百五文である。
- (49) 御厨子所小預高橋氏一族の可能性があるが、断定はできない。なお、御厨子所預は民部大輔五位をもつて充てられたが、紀長雄六世の孫といわれる高橋宗成が康平二(一〇五九)年に任じられて以来、近世に至るまで高橋家の世襲するところであった(小野晃嗣注(8)前掲論文参照)。割注に「兵衛入道おとな也」とあり、仕入れに東庄おとなも同道した可能性がある。
- (50) 翌日に野村郷が詫料二十疋を大沢久守方へ持参している。
- (51) 『山科家礼記』明応元年八月二十三日条では「六篠者」と「小栗栖者」が柿一籠と柿売公事銭五十文を久守に納めている。
- (52) その起源は不明であるが、小野晃嗣氏によると、元弘三(一三三三)年「内蔵寮領目六」中の供御人八種の内、六角町供御人に淵源をひくものと思われる。六角町供御人は、御厨子所預高橋宗季によって建久十(一一九九)年設定され、生魚・鳥・菓子供御人より構成されていた(注(8)前掲論文)。
- (53) 『後奈良天皇宸記』(『続史料大成』)天文四年十月二十四日条「山科之事物カウ類之支証七合ニハ非公事也」とあり、山科七郷商人の蜜柑販売は御厨子所より正式に許可されていない事がわかる。
- (54) 豊田武『座の研究』三九二頁の補註引用
- (55) 『言継卿記』天文十四年六月六日条
山科言継は、柑類座の鳥販売については、御厨子所預高橋宗頼も認めていることとして長橋局の訴えを退けている。
- (56) 『日本古典文学体系四三『狂言集下』(岩波書店、一九六一年)
- (57) 『雍州府志』に「楊梅実処出醍醐山中出者為佳」とある。
- (58) 桜井英治「日本中世の贈与について」(『思想』八八七、一九九八年)、本書は中世史における贈与行為の特質を段階を追って分析している。
- (59) 伊藤幹治・栗田靖之編『日本人の贈答』(ミネルヴァ書房、一九八四年)
- (60) モース『贈与論―太古の社会における交換の諸形態と契機』一九二四年、(有地亨・伊藤昌司・山口俊夫訳『社会学と人類学』所収、弘文堂、

- 一九七四年)、レヴィーストローズ『親族の基本的構成』上下(馬淵東一・田島節夫訳番町書房一九七七年)、サーリンス「部族民」(青木保訳『現代文化人類学』五、鹿島出版社、一九七二年)、ファンバール『互酬性と女性の地位』(田中真砂子・中川敏訳・弘文堂、一九八〇年)
- (61) 保立道久「庄園的身分配置と社会史研究の課題」(『歴史評論』三八〇、一九八〇年)、網野善彦・阿部謹也対談『中世の再発見』(平凡社ライブラリー、一九八二年)、羽下徳彦「中世武家の贈答おぼえがき」(『中世日本の政治と史料』吉川弘文館、一九八四年)、今谷明「室町幕府解体過程の研究」(岩波書店、一九八五年)、早川庄八「供給をタテマツリモノと読むこと―日本の接待の伝統」(『中世に生きる律令』、平凡社選書、一九八六年)、網野善彦「中世の負担体系―年貢について」(永原慶二編『中世・近世の国家と社会』東大出版会、一九八六年)、『日本の社会史』四(岩波書店、一九八六年)、石田晴男『天文日記』の音信・贈答・儀礼からみた社会秩序―戦国期畿内の情報と政治社会』(『歴史学研究』六二七号、一九九一年)、遠藤基郎「中世における扶助的贈与と負担」(『歴史学研究』六三六、一九九二年)、田中浩司「中世後期における礼銭・礼物の授受について―室町幕府別奉行・東寺五方などをめぐって」(『経済学論纂』三五一四、一九九四年)、金子拓「進物折紙考―室町時代における贈与交換の位置側面」(『古文書研究』四三、一九九六年)、桜井英治「折紙銭と十五世紀経済」(『中世人の生活世界』山川出版、一九九六年)、注(58) 桜井前掲論文、盛本昌弘『日本中世の贈与と負担』(校倉書房、一九九七年)・『日本の社会史四』(岩波書店一九八六年)
- (62) 『食べ物日本史総覧』(新人物往来社)の巻末年表参照。
- (63) 宮崎安貞著(元禄十年刊)全十一卷(岩波文庫)
- (64) 中国北魏末期、高陽郡の、大守であり農政家、賈思勰かしきょうによって書かれた現存最古の農業技術書全十卷、五三〇〜五五〇年成立とされる。
- (65) 校訂・譯註『斉民要術』熊代幸雄・西山武一譯(農業総合研究所 一九四八年)引用原本、金澤文庫本『斉民要術』全九卷(影写本、農林省総合研究所、一九四八年)
- (66) 『農業全書』「其品甚多し。就中京都のこねり、尤も上品なり、」とある。
- (67) 室町前期の往来物で著者未詳。一年の各月の往復書簡の形式を採った手紙文の模範。

- (68) 卷一の八飲食第廿八の六三七話の「霜をけるこねりの柿」は初冬期の熟柿である。
- (69) 『十五〜十七世紀における物価変動の研究』（京都大学近世物価研究会、一九六二年）中の第十二表によると永禄三（一五六〇）年の価格は十個が米一七〜二〇合とあり、一個が米二合に等しくかなり高価である。
- (70) 巻四「果樹類」の項
- (71) 『日本国見在書目録』（藤原佐世著、八九一年）農家部に『兆民本業』三巻と共に記載されている。（『日本書目大成』）
- (72) 所三男「斉民要術と其の北条実時奥書本について」（『社会経済史学』四卷一十一、一九三五年）
- (73) 『教言卿記』応永十三年九月七日条の大沢重能秘計の「アマホシ」柿は『斉民要術』に同じ製法があり、後に山科郷の名産烏柿（あまほし）となる。
- (74) 『山科家礼記』長享三年八月十五日条
- (75) 『群書類従』第二二輯
- (76) 『山科家礼記』延徳三年八月十五日条
- (77) 『言国卿記』明応七年二月十三日条
- (78) 例えは文亀二（一五〇二）年八月十五日には、樂奉行の言国方へ、地下楽人の多久時が「殊二庭ノ梢ノ由」とて木練一籠を、二十一日には武衛三位入道（斯波義敏）から「庭之梢トテ」木練柿の枝が贈られ、言国は「無償翫比類」と感激している。
- (79) 『言継卿記』天文十七年五月二十八日条
- (80) 『言継卿記』永禄二年八月十一日条
- (81) 『言継卿記』同年七月二十八日条
- (82) 『言継卿記』天正四年十月十五日条
- (83) 『毛吹草』には嵯峨の名産物として葡萄と共に木練が挙げられている。宇治は圓柿が記載されている。

(84) 卷末付表「柿と贈答」を参照されたい。

『妙心寺納下帳』（付表には『妙心寺』と略記）の内容補足。

①慶長六（一六〇二）年十二月下行分に「美濃柿二百個」（二十文目五分）とあり、美濃柿が畿内にも流通している。これは慶長十四年の「木練二百個」（十二文目七分五厘）より高価格である。これは近世移行徳川家への献上品で名高い「蜂屋」の枝柿であろう。「蜂屋柿」献上に関しては、大友一雄「国奉行制下の柿献上と藩制下の柿御用」（『日本近世国家の権威と儀礼』吉川弘文館、一九九九年）を参照されたい。

②慶長十八年九月下行分の木練二百個（十六文目）は「牢人の儀ニ板倉殿へ」とある。同年十月の密柑二百個（五文目）と比較すると三倍以上の価格である。

③寛永八（一六三二）年八月下行分に「木練百五十個」（七文目五分）、寛永九年八月下行分に「青梨七十個」（十七文目五分）「葡萄五十五房」（六文目五分）

とある。このように木練柿は慶長期から寛永初期の間に量産体制が確立して価格も安定してくるが、以前高級贈答品であることに変わりはなく、権力者への献上品として扱われているのは中世と同様である。この産地は『毛吹草』に従えば、嵯峨であろう。地理的条件からも妙心寺が調達した果実は嵯峨産と考えられる。醍醐宇治と嵯峨は果実の二大産地であった。

付表 贈答と柿

| 西暦 | 年号 | 日付 | 贈答者 | 被贈答者 | 種類 | 単位 | 名目 | 出典 |
|------|-------|-------|---------|-------|-------|------|--------|-------|
| 1406 | 応永13年 | 2・21 | 高橋範舜 | 山科教言 | たる柿 | 籠 | 冷然之処自愛 | 『教言』 |
| 1407 | 応永14年 | 9・7 | 大沢重能 | 山科教言 | アマホシ柿 | 103 | 秘計進上 | 『教言』 |
| 1407 | 応永14年 | 9・23 | 六角少女 | 山科教言 | 木子 | 1籠 | 貢納 | 『教言』 |
| 1407 | 応永14年 | 11・21 | 大沢重能 | 山科教言 | 熟柿 | | 酒肴 | 『教言』 |
| 1408 | 応永15年 | 12・11 | 春日御師西盛 | 山科教言 | 串柿 | 2連 | 芳志 | 『教言』 |
| 1459 | 長祿3年 | 9・21 | 尋尊 | 足利義政 | 生柿 | 2合 | 京上柿 | 『大乘院』 |
| 1463 | 寛正4年 | 7・25 | 大沢久守 | 飯尾之種 | 木さわし | | 贈答 | 『家礼』 |
| 1464 | 寛正5年 | 9・25 | 尋尊 | 足利義政 | 柿 | 2籠 | 京上柿 | 『大乘院』 |
| 1465 | 寛正6年 | 10・19 | 尋尊 | 足利義政 | 柿 | 2合 | 京上柿 | 『大乘院』 |
| 1465 | 寛正6年 | 10・21 | 尋尊 | 諸公家 | 柿 | 5籠 | 進上 | 『大乘院』 |
| 1477 | 文明9年 | 8・10 | 蓮養坊 | 大沢久守 | 柿 | 1籠 | 土産 | 『家礼』 |
| 1477 | 文明9年 | 9・4 | 鳥屋大四郎 | 大沢久守 | 柿 | 10個 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1477 | 文明9年 | 9・5 | 飯尾之種 | 久守 | 柿 | 6個 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1478 | 文明10年 | 11・13 | 大沢久守 | 言国室 | 熟柿 | 1籠 | 返礼 | 『家礼』 |
| 1480 | 文明12年 | 1・7 | 五十嵐弥五郎 | 大沢久守 | 串柿 | 4連 | 鏡餅飾 | 『家礼』 |
| 1480 | 文明12年 | 1・7 | 三郎兵衛 | 大沢久守 | 串柿 | 5連 | 年始土産 | 『家礼』 |
| 1480 | 文明12年 | 9・21 | 東庄政所 | 大沢久守 | 柿 | | 初穂 | 『家礼』 |
| 1480 | 文明12年 | 9・24 | 南としより | 大沢久守 | 柿 | | 贈答 | 『家礼』 |
| 1480 | 文明12年 | 10・24 | 林弥九郎ゑもん | 大沢久守 | 熟柿 | 55個 | 進上 | 『家礼』 |
| 1480 | 文明12年 | 10・24 | 山科言国 | 禁裏 | 熟柿 | 20個 | 献上 | 『家礼』 |
| 1480 | 文明12年 | 10・24 | 大沢久守 | 飯尾加賀守 | 熟柿 | 30個 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1480 | 文明12年 | 11・5 | 大沢久守 | 飯尾美濃守 | 熟柿 | 1籠 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1480 | 文明12年 | 11・6 | 政所二郎衛門 | 大沢久守 | 串柿 | 1連 | 土産 | 『家礼』 |
| 1481 | 文明13年 | 1・8 | 禪宗 | 大沢久守 | 大串柿 | 1連 | 年始土産 | 『家礼』 |
| 1488 | 長享2年 | 1・8 | 五十嵐弥五郎 | 大沢久守 | 串柿 | | 年始土産 | 『家礼』 |
| 1488 | 長享2年 | 11・3 | 教俊 | 大沢久守 | 串柿 | 1束 | 訪問土産 | 『家礼』 |
| 1489 | 長享3年 | 11・3 | 右衛門女 | 大沢久守 | 串柿 | 2串 | 年始土産 | 『家礼』 |
| 1489 | 長享3年 | 8・15 | 大澤寺 | 大沢久守 | 木練 | | 贈答 | 『家礼』 |
| 1489 | 長享3年 | 10・5 | 清範 | 大沢久守 | 木練 | 5個 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1489 | 長享3年 | 11・3 | 彦太郎 | 大沢久守 | 熟柿 | 1イカキ | 贈答 | 『家礼』 |
| 1489 | 長享3年 | 11・4 | 大沢久守 | 斯波武衛 | 熟柿 | 15折 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1489 | 長享3年 | 12・11 | 泉蔵坊 | 大沢彦兵衛 | 串柿 | 5串 | 歳暮土産 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 1・3 | 五十嵐弥五郎 | 大沢久守 | 串柿 | 1つつみ | 年始土産 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 8・4 | 大沢久守 | 飯尾肥前守 | 木練 | 1盆 | 進上 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 8・4 | 彦太郎 | 大沢久守 | 木練 | 20以上 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 8・5 | 大沢久守 | 山科言国 | 木練 | 少々 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 8・5 | 大沢久守 | 斯波武衛 | 木練 | 15個 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 8・15 | 宇治介 | 大沢久守 | ヒシカキ | | 贈答 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 9・9 | 宇治介 | 大沢久守 | 柿 | 少々 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 12・26 | 金光院 | 大沢久守 | 熟柿 | 1籠 | 土産 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 12・26 | 大沢久守 | 葉室殿 | 熟柿 | 1籠 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 10・28 | 二郎九郎 | 大沢久守 | 串柿 | 3串 | 訪問土産 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 10・30 | 興津彦二郎 | 大沢久守 | 大原柿 | 1連 | 訪問土産 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 11・6 | 清範 | 大沢久守 | 熟柿 | 1鉢 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 11・7 | 山科言国 | 禁裏 | 熟柿 | 1盆 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1491 | 延徳3年 | 11・12 | 普門庵 | 大沢久守 | 串柿 | 1連 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1492 | 延徳4年 | 1・7 | 清範 | 大沢久守 | 串柿 | 5串 | 年始土産 | 『家礼』 |
| 1492 | 延徳4年 | 2・15 | 三郎兵衛 | 大沢久守 | 串柿 | 2連 | 新築披露、 | 『家礼』 |
| 1492 | 延徳4年 | 3・25 | 五十嵐弥五郎 | 大沢彦兵衛 | 串柿 | | 贈答 | 『家礼』 |
| 1492 | 明応元年 | 9・11 | 宇治介 | 大沢久守 | 木練 | 1籠 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1492 | 明応元年 | 9・11 | 山科言国 | 禁裏 | 木練 | 10個 | 献上 | 『家礼』 |
| 1492 | 明応元年 | 9・11 | 大沢久守 | 山科言国 | 木練 | 少々 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1492 | 明応元年 | 9・13 | 尾崎方 | 大沢久守 | 木練 | 1籠 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1492 | 明応元年 | 9・13 | 大沢久守 | 葉室殿 | 木練 | 1籠 | 贈答 | 『家礼』 |

第一編 中世後期の柿の流通と生産活動

| | | | | | | | | |
|------|-------|-------|--------|-------|------|-------|------|-------|
| 1492 | 明応元年 | 11・2 | 彦太郎 | 大沢久守 | 熟柿 | 1籠 | 贈答 | 『家礼』 |
| 1492 | 明応元年 | 11・6 | 三郎右衛門女 | 大沢久守 | 大熟柿 | | 贈答 | 『家礼』 |
| 1492 | 明応元年 | 12・20 | 言国 | 三郎兵衛 | 串 | | 歳暮 | 『家礼』 |
| 1493 | 明応2年 | 10・5 | 大沢久守 | 茶チャ | 柿餅 | 1籠 | 贈答 | 『言国』 |
| 1494 | 明応3年 | 9・12 | 彦四郎僧 | 大沢久守 | 柿 | 1盆 | 贈答 | 『言国』 |
| 1495 | 明応4年 | 10・17 | 言国 | 三郎兵衛 | 宇治柿餅 | 1盆 | 贈答 | 『言国』 |
| 1498 | 明応7年 | 1・25 | 山科言国 | 親王御方 | 串柿 | | 献上 | 『言国』 |
| 1501 | 明応10年 | 2・13 | 高倉永継 | 大沢久守 | 串柿 | | 土産 | 『言国』 |
| 1501 | 文亀元年 | 2・13 | 土倉野洲 | 新大典 | 串柿 | | 酒肴贈答 | 『言国』 |
| 1502 | 文亀2年 | 8・15 | 多久時 | 山科言国 | 木練 | 1籠 | 庭乃梢 | 『言国』 |
| 1502 | 文亀2年 | 8・21 | 斯波義敏 | 山科言国 | 木練 | 枝2本 | 庭乃梢 | 『言国』 |
| 1502 | 文亀2年 | 10・17 | 豊原朝秋父子 | 山科言国 | 柿 | 1籠 | 贈答 | 『言国』 |
| 1547 | 天文16年 | 10・17 | 山科言継 | 福生庵 | 串柿 | | 酒肴 | 『言継』 |
| 1549 | 天文18年 | 8・14 | 山科言継 | 禁裏 | 木練 | 1盆30余 | 庭乃梢 | 『言継』 |
| 1549 | 天文18年 | 8・14 | 山科言継 | 長橋局 | 木練 | 20個 | 庭乃梢 | 『言継』 |
| 1549 | 天文18年 | 8・14 | 山科言継 | 勧修寺教秀 | 木練 | 10個 | 所勞見舞 | 『言継』 |
| 1549 | 天文18年 | 9・8 | 仏陀寺寿禎 | 山科言継 | 木練 | 1盆 | 訪問土産 | 『言継』 |
| 1550 | 天文19年 | 9・8 | 山科言継 | 福昌庵 | 串柿 | | 庭乃梢 | 『言継』 |
| 1553 | 天文22年 | 8・2 | 山科言継 | 朽木女房衆 | 木練 | 10個 | 庭之梢 | 『言継』 |
| 1553 | 天文22年 | 8・14 | 山科言継 | 禁裏 | 木練 | 視蓋30個 | 庭之梢 | 『言継』 |
| 1553 | 天文22年 | 8・14 | 山科言継 | 長橋局 | 木練 | 1蓋20個 | 庭之梢 | 『言継』 |
| 1553 | 天文22年 | 8・14 | 山科言継 | 親王 | 木練 | 1蓋30個 | 庭之梢 | 『言継』 |
| 1553 | 天文22年 | 8・14 | 山科言継 | 大祥寺 | 熟柿 | 1蓋30個 | 庭之梢 | 『言継』 |
| 1559 | 永禄2年 | 7・28 | 葉室殿 | 禁裏 | 柿 | 1蓋 | 献上 | 『言継』 |
| 1559 | 永禄2年 | 7・28 | 葉室殿 | 長橋局 | 柿 | 1蓋 | 贈答 | 『言継』 |
| 1559 | 永禄2年 | 811 | 松室新介 | 山科言継 | 木練 | 20個 | 贈答 | 『言継』 |
| 1559 | 永禄2年 | 8・11 | 山科言継 | 親王乳母 | 柿の枝 | 10個 | 贈答 | 『言継』 |
| 1559 | 永禄2年 | 8・20 | 長橋局 | 葉室殿 | 木練 | 20個 | 贈答 | 『言継』 |
| 1559 | 永禄2年 | 8・20 | 長橋局 | 山科言継 | 木練 | 10個 | 贈答 | 『言継』 |
| 1559 | 永禄2年 | 8・25 | 松室新介 | 山科言継 | 木練 | 20個 | 土産 | 『言継』 |
| 1559 | 永禄2年 | 8・25 | 松尾左馬助 | 山科言継 | 木練 | 1盆20個 | 土産 | 『言継』 |
| 1559 | 永禄2年 | 9・17 | 安祥寺 | 山科言継 | 柿折柿 | 20個 | 贈答 | 『言継』 |
| 1559 | 永禄2年 | 9・21 | 北隣庵主 | 山科言継 | 木練 | 10個 | 贈答 | 『言継』 |
| 1559 | 永禄2年 | 9・21 | 葉室殿 | 禁裏 | 柿 | 1蓋 | 献上 | 『言継』 |
| 1559 | 永禄2年 | 9・24 | 葉室殿 | 武家 | 柿 | 1籠 | 進上 | 『言継』 |
| 1559 | 永禄2年 | 9・24 | 山科言継 | 勧修寺門跡 | 柿 | 1蓋15個 | 贈答 | 『言継』 |
| 1564 | 永禄7年 | 1・8 | 長橋局 | 山科言継 | 串柿 | | 佳例 | 『言継』 |
| 1568 | 永禄11年 | 8・26 | 左馬助少女 | 内侍所 | 柿 | 15個 | 贈答 | 『言継』 |
| 1576 | 天正4年 | 8・26 | 安三位 | 山科言継 | 串柿 | | 訪問土産 | 『言継』 |
| 1576 | 天正4年 | 1・13 | 澤路隼人佑妻 | 山科言継 | 串柿 | | 年始土産 | 『言継』 |
| 1576 | 天正4年 | 1・13 | 葉室弁 | 九条殿右府 | 串柿 | | 進上 | 『言継』 |
| 1576 | 天正4年 | 10・13 | 最勝光院法印 | 山科言継 | 大熟柿 | 1盆 | 贈答 | 『言継』 |
| 1576 | 天正4年 | 10・5 | 建仁寺首座 | 山科言継 | 柿枝折 | 10個 | 土産 | 『言継』 |
| 1576 | 天正4年 | 11・8 | 山科言継 | 禁裏 | 熟柿 | 1折 | 献上 | 『言継』 |
| 1576 | 天正4年 | 11・4 | 大原兩人 | 大將殿 | 串柿 | 100把 | 進上 | 『言継』 |
| 1587 | 天正15年 | 閏5月 | 妙心寺 | 関白殿 | 枝柿 | | 進上 | 『妙心寺』 |
| 1601 | 慶長6年 | 12月 | 妙心寺 | 法善院 | 柿 | 3把 | 贈答 | 『妙心寺』 |
| 1602 | 慶長7年 | 4月 | 妙心寺 | 法善院 | 美濃柿 | 200個 | 贈答 | 『妙心寺』 |
| 1609 | 慶長14年 | 9月 | 妙心寺 | 板倉勝重 | 木練 | 250個 | 贈答 | 『妙心寺』 |
| 1613 | 慶長18年 | 9月 | 妙心寺 | 板倉勝重 | 木練 | 200個 | 贈答 | 『妙心寺』 |
| 1613 | 慶長18年 | 10月 | 妙心寺 | 圭西堂 | 木練 | 250個 | 贈答 | 『妙心寺』 |
| 1630 | 寛永7年 | 9月 | 妙心寺 | 板倉重宗 | 木練 | 200個 | 贈答 | 『妙心寺』 |
| 1631 | 寛永8年 | 9月 | 妙心寺 | 板倉重宗 | 木練 | 150個 | 贈答 | 『妙心寺』 |
| 1632 | 寛永9年 | 正月 | 妙心寺 | 板倉重宗 | 枝柿 | 100個 | 贈答 | 『妙心寺』 |
| 1632 | 寛永9年 | 9月 | 妙心寺 | 板倉重宗 | 木練 | 100個 | 贈答 | 『妙心寺』 |

『教言』 = 『教言卿記』・『家礼記』 = 『山科家礼記』・『言国』 = 『言国卿記』・『言継』 = 『言継卿記』
 『大乘院』 = 『大乘院寺社雜事記』・『妙心寺』 = 『妙心寺納下帳』

第二編 山科家の栗贈答

——中世後期の贈与行為に関する一考察——

はじめに

中世、特に室町期は、ものを贈る行為が、社会慣行として諸層に浸透した時代だと言及されて久しい⁽¹⁾。その中でも美物といわれた食品を贈ることが、室町殿（足利將軍）を頂点とする武家の主従関係を構築、維持するための重要な政治的行為でもあった⁽²⁾。贈与という物流は中世社会にとって見逃す事のできない大きな事象である⁽³⁾。

本章は古来より万人に嗜好されてきた栗が、山科家という内蔵頭を家職とする中流公家の贈答品として重要な役を担っていたことの意味を考察するものである。

栗は単に、季節の産物というばかりでなく、その保存性の良さから一年を通じて進物が可能な上に、個数単位で量の調節も可能な果実である⁽⁴⁾。山科家は、このような栗の特色を活用しながら、少なくとも応永期より天文期までの一世紀にわたり、代を重ね、当主を替えて、いわば「家」の恒例行事として、禁裏を筆頭に公家諸方へと贈り続けたのであった。栗が手元に届く日を待ったように一挙になされた贈答行為は、まさしく山科家の「年中行事」と言うにふさわしい規模のものであった。

むしろこのような「家」の恒例行事は、贈る品すなわち贈答資源の安定的な確保なくしては成立しない。したがって、

それが流通品であれ、貢納品であれ、その供給元がまず問題となってくる。かつて盛本昌弘氏は、室町期の多様な贈答儀礼を論ずる上で、献上品の調達や運上費用を課せられた在地の負担体系を、瓜献上を例に明らかにされた。⁵⁾ 山科家の場合も、名字の地である膝下荘園の山科東庄（大宅郷）から納められる年貢の栗がそのまま贈答用途に消費されていたのである。（以後は山科東庄に統一する。）

山科家と山科郷に関する研究は、当家に残された豊富な古文書や記録類⁶⁾を活用して、先行研究が蓄積されてきた。⁷⁾ 本論が取り上げる栗年貢に関する、田端泰子、志賀節子、菅原正子各氏によって度々言及されているが、それは山科家の経済面の考察や東庄の貢納品の一つとしての分析、あるいは貢納主体である領民とその在地構造を論じること⁸⁾に重点を置くものである。

筆者も、同じ東庄の柿貢納との比較において、贈答品として領主側から設定された栗年貢の特性について論じた。しかし、複数の栗栽培地の規模、貢納後の用途つまり贈答先に関する詳細な考察には及んでいない。⁹⁾

そこで本編では、東庄が納める年貢の栗が贈答品に転化するシステムも含め、改めて山科家の栗の贈答行為を取り上げ、個々の栽培地の考察に加えて、貢納された栗の贈答先とその変遷について考察を加えたい。さらには、栗贈答の意図を説明することによって、十五世紀を生きた山科家という「家」の一齣を検証したいと考える。¹⁰⁾

第一章 山科家の成立と由緒

第一節 名字地山科東庄

山科家の成立とその所領については、臼井信義氏の論稿を先蹤として、新出の史料により再考察をした菅原正子氏¹¹⁾

による論考に代表されるので、両氏の論旨に沿って概略を記しておきたい。

山科家の家祖教成の父は後白河上皇の近臣平業房、母は高階栄子である。¹³ 教成も童時より北面として院に伺候していた。栄子は、夫亡き後、上皇の寵愛を受け丹後二位と称され、院との間に宣陽門院をもうける。¹⁴ やがて建久三（一九二）年、栄子・教成母子の行く末を案じた後白河上皇は、その死に際して山科小野庄・沢殿以下、諸国二十一箇所の所領を「三代御起請符地」として栄子に譲渡する。教成は栄子の嫡男として山科小野庄・沢殿以下複数の所領を伝領し、勅命により藤原実教の猶子となり冷泉を号する。ここに山科家とその所領が成立したのである。¹⁵

山科家の名字の地である山科東庄は小野庄が東西に分かれた内の小野東庄に当たり、後白河上皇が仁安二（一一六七）年に新御所（離宮）を造営した地であった。¹⁶ 上皇亡き後、教成は寵恩に報いんとして、御所の傍らに御影堂を建て、全ての伝領地を寄進し、後白河院山科御影堂領とする。そして毎月、上皇の祭祀のための供料を怠らなかつた。¹⁷ これは同時に後白河院の權威を後盾とする御影堂を本家職となし、自らの領家職を万全なものとする目的もあつたと考えられる。¹⁸

御影堂には後白河院直筆の御影（肖像画）が懸けられていたが、勝定院（足利四代將軍義持）の代に焼亡に及んだので、難を逃れて法住寺殿に移されたようである。¹⁹ その後、御影堂が再建されたかどうかは明確ではないが、山科家の記録には「御影堂代々はか」という記述が散見され、東庄に後白河院の墓と山科家代々の墓があつたことがわかる。²⁰ そして毎年七月十三日の盆には墓参と盆供を欠かさなかつたので、ある程度の規模の建造物があつたと考えてよいだろう。応仁年間には懸り（蹴鞠の場）が整備され、雨乞いの池なども作られている。²¹ 『山科家古文書』には、建立当時の御影堂の四至が記載されている。²² 「北矢倉」「南安合子」「東赤坂」「西宇治大道」とかなり広範囲であり、これは山科御所の営まれた空間全体と一致するものではないかと考えられる。²³

このように山科東庄は他の地方所領と同様に「三代御起請符地」という優位性が付与される。しかも名字の地であ

るに止まらず、後白河上皇の御所が営まれた故地でもあり、上皇を祭祀する御影堂も有する別格の荘園であった。従って、その経済的な規模に関わらず、山科家の家格の源泉であり、一門の存立の正当性を担保する本貫地であった。

やがて教成の嫡孫資成が早世した鎌倉中期より南北朝期にかけての両党迭立下で、山科家も大覚寺党の廷臣と持明院党の廷臣の二流に分かれて、家督係争を繰り広げた。そして室町初期の教行の代に一流に帰すまで、山科東庄もその帰趨が幾たびも転変した。やがて教行の嫡子教言の代になると、内蔵頭を独占的に世襲するに至った。²⁴⁾

以上のように、山科東庄が有する、「御起請符地」・「山科御所」・「山科御影堂」という三つの由緒は、当所の栗が山科家の贈答品に供されたことを考える上で、重要な前提であることを指摘したい。その上で、次に栗の栽培地について検討する。

第二節 栗の根本栽培地―林殿と大篁

表1は、山科家の当主あるいは家司の日記である『教言卿記』『言国卿記』『山科家礼記』『言継卿記』を用いて、応永期から天文年間にいたる百二十年にわたって記載された東庄内の栗の栽培地と貢納量を拾い出したものである。

栗年貢がいつより始まったかは不明であるが、応永十四（一四〇七）年九月に納められた栗に対して当主教言が、「小成、昔面影モ無也」と記述している²⁵⁾ので、少なくとも教言の代、あるいは前代、係争中の教兼、教行二流の和睦がなされた康永元（一三四二）年以降に成立したのではないかと考える²⁷⁾。

それでは、史料より検出された①～⑥の栽培地に具体的な考察を加えたい。

① 林殿

初出は応永十二年であるが、山科言国が没する直前の文亀二（一五〇二）年まで、ほぼ一貫して最大貢納量の三斗九升五合を維持した根本栽培地である。この地の栗は常に禁裏に進上され、品質的にも安定し、栗贈答の中核を担っ

林殿の位置を正確に把握することは困難であるが、「林殿」という呼称からは、後白河院の山科御所との関連を想定できる。それについて、『山科家古文書』に、当家が二流に分裂していた時代の興味深い事例が二例がある。早くは正安三（一三〇一）年に出された、大覚寺統後宇多上皇の院宣である。⁽²⁹⁾そこでは「山階東庄無量光院上御所」の帰属が問題になっている。また一つは、康永元年に持明院統の光厳上皇が出した和睦勅許の院宣とともに、大覚寺派の教兼から教行に提出された契状である。⁽³⁰⁾それには「山科東庄内無量光明院林」の返却が約されている。この二箇所は同一の場所と考えられ、無量光院或いは無量光明院と称された上御所が半世紀の歳月を経て、林となった状況が推測できる。山科御所遺跡の林はこの段階で教言の父教行に戻され、貞和二（一三四六）年、教行は「山科」の称号

ていたと思われる。⁽²⁸⁾

表1 山科東庄の栗栽培地別貢納量

| 年号 | 西暦 | ①林殿 | ②大笹・大竹村 | ③大峯 | ④四松殿 | ⑤新宮林 | ⑥おいの西林 | ⑦貢納量のみ | 合計 | 出典 |
|------|------|--------|---------|-----|------|------|--------|--------|----------|------|
| 応永12 | 1405 | ○ | × | × | × | × | × | × | 不明 | 『教言』 |
| 応永13 | 1406 | ○ | ○ | ○ | 7升 | × | × | × | 不明 | 『教言』 |
| 応永14 | 1407 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | 不明 | 『教言』 |
| 長祿元 | 1457 | × | × | × | × | × | × | × | 2斗以上 | 『家礼』 |
| 寛正4 | 1463 | 4斗2升 | 2斗3升 | × | × | × | × | × | 6斗5升 | 『家礼』 |
| 応仁2 | 1468 | 1斗4升 | 1斗1升 | × | × | × | × | × | 2斗5升 | 『家礼』 |
| 文明2 | 1470 | 7升 | 1斗1升 | × | × | × | × | × | 1斗8升 | 『家礼』 |
| 文明4 | 1472 | × | 5升 | × | × | × | × | × | 5升 | 『家礼』 |
| 文明8 | 1476 | × | × | × | × | × | × | 100個 | 100個 | 『言国』 |
| 文明10 | 1478 | × | × | × | × | × | × | × | 不明 | 『言国』 |
| 文明12 | 1480 | 3斗9升5合 | 1斗5升 | 7升 | × | 1斗 | 3升 | 3斗3升 | 1石7升5合 | 『家礼』 |
| 文明13 | 1481 | 3斗9升5合 | 2斗2升 | 7升 | × | 2斗 | 3升 | 3斗3升 | 1石2斗4升5合 | 『家礼』 |
| 長享2 | 1488 | 3斗9升5合 | 2斗4升 | 7升 | × | × | × | 6斗3升 | 1石3斗3升5合 | 『家礼』 |
| 延徳元 | 1489 | 3斗9升5合 | 2斗 | 7升 | × | 1斗 | 3升 | 3斗3升 | 1石1斗5升5合 | 『家礼』 |
| 延徳3 | 1491 | 3斗9升5合 | 2斗5合 | 7升 | × | 2斗 | 3升 | 3斗3升 | 1石2斗3升 | 『家礼』 |
| 明応元 | 1492 | 3斗9升5合 | 2斗4升 | × | × | 2斗 | 3升 | 3斗3升 | 1石1斗9升5合 | 『家礼』 |
| 明応2 | 1493 | 3斗9升5合 | 2斗4升 | × | × | 1斗 | 3升 | 1斗 | 8斗6升5合 | 『言国』 |
| 明応3 | 1494 | 3斗9升5合 | 2斗4升 | × | × | 1斗 | × | 2斗 | 9斗3升5合 | 『言国』 |
| 明応7 | 1498 | 3斗9升5合 | 2斗4升 | × | × | × | × | 2斗 | 8斗3升5合 | 『言国』 |
| 文亀元 | 1501 | 2斗7升 | 1斗2升 | 5升 | × | 1斗 | × | 1斗 | 6斗4升 | 『言国』 |
| 文亀2 | 1502 | 4斗9升 | 1斗5升 | 5升 | × | 1斗 | 3升 | 3斗3升 | 1石1斗5升5合 | 『言国』 |
| 大永7 | 1527 | × | × | × | × | × | × | × | × | 『言継』 |
| 天文2 | 1533 | 1斗4升 | × | × | × | × | × | 1斗1升 | 2斗5升 | 『言継』 |

○記載あり ×記載なし（全て×でも貢納あり）

出典 『教言』 = 『教言卿記』、『家礼』 = 『山科家記』、『言国』 = 『言国卿記』、『言継』 = 『言継卿記』

の勅許を得る。最終的に教行が没し、教言が四十五才で家督を継いだ応安五（一三七二）年に、足利義満から山科東庄安堵の御判御教書を得て、全所領は嫡男教言の一円知行となる。続く永徳三（一三八三）年には、「御服奉行」（内蔵頭）を家職とすべきことも許される³¹。

このように見るならば山科家の嫡流にとつて、山科東庄内の無量光院林は象徴的な存在であった。その跡地の林を「林殿」と呼び、栗の栽培地となし、毎年、収穫される栗を内蔵頭として禁裏に進上することは、当家の由緒を再確認することであったと考える。「林殿」は他の栽培地に比べて、特別の由緒があったのである。

正徳元（一七一）年に刊行された『山城名勝志』では、山科御所の位置を大宅村と大塚村の間「御所森」とし、当所の氏神山もまた「御所山」と呼ばれていると解説している³²。又『京都府山科町誌』によれば、近年まで、大宅の小字名に広御所、唐門、中の御所、泉殿に加えて林殿があったとし、御所森を地図上で比定している。やはり「林殿」は後白河上皇の上御所の遺跡の林であり、宇治大道以東の御所山の麓であったと推測する。

②大篁（後に大竹村）

①の「林殿」と並ぶ応永期よりの根本栽培地であり、大篁の名称通り、周辺は山科盆地の特色をなす竹林であり、後にはもっぱら大竹村と呼ばれていた。当地に関しては『教言卿記』に「宮前」という割注があるので、当地の鎮守社である東岩屋神社の前と確定できる³⁴。現在の地形からみても傾斜地であったと思われる。栗の貢納量は応永期は不明であるものの、寛正年間の二斗三升を経て、文明十二（一四八〇）年の段階では二斗四升に定められてた。しかし、徐々に未進が発生し、文龜年間には一斗五升到減少している。そもそも大竹村は「小林」「大林」の二ヶ所の林からなっており、個別の貢納者を地下の政所が一括して納めていた³⁵。

「小林」は政所屋の南に位置し、東庄内の寺庵衆の一人である桂正庵が預かる林であり、前代の担当者から引き継いだ栽培地であった。貢納量は七升なので、小規模であったと思われる。一方「大林」は、大沢寺の栗林とあり、貢

納量は一斗七升と定められていた。⁽³⁶⁾ 大沢寺の所在地は『山城名勝志』と同年刊の『山州名跡志』によれば、「大宅寺在岩屋神社鳥居東二町余」とあり、現在の⁽³⁷⁾大宅寺の所在とほぼ一致する。応仁文明の乱後、山科家は毎年、盆の墓参を欠かさなかったが、「夕方御影堂之御ハカへ参候也、イホ谷大沢寺へ小僧ツトメ、」あるいは「八時分如先規御影堂ノ代、御ハカ・御白川院ノ御ハカイホ谷参也」⁽³⁸⁾ともあり、中世には「イホ谷」と呼ばれていた。「イホ」は「庵」と推定されるので、大沢寺（庵）は山科家と後白河上皇の墓のある御影堂の管理をしていたと思われる。そして東庄の寺庵衆もまた此処に集住していたと考える。⁽³⁹⁾ つまり、大篁（大竹村）は山科家にとっては、御影堂を囲む聖域と認識される栽培地であり、ここから収穫される栗もまた「林殿」同様、由緒あるものであった。

第三節 その他の栽培地

③ 大峯

この地も、応永期以来の栽培地であり、言国が没する前年の文亀二（一五〇二）年まで、七升の栗を納めているが、場所は不明である。

④ 四松殿

この栽培地は『教言卿記』にだけ所見されるが、「四松殿」の名称はやはり御所遺跡に関連する敷地であろう。所在地は「山口」と記され、七升の栗を納めている。⁽⁴⁰⁾ 「山口」とは御所山の入山口であり、東岩屋神社脇、現在の⁽⁴¹⁾大宅山田町辺りと思われる。御所山は山科御所に因む名称であり、山科家にとっては聖域であり、領民支配に正当性を与えるものであるが、同時に東庄の住民にとっては、柴や草を刈るといった日常生活に欠かせない場でもあった。⁽⁴²⁾ 彼らには山手（用益料）のほかに正月四日の「山の口開き」として、正月四日に餅や麦、銭などが課された。⁽⁴³⁾ 御所山は本来ならば古代豪族の大宅氏ゆかりの東岩屋神社の裏山なので、「大宅山」と呼ばれるべきであるが、それに勝る後白

河御所の由緒と権威を創出するための名称に転化したと考えられる⁽⁴³⁾。当地は言国の代には記載がないので、栽培地としては衰退したと思われる。

⑤新宮林 ⑥へんついでどの西林（おいちの林） ⑦ 貢納量のみ栽培地

⑤⑥の二ヶ所は東岩屋神社の敷地内の林である。新宮とは十一月に「御ほたき」（御火焚）の神事がある社で応永十三年、吉田社の神主により遷宮の儀式が行われた⁽⁴⁴⁾。さらに三年後には「小宇二社」が造営され、奉行を務めた東庄代官大沢重能は長門守に叙されたことがわかる。貢納量は一斗と時期により調整されている。

「へんついで殿」とは竈神を祀った屋社で、後に「おいち」と呼ばれるのは「一殿」の居場所であったからであろう。一殿とは神坐（いちこ）すなわち専属の巫女である。へんついで殿には湯掛け神事や検断のための湯起請を行うための竈が設置され、湯屋に相当する施設であったと思われる。へんついで殿の西の林もまた神社の敷地続きであり、三升の栗が納められている。栗のほかに梅なども納められている。

①・②・④は応永期よりの栽培地であるが、⑤と⑥の史料上の初見は文明十二年である。いわば後発地である。⑦は貢納者のみなので、自己所有の林の可能性もあるが、貢納者が岩屋神社の供僧と大沢寺の坊主⁽⁴⁵⁾なので、⑤の新宮林か②の大林の可能性もあるが不明である。

以上、不十分ながら、史料と地名に即して、栗の栽培地を考察してきた。元より正確な位置を比定することは困難であるが、以下のことが確認できる。

(1) 複数の新旧の栽培地は、東庄を通る宇治大道より東側の範囲にあり、御所山の入り口にある東岩屋神社の敷地内やその下に広がる林であった。

(2) 根本の栽培地は「林殿」と「大篁」である。それらは往昔の後白河上皇の上御所跡の林と東岩屋神社前に広がる竹林であり、山科家の在地支配の拠点である政所、御影堂及び山科家代々の墓やそれを管理する大沢寺や寺

庵衆が集住する地域であったと考えられる。

(1) (2) を総合すると、栗の栽培地は全て御所跡の敷地内であったと推定できる。

山科家にとって栗は単に季節の進物品ではなかった。名字地の栗を贈ることこそが重要であり、禁裏を筆頭に公家社会における自己の家の存在を主張する有効な手段であった。

その意味では、山科家にとって栗年貢は栽培地ごとに把握すべき重要な収取物であった。東庄からの他の産物が「公事」であったのに対し、栗は、領主側から積極的に設定された「御年貢」であったのである。⁽⁴⁸⁾

なお、各栽培地の管理と貢納を担ったのは、御所山の管理を任命された山守衆を中心とした在地の有力層であるおとな(老)や寺庵であったが、本論は貢納後の山科家の栗の贈答を考察することを目的としているので、彼等らの存在形態については別稿で検討したい。⁽⁴⁹⁾

第二章 貢納品から贈答品へ

第一節 応仁文明の乱終息と栗年貢

東庄から九月に、栽培地ごとの管理者によって納められた一石余の栗は、まず代官大沢久守のもとに集まる。『山科家礼記』の主なる記主は大沢久守である。寛正三(一四六二)年五月に当主顕言が嫡子のないまま世を去り、庶流の言国がわずか十一才で養子に迎えられるが、言国の実父保宗も翌年死去する。言国は山科家の全所領を相続したものの、公家社会に後ろ盾もなく内蔵頭としても、御服調進の知識、経験ともに未熟であった。そしてこのような若き当主を、公私共に支えてきた有能な家宰(雑掌)が大沢久守であった。⁽⁵⁰⁾ そもそも、山科家の栗の贈答の詳細を知り得

るのは、久守の書き記した日記によるところが大きく、当該期の在地の動きを具体的に把握しながら本稿を進めてゆく上で、要となる人物である。

年貢の粟の全量およびそれがどのような配分で当主のもとに届けられのかが確認できるのは、文明十二年以降である。応仁文明の乱の続く間は、多くの公家が難を逃れて都を離れる状況下、山科家も伝手を頼って坂本の延暦寺執行の屋敷内に居を移し、言国は禁裏小番の宿直の時のみ上洛するという変則的な生活であった。⁽⁵¹⁾（特に断らない限り、以後「乱」或いは「大乱」は応仁文明の乱を指す）。山科七郷も戦闘に動員されるなどして、おそらく栗林の管理もままならず、米年貢と同様、栗年貢も滞っていた。⁽⁵²⁾山科家も、洛中の「構」を廻らした東軍の陣営の内、室町殿（足利義政）と起居する禁裏（御土御門天皇）へ、粟を正式に進上する契機もなかったと考えられる。⁽⁵³⁾やがて、西軍の主力大名が下国した文明九年九月、京都における乱が終息し、山科家も東庄に再び入部できた。⁽⁵⁴⁾その翌年の文明十年から栗年貢は復活した。⁽⁵⁵⁾しかし、当年は禁裏に進上した記事はないので、まだ充分な態勢が取られていたわけではないのであろう。翌十一年には、文明八年に焼亡した室町第から日野富子の母・苗子の邸である北小路殿に寓居していた土御門天皇が、修造された内裏に還御した年である。夏には乱中途絶していた八朔の儀礼も復活して、朝儀の再興の兆しが見え始めた。⁽⁵⁶⁾翌年の文明十二年には、一七才の勝仁親王の宣下（元服加冠）も行われた。⁽⁵⁷⁾

一方幕政においても、応仁文明の乱が一応終息して、都の流通も再稼働し始めた文明十一年以降は、文明五年に九才で父足利義政から將軍職を譲り受けた義尚も十五才となり、予定通りの御判始・評定始もあった。実態はともかく、義尚の執政意欲が顕在化する時期でもあった。⁽⁵⁸⁾乱後、公武共に画期を迎えた時期である。

山科家でも、本所としての家政運営の見直しがなされ、東庄からの貢納の品目も詳細に確認され、膝下荘園の支配体制の再スタートが切られたのである。そして、当家にとって東庄の粟は贈答品として禁裏ばかりでなく、広汎な諸相へと流れていくのであり、今まで以上に大きな役目を担ってゆくことになる。

第二節 栗の貢納と贈答

左の史料一〜七は、『山科家礼記』と『言国卿記』の文明十二年と十三年から抜粋したものであるが、幸い文明十三年は東庄の代官である家司大沢久守と当主言国の両者の日記が残っているので、栗年貢とその後の贈答行為の概略を把握することができる。

史料一 『山科家礼記』 文明十二年九月六日条

今日大年貢栗納候なり、

大竹むら二斗四升之内一斗五升色々事ニ残納也

はやしとの三斗九升五合 今日皆納

しんくうはやし 一斗

二郎ゑもん

三郎兵衛

ひこ七

一斗北殿御分^①

ひこ二郎

一斗^{くさかきうり}三升 はやしのゑもん 三升へんついとのと、西林南としより

二斗 せいはん 北殿御分

七升 大ミネ せんそう

大竹むろ一斗五升

はやとの同

此内三斗五升本所へまいる御年貢也、
かきうり五升^③

一升五合 上様 一升五合うちへ 御ちの人

小大夫殿・少納言殿各下用二一升宛、予わくらへとも一升宛、下女五合下用二、

三郎ひやうへ・彦七ミやけの栗出之、林ゑもん・セイハン・三位・禪宗・二郎衛門・与二郎・二郎ゑもん、
かいくり^⑤

二百文 彦七 一斗

二百文 林ゑもん 五升栗 六升栗 五升栗^{御かい候、} 上様へ、百文分

五百文 三郎ひやうへ 五升栗

二百文 三位 同

百文 せいはん

以上一貫二百文、又百文禪宗出之、一貫三百文カ也、

史料二 『同』 文明十三年九月廿一日条

一、三位・普門栗かこ六、ひけこ二沙汰候也、

史料三 『同』 文明十三年九月廿二日条

一、東庄栗御年貢納候也、

三斗九升五合 三郎ひやうへ 二斗二升^{大たけむら} 二郎ゑもん

此内一斗五升本所へまいる 此内一斗五升本所まいる^⑦ 此内一斗五升本所まいる^⑧

一斗三升 いや九郎ゑもん 七升 大ミねせんそう

此内五升本所^⑨

三升 へんついときたとの、分の西又二郎

二斗きたとの、分 せいはん 二斗きたとの、分

七郎此内一斗いけ方也さへもん しんくはやし

(以下九月は欠損)

史料四 『言国卿記』 文明十三年九月廿二日条

- 一、如先規栗共ヲサムルト云々、御ハツヲ、シヤウクワン也、目出々、
一、栗明日先所へ可遣間、文共書畢、

史料五 『言国卿記』 同年九月廿三日条

- 一、今日彦三郎栗持上也、予方ヨリ栗所、
上臈 一盃、大典侍局同、新大典侍局同、長橋局、坊城局同、庭田・民部卿・藤宰相・同女中一盃也、
一、禁裏大一籠、親王御方小一籠、二宮御方同、伏見殿同進上也、
一、楽共吹畢、三條・日野一籠、勧修寺同栗遣、兵衛尉使ニテ也、

史料六 『同』 同年九月廿五日条

- 一、武家藤宰相局・同小宰相局へ栗一籠ツ、遣畢、

史料七 『同』 同年九月廿八日条

一、今日栗持竹阿弥坂本寺家遣之、

(傍線筆者)

以上史料一〜三は、東庄から栗の年貢が納められまでを、史料四〜七は当主に納められた栗の贈答先を具体的に知る事ができる。下線部を手掛かりにまとめると以下のようなになる。

- 1 栗の総量一石七斗五合の内、本所言国に納められる分は三斗五升である。(下線②)
- 2 三斗五升の内訳は林殿と大竹村各一斗五升と栽培地不明の五升である。(下線③・⑦・⑧・⑨)
- 3 別枠で「北殿御分」三斗がある。(下線①)
- 4 貢納者は土産の栗を提出する。(下線④)
- 5 各栽培地から追加の栗を購入している。(下線⑤)
- 6 贈答用の籠を東庄から調達している。(下線⑩)
- 7 言国は贈答するに先立ち、送り状を作成する。(下線⑩)
- 8 言国の贈答先は禁裏とその廷臣を中心としている。(史料五・六・七)

文明十二年、十三年は乱中に滞っていた栗の年貢量が新たに定められ、言国の取り分と贈答先の大枠が決められたのではないかと推察する。本所の取り分はやがて三斗に定着する。⁵⁹栽培地ごとの量も調整され、栗は東庄からの重要な年貢と位置づけられ、以後の当家の贈答資源として確保されたわけである。いわば領主側からの設定であった。⁶⁰下線①の「北殿」とは前当主故顕言の後家尼であると思われるが、言国と同居している明徴もないので、一種の既得権として別納されたと考えるのが妥当であろう。⁶¹これも延徳三(一四九一)年の段階で二斗となり、当主言国に一括して五斗納められている。四斗近い栗を追加で購入しているのは、その後の需要を見越してのことであろうが、他の贈答

先や使途は文明十二年の段階では不明である。むしろ当該期の栗の流通価格を知る上で興味深い⁶²。なお、言国の詳細な贈答先については次節で考察を行いたい。

季節の産物は旬の時期に贈ることが肝要である。その点、京都近郊の莊園から上ってくる栗は鮮度を損ねる事もない、長期間の保存も効いて、広範囲に分配できる。ゆえに、贈答品として優れており、貢納される日を待つてすぐに進物された。(史料五)

当家が年貢の栗をいかに重要とみなしていたかは次の例をもつて知ることができる。文明十二年から七年後の長享二(一四八七)年、栗も実り始める八月、地下から八朔の貢納品に添えられ、佳例の「栗の枝」が当主に届けられる。さらに同じ月の十五日に「白栗」が納められる⁶³。栗の枝は予祝的な意味合いを持ち、「白栗」は成熟度と品質を確認するためである。これらには、領主側の期待とともに、貢納する在地側へその義務と進物品に使われる栗であることを周知させる意識も含意されている。この慣行は天文十四(一五四五)年まで確認できる。言国の孫に当る言継の代までも継承されたのである⁶⁴。

このように応永期を初見とする栗年貢も、教言より三代の時を経て、当主言国の代に山科家の主要な贈答資源として再認識されるに至るのである。

第三節 栗贈答の構造

山科家の栗の贈答が史料上はじめて見出されるのは、応永十三(一四〇六)年であるが、進上先は後小松天皇と伝奏の日野重光のみで、しかも少量である⁶⁵。当該期の当主教言の最晩年の日記である『教言卿記』の開始日は、自宅の火事罹災日の応永十二年五月二日である。従って、焼失した自己の日記を補うために執筆されたと考えられるので、当家の地方莊園の年貢量や山科東庄についての記事も充実しているが、贈答資源としての栗年貢に対する意識はさほ

ど読み取れない。むしろ、時の義満（北山殿）の寵臣としての活動が顕在化している。その後、長祿元（二四五七）年、顕言の代になると、ある程度の規模の贈答が展開していたことがわかる。⁶⁶しかし、貢納量なども不明であり、この段階で栗贈答の特質を考察するには不十分である。その後、応仁文明の乱中は年貢そのものが停滞し、最小限度の贈答のために地下から調達をするという状況であった。⁶⁷やはり栗贈答の全容がわかるのは、乱後である。史料一〜七を分析して、1〜8の事項を析出した。これらを踏まえると、山科家の栗年貢の特徴は、当主言国と管理者である家司大沢久守の二元性にあるといえよう。本来は当主が禁裏を中心に進上するために設定された栗年貢を久守が利用し得たのは、東庄代官を世襲しながら、現地の支配体制を堅固に構築してきた大沢家が、少年の当主に仕える久守の代にそのピークを迎えたこととも関係するだろう。東庄の領民にとって実質的支配者はむしろ大沢久守であった。膝下莊園でありながら、間接支配を余儀なくされる新当主の言国。両者には、庶流出自の当主と嫡流譜代の筆頭家司という、身分差とは別のジレンマが徐々に浮上してゆくことになる。⁶⁸

前述したように、貢納総量一石強の栗の内、本所の取り分は「林殿」と「大簞」の栗三斗が基本量であった。しかし、後白河院の御所跡という由緒ある栽培地の栗であるからこそ、山科家の贈答に相応しかった。恒例行事としての栗贈答が一通り済んだ後は、残りの栗は大沢久守の管理下に置かれ、折につけ日常的な進物品として諸方へ配られたが、その手配も彼の管掌するところであった。⁶⁹つまり年貢の栗の裁量権は久守の手にあった。何より注目すべきは、久守自身もまた並行して栗の贈答を行ったことである。文明年間の彼の日記では確認できないが、長享年間になると、その動きが顕在化し、言国をはるかに上まわる規模の贈答が、同時になされる。⁷⁰楯田の二つの中心のように、当主と家僕が揃って栗の贈答を行うという事態が起るのである。⁷¹それはまさに「栗贈答の二元性」といってもいい。次では、言国、久守両者の贈答先を比較しながら、さまざまな場における栗の贈答を具体的に検討したい。

第三章 栗贈答の二元性

第一節 当主山科言国の栗贈答

山科言国の栗の贈答行事は、応仁文明の乱後の文明十（一四七八）年から所見され、彼が没する前年の文龜二（一五〇三）年まで続けられた。表2は、史料で確認できる年の贈答先を①禁裏②禁裏女房③公家④家族・親類⑤家僕⑥寺家・その他に分類したもので、当主による恒例の栗贈答の概略がわかる。²²

①の禁裏は、当家本来の献上先であるが、後土御門天皇、勝仁親王、二宮親王、そして後土御門天皇の連枝伏見宮（邦高親王）で構成されている。

②と③は内蔵頭である言国が、天皇と親王の衣食を調進する職務上、最も関係の深い、いわば上司や同僚に当たる廷臣・宮中の女房である。庭田雅行・勸修寺教秀は武家伝奏、民部卿は神祇伯白川忠富、三条公治、ことに日野政資は勝光息で禁裏近臣であると同時に、將軍義尚室の兄として將軍家の姻戚である。彼らは、後述の高倉家と共に、將軍に伺候する家でもある。²³

中世において、上位へ物を進上する際には、申次に同じ物を贈ることが不可欠であった。言国にとって後宮に所属する女房衆との接触は日常事であった。とりわけ、長橋局（勾当内侍）は月次や定例の行事（和歌会・連歌会・楽会など）の調整や諸公家からの奏請を担い、天皇の意志を伝達する上でも、伝奏と同様に重要な役職であるので、他の女官たちに先んじて禁裏へ進上する日に贈られることもあった。なお、当該期はこれら禁裏女房の中の上臈や大典侍が天皇の実母や正室の身であった。ゆえに、禁裏への進上と禁裏女房衆への贈答とは切り離せなかった。因みに勝仁

表2 山科言国の栗の贈答先

| 年代 | 禁裏 | 禁裏女房 | 公家 | 家族・姻戚 | 家僕 | その他 | 出典 |
|-----------------|-------------------------|-----------------------------------|----------------------------|------------------------------|--|--|--------------------|
| 文明10年 (1478) | 土御門天皇 | 御所局・同小宰相局・新典侍局・東御方侍局・長橋局・新内侍局 | 広橋・伯民部卿・日野町 | 藤宰相・同女中 | | | 『言国』 9/14・16条 |
| 文明13年 (1481) | 後土御門天皇・勝仁親王・二宮・伏見殿 | 上藤局・大典侍局・新典侍局・長橋局・坊城局・武家宰相局・同小宰相局 | 庭田・伯民部卿・日野寺・三條 | 藤宰相・同女中 | | 坂本寺家 | 『言国』 9/22条 |
| 長享2年 (1487) | 後土御門天皇・勝仁親王・二宮・伏見殿・安禪寺殿 | 花山院御局・庭田御局・長橋局・中内侍局 | 庭田・伯民部卿・日野寺・三條 | 言国室・藤宰相・同女中・御方 | | 東山寺家後料人・坂本寺家 | 『家礼』 9/8条 |
| 延徳元年 (1488) | 後土御門天皇・勝仁親王・二宮・伏見殿 | 花山院御局・庭田御局・長橋局・中山局 | 花山院・庭田・伯民部卿・日野・勸修寺・三條・四辻 | 言国室・藤宰相・同女中・御方 | 中務小輔・坂田資友・三郎右衛門・大夫・少納言女・五位女・御乳人・おち・彦四郎・智阿弥 | 寺家御局 | 『家礼』 9/18条 |
| 明応2年 (1493) | 後土御門天皇・勝仁親王・青蓮院宮・伏見殿 | 花山院御局・庭田御局・長橋局・中内侍局・新内侍局 | 花山院・庭田・日野・勸修寺・ | 東向・内蔵頭・阿子・阿倉入道・同女中・同御方 | 中務小輔・三郎右衛門・大夫・御乳・茶千・御力・智阿弥・彦千・下女2人 | 寺家御料人 | 『言国』 9/7・8・9条 |
| 明応3年 (1494) | 後土御門天皇・勝仁親王・青蓮院宮・伏見殿 | 花山院御局・庭田御局・長橋局・中内侍局・新内侍局・伊予局 | 花山院・庭田・日野・勸修寺・三条西・甘露寺 | 東向・内蔵頭・阿子・阿茶丸・高倉入道・同女中・同御方 | 御乳・大夫・茶・中務小輔・彦衛門・智阿弥・竹阿・下女2人・雑色2人 | 本撰寺・本願寺女中・田向・宗恩(坂田資友) | 『言国』 9/27条 |
| 明応7年 (1498) | 後土御門天皇・勝仁親王・青蓮院宮・伏見殿 | 花山院御局・長橋局・中内侍局・新内侍局・伊予局 | 花山院・庭田・伯民部卿・日野・勸修寺 | 東向・内蔵頭・阿子・阿茶丸・高倉入道・同御方・御料・周快 | 女房衆・男衆・下藤・雑色 | 本撰寺・中坊 | 『言国』 10/6・7・8条 |
| 文亀元年 (1501) | 後柏原天皇・若宮・不遠院宮(青蓮院宮)・伏見殿 | 長橋局・民部卿典侍局・二位殿局 | 三条西・伯民部卿・庭田・日野町・勸修寺 | 東向・内蔵頭・茶子・高倉入道・同女中・御方 | 兵衛尉重敏・中務少輔・坂田四郎・三郎衛門・筑後・加賀・女房2人・下藤・雑色 | 本撰寺・伊勢貞陸・野洲(禁裏御倉)・恵命院・センシウ院・豊筑院・坂本寺家父子 | 『言国』 10/14~29条 |
| 文亀2年 (1502) | 後柏原天皇・若宮・不遠院宮(青蓮院宮)・伏見殿 | 長橋局・民部卿典侍局・二位殿局 | 三条西・伯民部卿・庭田・日野町・勸修寺・広橋・甘露寺 | 東向・内蔵頭・茶子・高倉入道・同女中・御方・周快 | 兵衛尉重敏・中務少輔・坂田四郎・三郎衛門・筑後・加賀・女房2人・下藤・雑色 | 斯波義敏・隨藏主・本撰寺・野洲・豊原朝秋父子 | 『言国』 9/21~10/1条 |

『言国』 = 『言国卿記』 『家礼』 = 『山科家礼記』

親王の母は庭田朝子で、近臣庭田雅行の姉であった。

④は言国一家と言国室（東向）の里である高倉家である。高倉家は山科家と同様、禁裏の装束や衣紋を家職とする家であり、当該期は武家の近臣の側面が大きく、藤宰相（永継）、女中（永継室）、御方（永康）で構成されていた。また言国室の外にも、娘に恵まれた永継は武家宰相局や小宰相局、後には内侍（継子）など、女官を輩出した。また甘露寺家や園家、あるいは山科野村の本願寺門主に嫁がせるなど多様な人脈を有していた⁷⁴。言国は、高倉家から妻を迎えたことにより、姻戚関係の幅も一挙に広がり、公家社会での地位も安定するようになったので、妻の里への贈答は栗に限らず、機会あるごとに欠かさず行っていた。兄弟のいない言国にとって、家職を同じくする最も恃むべき身内であった。

⑤の言国の家族や青侍を筆頭とした家僕への配分は、文明年間は大沢久守が管理していたと思われるが、延徳元（一四八九）年には、言国自身が当主として配当するようになる。取り分の定量は変わらず、前述した「北殿分二斗」や「買栗一貫文」で、栗の量を補給している⁷⁵。家僕への配分権が移行するということは当主の権限が拡張されることではあるが、言国の取り分は、久守が没するまで、定量三斗のままであった。久守は明応七（一四九八）年十一月に没するが、その直後、言国は東庄の直務宣言をする。そこに至る背景には、こういった栗年貢の裁量権の問題も少なからず関係している⁷⁶と考える。以後「林殿」「大竹村」ばかりでなく、すべての栽培地から上がってくる栗は、言国自身が管理するようになる。

⑥は東坂本にある寺家（延暦寺執行）の一家であり、山科家の乱中の寓居先であり、山科家にとって物心両面で恩顧のある家族であった⁷⁶。また、明応三年以降、本撰寺が加わるが、これは同年、強盗に受けた傷がもとでわずか十八才で落命した嫡男定言の回向寺である⁷⁷。定言が内蔵頭として順調に出仕していた矢先の不幸であったが、九月には例年通り、栗の贈答行事は行われている⁷⁸。山科家にとって、恒例行事を催行することは重要であり、贈られる家にとつ

ても、当家を「栗贈答の家」と周知していたのである。

次に栗の量と形態であるが、量については、禁裏を筆頭に三升、二升、一升五合、一升と段階的に序列が付けられた。贈答量を枡で軽量できる簡便さも栗の特長である。さらに、禁裏および上位の公家には奉書が付され、籠が地下より用意された。(史料二・四)。例えば、延徳元年の場合、三升用籠二、二升用籠四、一升五合用籠七と十三個の籠を調達している。当然、籠が到着しないと進上はできなかった。⁷⁹⁾ また、盆や硯の蓋も常用された。これは、手持ちの容器により、贈り先への礼儀を調整できると共に、返却される時に相手より相当の返報の品が添えられるという利点もあった。⁸⁰⁾ 中世には、このような食品のやり取りが頻繁に見られ、贈与行為が、互酬性という概念において、一種の交換に転化し、貨幣流通とは別次元の物流現象を促したのである。この慣行は現代社会にまで受け継がれているものである。⁸¹⁾

以上、言国の栗の贈答は歴代の慣行を受け継いで、禁裏とその近臣たちと宮中の女官たちを、主な進上先とした。この恒例の贈答は、『お湯殿の上の日記』においても確認する事ができる。文明九年から始まるこの記録は言国の生きた時代を概ねカバーできるのであるが、毎年所見されるわけではない。栗年貢が再開した文明十年九月十四日条には記述なく、表2のうち確認できる年は明応三年、明応七年、明応八年だけである。また「山しなより御くりのかこまいる」といった簡単な記述は、女官による業務日誌という史料の性格を反映している。しかし逆に山科家の記録が欠けている文明十七年、明応六年や、二代先の言継の大永六(一五二六)年、大永七年、享祿二(一五二九)年にも所見されるので、栗贈答が言綱、言継と次々世代にまで、「家の贈答」として継承されていたことがわかる。⁸²⁾

第二節 家司大沢久守の栗贈答 (1) 近江陣中へ

ここでは、山科家家司の大沢久守が当主言国と並行しておこなった栗の贈答に関して考察を行う。

大沢氏は、代々山科家の雑掌を勤め、少なくとも久守の祖父重能の頃より長門守に叙され、当家の筆頭家司として、

また山科東庄の代官としてその地位を築いてきた。重能、重康と続いて久守も応仁二（一四六八）年に長門守の官途を拝し、応仁文明の乱の終結後、東庄の代官職を含めた諸知行権を言国より再安堵されている。⁸³『尊卑文脈』によると、重能の前代の重基より「大澤」を号しているが、菅原正子氏は、新出の史料より、更に遡ること三代前の重道（法名道禪）が、山科家の雑掌であったことを明らかにした。⁸⁴『山科家礼記』の記主は複数の当家雑掌であるが、家僕の日記が当主の日記に混じり伝存するのは稀であり、当該期の在地動向や社会情勢を知る貴重な手掛かりを提供している。特に主なる記主大沢久守による豊富な内容は、本人の資質によるところも大きい。彼が山科家の嫡子不在という危機に直面した時期より在職していた事とも深く関連する。寛正三（一四六二）年に庶流から迎えた継嗣言国の後見者として、山科家の家職（装束・箆）にかかわる故実や知識を習得させる役割を担わざるを得なかつたのである。彼の日記には、代官として管掌する山科東庄の住民との公私にわたる記事が頻出するが、応仁文明の乱中に山科七郷民を率いて参戦したと同時に、御厨子所目代として、商いに従事する山科郷民を統括するなど、名実ともに膝下莊園にたいする支配権を確立していた。特に乱後の文明十二年以降、栗年貢の詳細な記録と共に、贈答先に関する記事も、当主言国のそれをはるかに上回る量となる。

特に、長享二（一四八七）年、延徳三（一四九二）年、明応元（一四九二）年の栗贈答は「大沢久守の恒例行事」といっても過言ではない規模で展開される。「予遣候所、栗事」に続いて、久守自身の贈答先である百人に上る人々の名が記される。公家の一雑掌がする贈答としては異例の規模と言える。

次に贈答先に関する二つの資料を提示する。

【資料1】は長享二年、【資料2】は延徳三年の久守の贈答先を『山科家礼記』から抜き出し階層別に分類したものである。家人はもとより幕府奉行人、他家の青侍（雑掌）、楽人、酒屋、雑魚売など身分の上下を問はない贈答先は久守の人脈の多様さを示すと共に、そこには中世社会の人々の贈答によるネットワーク形成の一端が垣間見える。当

主の家族にも贈るのは、栗年貢の裁量権が代官職に付帯する権限との認識によるものであろう。なお、両資料にある寺家の南洞院（房実）は山科家の遠縁にあたり、三井寺僧侶であり、当家の仏事にも携わっている。

【資料1】 長享二年の栗贈答（『山科家礼記』同年九月六日条より作成。数字は栗の量 単位は升、【資料2】も同じ。）

禁裏

後土御門天皇3（籠）・勝仁親王1.5（籠）・二宮1.5（籠）・伏見殿1.5（籠）・安禪寺殿1（籠）・長橋局1.5・花山院局1・庭田殿御局1・広橋殿御局1・中内侍殿1.5

公家

*日野政資1.5（籠）・庭田雅行3・*伯忠富士3・勸修寺殿3・*三條殿2（籠）^①薄殿殿1・甘露寺親長1・同元長1・中御門宣胤1・*町守光1・宮内卿1.5・豊原筑後守1.5・豊原近江守1・*高倉殿3・同女中1.5・*同御方1.1

青侍

伯内櫻井1・甘露寺内佐渡守1・本庄三郎右衛門1・中御門内神山1

武家

三位入道殿3（籠）^②・*結城近江介3（籠）^③・*同二郎九郎1.5・*細川摂津守1.5・*同内鎌田1・伊勢右京亮3（籠）^④・*秋庭伊代守1.5・*越後守1.5・松田對馬守3（籠）^⑤・飯尾大和守3・*同加賀守1.5（盆）^⑥・*同肥前守入道1.5・*同豊前守1・*同四郎2・*同筑前守0.8・*同左衛門大夫3（籠）^⑦・*同大藏大夫2・*同二郎左衛門1・*同被官渡辺1・*同浅見1

寺家

*東山殿寺家御料人2（籠）^⑧・坂本執行3.5・同女中2.5・南洞院（房実）1・本誓寺1.5（勸修寺）西林院1.5・大本庵1.5・宗鏡1.5・善長寺1.5・中坊1・へう庵1

家人

本所1・上様1.5・御方（定言）1・同御乳人1・ひめ御料人1・小御料人1・若御料人1・大夫殿1・五位1・御乳1・中書（高階頼久）1・掃部助1・兵衛尉（大沢重致）1・坂田資友1・式部女1・少納言女1・智阿弥1・同母1・彦四郎1・彦三郎1・与三郎1・千松・おちよ0.5・おこ1・つるい

その他
し1・あま1・ひこ1・竹阿弥1・同女1・入道1・彦右衛門1
雑魚売1.5・紺屋1.5・酒屋1.5・東山酒屋1.5・存阿弥1・彦二郎入道2・山中与三入道1.5・やまと1・か、
1・へんの殿2・難波殿1.3

【資料2】

延徳三年の贈答先（『山科家礼記』同年九月廿二条より作成）

公家

薄殿^⑤1・甘露寺殿1・豊原近江守1・豊原佐渡守・同御方

青侍

中御門内神山1・

武家

武衛三位殿2・同下殿2.2・同又二郎殿1・同御北向2・同内北村1・同水卷・秋庭方・*飯尾筑前守1・

*飯尾加賀守2・*同中大夫3.5・*四郎1・*同内奥村1・*飯尾大和守1.5・同肥前入道1.5・*同左

衛門大夫1.5・*同右衛門大夫1・*同内浅見1・*飯尾大藏大夫1・同彦右衛門1・庄藤右衛門2・

泉原女1.5・宇野孫六2

寺家

*金光院^⑧2.5・坂本寺家3・三位へうほう1・智恵子1・南洞院1

家人

大夫殿・中書・筑前・美濃（大澤重有）・五こ（五位カ）・衛門・同女・およめ・あこ、彦二郎（久守孫）・

智阿弥・竹阿・ひこ（雑色）・御乳人・千松・松若・つるいし・おこ・左近・同女・難波殿母・彦四郎母・

大入道・小入道・うは以上1・鯉江方（久守女の婚家先）2.5

その他

存阿弥1・下のくきの木1・上の酒屋1・下の酒屋1・春阿1・宇治2（妙音庵）・与三郎1・同女1・

紺屋1・林1・小林1・同いもうと1・宇野孫六2

ここで確認すべきは、長享二年、延徳三年とも、時の将軍（室町殿）が近江に出陣、長期滞在していることである。これは、七代将軍義政以来の基本政策である寺社本所領保護を受け継ぐ形で、隣国近江の守護六角高頼の押領・違乱

を征伐するためであった。義政の嫡子義尚は長享二年九月以来、鈎の安養寺に一年布陣している⁽⁸⁶⁾。その後長享三年に陣中に没した義尚の後を受けて嗣立された今出川殿義視の嫡子である、従兄弟の義材は、延徳三年の將軍宣下の直後、同様に三井寺に布陣しているのである⁽⁸⁶⁾。幕府の中樞機関が將軍もろとも近江に動座する当該期の特殊な政治形態は、新將軍がその権力を誇示する為のものであり、事実上の代始つまり単独の執政開始と捉えることができる⁽⁸⁷⁾。それゆえ、久守の贈答範囲には、当該期の政治状況に対応する意図が含蓄されていると考える。それでは、両年の資料をもとにして大沢久守の贈答先について検討する。

【資料1】 義尚近江陣中への粟贈答

長享二年九月五日に納められた粟年貢は、小粒という理由で一端返却された。久守は翌日再納された粟に「上、上中、中」と等級を付けている。厳密に粒を揃えてまで臨んだ贈り先はどこか。おそらく、前年九月、近江鈎へ出陣した將軍義尚に従い鈎の陣に布陣している武家と公家であったと見る。資料中の*は、『長享元年常徳院殿様近州御動座當時在陣衆着到⁽⁸⁸⁾』の中に見える在陣の武家、公家諸衆である。「法中」には、東山殿御料人つまり義尚の連枝で、共に陣中にあつた三宝院義覚もいた。護持僧として武運を祈禱したと思われる。

義尚政権の特質については、設楽薫氏の専論に詳しい⁽⁸⁹⁾。それによると、五番編成からなる直轄軍団の奉公衆と、將軍直属の諮問機関を構成する御前沙汰衆あるいは右筆方と呼ばれる法曹出身の奉行人⁽⁹¹⁾であった。特に、応仁文明の乱が勃発して以後、管領の機能が低下するに伴い発給されなくなった管領奉書に代わって、幕府の基幹文書となったのは奉行人奉書であった。そこに加判する奉行人の法曹集団は、寺社本所が幕府に所領還付を申請するための太いパイプであった。久守の贈答先の武家の大半を占める奉行人飯尾一門は、飯尾氏が山科家の訴訟（伺事）の窓口である別奉行を代々担当してきたという関係に加えて、大沢久守との日常的な交流が深かったことによるものである。実際に

飯尾加賀守清房と松田丹後守秀長は「御陣奉行」を勤める主力奉行人であった。⁹²しかし、義尚の与党は、奉行人と対立する奉公衆であり、その中でも結城政広・二階堂政行・大館尚氏は、「近江評定衆」を構成し、義尚側近として御前沙汰（将軍の政務決裁）に深く関与していた。特に結城政広・尚隆兄弟は側近中の側近で、弟尚隆は敗走した六角高頼を廢して近江守護に任じられ、権勢を振るっていた。⁹³

このような状況下、山科家にとって、武家の贈答先の上位に下線③の、義尚の執政を牛耳る結城近江介七郎（尚隆）・同二郎九郎（子か）を置いたのは止むを得ない。続いて、管領の細川政元（摂津頭）、日野殿（政資）・三条殿（正親町三条公治）・伯忠富王（白川民部卿）・高倉殿（永継）・御方（永康）ら陣公家にも丁重に贈る。在京の勸修寺教秀も含めて、彼らは将軍家昵近公家であったので、在陣するのは当然であった。特に日野政資は日野富子の甥にして義尚室の兄であり、義尚を後見する立場と言えた、久守は公武の差なく最大量の三升を贈っている。

一方、久守は同時に、京にある義政（東山殿）のもとに留まった奉行人の飯尾大和守（元連）や松田對馬守（教秀）伊勢右京亮（貞遠）にも、在陣衆と同量の栗を贈っている。飯尾大和守は奉行人の頭である公人奉行、統括する公人奉行、松田對馬守も有力奉行、伊勢右京介は義政の御共衆であった。政所執事伊勢貞宗も、京に残った。

義尚の近江出陣の本来の目的は、自己の支持基盤である奉公衆の擁護（所領回復）と義政の支持基盤である奉行人を京から切り離し、自分の権力下に置く事であった。しかし、寵臣結城兄弟の専横振りは、管領細川政元との対立ばかりか、奉公衆の間にすら不満を募らせていた。⁹⁴将軍の近江出陣を好機として、所領の回復を図りたい山科家ではあったが、義尚与党の奉公衆の存在、奉行人頭首を京に留めた義政の隠然とした力、結城兄弟と対立する管領細川政元、政所執事伊勢氏の動向といった複雑な情勢を視野において、どの勢力に対しても粗密なきよう、同量の栗を贈ったことは、家宰大沢久守の高次の政治的判断であったのだろう。

公武あわせて近江に在陣するという特殊な状況下、久守は武家、公家、寺家、どの階層にも接点のある雑掌という

立場にあったからこそ、言国の立場を代行できたのである。山科家の由緒を象徴してきた粟は、武家政治の場で活用される存在となった。換言すれば、粟の贈答先からも、義尚政権の人脈及び父義政との関係が見えてくる。⁽⁹⁵⁾ 当年の粟年貢量は一石三斗三升五合。贈答に消費した粟は一石三斗九升一合。貢納量を上回る粟を一举に使い切ったことになる。手元には買粟と土産の粟が残るばかりであったと推測する。翌年三月、義尚は陣中に病没する。⁽⁹⁶⁾

【資料2】 足利義材近江陣中への粟贈答

長享三（一四八八）年三月、二十五歳で近江陣中に没した義尚の後に嗣立された足利義材の権力基盤もまた、限定された近習のみによって構成されていた。⁽⁹⁷⁾ 義材の父義視は、かつて応仁文明の乱に際しては西軍の盟主となり、乱後は土岐氏の領国美濃に在国していた。ゆえに管領細川政元や、文正の政変以来、義視と不和関係にある政所執事伊勢貞宗も義材の嗣立そのものに対して不満を抱いていた。⁽⁹⁸⁾ 結局、義視親子は上洛したものの幕府内に信頼できる協力者もおらず、前代以来の直臣団との間の親密も欠いた。そのような中、義材の政務決裁を支える側近は、本来の幕臣ではない在国以来の近習である種村および同族の一色一門と西軍に与した過去を共有する葉室教忠・光忠父子のみであった。特に公家葉室光忠の過度の重用は、後の細川政元と日野富子の諮った明応二年の將軍廃位へとつながる。延徳三年一月、義材は後見の父義視も亡くしてか、自己の基盤強化を焦る余り、義尚の前例に倣い、六角氏征伐を錦の御旗と掲げ、近江動座を決行する。將軍権力の誇示、側近の厚遇という点まで義尚を踏襲している。同年八月二十七日、義材は三井寺に動座する。前回と同じ条件を整え將軍の威勢を誇示することが目的であった。加持祈祷を担う護持層として妙法院が随陣する。かれは光忠の叔父である。⁽¹⁰⁾

延徳三年の粟贈答はこのような状況下でなされたが、【資料2】にはさほど反映されていない。言国の贈答先の記載もなく、久守が前回同様、山科家の担当奉行人である飯尾一門に贈ってはいるが、在陣衆にさほどの改変もない。これは、粟貢納日以前の九月五日に、当主言国が御陣への参賀を済ませていること、禁裏は勿論のこと、公家の贈答

先、在陣公家への配慮も長享三年と同様だったからであろう。將軍が替わっただけで、贈答先の内容は義尚の時と同じなのである。義材の寵臣である葉室光忠も、固定された將軍昵近公家の家格に割り込む事は容易でなかったと思われる。一方、山科家にとって葉室光忠は、やはり無視できる存在ではなかった。下線⑦の金光院に二升五合の栗籠を贈ったことに注目すれば、今回もまた政治の場で栗が活用されたことが判明する。

金光院は葉室光忠の舍弟である。この人物は「葉室律」つまり西大寺末寺の葉室浄住寺の住持であるが、三井寺の兄の陣所と京を往還している。何れにしても義材政權が葉室一族に圍繞されていることがわかる。

久守は、栗が納められた九月二十二日に金光院に二升五合もの栗を贈り、二十五日に折紙百疋を携えて、山科家領備中国水田郷代官補任に関して、兄光忠への取次ぎを依頼する。事の発端は義材が寺社本所保護政策に則って、義尚同様、近江動座を宣言した同年四月、代始めの気運の中、山科家も不知行処々を見直したことにあった。その結果、代官無沙汰による年貢未進の地方荘園の一つである水田郷を直務経営として、阿部又七なる人物を請切代官に補任した。言国は、義材の動座治定を賀し、葉室宅へも参賀、出陣前の義材の笙始の儀の調整も行う。また光忠が禁裏へ参内する際の申次も勤め、且つ山科郷から動座人夫も七十人出した。ところが、更迭された前代官の聯輝軒が異を唱え、光忠に働きかけ、補任を阻止する動きに出たのである。阿部又七は花山院家の家僕だったので、当人も巻き込んで事態はこじれていった。結局、十月に数度、久守が陣所の金光院を訪ね、水田郷の正文を見せ、ようやく聯輝軒の申沙汰を止める確約を得るに至る。この一連の過程においては、葉室へも栗一籠、柿一籠を届け、折紙代をさらに二〇〇疋納める。金光院の仲介で水田郷直務事は落着する。最終的に久守は葉室の陣中に熟柿六十八個も進上している。おそらく東庄から調達したものであろう。同じ公家の山科家も、当該期の葉室光忠に直訴するには、更なる申次、つまり舍弟の仲介なくしては事が運ばなかったのである。その交渉の場に膝下荘園産の栗や柿は有効活用されたのであった。季節の果実は日々不如意な陣中であって、時宜に叶う嗜好品だったのである。翌延徳四年四月にも二度、久守は、

陣中の葉室光忠や金光院に栗を贈るなどの配慮をする。しかし、同年九月（明応元年に改元）の久守の栗の贈答先に、両者はない。代わりに光忠の申次を担ったと思われる松殿忠頭に一升五合の栗を贈っている。⁽¹⁰⁾

明応二年に義材は再び河内出陣を強行するが、細川政元を中心としたクーデターにより廃位され、堀越公方息の義澄が新たに嗣立された。⁽¹¹⁾ いわゆる明応の政変である。⁽¹²⁾ 以後將軍権力は義材・義澄に二分され、細川政元専制の政治的画期を迎える。父教忠、金光院、妙法院以下葉室一族は悉く没落し、⁽¹³⁾ 隨陣の葉室光忠は不幸にも落命する。⁽¹⁴⁾

第三節 大沢久守の栗贈 (2) 斯波義敏へ

近江陣中の武家・公家に対する栗の贈答が、山科家の利益に資する公的なものとするならば、同じ武家でも下線②・⑥の三位入道殿こと斯波義敏への贈答は、全く私的なものであり、当該期の久守の文化人としての一面を読み取るこ
とができる。

斯波義敏は、越前・遠江・尾張三国の守護であり、管領三家の名門であったが、畠山家と並んで義廉との家督争いが応仁文明の乱の原因の一つともなった人物である。⁽¹⁵⁾ 乱中は東軍に属したが、家督係争に乗じた内訌により、本貫地の越前国の実権を守護代朝倉氏に奪われ弱体化を余儀なくされた。乱後は尾張より上洛し、文化的活動に力を注いでいた。長享二（一四八八）年嫡子義寛が遠江より上り、近江に参陣していた。義敏は文明十六（一四八四）年に従三位に叙せられたので、『山科家礼記』には、専ら「三位入道」や「勘解由小路入道」「武衛殿」として登場する。永享二（一四三〇）年生れの大沢久守より、五才年下であるが、ほぼ同年代の人物である。

斯波義敏と久守の交流は、文明十八（一四八六）年より所見される、⁽¹⁶⁾ 接点は当時流行していた立花であった。おそらく文明十七年、東山殿義政に従って出家し、家督を嫡子義寛に譲った頃よりの接触であったとみる。⁽¹⁷⁾

久守は立花の名手として、乱中から避難先の坂本で見聞を広め、寓居先の寺家一家に免状を出すほどの技量であった。

言国も文明六年ころより、禁裏御所の持仏堂において度々花を立てているが、その技術も久守から教えられたものである。山科家と立花に関しては、小森崇弘氏の論考があるが、氏の論ずるところ、本来は供花である立花が、大乱後の朝儀再興において、月次御楽会や御連歌会の荘厳と結びつきながら、会所的な空間に定着し、禁裏の新しい文化事象となった。⁽¹⁸⁾久守は当時勃興してきた立花を当主言国に指南しながら、自身も様々な場で造詣を深めてきたのである。⁽¹⁹⁾

やがて、長享年間に入ると久守はその手腕を買われ、活躍の場を禁裏の黒戸御所や学問所へと広げて行く。そのようなか、政治の場を離れたとは言え、かつての守護大名斯波義敏との出会いはまさに千載一遇のチャンスであり、立花を介しての交流は、久守個人の一生を通じて、もつとも充実し、また誇れる時期でもあったと思われる。そのことが【資料1】【資料2】にも端的に表れている。

まず、下線①と下線④の薄以量、下線⑤の甘露寺元長は、久守が禁裏からの要請で立花に参仕する際の申次となった近臣である。⁽²⁰⁾長享二年は、前述したように栗の粒が小さく納め直されたが、義敏への贈答は禁裏よりも早く一番になされている。つまり、最も上質の栗を選んだのである。加えて、大津銘柄の酒桶と、鱧や熨斗鮑といった美物を添えている。⁽²¹⁾久守にとって義敏はもつとも厚遇すべき人脈であり、立花という文化を共有する知音であった。少なくとも久守の意識はそうであった。久守は頻繁に斯波邸を訪問する傍ら、花材の草花や枝（心）を贈り合うようになり、花伝書を借りるほど親密になってゆく。⁽²²⁾長享三年に入ると、義敏と同所の息二人とも交流を深め、斯波家で頻繁に開催される花会にも必ず召され、何瓶もの花を立てるようになる。義敏の被官人たちもまた久守から立花の影響を受ける。延徳三年になると、久守の日記には、禁裏の贈答先すら記されず、【資料2】の下線⑥にあるように、久守個人の贈答先の巻頭に武衛一家の名が登場する。義敏は勿論のこと、下殿、又二郎（共に息）に加えて、義敏母であろうか「御北向」にはそれぞれ籠と足付け台を以って進上している。また義敏家臣の水巻入道や弟子分状を授けた同北村

二郎右衛門にまで配慮している。武衛家全体を視野に入れた栗贈答は、言国にとつての禁裏に相当する位置付けである。この年は、斯波家だけでも一斗近い栗を贈っており、買栗三斗を補給して臨んだ山科家の恒例行事は、まさに「大沢久守の栗贈答」といつてもいいであろう。⁽¹²⁾ 義敏は当主言国にも敬意を払いながら、久守との交流を深めていく。『山科家礼記』は明応元（一四九二）年までの伝存であるが、これは久守が明応二年に世務を嫡男の重致に移譲し、翌明応三年の東林院（故顯言）三十三年忌に出家を遂げ、現役を退いたことと関係があるだろう。⁽¹³⁾ しかし栗年貢の裁量権は依然保持していた。義敏への栗贈答は久守が没する明応七年まで継続されたと考えられるが、健康状態の不良により立花の活動もままならぬ身となった久守と義敏の交流も規模が縮小していったと考えるのが自然であろう。実際、明応四年は禁裏の立花は専ら言国の仕事となっていた。⁽¹⁴⁾ 明応三年の先代三十三年忌の仕事を成し遂げた直後の家督定言の死も、家司として痛恨の極みであったことだろう。⁽¹⁵⁾ かつて気脈を通じた両者であったが、久守の引退により身分的な壁もできたのかも知れない。明応七年の久守死去の七日後、言国は「武衛三位入道ヨリ長門訪二使在之」と書き留めている。⁽¹⁶⁾ 言国は没する前年の文亀二年秋に、武衛に栗一盆贈っているが、家督義寛か義敏入道へかは判然としな⁽¹⁷⁾い。いずれにせよ、山科家と斯波家は久守亡き後も、言国の代が終るまで交流があったと言える。

おわりに

以上本稿は前半において、山科家の歴代当主によって受け継がれてきた恒例の栗の贈答を、当家成立の経緯と関連付けながら論じた。そして複数の栽培地を分析することによって、栗の調達先が山科家の名字地山科東庄に設定された事だけに止まらず、栽培地そのものが、家格の源泉である後白河院が営んだ御所跡ゆかりの地であったこと、それゆえ、その栗を禁裏へ進上することは、当家の由緒を示す行為であることを指摘した。少なくとも栗年貢はそのため

に領主側から恣意的に設定されたことは明確である。山科東庄の特産品が栗であったのではなく、名字地の由緒を冠する産物に栗を選んだのである。このことは御厨子所別当として供御人を統括する立場の山科家に、毎年貢納される丹波の栗が、禁裏への贈答品にならなかつた点からもよくわかる^(註)。丹波産の栗は当事から現在に至るまで特産品として名高いにも拘わらずである。

また後半では、豊富な記録の残る当主言国の時代に焦点を当て、応仁文明の乱以後、室町幕府を頂点に贈与行為が公私あらゆる場に様々な形式で敷衍する状況の中顕在化してくる当家の栗の贈答の事例を具体的に考察した^(註)。そこからは本来の当主言国の贈答範囲と並行して、家宰大沢久守の大規模な贈答行為が析出された。前者は、当主の家格・家職に伴う禁裏を頂点とする上位への贈答であつたのに対し、後者は当主家族、家僕家族、他家の青侍、幕府奉行人、武家被官人、土倉、商人、立花の知己など身分の上下を問わない、いわば久守を中心として伸びる放射状世界を形成していた。これには、幼少にして庶流より継続して、後見とてない言国と、譜代より筆頭家司として仕え、栗の調達先である膝下莊園を、代官として知行してきた大沢家の力学も作用していた。久守は年貢の栗の裁量権を保持していたからこそ、自己の贈答先を自由に設定することができたのである。時には当主の判断を上回り、現下の政権を見すえた贈答資源として、時には個人的に厚遇すべき人脈へと、栗は動いていった。見方を変えれば、貢納された栗を、当主と家司が二元的に、即日の内に消費する贈答行事だつたからこそ、当該期の山科家は「栗の家」として周知されていたのである。残つた栗も来期の収穫まで、大切な贈答資源として有効利用された。節季の産物として、また季節外には重宝な嗜好品たる栗を大量に確保できる山科家だつたことに加えて、栗の贈答全体を計算、差配できる有能な家司大沢久守がいたからこそできた贈答行為であつた。

しかしそれは当主言国にとつて名字地の膝下莊園でありながら、間接支配を余儀なくされる桎梏でもあつたはずである。明応七年十一月に久守が死去すると、ほどなく言国は東庄の直務宣言を行う。大沢家は久守の孫重敏の代にこ

れまでの知行権のある代官から単なる雑掌の立場に戻る。年貢の栗の全量が領主である言国の管理とするところなる。毎年の贈答範囲も本来の禁裏中心の公家社会に戻り、山科家当主の贈答行事の一元化が図られる。年貢米や、他の公事物も当主の掌握するところとなるが、当然のことながら直接的かつ濃密な関係を保ってきた代官を失った在地の士氣も緩んでくる。以前は一挙に納められていた栗も遅延や納量の減少が目立ってくる。言国自身も、栽培地ごとの把握もせず、政所との関係も潤滑を欠くようになる。⁽¹³⁾ 当主としては栗年貢の確保と恒例の贈答の履行だけが関心事であった。栗年貢そのものは次々世代の言継まで継続するが、日記の記事もまばらになり、栗年貢の規模そのものが縮小していたことが確認できる。東庄の栽培地も衰退の途上にあつたものと考えられる。⁽¹⁴⁾

言継の代の天文期になると、傀儡化した將軍義晴親子と細川京兆家晴元の内訌が絶えない上に、被官三好長慶が台頭し、三者は拮抗する。そしてついに、天文十七（一五四八）年、三好長慶が実権を握る、時の幕府により、山科七郷は御料所として没収され、三代御起請符地として四世紀にわたって領有した名字地山科東庄は、山科家の手を離れる憂き目となる。⁽¹⁵⁾ 当然のことながら一切の収取物も手にすることもなくなった。ここに山科家の栗の贈答行事は終焉を迎える。元来、領主が贈答品として設定した栗年貢は、在地の産物として特産品に発展することもなかった。むしろ近世に入り、山科は渋柿の産地として洛中に名を馳せるようになる。⁽¹⁶⁾ 柿は言国の代から、八朔貢納に在地側が選択した品目である。贈答と贈答資源の関係は必ずしも特産地の形成には至らなかつたのである。⁽¹⁷⁾

しかし、山科家のアイデンティティーは全てが失われた訳ではない。内蔵頭の職務として、正月に禁裏に納める三毬丁は、近世に入り、禁裏御料所となつた山科大宅郷の竹が貢納された。竹もまた山科七郷の特産品であつた。近世に入つても三毬丁は京都所司代を介して、山科家が献上したのである。⁽¹⁸⁾ 知行を離れた後も幕末まで、そして山科七郷の禁裏帰属意識も、山科家の支配を背景とした中世を経て、近世に固定化するのである。栗貢納を担つた東庄の有力住民も、郷士となつて再び歴史の舞台に登場する。⁽¹⁹⁾

本稿は、栗の贈答に焦点を絞ったので、山科家が上がってくる他所領の土産品や到来品を利用した贈答行為にまで言及することができなかつた。別稿に改めたい。

注

(1) 『日本の社会史 第四卷 贈与と負担』(岩波書店、一九八六年)

一九八〇年代の社会史の盛行により、日本中世史は文化人類学の知見を取り入れて、収取体系においてさまざまな賦課を負担する人民の意識にまで踏み込み、贈与或いは互酬的行為との関連で考察する事の必要性を提言した。

盛本昌弘『中世の負担と贈与』(校倉書房、一九九七年)

桜井英治『日本中世の贈与について』(『思想』八八七号、岩波書店、一九九八年)

下川雅弘『贈与論と日本中世史研究』(『史叢』七七、二〇〇七年)

(2) 羽下徳彦「中世後期武家の贈答おぼえがき」(『中世日本の政治と史料』吉川弘文館、一九八四年)

二木謙一「室町幕府の年中行事」(『中世武家儀礼の研究』第一篇、吉川弘文館、一九八五年)

(3) 春田直紀「中世後期における生鮮海産物の供給」(『小浜市史紀要』六輯、一九八七年)・「『看聞御記』のなかの美物贈与」(森正人編集発行『伏見宮文化圏の研究』、二〇〇〇年)・「モノからみた一五世紀の社会」(『日本史研究』五四六、二〇〇八年)

(4) 盛本昌弘『贈答と宴会の中世』(吉川弘文館、二〇〇八年)

(5) 盛本昌弘注(1) 前掲書

(6) ①豊田武・飯倉晴武校訂『教言卿記』一～三、同『山科家礼記』一～六、同『言国卿記』一～八・同『言継卿記』一～六(以上「史料纂集」、続群書類従完成会)

- ② 東京大学史料編纂所編『言経卿記』一～十四、同『言緒卿記』上下（以上「大日本古記録」、岩波書店）
- ③ 国立公文書館内閣文庫所蔵『山科家古文書』一～四、三軸
- ④ 宮内庁書陵部所蔵『山科家古文書』
- ⑤ 国立歴史民俗博物館所蔵『田中穰氏旧蔵典籍古文書』所収山科家旧蔵文書など。
- (7) 山科家及び山科七郷に関する論考は適宜引用するが、一覽は序論を参照。
- (8) 田端泰子 『中世領主制と村落構造』(法政大学出版局、一九八六年)
- 菅原正子Ⅰ 『中世公家の経済と文化』(吉川弘文館、一九九八年)
- Ⅱ 『中世の武家と公家の「家」』(吉川弘文館、二〇〇七年)
- 志賀節子Ⅰ 『山科七郷と徳政一揆』(『日本史研究』一九六、一九七八年)
- Ⅱ 「中世後期庄園村落と検断―村落「自治」の再検討」(『歴史学研究』五六九、一九八七年)
- Ⅲ 「戦国初期京郊山科東庄における領主と村―政所・五十風方・好子屋―」(『日本史研究』五〇四、二〇〇四年)
- (9) 拙稿「中世後期の柿の流通と生産活動―山科東庄との関連において―」(『京都橘女子学大学院研究論集』三、二〇〇五年)
- (10) 菅原正子注(8) 前掲論文Ⅱ
- (11) 国立民俗歴史博物館所蔵『田中穰氏旧蔵典籍古文書』所収山科家旧蔵文書
- なお、両氏の論考中の全史料は各写真帳の複写にて該当箇所を確認した。
- (12) 白井信義「治世の交替と廷臣所領の転変・山科家の係争」(『日本歴史』二五三、一九六九年)と注8菅原前掲論文Ⅰ・Ⅱ年)と菅原正子註(8)前掲書Ⅰ・Ⅱ
- (13) 『尊卑分脈』(改訂・増補「国史大系」)、『山科家系譜』(宮内庁書陵部所蔵、山科言繩編)
- (14) 田端泰子『乳母の力』(吉川弘文館、二〇〇五年)

本書では公家の乳母の家に出自を持つ高階家について詳説されている。

- (15) 菅原氏によると、建久三年三月の後白河御起請符（白川院庁下文）により、高階榮子に与えられた所領は二十一箇所であり、この内山科家に伝領された所領は、山城国山科小野庄、同沢殿、遠江国西郷上村、美濃国尼寺庄・得満・塩田・神護寺、信濃国住吉庄、阿波国一宮、播磨国揖保・桑原保、備前国居都莊、備中国英賀莊であった。（注（8）菅原Ⅰ、四八頁）

- (16) 『山城名勝志』 卷十七（新修京都叢書第十四卷、臨川書店、一九七一年）

- (17) 『教言卿記』 応永十二年八月十二日条、「法住寺殿山科御影供料足百文、任例進上之」

『山科家礼記』 長祿元年十一月十二日条「ほうちう寺殿へ十疋御ゑいの供物下行」

『言国卿記』 文龜二年十二月十二日条「法住寺殿御供料三十疋下行」

『言繼卿記』 永祿七年三月十三日条、「後白河院御聖月也、長講堂に不參之間、於此方焼香申候了」とあり、少なくとも言国の代までは供物料を下行していたことがわかる。

- (18) 「山科御影堂領事書案」（宮内庁書陵部所蔵『山科家古文書』）

- (19) 『山科家礼記』 応仁二年三月十三日条に「御影ハ東庄御影堂ニ御座ノ御影也、御年四十二ノ御自筆也、当所御影堂焼上之間法住寺殿へ入申也、」とある。

- (20) 『言国卿記』 文明十年七月十三日条

- (21) 『山科家礼記』 応仁二年二月二十九日条、三月九日条、六月三日条など

- (22) 『山科家古文書』 四、「院宣案殺生禁制事」（貞治三年三月十日）

- (23) 『山城名勝志』によると、「山科新御所」の解説に「土人云御所森在大宅村與大塚村間又大宅村氏神山呼御所山此謂不奮塚」とあり、山科御所は大塚村と大宅村の境辺り、御所山の麓ということになる。また『京都府山科町誌』（六十九頁）には、山科東野にある白河寺址を山科御影堂と比定しているが、『山科家礼記』『言国卿記』を見る限り疑問である。『山城名勝志』は「白河寺」の寺内に「後白河院石碑」

があると解説しているが、この石碑は中世の東庄御影堂にあった「後白川御ハカ」の可能性もある。当庄が天文十七年に山科家の知行を離れた後は御影堂も荒廢し、石碑だけ残ったと推測すれば、「寛文中開山派愚堂末上之徒無明再興之云々」の解説に従い、開山派無明により東野の地に再興された白河寺に先の石碑が安置されたと考える方が妥当であろう。

(24) 山科家二流の所領争いの経緯は注12の白井論文に詳細に述べられている。

(25) 注(6)の①

(26) 『教言卿記』応永十四年九月十七日条

(27) 「康永元年教兼契状案」(『山科家古文書』下)

(28) 『山科家礼記』長享二年九月六日条では林殿の栗は「中」の等級を付されている。

(29) 『山科家古文書』「教成卿遺領事」

教房朝臣遺領備前国居都下村、播磨国下揖保庄、備中国英賀庄皆部村、

美濃国尼寺庄等事、弘安被召文書正文、両方可守遺領之由聖斷了

任教頼朝臣讓可相伝領掌、者

院宣如此、仍執達如件、

正安三年二月十二日

判奉

冷泉中将殿

追仰 山階東庄無量光院上御所等事、雖不可有子細、追

可被仰之由、同所被仰下也、

(傍線筆者)

(30) 『山科家古文書』下、「康永元年九月教兼契状案」(後闕)

「以和睦之儀、備前国居都庄下村、美濃国尼寺庄久得郷・同得満并山科東庄内無量光明院林等、永代僻賜之間、自今以後永所止訴訟也」(注

- (8) 菅原I、六五頁、傍線筆者)
- (31) 注(12) 白井前掲論文五三頁
- (32) 注(23) を参照。
- (33) 京都府山科町役場編集(臨川書店、一九七三年)
- (34) 『教言卿記』 応永十三年九月四日条には林殿以下大篁、四松殿、大峯の四ヶ所の栽培地が記載。
なお、東庄鎮守社の東岩屋神社からは月始めに山科家へ御供が貢納されている。
- 例『山科家礼記』長禄元年十二月二日条「東庄より御供二前上候」、又乱中の文明九年二月一日条では「供御鯛一懸・カサメ七・一桶三十疋也」とある。
- (35) 『山科家礼記』 明応元年九月十八日条
- (36) 注(35) に同じ。「大林ト申候ハ大澤寺之栗候也、栗一斗七升納、本ハ三斗候也」とある。なお『同』文明十二年九月六日条には大竹村の栗未進について、「大澤寺御存知候也、曲事也、去年定又如此被申之、」との久守の添書があり、大林の栗の貢納量で両者の見解が違っていることがわかる。
- (37) 『山科家礼記』 文明十二年七月十三日条
- (38) 『言国卿記』 文明十年七月十三日条。なお十三日は後白河院の月忌である。
- (39) 『山科家礼記』 文明十八年七月十八日条。山科大宅郷に棟別百文の段銭が賦課された時、在家数が調査される。結果は「棟五十、庵此外八」とあり、計二貫文を拠出している。
- (40) 『教言卿記』 応永十三年九月十四日条
- (41) 『山科家礼記』 長享二年八月七日、九月一日条、「当年御所山うりとし二てうり候、」とあり、東庄は用益権を五貫文で買っている。五十一軒の在家が柴一荷宛二十五文を支払っている。

なお、領主の山野占定と村落の支配についての論考は以下に代表される。

戸田芳実「山野の貴族的領有と中世初期の村落」(『日本領土制成立史の研究』岩波書店、一九六七年)、坂田聡「中世在村寺院の村堂化の過程」

(『日本中世の氏・家・村』第三章、校倉書房、一九九七年)

- (42) 『山科家礼記』長享二年正月四日条には「大宅里八家一間もちい廿まい、まめ一升宛、代ハ五十文也、山口ト申、なきの辻ハ一間にはなひら十まい、代十文也」とある。

- (43) 『山科家礼記』長享二年二月十二日条。「公方山アセ候事」とある。御所山ハ公方山。御所山の用益については、領主、庄民共同で定められた禁世があった。

『山科家礼記』長享三年五月二十九日条には、「定 禁制條々」として三箇条の規則が記されている。要約すると以下である。

- ① 山守の管理不備の場合は入山を禁じる。
② 戌の時に降に刈り取った草や薪を持つ者がいたらその場で成敗する事、もし昼間に山守以外の者であれば、切株と切り口が一致したら、同じく成敗する事

- ③ 山守の下人などが柴木を盗めば本人は成敗され、山守衆も責任をとって、三百疋を弁償する事、山守五人の内一人でも見逃したり匿えば、追加で五貫文を出すべき事

(44) 『教言卿記』応永十三年四月二十二日条

(45) 『教言卿記』応永十六年閏三月二十八日条

(46) 『山科家礼記』明応元年十二月十五日条、「岩屋社供僧事、別当泉藏坊申、」

(47) 『山科家礼記』文明十二年三月十三日条、「大澤寺坊主セイハン」とある。

(48) 山科家へ納める公事は文明十二年の段階で次の通りである。

正月若菜・三穂丁竹、三月蕨、四月岩梨、五月柴・蓬・筍、六月ヤマモモ・柴・茅草、七月盆供の茄子、八月八朔祝・蕎麦、十月柚子、

十二月歳暮。この内禁裏へ贈答されたものは岩梨だけである。他は、菅浦が隔年に貢納する枇杷も献上された。

(49) 注(8) 田端前掲書、志賀前掲論文Ⅲ。藤木久志『戦国の村を行く』(朝日選書五七九、朝日新聞社、一九九七年)、注(9) 拙稿。

(50) 『山科家礼記』第五卷末所収の解題に大沢久守の履歴がまとめられている。

大沢久守の専論として以下が挙げられる。

菅原正子「山科家の家司大沢久守と山城国山科東庄―在地武士としての一考察―」

(『中世の武家と公家の「家」』吉川弘文館、二〇〇七年)

(51) 山科家の坂本における疎開生活を扱った論文は以下である。

下坂守「坂本の寺家御坊と山科家」(木村宏至編『近江の歴史と文化』思文閣出版、一九九五年)、大塚活美「室町時代中期の坂本の暮らし点描 山科家の日記から」(『朱雀』第十四集、二〇〇三年)

(52) 『山科家礼記』応仁二年十月二十日条。久守は政所衛門入道を召して、未進の折檻をする。二十四日には「衛門入道栗一斗納、すぐに勸修寺進也、但六升栗也」とあり栗の未進を譴責した事がわかる。

(53) 乱中に栗を贈答した例は『山科家礼記』にある次の数例のみである。

応仁二年(細川勝元へ二籠、飯尾為信へ一盆、勸修寺へ六升)、文明三年(坂本寺家家族へ一盆)、文明四年(広橋綱光へ二裏、言国室へ百粒、坂本寺家一盆)で、栗そのものが枯渇していたと同時に、乱中における管理の不備、収穫時の労働力不足の問題もあったと考える。

(54) 『山科家礼記』文明九年十一月三日条

(55) 『言国卿記』文明十年九月十三日条

(56) 『長興宿禰記』文明十一年八月一日条。「禁裏外様御憑被停止之」とあり、公家間の八朔儀礼はまだ停止中である。本格的な復活は翌年であった。『晴富宿禰記』文明十二年八月一日条には「今日、八朔禮、一乱以後興行、公方方如先規進上内裏」とある。

(57) 『長興宿禰記』文明十二年十月三日条。その他『後法興院政家記』『親長卿記』『宣胤卿記』『大乘院寺社雜事記』『山科家礼記』『お湯殿

の上の日記」などに記載。

(58) 応仁文明の乱後の政治体制についての先行研究は以下に代表される。

永島福太郎『応仁の乱』（天文堂、一九六八年）

百瀬今朝雄「応仁文明の乱」（『岩波講座日本歴史』中世三、一九七六年）

鳥居和之「応仁文明乱後の室町幕府」（『史学雑誌』九六編二、一九八七年）

設楽薫「足利義尚政権考―近江陣中における「評定衆」の成立を通して―」（『史学雑誌』九八篇二、一九八九年）

野田泰三「東山殿足利義政の政治的位置付けをめぐって」（『日本史研究』三九九、一九九五年）

石田晴男『応仁文明の乱』（吉川弘文館、二〇〇八年）

(59) 『山科家礼記』延徳三年九月二十日条

(60) 田端泰子注（8）前掲書。田端氏は栗年貢の特性を「領主からの恣意的なもの」と指摘している。注（9）拙稿においても、栗貢納と柿貢納の比較において栗年貢を考察した。

(61) 『山科家礼記』応仁二年三月二十五日条、「今度世上之儀、大方殿東福寺置被申、然処敵寺中可乱入之由必定間、御迷惑之間、先山科邊マテ御出アルヘキノ由被仰候間、」とあり、北殿と思われる大方が、東福寺に居住していることがわかる。また言国の実母も北殿と呼ばれ、美濃に嫁した娘（言国の妹）共々在国していると推察され、「美濃北殿」と区別されている。（『同』文明二年五月九日条）

(62) 『山科家礼記』延徳三年九月二十一日条。貢納者からの購入なので原価の可能性もあるが、五〜六升で百文が栗の流通価格であったと考えてよいだろう。

(63) 『山科家礼記』長享二年同日条

(64) 『言継卿記』天文十四年八月一日条、「栗枝如例年到、」（いが栗の付いた枝であろう）

(65) 『教言卿記』応永十三年九月十二日条。「裏松へ如例煎栗一合進之」

- (66) 『山科家礼記』長禄元年十月七日条に、「山科より御年貢栗上候也」とあり、量は不明ながら同日に地下に栗の折四種を注文している。贈答先は管領細川勝元と前管領畠山持国、三宝院義賞、日野富子、日野勝光、烏丸資任など義政の側近ばかりである。改元に伴う代始の期待も含意された贈答である。家司久守も時の有力奉行人飯尾為種・為教・之清などに贈答しており、義政治世下、奉行人の地位の上昇を読みとれる。義政の將軍親政は、贈与行為が儀礼として室町殿へ収斂して行く画期の時代とも言える。
- (67) 注(53)を参照。
- (68) 『言国卿記』明応七年十一月十四日条。言国は同月三日の久守の逝去後ほどなく、東庄の直務宣言を行う。
- (69) シーズンオフに栗を贈った例の内でも最も遅い時期は六月の勸修寺西林院への一裹であった。(『山科家礼記』文明十二年六月十七日条)。逆に払底するのが最も早かった例は明応七年三月十三日であった。どちらも久守が管理している。
- (70) 『山科家礼記』長享二年以降明応元年まで贈答先の大幅なリストが記載されるようになる。
- (71) 『言国卿記』明応二年四月十一日条。久守は世務を辞退し、嫡男に兵衛尉重致に譲る。
- (72) 途中の文明十八年の『山科家礼記』は九月九日～十一日が欠損しているが、九日に東庄より籠が調達され、十一日には、「いつもの寺家殿・御料人」に「栗一籠」を進物しているのが、家の恒例行事として定着していた考える。
- (73) 『長禄二年以来申次記』(『群書類従』二十二輯武家部)には「別而細々伺公之人」として、日野家・三条家・烏丸家・飛鳥井家・廣橋家・中山家・高倉家・白川家等を記載。
- (74) 史料六の贈答先の幕府女房と思われる「武家藤宰相局、同小宰相局」も父親の家名を名乗る当該期の慣わしから見ても、高倉永継の娘あるいは姉妹である可能性が高い。
- (75) 『山科家礼記』延徳元年九月十八日条
- (76) 注(51)を参照。
- (77) 『言国卿記』明応三年七月三十日条、「本撰寺へ申後之事申合也」とある。

- 瀬田勝哉「一青年貴族の異常死」(『洛中洛外の群像―失われた中世京都へ』平凡社、一九九四年)
- (78) 『言国卿記』明応三年九月二十七日条
- (79) 『言国卿記』明応三年九月二十六日条、「今日ハ籠共不出来間、禁裏先不進上之、」
- (80) 『言国卿記』明応三年九月二十九日条、「禁裏伊予局硯フタ栗一ふた遣之、其返事ニムシリタル御綿二十文目ワタホウシニヨトテ送賜、」
- (81) 下川雅弘「山科家礼記」にみる贈答とその機能」(『日本大学』研究紀要』七五、二〇〇八年)
- 伊藤幹治・栗田康之編『日本人の贈答』(ミネルヴァ書房、一九八四年)
- (82) 『お湯殿の上の日記』(続群書類従補遺三、一〇一十一巻、続群書類従完成会)
- なお、通覧すると八幡善法寺や葉室家からも栗籠が献上されている。
- (83) 『言国卿記』文明十年九月十四日条、久守の父重康は文明四年八月に没したので、乱後の代替りの安堵であろう。
- (84) 注(8) 菅原前掲書Ⅱを参照。
- (85) 『長興宿禰記』『大乘院寺社雑事記』とも長享元年九月十二日条。
- (86) 『大乘院寺社雑事記』『山科家礼記』とも延徳三年八月二十七日条。
- (87) 注(58) 前掲設楽論文
- (88) 『群書類従』二九輯雑部
- (89) 注(58) 鳥居・設楽・野田前掲論文
- (90) 幕府奉公衆に関する参考文献を掲げる。
- 福田豊彦「室町幕府の『奉公衆』―御番帳の作成年代を中心として―」(『日本歴史』二七四、一九七一年)
- (91) 本論と関連する、幕府奉行人に関する参考文献を掲げる。
- 桑山浩然「室町幕府の権力構造―奉行人制―をめぐる問題―」(『豊田武・ジョン・ホール編』室町時代―その社会と文化』吉川弘文館、

一九七六年)

小泉義博「室町幕府奉行人奉書の充所」(『日本史研究』1266、一九七六年)、青山英夫「室町幕府奉行人についての一考察―文明期の場合―」(『上智史学』25、一九八〇年)、今谷明「幕府奉行人奉書の基礎的考察」(『国立歴史民俗博物館研究報告』1、一九八二年、後に『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八六年、に所収)、山家浩樹「室町幕府の賦と奉行人」(石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年)

(92) 『大乘院寺社雑事記』長享元年九月十七日条。大乘院尋尊も近江国豊浦庄の回復に力を入れるが、着陣祝の酒肴の贈答先は、飯尾加賀守、松田丹後守、二階堂判官、伊勢兵庫頭、高倉殿父子である。

(93) 『大乘院寺社雑事記』長享二年正月二十一日条に「結城七郎方へ江州守護職の御礼馬・太刀被遣之」とある。また数日後陣所に参賀した東大寺尊勝院は夜分強盗六十人に襲われ半死半生となる。下手人は「結城七郎内者」であった。(『同』正月二十七日条)

(94) 『大乘院寺社雑事記』長享元年十月二十七日条。「近習者共九十条訴訟事在之、(中略)結城七郎任雅意事可申上云々」と布陣後ほどなく不和が生じている。

(95) 鳥居和之氏は、注(58)前掲論文の中で、義政と義尚の相剋を「二つの將軍観」と定義付けている。義尚は京都を離れることでしか將軍たり得なかったのである。

(96) 『大乘院寺社雑事記』長享三年三月二十七日条。なお側近二階堂山城守は遁世して高野山へ、結城七郎も高野山に遁世する。(『同』四月十二日条)

(97) 設楽薫「將軍足利義材の政務決裁―「御前沙汰」における將軍側近の役割」(『史学雑誌』96、一九八七年)、同II「足利義材の没落と將軍直臣団」(『日本史研究』301、一九八七年)

(98) 『大乘院寺社雑事記』長享三年三月二十九日条「説者、伊豆之鎌倉殿御息可然旨細川申云々、号慶嚴院殿京都二御座也」とある。(傍線筆者)

(99) 青山英夫「文正の変」に関する覚書(『上智史学』31、一九八六年)

- (100) 『後法興院記』延徳三年八月二十七日条には、出陣の交名が書き留められている。その中に護持僧として、「妙法院」なる僧が見える。この人物は三宝山内の僧であり（『大乘院寺社雑事記』同日条）、葉室教忠の舎弟である（『長興宿禰記』延徳二年九月七日条）。義尚の護持僧が弟の三宝山義覚であったことを意識している。『山科家礼記』同日条には、家職からか、將軍以下御陣衆の装束の感想が記されている。
- (101) 『晴富宿禰記』明応二年四月二十三日条
- (102) 『大乘院寺社雑事記』明応二年閏四月五日条
- (103) 『山科家礼記』延徳三年七月二十三日条、三カ年限定、京着百貫文と土産の請切契約。
- (104) 『山科家礼記』同三年五月十九日条
- (105) 『山科家礼記』同三年七月十四日、二十九日条
- (106) 『山科家礼記』同三年八月二十六日条
- (107) 『山科家礼記』同三年八月二十九日条。
- (108) 『山科家礼記』同三年九月二十二、二十五日条、十月三、五、十二日条
- (109) 『山科家礼記』同三年十月二十六日条。東庄より「柿籠二・ヒノ木葉上候」とある。
- (110) 『山科家礼記』明応元年十月三日条
- この人物は葉室光忠に供奉したり、申次を行う与力的存在である。かつて斯波家の花会で同席したり、花器を下賜されるなど久守との立花の交流も所見される。なお、松殿忠頭に関する論考としては、川嶋將生「戦国期の公家」と將軍―松殿忠頭を事例として―（『公家と武家Ⅱ』思文閣出版、一九九九年）がある。松殿忠頭は当該期、葉室共々九条家の家司であることが言及されている。
- (111) 『山科家礼記』『晴富宿禰記』明応二年二月十五日条、『大乘院寺社雑事記』同年二月十七日条。出陣直前の二月一日に葉室光忠は義材の執奏で家格を越える大納言に昇進する。
- (112) 『言国卿記』『晴富宿禰記』『大乘院寺社雑事記』明応二年四月二十三日条。

河内出陣から明応の政変までの経緯は『大乘院寺社雑事記』『晴富宿禰記』に詳しい。

- (113) 注(97) 設楽前掲論文Ⅱ、青山英夫「明応の政変」に関する覚書(『上智史学』二八、一九八三年)、山田康弘「明応の政変直後の幕府内体制」(『戦国期室町幕府と将軍』吉川弘文館、二〇〇〇年)

- (114) 『晴富宿禰記』明応二年四月二十三日条によると、葉室邸、金光院邸、葉室寺(浄住寺)、松殿邸も悉く炎上、義材の妹曇華院の御座所の三条通玄寺にも賊が乱入、略奪行為を働く。翌暁、葉室谷も炎上する。五月二日に義材が捕縛された時、妙法院は行方を眩ました。松殿女中も避難先で落命する。(『大乘院寺社雑事記』閏四月十五日条)

- (115) 『言国卿記』『大乘院寺社雑事記』明応二年五月二日条、「葉室大納言光忠卿ハ二十九日生涯云々、言語道断次第也」と言国は記している。
- (116) 家永遵嗣「室町幕府將軍権力の研究」第二部「応仁文明の乱の東国問題と將軍権力」において、守護大名としての斯波義敏について詳論されている。また義敏が家督を継ぐまでの斯波氏についての論考は、小泉義博「室町期の斯波氏について」(『北陸史学』四二、一九九三年)に詳しい。

- (117) 『山科家礼記』文明十八年三月二十日条が初見。久守は義敏と岩屋社の供僧泉藏坊と同道して立花を見た後、自宅で花を立て披露する。この段階では頻繁な交流はない。

- (118) 義政の出家の直接の原因は文明十七年五月二十三日に勃発した奉公衆と奉行人の対立に憤慨した結果である(『蔭涼軒日録』同年六月十五日条)。この事件に関する論考は次に代表される。

注(97) 前掲設楽Ⅰ論文、注(58) 野田論文、陰木英夫『蔭涼軒日録―室町禅林とその周辺』(日記・記録による日本歴史叢書古代・中世編、そしえて、一九八七年)

- (119) 「山科家と「たて花」―中世末期公家社会の文化史的考察」(『立命館史学』二六、二〇〇五)、また山科家と関連する新しい文化事象として「盆山」と「ホク」を論じた氏の「山科家記録における「ホク」と「盆山」」(『立命館文学』一〇五、二〇〇八年)も掲げる。なお拙稿校了後に、小森崇弘「戦国期禁裏と公家社会の文化史」(小森崇弘君著書刊行委員会編刊、二〇一〇年)に二編とも所収された。

(120) 注(119)を参照。『山科家礼記』や『言国卿記』の中に立花の「場」としては、坂本浜の道場、洛中の七條、六條、四條道場忍庵、斯波邸、谷川邸、「人」としては池坊、存阿弥、ほう英、飯尾大和守、斯波義敏一門などが出てくる。

(121) 甘露寺元長は言国室の妹の婚家先であるが、この場合申次に対する表敬とみる方が妥当である。

(122) 『山科家礼記』長享二年九月六日条

(123) 『山科家礼記』長享二年十月十三日条、久守は義敏より「花葉抄」を借りている。

(124) 『山科家礼記』延徳三年九月二十一日条。久守は七人の粟管理者から三斗四升五合計六百五十文分を購入している。

(125) 『言国卿記』明応二年十月二十六日条、「今日早々長門守参、又世務辞退也、年ヨル間斟酌之由申之、所々知行以下此方ヨリ可申付之由申之、兵衛尉可申付之由申聞了」

(126) 『言国卿記』明応三年五月三日条、「長門守上洛、昨日入道ナルト云々、大澤寺住持戒師也、」とある。

(127) 『言国卿記』明応七年三月十三日条、「自禁裏栗又所望にて御文在之、長門申、早々払底ニテヤウヤウ三十出、雖少進上之了」とある。

(128) 注(119)小森前掲論文

(129) 『言国卿記』明応三年七月三十日条、注(76)瀬田前掲論文も併せて参照されたい。

(130) 『言国卿記』明応七年十一月十一日条

(131) 『言国卿記』文亀二年十月四日条

(132) 『山科家礼記』文明九年九月二十二日条には「丹波栗供御人」の交名がある。また『同』応仁二年五月十九日条では、「栗御代官」の一橋与五郎の名があり、「丹波屋」として毎年九月九日に栗三升を納めている。〔同〕文明十二年九月九日条

(133) 日本中世の贈与概念に関する主な参考文献を次に挙げる。

網野善彦・阿部謹也対談『中世の再発見』(平凡社ライブラリー、一九八二年)

金子 拓「進物折紙考―室町時代における贈与交換の側面」〔古文書研究〕四三、一九九四年)

桜井英治「折紙銭と十五世紀経済」(『中世人の生活世界』山川出版、一九九六年)

「日本中世の贈与について」(『思想』八八七、一九九八年)、注(1)前掲。

『日本中世の経済構造』(岩波書店、一九九八年)

「御物」の経済―室町幕府財政における贈与と商業(公立歴史民俗博物館研究報告九二、二〇〇二年)

『室町人の精神』(『日本の歴史』12、講談社、二〇〇六年)

下川雅弘「贈与論と日本中世史研究」(『史叢』七七、二〇〇七年)、注(1)前掲。

(134) 『言国卿記』明応七年四月七日条には、「地下満所將監万歳すると云々、宮其外此方へたひし緩怠者之間、シカシナカラハチ也」とあり、政所の死を罰と記す。また『同』文亀二年九月二十一日条には「未可納者在之トイへ共、諷流遣度事在之由申之間、可遣之由申了、」とある。

(135) 『言継卿記』天文二年十月三、七、二十日条。政所より一斗納められるが、未進分は米二斗七升で弁済されている。

(136) 『言継卿記』天文一七年五月二十八日条。この年は九月十七日に「庭前之栗」を一盆、親王御方に進上する。以後言継は庭の栗を禁裏へ贈答することになる。

(137) 黒川道佑『雍州府志』卷四十八土産部(京都叢書刊行会、一九一六年)

(138) 注(9) 拙稿

(139) 『言緒卿記』元和五年正月十三日条

一 禁中江如例年三毬丁十本致進上、文言案、

かしこまりて申あげ候、三きつちやう十ほんあとのま、に志んしやういたし候、

志かるへきやうに御ひろう候て下され候へく候、かしく

『同』元和五年正月十四日条

一 板倉伊賀守礼ニ御出、礼物青銅百疋、伊州取次三矢吉兵衛也、言聡へモ同前、

(140) 岩上道子「近世禁裏御料と山科郷土」(『京都市歴史資料館紀要』第一六、一九九九年)

なお、志賀節子氏は、二〇一七年に『中世荘園制社会の地域構造』(校倉書房)を上梓された。よって、注(8)の志賀氏の論文Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとも所収されたことを、補記させていただく。

第三編 室町・戦国期の山科家の医療と「家薬」の形成

——「三位法眼家傳秘方」をめぐって——

はじめに

山科家は内藏頭を世襲する中流公家であるが、六代教言以降、歴代の当主の日記と家司の日記が自筆本で残っていること^①で知られている。

なかでも、大永から慶長年間（一五二一―一六一四）の当主言継・言経父子の日記は豊富な医薬記事を所収する。彼らは薬の処方に精通し、宮中をはじめ、同僚の公家や家族、さらには市井の男女にも多数の投薬を手がけた。言い換えると、当該期の山科家は、周囲から「薬の家」と認識されるほどの「家薬」を蓄積していたのである。

室町戦国期の医学史の研究は富士川游氏を嚆矢に、公家や貴顕の古記録から、医師の関連史料を博搜した服部敏良氏の研究、医療を社会史の立場から詳細かつ網羅的に検討した新村拓氏などに代表される^②。特に新村氏は山科言継・言経の医療活動についても、多くの事例を取り上げている。しかし中世社会の医療構造を説明することに主眼が置かれているため、山科家単独の動向は見えにくい。また、山科家の医療行為を経済的に逼迫した公家の「副業」と理解するだけでは、当家に「家薬」が形成される契機を見落とすことにもなる^③。

そこで本編は、山科家と薬の関わりを段階的に捉え、言継がどのように医薬知識を習得し、いかなる処方薬が「家

薬」として形成され、継承されていったかを明らかにしたい。無論、医師以外の家における医療行為は当時の医療情報^①のあり方と切り離して考えることはできない。そこで、『教言卿記』『言国卿記』『言継卿記』『山科家礼記』といった、歴代当主と家司の日記に加えて、十一代言綱とその子である言継の自筆写本が残っている「三位法眼家傳秘方」^②も加えながら、中世後期の薬の流通形態を考察したい。

第一章 山科家と医療Ⅰ 教言から言国へ

第一節 室町時代の医学

日本の前近代の医学は中国の伝統医学を範とし、王朝ごとの医学書を、時代を追って輸入、模倣する歴史を重ねてきた。室町時代は鎌倉時代にもたらされた宋医学を根幹としたが、同時に、民間医の入明などに伴い、徐々に金元の医学^③がもたらされ、次なる李朱医学へ転換を遂げる過渡期でもあった。

中国医学書の成立と日本への伝来の歴史は小曾戸洋氏により明らかにされている^④。本項ではその成果を援用して、日本に宋医学が浸透する過程を概観し、行論上の便宜としたい。

中国では唐の滅亡後、十世紀末に宋が成立すると、印刷技術が飛躍的に発展した。当然、医学にも大きな画期が訪れ、新旧医学書の編纂事業が次々と進む。『黄帝内経素問』や『諸病源候論』『千金方』『外台秘用』『脈経』といった古典医学書の活字出版に加えて、『大観本草』『太平聖恵方』『太平恵民和剂局方』『聖濟総録』『三因方』等、宋時代の代表的な医薬書が續々と刊行される。最古の治療書である『傷寒論』と『金匱要略』も刊本化された。

同時期の日本では、永観二（九八四）年に典薬頭丹波康頼により『医心方』が編纂されて以後一世紀、旧来の隋唐

医学を墨守するばかりの低迷期に入る。^⑥やがて鎌倉時代になると、宋版医薬書が本格的に輸入されるようになる。

宋版医書の請来の背景には日宋貿易に乗じて渡宋する留学僧や来日する宋の禅僧による頻繁な往来があった。^⑦医療の担い手も官医から禅僧を中心とする僧医に移る。東福寺の開祖で知られる円爾も嘉禎元（一二三五）年に渡宋、『太平惠民和剂局方』以下最新の医薬書を持ち帰り、自らも医療を手がけた。宋の最新医学は禅林に蓄積され、独自の医療システムを作り、東福流、建仁流などと称せられる有能な禅僧医を輩出する。^⑧また鎌倉幕府執権の北条氏も南宋版の医学書を所有していた。^⑨鎌倉在住の禅僧梶原性全は宋の医学書を駆使して『頓医抄』と『万安方』を著すなど、典薬寮を中心とする律令的な官医制度の停滞を打ち破り、医療の社会的普及をもたらす。特に宋の国立薬局方編纂の七八の処方を取載する『太平惠民和剂局方』（以後は『和剂局方』）は日本中世の医学に最も強い影響を及ぼし、規定の処方薬を用いる「局方医学」が主流となる。

以上、十三世紀の宋医学の本格的導入を画期として、南北朝末期より室町時代にかけて、丹波・和気両家の官医を凌ぐ勢いで、民間医が輩出される。彼らは最新の宋医学の知識と処方をもって禁裏や幕府の御用医師として、天皇や将軍家および貴顕の治療に当った。そしてその功績により民部卿や宮内卿の官位、法眼や法印の僧位を与えられた。中には院号を勅許される医師も現れ、これまで医師の最高位である典薬頭を独占してきた丹波、和気氏に並び立つ存在となる。^⑩

室町時代の代表的な民間の医家は坂氏と竹田氏である。その系譜や事績については前述の富士川游、服部敏良、新村拓各先学による詳細な研究があり、ここに縷述するまでもない。それらを参照しつつ『寛政重修諸家譜』記載の事跡を簡単に紹介するに留めたい。

① 上池院坂氏

九仏—十仏—士仏—祖胤—胤能—胤祐—宗精—定国—光国

(『寛政重修諸家譜』卷二九九の嫡流のみ抜粋)

南北朝期に坂十仏が足利尊氏の侍医として仕え法印となる。子の士仏はさらに医術に優れ、後円融天皇を治療した功により法印に叙され、上池院を賜う^①。士仏は系譜中最も著名な医師で、足利義詮・義満・義持三代の將軍に仕え、以後代々、幕府の御用医師の地位を不動にする。しかし嫡孫の胤能は將軍義教の怒りに触れ逐電する^②。続いて胤祐も義政の後継をめぐる政争に巻き込まれ、応仁元(一四六七)年に没落する^③。応仁文明の乱以後は、士仏の庶子から始まる別流・盛方院系坂氏も名を馳せるが、上池院系坂氏は十二代將軍義晴までは幕府の御用医師としての命脈を保つ。

② 盛方院系坂氏

士仏—浄快—(坂) 浄秀—浄孝—浄運—浄忠—浄勝—浄慶

(『寛政重修諸家譜』卷二九九の嫡流のみ抜粋)

浄快は坂士仏の庶子とされるが、家を追われ近江で医業を習得する。養子の浄秀は典薬頭丹波篤直の二男であるが、後花園天皇治療の功により法印に叙せられ、盛方院を賜い坂氏と号す。但し上池院との血縁関係はない一門である。浄秀の著書に「鴻宝秘要抄」があるとされるが、現存しない。しかし明応年間(一四九二—一五〇〇)に渡明した浄運は、永正五(一五〇八)年、祖父の著作を増補して『続添鴻宝秘要抄』を著す。この医書は後に諸家の利用に供され、山科言経も書写をしている^④。当家は將軍義尚や義昭の治療も手がけたが、幕府滅亡後は織田信長・豊臣秀吉に仕え、浄慶は秀吉没後、徳川家康に仕え、江戸や駿府に住した。

③ 竹田氏

昌慶―善慶―昭慶（定盛）―秀慶（定祐）―定珪―定加

（『寛政重修諸家譜』卷七四一の嫡流の抜粋）

家祖の昌慶は応安二（一三六九）年に明に渡り、九年後多くの医書や本草書に加えて、銅人形と牛黄円の秘方を携え帰国した。同年、足利義満の侍医となり法印に叙せられたが、二年後に没する。遺跡は弟の善慶が継ぐが、竹田氏はむしろ文明期（一四六九～八七年）以降、昭慶の台頭がめざましい。康正二（一四五六）年に『延寿類要』を著した昭慶は応仁二年に將軍義政治療の功で法印に叙せられる。奇しくも、前年に没落した上池院胤祐と入れ替わるような昇進である。以後永正五年に八十八才で没するまで、主として禁裏・貴顕の侍医として活躍する。⁽¹⁵⁾ また、同時期、昌耆・周防兄弟も活躍するが、新村氏は善慶の一子が立てた別家ではないかと推測している。⁽¹⁶⁾

その他の医師では、將軍義晴に仕えた後、天文年間（一五三二～五五）に二度の入明を果たした吉田宗桂、豊臣秀次と徳川家康に仕えた子の宗恂も室町末期に登場する著名な医師である。⁽¹⁷⁾

一方和氣・丹波両家は、宮廷医としての地位は保持していたが、史料で確認できる医療実績は少ない。⁽¹⁸⁾

和氣家は明茂の代に半井姓を名乗り、丹波重長の子明重を養子に迎え、和丹両流を兼ねる。⁽¹⁹⁾ 『寛政重修諸家譜』（巻六七九）では明重↓利長↓明親と続くが、明親（澄玄）を明重の猶子と記載するも出自は不明である。⁽²⁰⁾ 片や、『尊卑分脈』（第四編）では和氣明茂の系譜に明親を載せず、明茂↓明重↓明孝↓明名で終わっている。明重の実子明孝と猶子明親の關係については同時代ながら系図の混乱がある。晩年、越前に在国していた明重（宗鑑）の没年も不明である。さらに、半井とは別流の和氣家も天文元（一五三二）年の典薬頭業家の逐電により、官医の家系が絶たれる。⁽²¹⁾

同様に、丹波家も永正年間に利長の遺跡を継いだ保長（明重の実子）の早世により絶える。⁽²²⁾ 残る二つの別流もそれぞれ盛直、頼景で終わっている。ここに和氣・丹波両家は系図上は途絶したわけであり、古代律令制以来の官医の権

威は失墜したといつてよい。⁽²³⁾ 残る半井家だけが出自の判然としない猶子明親を起点として幕末まで続く。禁裏に秘蔵されてきた丹波家の聖典『医心方』が明親の子明英に下賜された経緯も、丹波家の途絶と無関係ではない。⁽²⁴⁾

以上、上池院系坂、盛方院系坂、竹田、吉田、半井、和氣、丹波などの主だった医家の系譜に触れたが、『寛政重修諸家譜』などの系図類は、事跡や由緒に関して後世の意図的改竄もあることを考慮しなければならない。

いずれにせよ、他の多くの医師も含め、当該期は概ね『和剂局方』の処方基準に、簡便かつ治療に即効力を求める「局方医学」が主流であった。やがて、病そのものを見究め、体の内側から根本的に治療することを目的とした金元の李朱医学が、田代三喜を経て、曲直瀬道三により「道三流医学」として確立すると、中世の医学は長年の宋医学の模倣から脱し、近世の漢方医学の礎が築かれる。⁽²⁵⁾

第二節 山科教言と坂士仏

内藏寮を管掌する山科教言（一三二八～一四一一）は南北朝から室町初期にかけての、山科家六代目の当主である。『教言卿記』は教言の最晩年、五年間（応永十二～十七年）の記録に過ぎないが、坂士仏法印（以下士仏）の医療記事が豊富なことではつとに知られている。

士仏については前述したが、室町前期を代表する医師にもかかわらず、具体像に乏しい。『大日本史料』（第七編之二十二）所載の史料によると、応永二十二（一四一五）年、八十九才で没しているので、教言とほぼ同年ということになる。⁽²⁶⁾ 本項では教言の治療記録であると同時に、士仏唯一の診療記録でもある『教言卿記』を分析して、室町前期の医師と患者の関係、さらには薬の流通形態の一端を明らかにしたい。

士仏と教言の関係の基底には、共に室町幕府の最高権力者足利義満の寵臣であるということがあった。日記の始まる応永十二年には、義満はすでに將軍職を嫡子義持に譲り出家していたが、「北山殿」として依然公武権力の頂点にあつ

た。²⁷⁾

当時の山科家は教言、内藏頭教興親子以下一族（教豊・嗣教・教冬・教有・教高・教季・持教）が將軍家（義満・義持・義嗣）に伺候する栄誉を担っていた。これは公家政権を吸収した義満の政策の一環であるが、山科家の場合は特に義満の庇護が大きく、内藏頭を世襲し、装束・衣紋を管掌する家職も当代に定まる。²⁸⁾さらには「笙」を介して義満との結びつきが強かった。義満は自らの帝王学象徴として笙を選び、宮廷社会に君臨したという音楽史からの指摘もある。²⁹⁾当該期、堂上楽家として笙を専門とする山科家の家格も一挙に引き上げられた。後白河院下賜の銘器「鳳凰」「糸巻」を秘蔵する家柄も功を奏したといえよう。

一方、士仏法印は將軍義詮の代に名をなし、応安元（一三六八）年の義満元服時にはすでに四十歳を越えていた。また、明德二（一三九一）年の内野の出陣に際して、義満に「必勝散」を献じている。義満の若き日より、股肱の医師としての信頼も絶大であったと思われる。³⁰⁾

次の表は教言の日記より、士仏による診察および投薬日を抜き出したものである。教言が当時の名医士仏の医療を日常的に受けることが可能であった背景には、義満自身の意向が強く働いていたことは想像に難くない。義満、教言、士仏三者の親密な関係が垣間見える。

次に教言一家に対する士仏の処方薬を病症別に分類する。薬の形状は散薬・丸薬・湯薬とあった。

| | |
|----|---|
| 中風 | 人参順気散・神仙丹・続命湯 |
| 痢病 | 三神円 呉茱萸 厚朴散 桃仁湯 罌粟散 斗門散 当帰丸 六神湯 養臟湯 真人養臟湯 |
| | 胃風湯・茯苓丸 閣順気散 肉豆蔻湯 |
| 不食 | 平胃散 胃風湯 養脾湯 丁香白朮飲 竹茹湯 |
| 風氣 | 香蘇散 白朮散 大五味子 鐵刷湯 |

表 士仏法印の診察・投薬日数（『教言卿記』より）

| | 応永12年 | 応永13年 | 応永14年 | 応永15年 | 応永16年 | 応永17年 |
|-----|----------------|----------------------------|-------------------------------------|----------------------|-------------------|--------------|
| 正月 | | 6 | 6・8・24・ 28・29 | | 14・16・22 | 23・28 |
| 2月 | | 12・24・29 | 15 | 1・3・13・ 29・30 | 8・9 | 2・22 |
| 3月 | | 28 | 11・21 | 1 | 2・4・5・ 6・8・16 | 2・6・9・ 20 |
| 閏3月 | | | | | 9・22 | |
| 4月 | | 5 | 4 | 7・11 | 9・16・2 | |
| 5月 | 27・29 | 9・10・12・ 16 | 4・7・8 | 18・26 | 9・14・22・ 27・28 | |
| 6月 | 19 | 8・9・10・ 12・14・16・ 20 | 4・5・8・ 10・23・28 | 5・7・24・ 26 | 8・13・19・ 27 | |
| 閏6月 | | 2・22・23・ 27 | | | | |
| 7月 | 6・13・25・ 28 | 10・27 | 16・17・ | 8 | | |
| 8月 | | 15・16・17・ 27 | 22 | 9・10・11・ 25・28・30 | | |
| 9月 | 3・8・10 | 29 | 4・16・17・ 18・30 | 18・21・25・ 30 | | |
| 10月 | | 13・26 | 3・4・5・ 6・7・8・ 10・21・22・ 25 | 5・7 | | |
| 11月 | | 15・22 | 4・5・13・ 17・23・29 | 3・11・12・ 29・30 | 2・10・14 | |
| 12月 | 4・16・17・ 27 | 29 | 1・8・29 | 2・3・ 20・29 | 10・19・23 | |

『教言卿記』の開始日は応永12年5月14日、終見は同17年3月29日である。

霍乱 霍香湯 如神散 柴胡湯
 心気 防風湯 妙香円
 瘡 消毒散 荊芥

口熱 白礬散

疝気 鐵刷湯

虫気 檳榔丸

痔疾 槐花散

小兒 十全丹

鼻血 鬱金粉

吃逆 良薑散

すでに高齢に達していた教言の持病は中風であった。⁽³¹⁾ 病歴も長いのか、人参順気散を基本薬として数種の処方薬が使い分けられている。士仏は定期的な脈診と経過観察を続けている。夏期と冬期に診察が集中しているのは痢病（下痢）や中風と風邪の併発に対応したものである。特に夏場の痢病には、老妻も含めて十四種もの薬を服用している。⁽³²⁾ その外、年少の孫などの異変には時を置かず往診を依頼するなど、士仏は一家全体の投薬を手がけている。消化器系や呼吸器系の疾病に加えて瘡（湿疹）や口熱（口内炎）、腫物、痔疾など、日常的な支障を治療する薬も不可欠であった。さらには、養生薬であろう神仙丹も士仏より定期的に入手している。⁽³³⁾ まさに山科家のホームドクターといえる存在である。

士仏の処方薬はそのほとんどが『和剂局方』⁽³⁴⁾ 所載の方剂である。室町時代には『和剂局方』を範とする「局方医学」が主流をなしたことは前述したところである。士仏も『和剂局方』の膨大な処方薬から調達可能な薬種による処方を取捨選択、加味加減しながら、自己の治療態勢を形成していたのだろう。当時の民間医に求められる条件は、中国渡

来の医学書を理解する能力に加えて、本草学の精通と用薬回数を重ねながら薬効を確認する経験知であった。

当時の山科家に入入りした医師は、土仏の外に、僧医高間（高天）房良寛、典薬頭丹波定康、民間医喜阿弥などがいた。特に南都から定期的に上洛する高間は、教言の中風の見立てが土仏と異なることもあり、ある意味、対立する存在であった⁽³⁵⁾。後に高間も義持の侍医となるが、妖術使いの嫌疑をかけられ処刑される。背後には民間医同士の激しい競合が想像される⁽³⁶⁾。

一方、典薬頭丹波定康は口熱の治療に限って乳香散を処方するものの、他の治療には一切関与していない⁽³⁷⁾。定康は曾祖父冬康の代より口齒科に優れ、父兼康の「口中秘伝」により口腔科に特化する。後に丹波家は李朱医学に典拠した治療術を体得していく⁽³⁸⁾。土仏は同じ口熱に白礬散を処方している。乳香散は丹波家の秘薬であった⁽³⁹⁾。

山科家は土仏の処方薬とは別のルートで阿伽陀円・蘇合円・潤体円も定期購入していた。三種とも『尺素往来』⁽⁴⁰⁾に牛黄円や麝香丸と並んで記載されるほど人口に膾炙した薬で、潤体円は高級中風薬、阿伽陀円と蘇合円は常備すべき保健薬と認識されていた⁽⁴¹⁾。

阿伽陀円については、教言は仁和寺に依頼していた⁽⁴²⁾。薬価は二十五粒が一〇〇文であり、数ヶ月ごとに五十粒単位で眺えていた。阿伽陀円の調達先は、ともすれば禅律寺院と医療の関係が強調されるなか、権門寺院における製薬および売薬システムの存在を示してをり、興味深い⁽⁴³⁾。

蘇合円は高間医師から、潤体円は唐人の外郎や播阿弥から求めていたが、中風の特効薬である潤体円の価格は一粒につき六〇〜一〇〇文と破格なので、一〜五粒程度に限られた⁽⁴⁴⁾。時には義満の愛児義嗣から一粒のみ下されることもあった⁽⁴⁵⁾。

なお教言は土仏へ薬代を一〇〇疋もしくは五〇疋単位で支払っていたが、投薬每ではなく不定期であった。人参順気散なら二五裏、続命湯は二三裏、神仙丹なら三〇〇粒に相当する額であるが、神仙丹はいつも三五〇〇粒を渡さ

れた。士仏の厚意であろう⁽⁴⁶⁾。教言が士仏へ支払った薬価は年平均二貫四一六文であるが、それをはるかに上回る量の薬を得ていた⁽⁴⁷⁾。なぜなら、士仏は教言に種々の薬を贈答していたからである。特に神仙丹は教言の中風の補助薬ということもあって、最も贈答頻度が高い。応永十二〜十七年の贈答総計は七〇〇〇粒を超え、詠えた一二〇〇〇粒に迫る。特に歳暮の贈答は恒例で、教言も「芳志賜之」「送賜」「返、難有」と謝意を記す。これに対し、教言も酒肴や莊園の土産品などを遣わしており⁽⁴⁸⁾、士仏はその返報にも神仙丹や呉茱萸湯などを贈っている⁽⁴⁹⁾。民間医にあっては患者の薬は最も合理的かつ付加価値の高い品であり、彼ら民間医の地位を担保し、「家」を確立させ、人脈を広げる最適の贈答資源であった。

嫡男の内藏頭教興の担当医は士仏の子祖胤（卿房）と思われ、義持・祖胤・教興のグループと義満・義嗣・士仏・教言のグループの疎遠がうかがわれる。教言は祖胤にも気配りをしている⁽⁵⁰⁾。

士仏は投薬の外に、教言に平胃散の処方も伝授していた。

士佛法印許へ罷向、平胃散方所望之、一厚朴、五両、去麁皮、薑汁製、炒香、一、蒼朮、八両、去麁、米泔浸、一、陳皮、去白、
五両、一、甘草、二分人之、剩炒、三兩本方、右為細末、每服二錢也、空心、鹽壹捻、沸湯點下

（『教言卿記』 応永十三年二月二十四日条）

平胃散は『和剂局方』収載（卷三）の方剂で薬種は陳皮・蒼朮・厚朴・甘草の四種である⁽⁵¹⁾。下処理を済ませた薬種を細末にして、空腹時に二錢（計量）を、一捻りの塩とともに沸騰した湯に入れて飲むようにと指導している。用法も『和剂局方』と同一で、配合も正確に換算されている。ここでも士仏が『和剂局方』を基準にしていることがわかる。教言は二月十四日に士仏に処方をお願い、三月五日には家司大沢重能に調査させている。十一月には陳皮十五両、白

朮一〇両、厚朴一〇両、甘草一両三分を、合計三〇九文にて購入している⁵²。比較的安価な薬種を粉末にするだけの簡易作業は、自家調査に最適であった⁵³。五月には、同じく家僕二人に、茴香以下五種の薬種を調査させて服用している。これも士仏より教示された可能性が高い。平胃散同様の健胃薬であろう。ともあれ、平胃散は山科家の「家薬」の第一号といえる。

以上教言は病状に即した士仏の処方薬を中心に、平胃散を常備薬として調査させ、さらには神仙丹・阿伽陀丹・潤肺丹・蘇合丹などの養生薬も独自のルートより定期的に購入した。医師の投薬、自家調査薬、売薬と三通りの態勢で健康管理を行っていた。当時ではかなり高水準の医療である。時の権力者義満の傘下にいたからこそ実現できたと考えられる。

教言は高齢ながら、身辺の出来事を綿密に記録している。当該期の『康富記』『満濟准后日記』『看聞御記』といった他の古記録では、天皇や将軍への投薬を単に「良薬」と記すに留まる。具体的な薬名や処方、さらに薬価まで記された『教言卿記』は、わずか五年分ながら、室町初期の医療を知る上で貴重な史料である。教言自身による薬の調査の明徴はないが、彼の詳細な医薬記事は以後の山科家にとって医薬知識を学ぶ一助になったはずである。

第三節 言国と家司による「家薬」の調査

教言の後、山科家は教興、教豊、顕言と代を重ねるが、まとまった当主の日記は言国までない⁵⁴。時代は足利義政の治世下、応仁文明の乱を迎えようとしていた。

山科家は寛正三（一四六二）年、当主顕言が実子のないまま没すると、庶流から十一歳の言国（一四五三～一五〇二）が迎えられ、家督を継ぐ。翌年、実父の保宗も病没し、言国は山科家の命運を一身に担う。家職の衣紋と装束の知識もなく、堂上樂家としての笙の技量もおぼつかない言国を支え、当家の経営に当たったのは、重代の家司大沢久

守であった。『言国卿記』と併存する『山科家礼記』の主な記主は大沢久守であるが、家僕の日記が当主の日記に混じて伝存する例は他にない。おそらく、若年未熟な当主の記録の空白部分を補てんする意図によるものであろう。山科家の危機的状况に際し、家司久守が幼い当主の後見として果たした役割は大きかった。⁽⁵⁵⁾

当主言国と家司久守の日記は、康正三（一四五七）年より文亀二（一五〇二）年までの通算四十五年にわたる。応仁文明の乱を挟むおおよそ半世紀、山科家では筆頭家司の大沢久守・重致父子が、家政の一環として医療面を担当し、何種かの薬を調査していた。

久守が調査した薬は、勝江円・分心気飲・長命丸・守命丸・命久丸・磨積円・丁香散・平胃散の八種である。勝江円は不明であるが、分心気飲・磨積円・丁香散は『和剂局方』の方剂である。残る長命丸・守命丸・命久丸は、和名を冠した保健薬、養生薬の類であろう。⁽⁵⁶⁾ 何れにしても、平胃散は前述のように、教言の日記に正確な処方がある。消化薬や小児薬などの家庭常備薬は自家調達していたのである。言国は合薬の補助作業に携わる程度で、主体的には関わっていない。久守自身も、ある程度の処方箋を有しながらも、「虫食い歯」や「血止め」「たむしの薬」などの民間療法にも関心があった。⁽⁵⁷⁾ しかし、言国や家人の病に際しては、典薬所に薬の調査を依頼している。⁽⁵⁸⁾ 『尺素往来』も典薬所に秘蔵される和漢の本草を列挙しているが、実情はともかく、応仁文明の乱により、焦土と化した洛中において、典薬所は一定の機能を果たしていたといえよう。

当該期の禁裏の医療を担っていた医師は竹田定盛・定祐父子、典薬頭半井（和氣）明茂、施薬院使丹波重長などであったが、言国は申次をするだけで、診察を受ける記事は見当たらない。⁽⁵⁹⁾ 応仁文明の乱終息後、山科家の医療を手がけたのは楽人の豊原統秋や知人の僧宗鏡であった。統秋は言国の笙の師範であるが、医学にも通じており、笙を指南する傍ら、脈診と投薬も施していた。⁽⁶⁰⁾ 統秋は自らの和歌の師である三条西実隆の所へも頻繁に訪れ、広範な医療活動を展開している。実隆は言国と同世代ながら医学知識ははるかに豊富で、竹田法印定盛親子ほか諸医の出入りも多かった。

『実隆公記』には七十種に及ぶ薬を載せている。⁽⁶¹⁾ 加えて長享三(一四八九)年、禁裏において竹田定盛より『和剂指南』の講釈を受けるなど、⁽⁶²⁾ 当代隋一の碩学である実隆の医学への関心が看取できる。⁽⁶³⁾

明応二(一四九三)年、久守の子重致が世務を引き継ぐと、『言国卿記』には重致の調合した薬が散見するようになる。久守の調合範囲が常備薬の域を出なかったのに対し、重致の場合は脈診も行い、病状に適した処方薬を調合するなど、医薬知識の深化が見られる。たとえば、言国の瘧の発作には、魚甲湯、清脾湯、對金湯を、風気には流気散、腹痛には罌粟散、養生薬として白朮散も処方している。⁽⁶⁴⁾ 言国も、「兵衛尉此間薬進、色々心二入間、召出酒ヲノマセ畢」と同年代の家僕の処方薬を待みにしている。⁽⁶⁵⁾ 彼の医薬知識の情報源は豊原統秋あたりであろうか。しかし、重致の存在が確認できるのは明応四年までである。⁽⁶⁶⁾ 同七年には子の重敏が世務を継いでいるので、その間に山科家を離れたかあるいは死去した可能性もある。重致が久守より世務を継いだ時は三十八才、子の重敏が十八才で継ぐのは相当の理由があったと考える。若年の重敏による薬の調合はうかがえず、重致から子重敏への相伝はなかったと思われる。以後山科家では、祐宣⁽⁶⁷⁾や高倉家の縁者と思われる恵命院⁽⁶⁸⁾に医療を委ねており、松木宗綱⁽⁶⁹⁾や半井明重⁽⁷⁰⁾も診察や投薬に赴いてる。なお豊原統秋も言国の最晩年まで投薬を行なっている。以上、晩年を迎えても言国の医薬知識は十分に形成されていなかった状況がうかがえる。

家司が主の薬の処方を手がけるといふ形態は山科家に限ったことではない。三条西家においても青侍の林五郎左衛門⁽⁷¹⁾や中沢重種⁽⁷²⁾が種々の薬を献じていた。『和剂局方』など宋の医書の普及により、医師ならずとも医薬知識を習得する場が広がっていた。⁽⁷³⁾

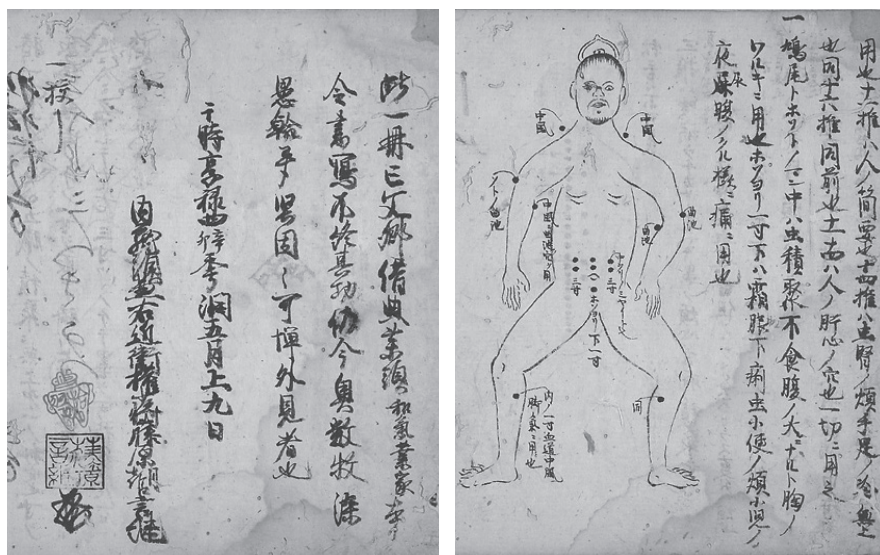


図 「三位法眼家傳秘方」(阪本龍門文庫所蔵)

第二章 山科家と医療Ⅱ 言綱と「三位法眼家傳秘方」

第一節 「三位法眼家傳秘方」の写本

享祿三(一五三〇)年に四十五才で没した言国の嫡子言綱の日記は伝わらない。しかし言綱自筆の写本が、二冊残されている。一冊は「薬種調味」、一冊は「三位法眼家傳秘方百廿種書」(表題)である。前者は言綱直筆、後者は言綱と一部が言継直筆の写本である。「薬種調味少」は本草書、「三位法眼家傳秘方」は医師の家伝書である。つまり表題の「三位法眼」が自己の医学を簡便かつ実用的にまとめたもので、いわば診察の「虎の巻」ともいえる秘伝書である。この「三位法眼家傳秘方」についてはこれまでほとんど言及されていないので、本章では医学書の流通という意味で、少し検討してみたい。

「三位法眼家傳秘方」は一冊四十丁からなり、紙背に写されている。構成は二百近い箇条書きからなり、脈診法、百十二種の本草の解説、病症と処方薬、鍼灸法と人体図などがまとめられている。巻末には子の言継の奥書がある。

①「三位法眼家傳秘方」の奥書

此一冊亡父卿借典藥頭和氣業家本

令書寫不終其功仍令今與數枚染

愚翰畢堅固、可憚外見者也

干時享祿四卯辛季閏五月上九日

内藏頭兼右近衛少將藤原朝臣言繼

(在朱黒二印及花押)

これにより、言綱は生前、典藥頭和氣業家より借り請けていた本書の筆写を遂げずに死去したことがわかる。言綱は父の残した最後の数枚を筆写して仕上げたのである。「堅固、可憚外見者也」の結語は筆写そのものが秘密の内に行なわれたことを示す。言綱の没年は享祿三（一五三〇）年九月十二日であるから、まさに作業半ばの急死である。⁷⁶言繼は一旦、業家に「三位法眼家傳秘方」を返却し、翌年、再度借り受け、五月に写し終えたというのが事の顛末であろう。言繼の筆写箇所は、筆跡の異同から三十六丁以降の五帖分と思われる。人体図も言繼が描いている（図を参照）。

貸与者の典藥頭和氣業家は、父の宗成刑部卿入道ともども、山科家に入入りする間柄であった。もし「三位法眼家傳秘方」の著者が和氣一門であれば「三位法眼」ではなく「和三位」とあるべきなので、和氣業家も写本を所蔵していたと考えるのが妥当である。⁷⁶

ただし、写本でも家伝書を正式に借り請けた場合は、その経緯を審らかに記した上で、門外不出を約するのが原則であったと思われる。

② 「薬種調味抄」の奥書

此薬種之調性味一冊亡父卿

被染御筆之本也不可他出者也

天文十七年十二月上旬 黄門郎藤（在黑印）

（朱印及花押）

識語から、当書を亡父の直筆と明記した上で、門外不出を約している。三十五帖から構成される当写本は、薬種を玉石部・草部・木部・人部・獸部・禽部・虫魚部・果部・米穀部・菜部に類別し、さらに各部を上品・中品・下品に分類する。この分類法は『神農本草経』以来、中国の本草書の基本であり、総計五三三種類の薬種が記載されている。出典は不明であるが、丹波家の跋を持つ『康頼本草』（『続群書類従』第三〇輯下）との類似が指摘できる。しかし言網の筆写時期も不詳である。おそらく「三位法眼家傳秘方」より古い写本であろう。当写本は、膨大な種類の本草を把握するのも困難な上に、薬性の説明も短く、現実性が低い。本草の名称を覚える程度の内容に比して、片や「三位法眼家傳秘方」は実用に即して選択された本草一一二種（表題の百廿種は誤記）を載せ、その薬性、処理法、関連処方薬まで解説した実用書である。調査に使用する主要な薬種が容易に理解できる構成になっている。言網は「薬種調味抄」を筆写したものの、言網は活用しないまま仕舞い込んだと思われる。

奥書の日付が「三位法眼家傳秘方」より十数年降るのも、言網がその存在を知らなかったからであろう。天文十七（一五四八）年は、山科家にとって災難を蒙った年である。同年五月、山城国の幕府御料所化に伴い、当家の名字地山科東庄が接収されたのである。⁷⁷家の由緒地と最後の経済拠点を同時に失った言網は収周章狼狽した。すぐに所領回復を願い出るため、過去の安堵状や該当文書などを調べている最中に、偶然発見したのではないかと推測する。

以上、二冊の写本を考察してみた。『言繼卿記』冒頭の大永七（一五二七）年から翌享祿元年には言綱が「老父」として登場するが、医療活動の明徴はない。しかし、教言の平胃散以降の大沢久守および重致の処方箋の蓄積を考えると、一定度の医薬知識は有していたと思われる。言繼の処方薬の初見である磨積円、沈麝円などは言綱の指南によるものだろう。⁷⁸ 奥書の「天文十七年十二月上旬」がそのことを物語っている。

第二節 「三位法眼家傳秘方」の流布

山科家の「三位法眼家傳秘方」の写本は貸与人、筆写人、筆写年代の全てが確認できる稀な例である。

「三位法眼」を室町時代の民間医に与えられた地位と解釈することに問題はないだろう。宮廷の權威を後ろ盾にできる官医と異なり、民間医の地位の浮沈は実力次第であった。したがって、各医家の脈診法や処方薬は門外不出の「秘方」として一門にのみ相伝されることが鉄則であった。山科家の写本の奥書にも「堅固、可憚外見」とあるように、家伝書本来の性格上、成立後すぐに他家へ流出することは考えにくい。「三位法眼家傳秘方」もかなりの年代を経ていると見る方が自然である。

それを裏付けるかのように、「三位法眼家傳秘方」と題する写本は山科家の写本以外にも複数伝存している。⁷⁹ 筆者が確認したもので十冊ある。その内、識語を有する写本が四冊、残りは著者も筆写人も不詳である。しかも一部を除いては室町期の写本とされている。

このことは「三位法眼家傳秘方」の写本が室町から戦国期にかけて一気に流布したことを意味する。山科家の写本もその一環に位置付けられよう。各写本を閲覧すると、編目の構成や配置順序の異同または欠如、人体絵図の有無もしくは部分筆写、さらには追加項目の有無など、かなりの相違はあるが、本文がほとんど同一であり、一つの原本から派生した写本群であることは疑う余地がない。題名も「三位法眼家傳秘方」や「三位法眼家傳秘方百廿種書」、「三

位法眼家傳秘方百余書」等と統一されていない。総合比較すると、山科家の写本は内容、書式ともに原本を忠実に反映していると判断できる。種々の異同は意図的な編集や省略、転写を繰り返す内に生じた齟齬と考えるのが妥当であろう。

そこで、十冊の内、山科家の写本も含めて奥書のある三冊を古いものより検討してみる。

① 永正九（一五二二）年の写本（杏雨書屋研971）

管見の限り最も古い時期の写本である。次の識語を有する。

此秘傳雖不赦他見紫野ヨリ御調法僅少日数儀ニテ写之

然者依不能清書越度可有之歟 以醫略可有其用捨^(ママ)

干時永正九年二月三日佐々木本郷中奥寺草案^(ママ) 先

墨付之 正月五日出当事越年作也 遁世四十歳至壬申

在所之牢籠八年又九年黒衣落居月日風清

虎岩四十八書之宗隆（在判）

就同十八年辛巳年林鐘七日 依西野高好懇望越州

下向ヲ相延橋季綱令写之 後撰之儀肝要云々

この写本は正確に言えば、永正十八年に、永正九年の写本を転写したものである。問題は永正九年の奥書である。宗隆と称する四十歳の遁世僧が、「紫野」の「御調法」により貸し出された「三位法眼家傳秘方」を近江の佐々木本

郷中興寺の草庵で筆写した状況がわかる。限られた日数に清書もできないことを詫びているが、「醫略」を以て容赦してほしいとあるのは、誰かに依頼されたものとも、常套的表現とも読み取れる。

重要なことは「紫野」すなわち大徳寺が「三位法眼家傳秘方」を所蔵していたことである。原本を「三位法眼」に無断で貸与することは考えにくいので、紫野（大徳寺）本もまた写本であろう。山科家の写本と比較すると、編目の順序を大幅に入れ替えていることや人体図がかなり異なっているもの、各編目の本文は同一である。宗隆の元の身分も出家の事情も不明、次の筆写人（橋季綱）の入手経路も判然としないが、「三位法眼家傳秘方」が短期間に転写をくり返されていたことは確かである。

②享祿四（一五三一）年の写本（阪本龍門文庫目録番号225）

山科家の写本については前節で検討した通りである。前々代の家司大沢久守が調査した長命丸の処方記載されているが、これは言綱の加筆かもしれない。筆写は①の十七年後であるが、大徳寺と和氣家の「三位法眼家傳秘方」が別の写本か、大徳寺と和氣家の「三位法眼家傳秘方」が別の写本か、大徳寺↓和氣家↓山科家のルートなのかは不明である。しかし和氣家が大徳寺から貸与されたとするならば、その経緯を記した奥書を作成するはずで、言継もまたその事情を奥書に付記するだろう。人体図の描法も相当異なる。①は奥書に「紫野」と明記していることから考えても、和氣本は大徳寺のルートではない可能性が高い。

③天文九（一五四〇）年の写本（研医会館図書館目録番号214）

右条々餘心得安家傳ナル間、疎ニ不可有伝授候

薬師十二神モ不有照覽以吾家二手カラヲ

立事此外不可有然可秘々々

竹田三位法眼 (在判)

天文九年九月上旬書之畢 咸廣(花押)

この写本は天文九年九月に「咸廣」なる人物により転写されたものである。本文の末尾に「竹田三位法眼」の奥書を載せる。つまり原本が竹田三位法眼であることを示している。そしてさらに牛黄円・至宝丹・潤体円の処方追加されている。これは筆写人の加筆と思われる。なお人体図はない。

これは明らかに「三位法眼」を「竹田三位法眼」に仮託する改竄である。張本は不明であるが少なくとも竹田家ではない。竹田三位法眼の奥書に日付がないのも不審である。本文の最後まで山科家本と全く異なる内容である。咸廣が竹田家の家伝書に仕立て上げて権威付けを計った可能性も考えられるが、それ以前の所為かも知れない。牛黄円は竹田家の秘方とされているが、追加された処方箋との関係も不明である。「右条々餘心得安家傳ナル間」という文言が「三位法眼家傳秘方」の価値を存分に語っている。

この写本は随所に朱で加点されている。後世の別人、つまりこの写本を最終的に入手した者が施したと考えられる。

④天正十一(一五八三)年の写本 (京都大学富士川文庫イ195)

この写本の表題は「三位糟尾法眼家秘方」である。正確には本文末尾に「天正拾一年拾月吉日糟尾法眼久牧(花押)」と署名されている写本を、慶応三(一八六七)年に転写したもので、「慶應三年丁卯六月二日卒業」の識語も有する。編目も大幅に削減され、一二種の本草も記載せず、人体図もない短縮版であるが、冒頭の文章は①～③とほぼ同一

である。

これは明らかに糟尾久牧の「家伝書」として、久牧本人か、あるいはその一門が詐称したと思われる。富士川游、服部敏良、新村拓各先学によると、糟尾久牧は戦国期の諸家産科医として名を残している。京都の板坂法印に医学を学んだとされるが、在京中の筆写であろうか。中国人と思しき医学生卒業課題として、何れかの医塾で幕末まで活用されていた例としても興味深い写本でもある。

その他、閲覧はしていないが「弘治三年二月二十八日 祐賢」の識語のある写本もある。残る筆写年代不詳の複数の写本は、編目ごとに「私日」と私見を挿入しているもの、末尾に別の処方薬を追加するもの、異筆の紙片が挿入されたものなど多様な形態である。また、識語はなくとも複数の蔵書印や跋を併せ持つ写本は、所蔵者が転々と代わっていることを示す⁽⁸⁾。人体図の特徴の類似から明らかに②の和氣本の流れとわかる写本もある⁽⁹⁾。また山科家同様、長命丸の処方が掲載された写本もある。

以上の考察により、「三位法眼家傳秘方」の写本は管見の限り、最古の永正九年の大徳寺の貸与以降、種々の写本が成立し、転写が繰り返されたと考えられる。筆写の目的は医学知識の撰取のみならず、竹田や糟尾などの医家を詐称し、家伝書を仕立て上げる場合もあった。裏を返せば、もはや原本の行方や著者の真偽など不問に付されたのである。門外不出を建前としながら、室町末期から戦国期にかけて、〈三位法眼家傳秘方〉現象ともいべき状況が現出したのである。診察法や処方箋のみならず、本草書を兼ねた「三位法眼家傳秘方」は簡便かつ実践に即したテキストとして、医師か否かを問わず、広く流用、改変されたのである。当該期の医学知識の流通という意味では、まちなく一助をなした存在であった。しかし、言継の日記にその存在が一切記されていないことが、やはり水面下の流通であったことを物語っている。

第三節 『三位法眼家傳秘方』の作者考

『三位法眼家傳秘方』の作者を特定する鍵は、大徳寺の貸与によって写本が成立した永正九年にあると考えられる。この段階で大徳寺が「三位法眼家傳秘方」を所蔵していた事実は、三位法眼家と大徳寺の密接な関係を示唆している。『寛政重修緒家譜』の事跡や服部敏良、新村拓両氏の成果を合わせ見ると、大徳寺と縁の深い医師として上池院坂胤祐・宗精父子が浮上する。

士仏のひ孫胤祐は大徳寺の養叟宗願に参禅し、子に宗精の名を授かる。宗精自身も養叟の法弟に参禅する。後に足利義政・義尚の侍医として名をなす。文明元（一四六九）年に父胤祐が四十五歳で没した時は、宗精未だ童形で、「跡事無正体」状況だった。⁽⁸²⁾ 宗精が如何にして医学を習得したかはわからないが、後見を失った宗精にとって大徳寺は本拠ともいえる場所であったと思われる。

坂氏の系譜において「三位法眼」に比定できる人物は、胤祐の父胤能である。胤能は祖父の士仏以来、足利義持、続く義教の御用医師を務め、「三位房」「医師三位」「三位法眼」「医師三位房允能」等の表記で応永から文明期の諸史料に頻出する人物である。⁽⁸³⁾

胤祐・宗精父子と大徳寺との深い関係、大徳寺所蔵の「三位法眼家傳秘方」の写本、三位法眼を坂胤能に比定できること、以上を照合すると、「三位法眼家傳秘方」の作者が宗精の祖父の坂胤能である可能性は極めて高い。⁽⁸⁴⁾ 永享九年に義教の意に背いた科で逐電した胤能は法印に昇ることなく三位法眼で終わったのだろう。⁽⁸⁵⁾ 没落した胤能は嫡子胤祐に「三位法眼家傳秘方」を託したのではないか。それは当然、胤祐から宗精へと伝授されたはずである。「三位法眼家傳秘方」が大徳寺にもたらされたのは、宗精の代ではないかと考える。

宗精は永正五（一五〇八）年に病み、同九年四月八日に六十一歳で没する。宗精の死の直前に、大徳寺より『三位

法眼家傳秘方』が貸与された背景には、当時の上池院家の逼塞があったと思われる。

宗精の子定国は足利義澄の典薬局として仕えていた。しかし義澄は永正五年、將軍に復活した義材に追われて近江に逃亡する。やがて同八年、義澄は数ヶ月前に生まれた義晴を残して同地に没する。おそらく近江に随行したと考えられる定国は、父宗精が死去した永正九年には仕えるべき義澄をなくし、跡継ぎも未だない状況であった。義澄の遺児義晴は赤松義村に養育されたので、定国も播磨に在国していた可能性もあるが、その後の義材の廃位に伴い、將軍に擁立され義晴が入京する大永元（一五二一）年までも、その後の消息も判然としない。大徳寺が「三位法眼家傳秘方」を宗隆なる人物に融通したのも、当時の上池院家の不在と関連するのではないだろうか。続く定国の子光国も義晴の侍医となり穴太に伺候したとされるが、その道筋も明らかではない。將軍家の消長と御用医師の命運は不可分であった。⁽⁸⁶⁾

一方、和氣業家も、天文元（一五三二）年に、仕丁を殺害して没落する。⁽⁸⁷⁾山科家に写本を融通したわずか二年後である。典薬頭には丹波頼直が補任され、和氣家は業家で官医の家系が絶える。和氣家が「三位法眼家傳秘方」を筆写した経緯は不明であるが、この事件が、多くの写本を世に出す契機となった可能性は十分に考えられる。⁽⁸⁸⁾当時、医薬書や家伝書を抵当に借金することは普通であった。⁽⁸⁹⁾和氣業家として例外ではなかったはずである。

門外不出を原則とする「家伝秘方」は、一門の逼塞や没落が外部流出の契機となったのであろうが、医薬知識を社会的に共有するというという観点では、不可避の現象であった。

第三章 山科家と医療Ⅲ 家薬の形成

第一節 山科言継と「三位法眼家傳秘方」

山科言継の医療活動は一般的に、窮乏した公家の「副業」と捉えられている。言継の生涯は今谷明氏が『言継卿記』よりその全貌を明らかにしている。⁹⁰ 言継が生まれた永正四（一五〇七）年は、細川京兆家の家督分裂と將軍権力の二分化、さらに地方分権化にも拍車がかかり、三者三つ巴の混迷の時代に突入しようとする、その入口であった。莊園公領制が解体するなか、禁裏以下諸公家の経済は逼迫の一途を辿る。山科家も、西国の家領はほぼ退転し、山科の膝下莊園から上る僅かな年貢と供御人に課した商業税を当てにする窮乏生活であった。しかしながら、たとえば言継が投薬から幾ばくかの収入を得たとしても、彼が医学を志した動機を説明することにはならない。

やはり、父言綱が残した「三位法眼家傳秘方」は、彼が本格的に医学と向き合い、薬の調合を学ぶための基盤となつたに違いない。

中国医学の診断の基本は脈診である。医学書の理論が理解できても、実践が伴わなければ、病の見立てには至らない。また本草の薬性と処理法に長じていなければ、処方薬の調合範囲にも限界がある。

「三位法眼家傳秘方」は一〇八項目の解説からなり、項目ごとに脈法、診断法、病症に適切な処方薬、処方箋を記し、きわめて具体的である。たとえば「虫氣ノ脈」を「皿ナト二絹ヲ引張テ其上ヘ豆ヲ一充落ス様ニホシホシト覚也」と表現したり、「中風之脉モ心肺ノ脉ツヨク浮テフハフハト覚也」と感触を教える。次に一二種の本草の薬性の説明においても、「牛膝」を例にすると「白水ニ一宿浸スハ常也、中風脚氣ニハ酒浸也、齒ノ病ニハ黒焼ニテ付ル也、骨

ノ痛ニハ以酒煎テ与ル也」と複数の効能と最適な調法を示し、実用に即している。

本書に収載する処方の特徴は、香蘇散・木香流気飲・人參敗毒散・人參湯を四種の本薬として、種々の薬草を加味加減、ほとんどの病に応用していることである。特に香蘇散は「万病用之」とあり、「傷風・傷寒・瘧・赤痢・白痢・霍乱・吐逆・虫・血道・頭風・積聚・女人腰氣・中風・脚氣・大事ノ目の病、喉ニモノヒロヒロスル事」など十六種のあらゆる疾病を列挙する。また木香流気飲を「最上ノ秘薬」「無上ノ秘薬不過之」「千金莫偽」と推奨する。さらには三稜丸は三位法眼家の秘事として「此方ナント進候事ハ能々ノ御心サシニ候」とよほどのことがない限り処方伝授してはならないと明記する。菫木散に至っては「三位法眼家傳ノ秘方」として「別而起請文ヲ以テ相傳ノ薬」と特別の扱いである。また四物湯を「女人ノ血道ノ総薬」として、婦人科の解説も充実している。丸薬のサイズも実物大の〇の大小で示すなど、懇切丁寧である。そして、処方のある薬も、巻末記載の処方薬のない薬も全て『和剂局方』収載である。大部で繁細な渡来の医学書を咀嚼し、薬効を知悉した上で処方薬を取捨選択することこそ、各医家の秘伝、秘方であった。後に、言継が医学知識や処方箋を諸方、諸書から撰取する際にも、「三位法眼家傳秘方」の診断や脈診の具体性、処方薬の知見は基礎知識として身につけていたはずである。

第二節 言継の医療と処方薬

山科は言継の医療活動の概要は服部敏良氏によりまとめられている⁽⁹¹⁾。現存の『言継卿記』の始まる大永七（一五二七）年、言継は二十歳の青年であった。その年は「頓医抄」の脈書（巻四七）を甘露寺黄門（元長）より借りて書写するなど医学への志が看取できる⁽⁹²⁾。しかし、医薬知識はまだ浅く、父言綱と共に近辺の野へ薬草を摘みに行き、「百草之黒焼」を作る段階である⁽⁹³⁾。「黒焼」は金創術の系譜を引く焼成粉末薬で、山科家「佳例」の贈答品であった。大典侍局以下宮中のすべての女官、下女二十人に一包ずつ配っている⁽⁹⁴⁾。「黒焼」の贈答は永禄元（一五五八）年にも確認できるので、

父言綱より受け継いだ家伝薬と位置づけてよいだろう。

以後天文十三（一五四四）年まで、日記の欠損箇所が多く、言継の医薬知識の習得過程は明らかではないが、天文二年には近所の下女に火傷の治療を施している⁽⁹⁵⁾。気付薬と血止め薬、付け薬と参蘇飲、通気湯などの内服薬の投与からみて、金創術も学んでいることが明らかである。先の黒焼も「金創秘傳集」に詳しい⁽⁹⁶⁾。

天文十三年になると言綱の医療活動が顕在化する。処方薬も一気に増える。以前よりの仲和散や妙法院宮に進上した消毒散に加えて、一歳の次男長松丸（言経）の保健薬として五香散や五疳保童丸を調合している⁽⁹⁷⁾。また同日に、同僚の薄以継が注文した人参丁香散や自分の養生薬の十全内補湯や香蘇散も調合する。また禁裏より麝香丸の調剤を命じられ、目録を以って薬種七種を下賜されるなど、調剤薬も本格的な態勢に入る⁽⁹⁸⁾。官務小槻伊治より牛黄丸の秘方を伝受されるのもこの年である⁽⁹⁹⁾。

言継が真摯に医療と向き合う姿勢の背景には、前年六月の長男仙菊丸の死と翌七月の次男長松丸の誕生があった。乳幼児の生と死を一月を空けずに経験した言継は、健康を守る薬の重要性を痛感したのでだろう。言継の医療活動の動機の一つには、嫡男の早世があったと推測する。

しかし、脈診を伴う診療形態になるのは、天文十八年以降である⁽¹⁰⁰⁾。言継が診察を手がけた知人の福昌庵は、結局数日後に死去するが、形見に薬鉢を貰う⁽¹⁰¹⁾。やはり医療技術に練達し、臨床に就くまで、二十年の歳月を要したのでだろう。その間、山科家の診察を主に手がけたのは官務小槻伊治と富小路資直であった。特に官務伊治は経済的困窮から、医業が半ば本業となっており、言継の信頼も厚かった。彼は言継に蘇合丸の調合を見学させたり、竹田家秘法の牛黄丸の処方も伝授する。伊治は、天文十七年に大内氏を頼って周防へ下向するまで、言継の医学の指南者であった。また富小路資直は子の氏直、孫の秀直が「小児之医」として名をなすが、資直も言継の次男と三男が疱瘡を患った際には一ヶ月以上にわたる懸命の治療を施し、小児医の片鱗を見せる⁽¹⁰²⁾。半井澄玄も出入りし「遊仙丹」を贈っている。これ

は半井家の秘薬であろう。応永以来、養生薬で知られる「神仙丹」を意識した命名かも知れない。

このように言継自身は家族の治療は医師に委ねる一方で、自らも投薬を行ない、調剤技術の研鑽を積む。言継にとって、伊治や資直などに脈を取らせ、彼らの処方薬を服用することは、有益な臨床、治験の機会であったに違いない。同僚や知人間での医書の貸借や医薬意情報の交換も調剤術の上達に役立った。^④

服部敏良氏は、言継が臨床に使用した薬を百四〇種としているが、その中で恒常的な処方薬、三十余种を疾病別に挙げてみよう。

瘧疾 人參丁香散 參蘇飲 霍香正氣散 常山飲 七宝散 張子草果 清脾湯 養胃湯
養生 牛黃円 葦發円 蘇合円 人參丁香散 養氣湯 不換金正氣散 人參湯
胃腸 調中散 人參丁香散 香薷散 胃風湯 平胃散 百草黒焼
感冒 仲和散 參蘇飲 香蘇飲 人參敗毒散 茶調散
疱瘡 升麻葛根湯 惺々散 人參敗毒散
小児 五疳保童円 五香散 人參敗毒散
婦人 愛洲薬 内炎散
霍乱 香薷散 五苓散
脚気 香薷散 独活寄生湯
虫 人參丁香散 三光丸
傷薬 愛洲薬
打撲 愛洲薬
火傷 脇香膏

気付 麝香丸
 痔疾 育中湯
 眼疾 五靈膏
 泌尿 五淋散

以上、百草黒焼と愛洲薬を除いて、『和剂局方』の収載薬である。土仏法印より一世紀を経た言継の処方もまた、局法医学に準拠している。なかでも人參丁香散、香薷散、參蘇飲、人參敗毒の四方剂は複数の疾病の治療に重用していることがわかる。胃腸薬の調中散は「腹薬、家傳の方」「腹薬、調中散秘薬也」と記している⁽¹⁶⁾。これは亡父言綱の相伝薬であろうか。感冒では仲和散の投薬回数が多い。さらには疾病によっては固有な薬として、泌尿関連の五淋散、小児科の五疳保童円、傷薬の愛洲薬なども需要の多い処方薬であった。

瘡薬が多いのは蚊の媒介による感染症を防ぐ術もなく、自然治癒に任せるほかない中世にあつて、症状が軽減した薬はすべて有効とされたからであろう。養生薬や気付薬も当該期は常備用、携帯用、贈答用と幅広く流通した薬である⁽¹⁶⁾。公家でありながら薬剤師の面目躍如たる品揃えである。

「三位法眼家傳秘方」中の万病薬、香蘇散は頻用されるが、片や「最上の秘薬」とする木香流気飲が見えないのは、紫蘇以下四種の薬草の調合で済む香蘇散に比して、木香流気飲の二十三種の調合は、煩雑な作業と経費においても効率的ではなかったのだろう。同じ薬効なら簡便な処方薬が選択されるのは当然である。零細な山科家にとって薬種代の負担も斟酌すべき問題であった。首尾よく薬代が支払われた場合は直ちに薬種の支払いが仕入れ代に充当している⁽¹⁷⁾。逆に薬価代を貰えない時は薬種調達を控えるか、付け買いにするしかなかった。薬の調合を請け負うためには、一定の薬種を常備しなければならず、純益といっても僅少であったと推測する。言継の医療活動を副業という経済的視点

のみから検討すると、その実態は見えない。そこで次項では個々の処方薬を検討し、その流通形態を考察する。

第三節 薬の詠えと贈答

言継の処方薬で最も使用頻度の高いものは次の十種である（カッコ内の数字は服部敏良氏の統計による『言継卿記』中の使用回数を引用した。）

- ① 香薷散 (210)
- ② 人參丁香散 (179)
- ③ 愛洲薬 (130)
- ④ 調中散 (109)
- ⑤ 牛黄円 (84)
- ⑥ 五疳保童円 (80)
- ⑦ 麝香丸 (69)
- ⑧ 仲和散 (65)
- ⑨ 參蘇飲 (49)
- ⑩ 葦發円 (45)

言継の処方対象は家族・家僕のほかに、禁裏・門跡殿以下、宮中の女官と御末（台所）衆、禁裏小番衆ならびに諸公家・武家被官・寺僧・近隣の住人など多彩であったが、中心は職務上の同僚である禁裏に伺候する男女であった。個々の事例は膨大ですべてを紙面に載せることは到底叶わないが、天文十九（一五五〇）年を例にとると、所労、腹痛、頭痛、咳気、痔疾、赤痢以下、年間延べ一三六人の患者を手がけている。当該期には脈診と共に大抵の病状に対応できる処方薬の種類が形成され、周囲から「薬の家」と信頼されるに至る。先に挙げた十種の処方薬は、治療としての投薬、診察を伴わない定期的ならびに臨時の受注薬（詠薬）、言継からの贈答薬に大別でき、投薬は脈診を伴う場合と伴わない場合があり、贈答も恒例と臨時の形態があった。これら投薬・受注・贈答に基づく薬の処方、一定の年事サイクルを保ちながら、言継晩年まで続けられた。

それでは、以上三通りの分類によって、十種の処方薬を検討してみたい。

【投薬】③④⑧⑨

愛洲薬③は山科家の専売特許とも言える秘薬である。傷や打撲、内出血、出産に伴う出血の特効薬であるが、『言継卿記』には由来も処方も一切記載しない。戦国期の兵法家愛洲久忠（一四五二～一五三八）に由来する金創薬かと思われるが、初出は天文十六年の、松尾社務室への投薬である。愛洲久忠没年の天文七年から九年後、言継が愛洲の名を冠した薬を調剤するに至る経緯は全く不明である。秘薬ならば伝授者を日記に記すはずもないが、何れかの武家より伝授された可能性もある。

永禄六（一五六三）年二月には山科郷の「手負人」に七回にわたり合計百十服も与えている。後に礼錢を五十疋受け取るが、依然残る傷にさらに十服融通している。永禄十一年にも、山科と醍醐の住民の相論の際、山科郷民に二十服を遣すが、該当記事の割注に「通血散」とある。愛洲薬が宋の医書「仙傳外科集驗方」収載の「通血散」と同一方剤ならば、大黃と当帰からなる簡単な処方である。また秘方中の秘方でありながら、元龜二（一五七二）年に大胡武蔵守（上泉信綱）の要請により処方を受授している。上泉信綱は愛洲久忠の弟子と伝えられる兵法家にして新陰流の祖である。言継の日記には永禄十二年から元龜二年までの二年間、「王胡武蔵守」「上泉武蔵守」として記され、言経共々剣術の指南も受けるなど親しく交流している。「愛洲薬」の伝授については、前年に言継より処方を受けられていたが、その後焼失してしまったとのこと、再度処方箋所望し、見本の一包も与えられている。おそらく愛洲氏秘伝の方剤と思われる「愛洲薬」の処方は何としても入手したかったに違いない。内服薬が多い中で貴重な傷薬「愛洲薬」は山科家の代表的な「家薬」と言える。

調中散④は腹痛に効果がある。『和剂局方』卷九「婦人緒疾」収載の芍薬、当帰以下七種からなる方剤である。山科家の「家傳之秘薬」であることは前述したが、『和剂局方』卷三（胃腸薬）にない方剤というところが秘薬の所以かもしれない。初出は天文十三年（七月六日条）の妻（葉室氏女）の腹痛である。近所の山伏や米屋の子ら数人に与

えている⁽¹⁰⁾。食中毒の多い夏場に頻度の高い処方薬である。

仲和散⑧は咳止めであるが、出典は不明である。和名の方剤であろうか。初出は天文二年（正月二十五日条）の中御門氏の咳気への投薬である。十二包与えて「払底之間、今日又調合候了」とあるので、前代からの家薬かと推測する。禁裏で風邪が流行した折には、親王御方から命じられて、斟酌しながらも仲和散を進上している⁽¹¹⁾。

参蘇飲⑨は『和剂局方』卷二「傷寒」収載の方剤で痰気に効く。初出は天文十六年（二月十七日条）の長松丸（言経）の頭痛である。翌日富小路資直より蘇合円を取り寄せるが効果なく、妙法院に加持祈祷を依頼するほどの心配をする。結局はいも（疱瘡）とわかり、以後富小路が担当したことは前述した。

【受注薬】

②⑤⑥⑦

言継の医療方針は薬の調剤が主である。この範疇の処方薬は依頼主の予約を受けて調剤する態勢なので、薬価の前払いが期待できた。後払いの場合でも、調剤後時を置かず代金を受け取ることが確実なので、「副業」という観点からは一番の収入をもたらした。

人参丁香散②は『和剂局方』卷三の収載薬で胃腸の不調に薬効がある。白芍薬以下十三種調合の方剤である。注文の初出は天文十三年（七月三日条）の禁裏の申次薄以緒と山科家の家僕沢路彦九郎である。以後、禁裏の職員である女房衆やその配下の官女、諸公家を中心に予約を受け調剤するシステムが出来上がる。したがって調剤回数も多い人気の処方薬であった。

牛黄田⑤は竹田医家の秘薬で、言継は官務小槻伊治より伝授されたが「竹田の方明鏡也」とあるので、当該期には種々の処方牛黄田が流通していたと思われる。牛黄田は犀角・龍腦・麝香・人參以下十五種を合わせた高級薬なので、永禄七（一五六四）年十月九日、堀川近江守は一〇疋を出して登録メンバーに加入している。また元龜二（一五

七一)年には正親町天皇に処方及び調合法を口伝で伝授している。

五疳保童円⑥は『和剂局方』卷十「小兒諸疾病」収載の方剂である。言継は天文十三(一五四四)年六月十三日に官務伊治と処方在校合を行い、「堅可秘之由」を約して伝授されている。しかし天文二十二年、に長橋局を介して、処方を進上すべしとの勅命が下る。言継としては官務と約束した以上憚られたが、「堅固可被秘之由」という達して止むなく伝授をしたのである。この処方薬は数少ない小兒薬であり、「調合之人数に可成」と登録する諸衆が多かつたようである¹¹⁴。初めての依頼者は長橋局である。内侍所五位の場合は一〇疋を前払いするが、言継はまず手付けの二百粒を渡す¹¹⁵。規定量は八百粒である。これは孫の分と知人の注文も含まれていたと思われる。他にも子供を持つ宮中の官女や台所の御末衆を中心に注文を請け負っていた。長橋局も安禪寺殿の為に二〇疋分注文するが、言継は一〇〇粒を増して渡す¹¹⁶。五疳保童円の評判は徐々に広がり、天文十九年の段階では紙屋など近隣の町衆も所望するまでになる¹¹⁷。注文薬では需要の多い品だが、顧客の要には内侍所五位がいた。

麝香丸⑦は『聖恵方』収載の方剂だが、言継が禁裏に献上した処方目録には、沈・麝香・白檀・香附子・白芷・蜜と簡略化されている¹¹⁸。この薬も登録制を原則としていた¹¹⁹。広橋卿は麝香、丁香、蜜を提供して調合のグループに加入し、三五〇粒を受け取っている¹²⁰。麝香丸の処方は永禄八(一五六五)年、幕府奉公衆大和宮内卿晴完に伝授されている¹²¹。この人物は後年医業に就き、言経とも深い交流を持つ大和宗恕その人である。

以上②⑤⑦三種の処方薬は保健薬の要素が強いので、一度に数種を注文する場合も多かった¹²²。主要メンバーは宮中の女性、次に高倉・薄・伯などの同僚の公家とその家僕、近隣の町衆であった。一回の注文はすべて一〇疋単位であった。身近な同僚が医師にして調剤師という便利さと信頼関係が言継の医療活動を支えたのだらう。

言継を介して禁裏から市井の徒まで、ある意味、平等な医療を受けていたことになる。

【贈答薬】①⑤⑦⑩

最後は贈答品としての薬である。言継は顧客サービスか篤実な人柄ゆえか、実に多くの人、多くの場で薬の贈答を行なった。一度罹患すれば死につながる中世に生きる人々にとって、身を健康に保つことこそ、切実な問題であった。薬は当然ながら、贅沢な品目のため贈答すれば最も喜ばれた。受注薬の内、養生薬の牛黄円⑤と麝香丸⑦はむしろ贈答品としての側面が強い。

香薷散①は『和剂局方』卷三収載の方剂で香薷・厚朴・白扁豆・茯苓からなる「中暑」、すなわち暑気当、日射病の治療薬である^④。したがって六月から七月にかけて最も需要の多い薬であった。

葦發円⑩はヒハツを主成分とする薬であろうが、処方不明である。ヒハツはコシヨウ科の薬草で南洋産である^⑤。健胃作用があるので、やはり保健常備薬としての舶来成分には希少価値がある。言継の利用する薬屋は室町の小山新四郎と片岡八文字屋^⑥、それに唐人の蒼風である^⑦。葦發円は人気が高く、天文十五年（二月三日条）、後奈良天皇に、同二十一年（四月十日条）、飛鳥井雅綱に、弘治三（二五五七）年（二月三十日条）、武家朝比奈泰朝に、翌月（三月九日条）に武家の賢虎の計四人に処方伝授されている。

言継の贈答のタイプには節季と臨時があった。節季の贈答の代表としては、夏季の香薷散が挙げられよう。香薷散は比較的后発の贈答薬であるが、永禄六（一五六三）年を礼に例に取ると、次の緒家に贈っている。

〈香薷散〉①

五月二十五日 鞍馬戒光坊・大典侍殿・新大典侍殿・め、典侍殿・長橋局・伊予局・御新参・御乳人・若宮御乳人・

御乳人官女・萬里小路内府入道・薄以緒・同阿茶・岡御所殿

五月二十八日 柳原・葉室母子

五月二十九日 一条殿・内堀川近江守

- 六月 三日 大沢出雲守
- 六月 四日 滋野井卿
- 六月 八日 高倉入道
- 六月 十日 伏見殿・四条殿・大祥寺宝徳庵
- 六月 十三日 柳原弁
- 六月 十八日 梶井門跡・北坊三位・櫻光院・車谷面々
- 六月二十二日 伊予・徳千代
- 六月二十三日 万理小路弁
- 六月二十四日 松尾社務・同蔵人
- 七月 三日 大樹舎弟鹿苑殿の今御乳
- 七月 十三日 中山大納言・梶井門跡・同松賀殿・北坊三位
- 七月 十八日 万理小路大納言
- 七月 十九日 慶寿院・大樹御台
- 八月 七日 沢路備前守
- 八月 八日 柳原卿・大沢出雲守

以上贈答先は延べ五十人である。香薷散を何回も調合しながら訪問する作業は体力を要する。拙稿では、山科家の「栗の贈答」を論じたことがあるが、膝下荘園から上る栗を数日で百人以上の縁者に送る恒例の行事と同じ形態である。⁽²⁹⁾ 贈答資源が栗から薬に変わっただけで、その放射的なネットワークは重なる部分が多い。山科家は「薬の家」であると同時に「薬を贈答する家」でもあった。香薷散はまさに当家を象徴する薬である。言継は永禄十年には「香

「香薷散」の刻印を造っている¹³⁰。さらに二年後には薬包を封緘するための印も彫らせる¹³¹。香薷散の流通規模が拡大したのである。山科家の夏季贈答の香薷散は「家薬」の代表と言つてよいだろう。

〈牛黄円・葦發円〉^⑤¹³²

牛黄円の最初の贈答は、官務小槻伊治より処方相伝した天文十三年である。初めての調合成果を葦發円と共に諸方へ遣わしている¹³³。

これは伝授者への感謝と宣伝を兼ねたデモンストレーション、そして情報の共有であろう。八月十七日、近衛殿へ所労見舞に葦發円を一貝（蛤の容器）献じ、牛黄円秘方の伝授を報告している。また賀州へ下向の白山理性房へも餞別として牛黄円・葦發円・香薷散一式を贈り、その足で禁裏へ出向き、権典侍殿、長橋局以下の女官に牛黄円・葦發円を一貝ずつ贈る。翌日も勧修寺以下七人に両薬を遣わす。高倉中納言は兼ねてよりの約束か、十五貝を二〇疋で買う。牛黄円の秘方伝授には公家集全体の期待が読み取れる。葦發円も近々の処方伝授があったものと思われる。以後、南都下向の折の門跡以下興福寺の僧衆にも牛黄円・葦發円を持参している¹³⁴。

一方、経済的困窮を理由に諸公家の在国が続く中、言継は下国の餞別にも薬を贈る。天文十六年、賀州へ下る広橋一家にも「約束之七種」を渡す¹³⁵。内容は牛黄円・麝香丸・五疳保童円・葦發円・調中散・腫物入薬、そして家伝の百草黒焼である。薬の調達もままならぬ田舎暮らしの当面を支える品数である。同日には残りの黒焼を宝鏡寺殿・入江殿以下尼門跡にも進上している。

このように、人を替え、薬を替え、場所を替えて言継の薬の贈答は繰り返された。その事例には枚挙の暇がない。何より言継自身が、天文二年・弘治二年・永禄元年・永禄十二年の計四回、都を離れて尾張・駿河・岐阜・伊勢といった戦国大名の城下町へ赴いている。出発に際して、言継は複数の「家薬」を携行した。同中の健康管理の目的もあつたが、旅の途上や逗留先のゆかりの人々に与えたり、贈答品として活用した。

弘治二（一五五六）年の駿河府中の今川義元一門を訪ねた旅を例にとると、牛黄円・麝香丸・人參丁香散・愛洲薬・五淋散などの定番役に加えて三光丸・内炎散・人參湯も持参している。特に牛黄円は贈答用器の貝まで用意している。薬は軽量かつ保存も効くので贈答品として最適であり、行く先々で歓迎された。その背景には「京都の公家による薬の贈答」という付加価値も機能したことを考慮すべきである。

天正四（一五七六）年で終わる『言経卿記』に見る、最後の調剤は同年十月十七日の人參丁香散一剂、投薬は十二月二十二日の瘧の発作を患う妻に与えた麝香丸である。

嫡男の日記『言経卿記』は天正四年から始まるが、言経の医療行為は記録の欠如もあり、天正七年までは見られない。⁽¹³⁶⁾ 愛洲薬の調合も、香薷散の贈答も天正七年が初見である。⁽¹³⁷⁾ 同年五月に言経は七十一歳の生涯を閉じる。⁽¹³⁸⁾ おそらく言経の「家薬」はその死を契機に、子の言経に正式に引き継がれたと思われる。言経はおそらく死の直前まで薬の調剤を続けたのであろう。

宋の局法医学に代わる李朱医学の流れを確立した曲直瀬道三も、天正九年、養子の玄朔に医術を譲り隠居する。⁽¹³⁹⁾ 時代は、信長から秀吉そして家康の治世へ向けて、大きく舵を切っていた。

おわりに

以上、山科家と医療の関わりを、一五〇年の長きにわたって考察してきた。それははからずも、室町戦国期の公家の消長と医療の変遷を重ねることであった。教言の代より山科家に少しずつ蓄積されていった医薬知識と処方薬が、言経の代によりやくつながり、医療を受容する立場から与える立場に変わったのである。「三位法眼家傳秘方」という亡父の形見がどれほど活かされたかは、知るすべとてない。写本の存在すら日記に記さない言経の意識をどう読み

取るかである。筆者は医学理論と臨床の間の齟齬を補完する指南書として、言継の診療姿勢に少なからず影響を与えたと考えている。

何れにせよ、投薬・受注薬・贈答薬という重層的な形態を活かして、山科家の「家薬」が形成されていたことは確かである。それは香薷散・人參丁香散・愛洲薬・五疳保童円・茶中散・仲和散といった万人が求める治療薬と、牛黄円・麝香丸のような付加価値のある養生薬を的確に選択したことも大きな要因である。一世紀をはるかに遡る当主教言が、士仏法印に求めた医療を、言継の代で実現させたのである。「薬の贈答」という観点からも、贈られる立場から贈る立場になったのである。

言継の数々の「家薬」はすべて子の言経に相伝され、山科家の「家伝薬」となる。言経はさらにその数を増やして、大阪の市井を舞台に生業として、医療活動を展開してゆく。⁽⁹⁹⁾

奇しくも山科言継と曲直瀬道三は同じ永正四（一五〇七）年の生まれである。両者の後継者、言経と玄朔も天文十二、十八年生れとほぼ同世代である。道三父子は晩年の言継一家の診察も手がけている。⁽¹⁰⁰⁾ 李朱医学の流れを汲む道三の医学は玄朔以下多くの門下生に受け継がれ、近世の漢方医学の土台を構築する。

言経も宋医学中心の父の処方薬を受け継ぐ。そして天正十三（一五八五）年、正親町天皇の勅勘を蒙り、京都を出奔するという苛酷な運命の中、医療を介してあらゆる階層の人脈に触れる。言経が摂津中島で、日々診療に明け暮れた天正年間に、玄朔もまた京都を拠点に幅広い医療活動を繰り返り広げていた。『言経卿記』の診察記録は玄朔の『医学天正記』⁽¹⁰¹⁾に匹敵するほどの密度を持つ。診察を通して巷間に生きる人々を活写するという点では、むしろ優れている。しかし、父言継と異なる環境に置かれていた言経の医療行為を、同一に論ずることはできない。改めて個別に検討したい。ともあれ、言継と道三、言経と玄朔は立場を違えて、医学史において中世と近世の大きな転換期とともに生きたのである。

注

(1) 『教言卿記』一～三卷(史料纂集、続群書類従完成会)

『言国卿記』一～八卷(同)

『山科家礼記』一～六卷(同)

『言継卿記』一～六卷(同)

『言経卿記』一～十四卷(大日本古記録、岩波書店)

『言緒卿記』一～三卷(同)

(中世～近世初頭部分の刊本)

この外、近世には言行・堯言・頼言・敬言・忠言・言知・言成・言繩の各日記(自筆本未刊行)が、東大史料編纂所、内閣文庫、宮内庁書陵部に残されている。(『国史大辞典』参照)

(2) 富士川游『日本医学史』(京都帝国大学附属図書館、一九四二年)、服部敏良『室町・安土桃山時代医学史の研究』(吉川弘文館、一九七一年)、

新村拓『日本社会医療史の研究』(法政大学出版局、一九八五年)

(3) 今谷明『言継卿記 公家社会と町衆文化の接点』(そして、一九八〇年)、『戦国時代の貴族』『言継卿記』が描く世界』(講談社、二〇〇二年)

(4) 阪本龍門文庫所蔵

(5) 小曾戸洋『中国医学古典と日本』(塙書房、一九九六年)、『日本漢方典籍辞典』(大修館書店、一九九九年)、『漢方の歴史 中国・日本

の伝統医学』(大修館書店、一九九九年)

漢代に、体系的な医学として成立した中国医学は、それ以前の豊富な経験知と数知れぬ試行錯誤を基に編まれた次の三大古典を基本典籍とする。一つは中国最古の本草(薬物)書である『神農本草経』、次に陰陽五行説に基づく総合医学理論書の『黄帝内経』、三番目は漢方における湯液治療の原点である『張仲景方』(『傷寒論』と『雑病論』からなる)である。これらは現在も高い評価と処方頻度を誇っている。極言すれば、以後二千年、中国で編纂され、日本へ輸入された多くの医薬書は、この三大古典の解釈と応用の延長線上に位置付けられる。

(6) 丹波雅忠は永保元(一〇八一)年、『医略抄』を編著する。曾祖丹波康頼の撰した『医心方』が大部で繁細であったため、救急の際に必要な五十二病項を選び、治療法を簡略に示した。しかしそのほとんどが『医心方』の記載と重複する(古曾戸注(5)前掲書『日本漢方典籍辞典』参照)

- (7) 榎本涉『僧侶と海商たちの東シナ海』(講談社選書メチエ、二〇一〇年)
- (8) 上田純一「禅宗における医療の問題について」(『禅学研究』七三、一九九五年)
- (9) 関靖編『金沢文庫古文書目録』(巖松堂書店、一九三九年)、六八・六九頁
- (10) 『康富記録』『満齊准后日記』『看聞御記』などに頻出。(注(2)の服部前掲書に詳述)
- (11) 注(2) 新村拓前掲書六五頁
- (12) 『看聞御記』永享五年七月三日条
- (13) 『大乘院日記目録』応仁元年正月二十一日条
- (14) 『言経卿記』天正十二年十一月一日～十二月八日条
- (15) 『実隆公記』『蔭涼軒日録』『後法興院記』『親長卿記』『晴富宿禰記』に頻出。
- (16) 注(2) 新村前掲書七七頁
- (17) 注(2) 服部前掲書三三六～三三七頁
- (18) 典葉頭丹波盛長、同重長朝臣二代の日記を抄録した診察記録『周監方』が残る。
- (19) 『言国卿記』文明六年三月二十三日条、「半井三位ユウシスル兒ヲ御目ニカクル也」(ユウシは猶子)
- (20) 末柄豊「『言聲記』記主考」(『日本歴史』五八二、一九九六年)、末柄氏は明親を明澄とし、和氣利長を丹波利長とすべきであると論じる。
- (21) 『実隆公記』『二水記』『言継卿記』天文元年一月二十三日条
- (22) 『尊卑分脈』第四編、一七九頁

- (23) 水谷惟紗久「官医家の黄昏―『盲聾記』の記事から―」(『年報』『三田中世史研究』五、一九九八年)
- (24) 『寛政重修緒家譜』卷六七九記載の半井氏の事跡より
- (25) 矢數道明『近世漢方医学史』(名著出版、一九八四年)
- (26) 『満斎准后日記』応永二十二年三月三日条、『常楽記』三月三日条(『群書類従』卷五二二)
- (27) 白井信義『足利義満』(吉川弘文館、一九六〇年)
- (28) 白井信義「治世の交替と廷臣所領の転変―山科家の係争」(『日本歴史』二五三号、一九六九年)、菅原正子「中世の公家と武家の「家」」(吉川弘文館、二〇〇七年)
- (29) 相馬万理子「琵琶の時代から笙の時代へ―中世の天皇と音楽」(『書陵部紀要』四九、一九九七年)、三島暁子「将軍が笙を習うということ」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二一〇、二〇一〇年。後に『天皇・将軍・地下楽人の室町音楽史』に所収、思文閣出版、二〇一二年)
- (30) 『蔭涼軒日録』文正元年閏二月三日条、『空華日用工夫略集』嘉慶二年四月二日条(『土佛法印、承府命来診脈(略)』とある)。
- (31) 『教言卿記』応永十二年七月六日条
- (32) 『教言卿記』の該当記事は次の通り。
応永十二年七月二十五・二十八・二十九日条
同十三年六月八・十・十二・十四・十六・二十日条、閏六月二・十・二十二・二十三日条
同十四年六月二・四・五・八・十・二十三・二十八日条
同十五年七月八・十・二十五・二十八日条
同十六年六月八・十三・十七・十九・二十五・二十七日条
- (33) 『教言卿記』の該当記事は次の通り。
応永十三年七月二十七日条、十月十三日条

同十四年六月二十三日条

同十五年四月十一日条

同十六年三月五日条、十一月十日条、十二月二十日条

同十七年三月十日条（五百丸）、三月二十日条

『日葡辞書』の「xinxeno tanyacu」には「神仙の丹薬 非常に神秘的な仙人が授ける赤い色の薬」とある。

- (34) 収載方剤については京都大学富士川游文庫「重判太平惠民和剂局方」（正保四年本）を閲覧した。処方箋については、新訂『和漢薬処方集』（医歯薬出版、一九八〇年）収載の処方と照合し一致したものを載せた。

- (35) 『教言卿記』応永十二年六月十七日条の「高天醫師来、脉見之、只寒中風マテハ不申、抑不食ノ脉ハ有歟否ト尋之、脉有云々、不審、
法印ハ無之由意見、不審、」とある。

- (36) 瀬田勝哉「伊勢の神をめぐる病と信仰」（『洛中洛外の群像』平凡社、一九九四年）

- (37) 『教言卿記』応永十二年五月二十八日条、「予例口熱發之間、定康朝臣所望、乳香散也」とある。

- (38) 注（5）小曾戸前掲書『日本漢方典籍辞典』一四〇頁

- (39) 『教言卿記』応永十四年七月二日条

- (40) 『群書類従』第九輯（文筆消息部）第九輯卷第一四二、

- (41) 『尺素往来』では「潤体円者奇特ノ良薬」、また「依難得之未遂」薬として蘇合円と阿伽陀円を挙げている。その他牛黄円、蘇合円、麝香丸も希少価値のある薬としている。

- (42) 『教言卿記』の該当記事は次の通りである。

応永十二年五月二十七日条、八月三日条、

同十四年十月五日条、十二月十一日条、

- 同十五年正月二十一日条、五月四日条、七月十六日条、十月二十三日条、
十二月十四・十五日条
- 同十六年二月八日・十五日条、閏三月十日条、四月二十一日条、五月二十日条、六月十一日条
同十七年三月十日条、三月十六日条
- (43) 上田純一「東福寺と西大寺」(『日本歴史』五三七、一九九三年)
- (44) 『教言卿記』 応永十六年六月二十四日条「潤体円三粒召寄、松井也」、
同十六年十二月二十日条「播阿ニアツラウ、三連遣之」、
同十七年三月七日条「潤体円買之、播阿弥也」以上の記事から概算した。
- (45) 『教言卿記』 応永十三年六月十日条、同十五年九月晦日条
- (46) 『教言卿記』の該当記事は次の通りである。
人參順氣散 応永十二年七月十六日条
続命湯 応永十六年六月二十日条
神仙丹 応永十二年十月十三日条
- (47) 応永十二年から十七年までの六年間の総額は十四貫五〇〇文である。阿伽陀以下の薬価は総額四貫五〇〇文である。
- (48) 『教言卿記』 応永十三年十月二十六日条
- (49) 『教言卿記』 同年十月二十九日条
- (50) 『教言卿記』 応永十三年十一月二十二日条(教言は密かに卿房(祖胤)の宿所に酒肴を届けている)。
- (51) 平胃散は『和剂局方』卷三「一切気脾胃積聚」に収載。
- (52) 『教言卿記』 応永十三年十一月二十三日条
- (53) 細川涼一訳注『関東往還記』(平凡社東洋文庫、二〇一一年)弘長二(一二六二)年六月二十九日条には、北条時頼(最明寺殿)が所勞

の叙尊に平胃散を進めている記事があるが、関東医師丹波長世ではなく、北条時頼自ら調査した薬であろう。時頼は同じく黒錫丹と養胃湯も叙尊に進めている（同年七月二十日条）。黒錫丹も養胃湯も『和剂局方』収載薬である。当該期、北条得宗家は宋の医学書を独自に入手していたと推察する（注（9）参照）。

(54) 『教興卿記』は応永十七年十九〜二十年、二十一・二十四年の計八十日分が伝存している。

(55) 大沢久守の関連の参考文献を次に挙げる。

飯倉武晴『山科家礼記』の「解題」（続群書類従完成会、一九七四年）、菅原正子「山科家家司大沢久守と山城国山科東庄―在地武士としての考察―」（注（28）の前掲書所収）、志賀節子「戦国期京郊山科東庄における領主と村―政所・五十嵐方・好子屋―」（『日本史研究』

五〇四、二〇〇四年）、下川雅弘『山科家礼記』に見る贈答とその機能」（『日本大学文理学部人文科学研究』七五、二〇〇八年）、

拙稿「山科家の栗贈答―中世後期の贈与行為に関する一考察―」（京都橘大学『女性歴史文化研究所紀要』十八、二〇一〇年）、小森崇弘「山

科家と「たて花」―中世末期公家社会の文化史的考察―」（小森崇弘著書刊行委員会編『戦国期禁裏と公家社会の文化史』、二〇一〇年）

(56) 薬の命名に関しては注（2）新村前掲書一四〇〜一四四頁参照。

(57) 『山科家礼記』康正三年八月四・五日条、九月四日条、十二月二十七日条

(58) 『山科家礼記』文明四年七月十六・十七日条

(59) 『言国卿記』文明六年八月八日条

(60) 『言国卿記』文明十年十一月二十五日条、十二月二十九日条、『山科家礼記』延徳四年九月二十八・三十日条、十月十一日条、文亀二年十月二十六日、十二月十日条

(61) 注（2）の服部敏良前掲書七十七頁

(62) 『実隆公記』長享三年五月二・三・七・二十九日条。『和剂局指南』とは『太平惠民和剂局方』に附刊して出された『太平惠民和剂方指南総論』三卷のこと（注（2）新村前掲書三二五頁）。

- (63) 『実隆公記』 文明十七年三月十日条、実隆は御所で『延寿類要』を読み後土御門天皇の質問に答えている。
- (64) 『言国卿記』 明応元年四月二十九日条（魚甲湯）、三十日条（清脾湯）、閏四月六日条（白朮散）、九月二十日条（流気飲）、同三年九月二十四日条（対金湯）、十二月二十七日条（罌粟湯）
- (65) 『言国卿記』 明応元年閏四月三日条
- (66) 『言国卿記』 十一月二十三日条、当年は家僕の彦三郎が暇を乞い、花山院家に奉公先を変えている（三月二十二日条）。重致も「兵衛大夫依私借物之儀、聊忍事在之間、萬之儀朝夕事女中ニテ先申付了」（四月一日条）と重致の苦勞と不満がうかがえる。
- (67) 『言国卿記』 明応七年正月十一〜十四日条、二月三〜四日条、祐宣は『十輪院内府記』文明十一年十二月七日条に「鴨祐宣来」とあり、賀茂社の禰宜の可能性が高い。
- (68) 『言国卿記』 文龜元年十一月七日条、恵命院は長橋局（高倉継子）方に住しているので一族と考えてよいだろう。言国に頻繁に蘇合円や牛黄円を融通している。
- (69) 『言国卿記』 文龜元年十二月十七・二十一日条、文龜二年二月十三日条、松木（中御門）宗綱も医学に通じた公卿であった。
- (70) 『言国卿記』 文龜元年十一月八日条、明重の脈診はこの一回のみである。
- (71) 『親長卿記』（文明六年十二月六日条）には「実隆朝臣青侍男林五郎左衛門為医師、仍召遣了」とある。また『十輪院内府記』（文明十一年十二月七日条）にも「自三条五郎左衛門来訪、所勞之間診脈」とあり、他家に赴くほどの医師の技量であった。
- (72) 『実隆公記』 明応五年九月一・十・十五・二十二日条、十月四・二十日条、同六年九月十二日条、同七年三月三十日条、四月三・六・十三日条、文龜元年閏六月二十五日条、永正六年五月二十八日条、六月八日条、永正八年六月七日条、同十七年六月十四日条（終見）。重種は実隆が有する多くの医学書や同僚の林五郎左衛門あるいは豊原統秋はじめ三条家を訪れる多くの医師から処方学んだと推測する。
- (73) 中世の医薬書の流通については、注（2）新村前掲書三二八〜三二六頁を参照。
- (74) 阪本龍門文庫。「三位法眼家傳秘方」（目録番号25）「薬種調味抄」（目録番号224）。なおこの二種の写本については『東京大学史料編纂所報』

六号に調査報告とともに解説がある。

- (75) 『実隆公記』 享祿三年九月十二日条、「言綱卿今日卒去、四十五才歟、不便、周章此事也」。『公卿補任』では四十六才とされている。
- (76) 『言継卿記』 大永八年六月二十三日条に「丹三位入道頼重卿」とある。同様に和気なら「和三位」と書くはずである。
- (77) 『言継卿記』 天文十七年五月二十八日条
- (78) 『言継卿記』 大永八年六月七日条、磨積円は家司大沢久守が長享二年四月二十日に調査している。久守↓言国↓言綱と相伝されたと推測する。
- (79) 阪本龍門文庫所蔵（目録番号25）
杏雨書屋所蔵（目録番号乾1907 研971 貴162 杏3538 乾1901-1 乾1901-2 乾5764）
京都大学富士川文庫所蔵（目録番号イ195、サ165）
研医会図書館所蔵（目録番号274）
千葉大学亥鼻分館所蔵（閲覧をしないので本文に掲載せず）
- (80) 「三位法眼家傳秘方百二十種」室町写本・筆者祐賢・著者未詳・弘治三年二月十八日の識語
杏雨書屋所蔵「乾5764」。「久昌院蔵」と「甫庵」の蔵書印、奈須常德と服部政世の跋もある。久昌院は建仁寺の塔頭か。甫庵は服部政世
と同一人物であり、幕末〜明治期の医学者。奈須常德と服部甫庵は同じ学統である。
- (81) 杏雨書屋所蔵（乾1907）
- (82) 『大乘院寺社雜事記』 文明元年八月十九日条
- (83) 『薩戒記』 応永三十二年二月十六日条、『建内記』正長元年五月十七日条、『満濟准后日記』永享四年十二月十二日条など（なお、胤祐は『寛政重修諸家譜』によれば、民部卿法印に上った）。
- (84) 石原力氏は、永正九年の写本と「半井三位法眼家伝秘方」が残されていることを根拠に、「三位法眼家傳秘方」の著者を半井明重（宗鑑）と比定されている（『医史学雑誌』一五〇七、日本医史学会、二〇〇二年）。両書の内容の異同については触れられていないが、半井明重

ならば、「半井三位」と称することはあっても、「三位法眼」を名乗ることはない。法眼は僧位から転じた民間医の位なので、官医の半井(和気)氏が事象するとは考えにくい。まして出家後の著作なら「半井三位入道」が相当であろう。事実、義父の明茂は「半井二位」と記されている(『言国卿記』文明六年三月二十三日条)。同様に丹波頼重も「丹三位入道頼重」と記されている(『言継卿記』大永八年六月二十三日条)。なお、筆写者は京都大学富士川文庫所蔵の年不詳「半井家秘伝抄」(ナ88)を閲覧したが、「三位家伝秘方」とは全く異なる内容であった。ただし、二つの人体図は山科家やその他の写本と類似している。むしろ、半井家も同門和気家の写本を閲覧したのではないか。家伝書が成立直後に広範囲に流出することも考えにくい。以上の点を踏まえると、半井明重説は、なお検討の余地があると筆者は考える。ご教示を仰ぎたい。

(85) 『看聞御記』永享九年七月三日条

(86) 『国史大辞典』、なお当該期の足利義澄・義晴父子の政治的動向に関しては次の論文を参照されたい。

山田康弘「文亀・永正の將軍義澄の動向」(『戦国期室町幕府と將軍』吉川弘文館、二〇〇〇年)、西島太郎「足利義晴の政治構造―六角

定頼「意見」の考察」(『日本史研究』四五三、二〇〇〇年)

(87) 『言継卿記』天文元年正月二十三日条

(88) 京都大学富士川文庫所蔵「三位法眼家傳秘方」(サ165)の人体図は山科家の写本と酷似する。山科家の貸与でなければ、和気本を直接写し取ったのではないかと推測する。

(89) 『康富記』宝徳三年七月五日条。業家の祖父保家は「聖恵方」を質にいて、上池院民部卿胤祐に二年の契約で四貫文を借りている。胤祐の手元にある医学書は貸与され、筆写されたことは十分予測される。

(90) 注(3) 今谷前掲書(『戦国時代の貴族』)

(91) 注(2) 服部前掲書一〇四～一〇四頁

(92) 『言継卿記』大永七年六月七・十七日条、八月四日条

- (93) 『言継卿記』 大永七年五月四日条
- (94) 『言継卿記』 大永七年六月二十日条
- (95) 『言継卿記』 天文二年九月十～十六日条
- (96) 『群書類従』 第三十一輯卷第九〇四
- (97) 『言継卿記』 天文十三年六月十一日条
- (98) 『言継卿記』 天文十三年六月十三日条
- (99) 『言継卿記』 同年八月一日条
- (100) 『言継卿記』 天文十八年八月五～十一日条
- (101) 『言継卿記』 同年十月十八日条
- (102) 『言継卿記』 天文元年六月二十四日条
- (103) 『言継卿記』 天文十三年二月十八日～三月二十日条
- (104) 西弥生「『言継卿記』に見る「医薬知識」の伝授」(『三田中世史研究』六、一九九九年)
- (105) 『言継卿記』 天文八年七月十三・十八日条
- (106) 『尺素往来』では牛黄円、麝香丸、阿伽陀薬などは、「当世之人、火燧袋之底面面々小薬器」の中に入れて必ず携帯しなければ「不得貯為恥辱」としている
- (107) 『言継卿記』 天文十八年八月二十八日条、天文十九年二月十七日条など。
- (108) 『言継卿記』 天文十六年正月二十九日条
- (109) 『言継卿記』 永禄六年二月五日～三月四日条
- (110) 『言継卿記』 永禄十一年四月二十八日～五月一日条

なお『続群書類従』(第三十一輯)所収の「金瘡秘傳集」にある「アイス薬」は、「高野瀬相傳、テンキウ(典厩カ・筆者)傳在也、川骨一両、赤アツキ少、人參、厚朴小 百草(略)」とその処方記されているが、愛洲薬との関連は不明である。

(111) 『言継卿記』元龜二年三月九日条

上泉信綱は「愛洲薬」を伝授された後、同年七月に上野に帰国する。言継は挨拶に赴いた信綱に請われ、下野国の結城晴朝に充てて推挙状を書く。その中で「公方以下悉兵法軍配被相傳」と在京中の信綱の功績を記し、その兵法を「無比類發名之事候」と讃えている。言継は結城氏と同じ藤原北家出自の「同流一家」とも書き添えている。書状にも言継の実直な一面が垣間見える。

(112) 『言継卿記』天文十四年七月十六日、八月十一日

(113) 『言継卿記』天文十五年正月二十四日条

(114) 『言継卿記』天文十三年十二月二日条、「物加波保童圓所望之由申、菴丁送之調合之人数に可成云々」とある(菴丁は百文)。

(115) 『言継卿記』天文十三年十一月四日条

(116) 『言継卿記』同年十一月九日条

(117) 『言継卿記』天文十七年十月二十二日条

(118) 『言継卿記』天文十九年五月二十五日条

(119) 『言継卿記』天文十三年六月十三日条

(120) 『言継卿記』同年八月六日条

(121) 『言継卿記』天文十九年十月二十日条

(122) 『言継卿記』永祿八年四月十三日条

(123) 『言継卿記』天文十三年七月二十一日条、「澤路虎千代来、麝香丸、香霽散所望之間遣了、香霽散払底之間、小半さい調合了」とある。

(124) 赤松金芳『新訂和漢薬処方集』(医歯薬出版、一九八〇年)

- (125) 『日本国語大辞典』
- (126) 『言継卿記』 天文十三年十一月十一日条初出。
- (127) 『言継卿記』 天文十六年三月十六日条初出。
- (128) 『言継卿記』 天文十八年十一月八日条初出。
- (129) 注(55) 拙稿「山科家の栗贈答」、なお、中世日本の贈与慣行については、桜井英治『贈与の歴史学』(中央公論新社、二〇一一年)に概括されているので参照されたい。
- (130) 『言継卿記』 永祿十年六月四日条
- (131) 『言継卿記』 永祿十二年六月六日条
- (132) 『言継卿記』 天文十三年の該当事。
- 八月六日 禁裏台所(伊予局・あか、・たと・むめ・か、)・広橋・老母福生庵・澤路修理亮
- 七日 大典侍殿・長橋局、
- 九日 竹内殿
- 十七日 近衛殿・理性房・二郎右衛門・禁裏(権典侍殿、長橋局・あか、・梅・上臈御局・新大典侍殿)
- 十九日 谷殿・葉室氏・松尾・松尾茶々・丹波阿茶(延べ二十六人)
- (133) 『言継卿記』 天文十八年十二月十六日条
- (134) 『言継卿記』 天文十六年六月三日条
- (135) 『言継卿記』 正月六日条。正親町天皇に牛黄円・沈香円を進上したのは竹田定珪・定加父子であった。なお、同年十月二十五日条に「松木へ金瘡方返了」とある(松木は松木宗房)。
- (136) 『言継卿記』 天正七年正月二十一日条、二月十八日条(愛洲薬、六月七、二十一日条(香霽散贈答)。

- (137) 『言継卿記』 天正七年四月二日条
- (138) 注(25) 矢数前掲書。
- (139) 言経の事跡と医薬の関わりについては、刊本『言経卿記』十四巻の巻末「解題」と索引および付表を参照されたい。
- (140) 『言継卿記』 天正四年九月二十四日条。この日より言経が瘧を患い玄朔を呼ぶ。以後十月一・三・五・十四・二十七日条、十一月二日条、十二月七日条に玄朔と道三の往診記事が見える。投薬は加減養胃湯である。
- (141) 改訂『史籍集覧』第二十六冊第七十八(近藤出版)

第四編 中近世移行期における在地の動向

——山科東庄三郎兵衛の「家」の存続を事例として——

はじめに

本編は、室町戦国期を近世移行期と捉え、当該期における京近莊園・山科東庄（大宅郷）の有力おとな層の三郎兵衛の「家」の継続について論じるものである。山科東庄の領主は代々内蔵頭を務める中流公家の山科家である。当庄は莊園公領制が崩れつつあった室町後期、地方莊園からの年貢も滞りがちな状況下、名字の地である膝下莊園として、当家の家政経済を少なからず支えた。

山科家の成立は、後白河上皇の最晩年に当る十二世紀の終り、上皇が寵愛した高階栄子（丹後局）の子の教成に遡る。建久三（一一九二）年、栄子が上皇から譲り受け、教成に伝えた多くの所領の内、山科東庄は上皇の新御所が存在した由緒の地として特別な意味をもっていた。^① 当家は両党迭立の続く鎌倉後期から二流に別れ、南北朝期を通して家督と所領を巡る相論を繰り返したが、足利義満の治世になって教言一流に帰趨した。この間の経緯については、臼井義氏と菅原正子氏の研究に詳しい。^②

中世後期の村落研究において、山科東庄ほど在地史料の豊富さにおいて著名な莊園はないであろう。応永期の当主山科教言の日記『教言卿記』から始まり、続く『言国卿記』に加えて、直務代官として東庄を支配した山科家雑掌の

大沢久守を中心とする日記『山科家礼記』は、戦国時期にさしかかる応仁から明応年間までの惣郷制の実態や、在地（惣村）の具体的な生活及び年中行事に関わる個人の情報あるいは代官との親密な交流を記している点で、他に例を見ない貴重な記録である。^③ それゆえ、七十〜八十年代の民衆史、社会史研究の進展に伴って様々な角度から、山科東庄に関する個別研究が蓄積されてきた。^④

中でも村落構造に着目した田端泰子氏、志賀節子氏の一連の研究は地下とおとな層に二分される相互のフラットな関係をさらに追及し、土豪・地侍・加地子名主など、中間層とよばれる村落上層部の身分的優位性を代官との関係から明らかにしている。さらに志賀氏は、代官大沢久守の支配を補完する要の人物として、政所二郎衛門と久守被官五十嵐弥五郎、そして山科家にとっては後白河院の御所を象徴する「御所山」の管理を担う筆頭山守衆の三郎兵衛の三人を取り上げ、緻密な分析の結果、彼らを近世移行期における侍的身分として提示した。^⑤ ここに史料の博搜も究まった感があるが、本稿でさらに屋上屋を重ねて、再び前述の三人、わけても三郎兵衛を中心に検討することに、多少の意味があるとすれば、次の点であろうか。

『山科家礼記』は登場人物が多岐に亘るがゆえに、大部分を占める久守の記述も並列かつ羅列に終始している。日記の性質上、止むを得ない側面は認めながらも、個別の事例は理解しても、それを時系列の中に置いて統一的に把握することが容易ではない。その大きな理由として、先行研究の詳細な分析においても、登場人物の具体的な年令が示されていないことが挙げられる。少なくとも、村落構成員を理解するための指標である「おとな成」の年令を把握することが必要であると痛感する。無論、正確な年令を算定することには無理がある。それでも、個人の元服や結婚、没年などの情報を基にして、推定の域を出ないまでも、「おとな成」のおおよその年令を示すべきであろうと考える。それによって、先行研究において見落とされていた視点も拾えるのではないかと思う。

そういった観点で、本編では『山科家礼記』におけるが久守の記述が開始される康正三（一四五七）年より、『言国卿記』

終年の文亀二（一五〇二）年までの約半世紀を軸として、前述の三人の家系を可能な限り再現した上で、近世に続くことが唯一確認できる山守衆三郎兵衛の「家」の存続の背景を探っていききたい。

なお、山科東庄は大宅郷と同一であるが、前者は山科家の所領を指す「山科西庄」と同じく、領主側からの呼称である。一方大宅郷は当家以外の領主の所領（散在田）も包摂した全地域であり、郷民の居住地域である。厳密な意味での区別は必要であるが、行論上、本稿では山科東庄で統一する。⁶

第一章 山科東庄の有力おとな層 — 政所と代官被官 —

第一節 烏帽子成とおとな成

山科東庄の在家数は『山科家礼記』の中の数か所で確認できる。古くは長禄元（一四五七）年の五二戸⁷、文明九（一四七七）年の五八戸⁸、続く文明十二年の五四戸⁹、文明十八年の五〇戸¹⁰、最後は長享二（一四八八）年の五一戸である¹¹。三十年間の推移をみると増減はあるものの、五十余戸の在家数であることがわかる¹²。

東庄の村落構造は、中世後期の惣村に類出する「おとな（老）」と呼ばれる指導的立場の上層農民と貢納の単位として把握される一般農民「地下」の二層構造とされている¹³。地下は年齢通過儀礼である烏帽子成（元服）を経て、正式な村落構成員と認められた者で、日常に烏帽子を着する決まりである¹⁴。烏帽子成を終えた者は幼名から二郎九郎、二郎三郎などの排行名（長幼の順に従ってつけられた名前）や彦太郎、いや四郎などの通名、仮名を名乗る。有力者の子は烏帽子親から名を付けてもらい、擬制的親子関係を結んだ¹⁵。

東庄の場合は長享二年の記事より、九才で行われたことがわかる¹⁶。一般公家や武士が十四歳前後に元服を行なうこ

とに比べ、九才という年令は、村落構成員と認めるにはやや年少ではあるが、簡易な農作業を担うには十分な体力を有しているとみなされ、家長長制により経営される「家」の労働力に組み込まれたのだろう。また親の使者として他所に赴くことも可能である。嫡子は家督を継ぎ、庶子は独立して別家を構える道も用意されていた。⁽¹⁷⁾

「おとな成」は「官途成」とも呼ばれ、村で定めた、衛門、兵衛などの律令制的官職を名乗ることが許される儀式である。烏帽子成からおとな成を経て、祭礼や村落経営に関する指導的役割を担う宮座のメンバーとなる。また「おとな」は、莊園領主に対しても独自の貢納や公事を負担する存在であるが、莊園領主側からは一貫して「地下」であり、彼らに本来階級差はない。烏帽子成もおとな成も、経済的拠出を伴うことが次の史料からわかる。

史料一 『山科家礼記』延徳三（一四九二）年八月二十三日条

一大宅里者共定候事

一座道シウ、小南二中務、三郎兵衛、ハ、大郎さへもん、井下入道、右馬、山カイさへもん、山カイ左近、各定候也、

おとな、り三貫五百文、ゑほしきのさく七百文定候也、

もとハ五貫二百文、もとハ二貫文

以上四貫二百文定

この数日前より、「おとな・中老・若衆」が相論を起⁽¹⁸⁾こし、おとな成と烏帽子成の費用が、それぞれ大幅に値下げ改定されている。注目すべきは、二つの重要な儀式が「以上四貫二百文」と合計金額で表示されていることである。

「おとな成り」については、年齢階梯原理に基づき、誰でも一定の年齢に達すれば「おとな」になれたと理解する説と、村内の有力層だけが独占して支配階層を形成していたとする説があるが、東庄の場合は、村落構成員が「おとな・中

老・若衆」と「烏帽子成」以上「おとな」未満の地下を「若衆」として組み入れていること、二つの儀式的費用が一組で把握されていること、値下げが実施されたことを考えると、やはり年齢階梯に基づいた平等な構造と理解したい。しかし、高額の抛出を伴う「おとな成」については、家毎の経済規模や兄弟の人数によって制限される場合も否定できない。階級的に平等であっても、内部は経済格差による秩序（家格）が形成されていたと考えるのが妥当である。おとな層内部においても、おとな（老）と中老の段階があり、道シウは入道名であり、高齢のおとなは「入道成」を遂げ、宮座の一座に列せられたことがわかる。¹⁹ また、二座を見ると、当庄の「おとな成」は、「衛門」「兵衛」の他に「左近」「右馬」等の名乗りもあった。

以上の観点から『山科家礼記』文明十二（一四八〇）年二月二十日条の課役交名を見ると、東庄では二十人が「おとな成」を済ませていたことがわかる。しばしば、東庄のおとな層は十人前後と言及されているが、私見では、その中の経済的条件を満たした十名前後の固定層が順次「おとな公事」を担い、時には交代もあったと推測する。²⁰ 中には烏帽子成も行なえず、有力おとな層の「下部」になる子弟もいた。²¹

第二節 山科家の東庄支配を担う地下政所

政所は荘園経営を現地で掌る家政機関であるが、山科東庄の政所については、志賀氏により詳細な分析がされている。その経営は代々当家の家司である大沢氏が務めた。応永期より重長→重能→重康→久守（重栄）→重致→重敏と世襲される。特に久守は直務代官として東庄支配を実行するが、久守が明応七（一四九八）年、六十九才で死去すると、当主言国が直務宣言を行う。しかしその後も久守の孫の重敏が代官を継ぎ、天文十七（一五四八）年、山科家が当庄を失うまで、大沢一族が関与する。²²

菅原正子氏は、大沢氏を在地武士として評価し、そのルーツを鎌倉末期の山科教行に仕えた「後白河院御影堂雜掌

道禪」に求め、彼を在地武士として、領主の異なる山科七郷の郷民を統率、指導する権限の根拠とした⁽²³⁾。御影堂とは、家祖教成が後白河上皇より相続した所領を寄進するために東庄内に建てた、後白河院の御影を祀る御堂である。久守、言国の日記にも頻出するが、時間的経過を考えれば、建物の有無は確認できない。しかし後白河院の墓はあったようで、毎年、盆には山科家代々の墓と共に墓参している⁽²⁴⁾。何れにしても、『尊卑分脈』に記載のある道禪より三代後、久守より三代前の重基より大沢姓を名乗ることも、寺庵衆の中核である大沢寺を菩提寺としたことも、本来は大宅氏の故地である当地にルーツを定めた大沢氏の意図的な主張を感じる。大沢も大宅も、ともに「だいたく」と読めるからである。実際に大沢寺は「大たく寺」であった⁽²⁵⁾。

この項では、地下荘官として久守を補佐する政所の一族を時系列に沿って考察したい。

『山科家礼記』『言国卿記』の中で、上田二郎衛門を名乗る一族が、四代まで確認できる⁽²⁶⁾。図1は両日記の関連記事を基にして作成した政所一族の推定系図である。

初代は康正三(一四五七)年、「衛門入道」として登場する⁽²⁷⁾。彼は、文明四年に五十五才で死去しているので、この時、四十才である。永享二(一四三〇)年生れの久守より一回りほど年長である。康正三年は『山科家礼記』に久守が記主として登場する年で、「山科中納言家雑掌」と署名している。系図上の父の重康は「大澤長門守入道・林光」とあり、東庄の内検に下向している⁽²⁸⁾。

衛門入道は寛正四(一四六三)年には庵を建て、「庵主」の免状を得ている⁽²⁹⁾。文明三年に初見される「真増坊」はその時の法名であろう⁽³⁰⁾。その年は重康も一足早く、東庄で「庵の柱たて」(棟上げ)を行い、完成後に移住している⁽³¹⁾。以来重康は久守からは「庵主」「庵主殿」と呼ばれ、文明四年八月十六日に死去するまで東庄に在住、折につけ上洛する形態を取っている⁽³²⁾。「入道成」は村落宮座の儀式であるが、庄内の寺庵衆を含めて庵主となるには、山科家の認定が必要だったことがわかる。文明十二年に息子の庵入(元服にあたるか)を果たした長拾坊も同様で、以後は寺庵

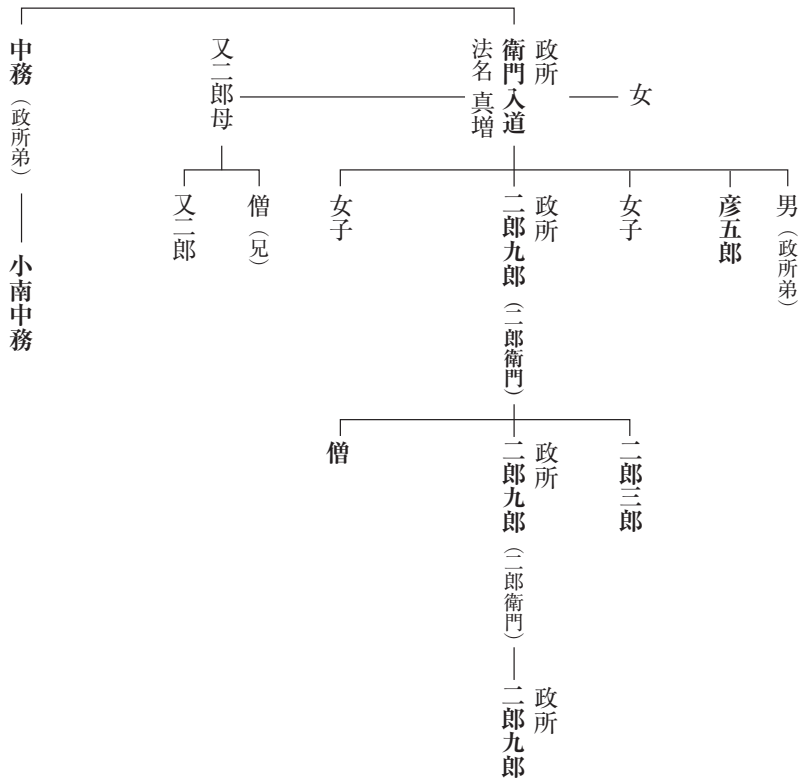


図1 政所・上田二郎右衛門の系図

衆の一人普門庵として記述される。⁽³³⁾

重康入道と軌を一にして衛門入道が庵を構えたことは、代官、政所ともに次世代への交代を踏まえたものであろう。同じ年に庵主となり、二年の間に相次いで死去した二人は、東庄の経営を担う代官と政所の関係を如実に物語っている。久守も真増坊の死を悼み、懇ろに弔っている。⁽³⁴⁾

衛門入道の嫡男二郎九郎は文明三年に「おとな成」を経て二郎衛門を名乗り、翌四年より二代目政所に就いたと思われる。「おとな成」の年令を関連日記から知ることはできないが、彼の長男二郎三郎が、文明十年に結婚をしているので、当該期男性の結婚年令を十八〜二十才と推定した場合、親として四十才前後になろうか。逆算すると「おとな成」は三十代前後になる。「おとな成」の年齢の目安が把握できないと、一つの家の推移も読み辛く、村落構成員個人を可視化しにくい。「おとな成」は推定三十才前後と考えたい。従って、二郎九郎は、初見の寛

正四年には二十代半ば、既婚であったことになる。元服の年度は分からないが、烏帽子親は大沢重康の可能性が高い。東庄においては、九才で元服してより「おとな」になるまでの期間は案外長く、その間に結婚をして子どもを設けていたのであろう。

二代目政所二郎衛門には、四人の弟がいる。一人は、文明十年に政所屋に強盗に入り誅罰された⁽³⁶⁾。残る三人は彦五郎と異母弟の又二郎とその兄の僧である⁽³⁷⁾。文明十年は、三代目政所となる二郎九郎と二代目二郎衛門の弟の又二郎も、ともに元服を迎えている。烏帽子親は久守の嫡男重致である⁽³⁸⁾。二郎衛門にとって文明十年は、二人の弟の誅罰と元服、嫡男の元服、長男の結婚と目まぐるしい一年であった。

志賀節子氏は二郎三郎を大沢久守の被官人と推測されているが⁽³⁹⁾、長男でありながら家督を継がない場合は「おとな成」をせずに、被官先より官途や名字を貰う選択もあった⁽⁴⁰⁾。しかし、文明十七年の久守が記す「私人數之事」に、二郎三郎の名はない⁽⁴¹⁾。久守との関係は政所一族を背景にした「ゆるやかな被官」形態だと思われる。文明十八年に十七才で死去した又二郎の跡を異母兄彦五郎が横領しようとして問題になった時も、「被官人又次郎跡事」とされているが、あくまでも彦五郎の被官先の細川政元家臣である上野玄番頭への対抗的表現であろう⁽⁴²⁾。

文明八年には、嫡男二郎九郎が三代目政所となっているので、二代目二郎衛門は、生存が確認できる文明十三年以後に死去したことになる。五十才前後であろう。以後、兄の二郎三郎は、若干十七才で政所となった弟二郎九郎を補佐し、実務面の不備を助けている⁽⁴³⁾。明応七（一四九八）年に三代目政所將監が死去すると、領主言国は「宮其外此方へタヒシ（給シ・筆者）緩怠之間、シカシナカラハチ（罰・筆者）也」と非難している⁽⁴⁴⁾。二十九才の父を亡くした二代目政所二郎九郎も、十才前後の年少であったことは想像に難くない。三代目政所には、東岩屋神社の供僧になった弟もいた⁽⁴⁵⁾。

三代目政所が死去した同年十一月には、大沢久守も死去するが、世務を引き継いでいるのは、十八才の孫、兵衛尉

重敏である。明応三年に世務を引き継いだ父の兵衛大夫重致のその後の消息は確認できない。大沢一族もまた現地での実行力が弱まりつつあった。長年、膝下莊園の間接支配に甘んじてきた言国は、久守の死を契機に東庄の直務宣言をする⁽⁴⁶⁾。これまで、久守が政所を通じて築いてきた東庄との親密な関係はかなり後退する。その後、文亀元(一五〇一)年に、東庄の冬地子の散用状や栗年貢を持参したのは政所代土佐であった⁽⁴⁷⁾。翌年、「東庄未進之儀」で言国に召し出された時に「新右衛門」と記されているので、二郎衛門を名乗っていたのかもしれないが、明証ではない⁽⁴⁸⁾。

以上、政所一族を時系列で見えてきた。東庄において上田の姓を有し、政所を世襲する特別の家格の一族も、次代政所との交代が潤滑に行かないと、引き継ぎにも不備が生じ、実務能力を習得することが難しかったことがわかる。政所の世襲がいつまで続いたのかを、史料の上でこれ以上確認することはできないが、三十年後の天文期には上田一族は政所の座にはいない⁽⁴⁹⁾。

第三節 被官五十嵐弥五郎の系譜

図2は五十嵐一族の推定系図である。

五十嵐弥五郎の、『山科家礼記』(刊本)における初出は応仁二(一四六八)年で、「私者五十嵐」とあるので、大沢久守の被官であることがわかる⁽⁵⁰⁾。また同年は、応仁の大乱の最中である。東庄のおとな達が、東軍に忠節を致すことを申し入れた書状の宛先が「五十嵐弥五郎殿御中」となっており、彼が久守の配下で、東庄の戦闘員の指揮をとっていたこともわかる⁽⁵¹⁾。ところが、最近その存在が明らかになった「康正三年記」⁽⁵²⁾は『山科家礼記』同年の新出文(正月から六月)であるが、「五十嵐かもん、山科へ下今月祭イマツリ也、云々」「私の五十嵐・いや五郎兩人、人をたちまちいたをし候也」とある。これにより、すでに康正三(一四五七)年には、久守の被官として東庄岩屋社の祭に代官として下向したり、弓の技量にも優れていたことがわかる⁽⁵³⁾。また「五十嵐かもん」は文明十八年の「五十嵐掃部助

五十嵐弥九郎・大澤久守被官——彦太郎

五十嵐弥五郎・大澤久守被官——女子

図2 五十嵐弥五郎の推定系図

上候」の記述と一致するので、いや五郎は正式には五十嵐掃部助弥五郎と名乗っていた。⁶⁴ 大沢久守の「私者」には、本人とは別に掃部尉（大澤重有）がいるので、必ず「五十嵐方」「五十嵐弥五郎」「五十嵐掃部」などと区別されている。

志賀氏は「五十嵐・いや五郎兩人」を五十嵐姓二人の被官人として、一人は弥五郎、もう一人を寛正四年十一月七日に、「おとな成」の挨拶に参上した五十嵐弥九郎に比定している。⁶⁵ 弥九郎は、毎秋の栗年貢の貢納者「林のゑもん」⁶⁶「いや九郎ゑもん」⁶⁷と同一人物

と思われる、「康正三年記」四月二十九日条にも「私ノ衛門」と記されているので、間違いなのであろう。さらには文明十（一四七八）年、五十嵐の甥が兵衛尉（大沢重致）を烏帽子親として元服するが、これは弥九郎の子であり、長享二（一四八八）年以降弥九郎に代わって同量の粟を貢納している彦太郎であろう。⁶⁸ 彦太郎は長享三年正月に「長者代」として出仕しているので、⁶⁹ 弥九郎・弥五郎兄弟と彦太郎は一族として久守に仕えていたと考えるが、康正三年の段階は別として、正式な被官は弥五郎だけで、⁷⁰ 弥九郎も彦太郎も被官に准じる立場だったのではないだろうか。⁷¹ むしろ、弥九郎衛門の存在基盤は東庄に山林を持つ裕福なおとな層であり、栗年貢貢納者である。⁷²

久守被官としての弥五郎の働きについては、改めて言及するまでもなく、志賀氏の論考に網羅されている。⁷³ 文明十二年には東庄で「おとな成」も済ませている。⁷⁴ 以後彼は、東庄を拠点とする地下被官人として、様々な実務をこなす一方、若輩の三代目、四代目政所の補佐をするなど、久守亡き後も山科家の在地掌握の要として晩年まで活躍した。⁷⁵

さて、五十嵐弥五郎の被官の背景を考える上で注目すべきことは、史料2が示すように、五十嵐の妻が、大沢久守の嫡男重致の「御乳」だったことである。

史料二 『言国卿記』 文明十三（一四八一）年十月二十一日条

一、夜前兵衛尉女房産スルト云々、女子由也、弥六下申之、五十嵐女房則上云々、兵衛尉御乳間也、

文明十三年に、女子が誕生した久守の嫡男重致のもとへ、五十嵐の妻が東庄より駆けつけている。⁽⁶⁶⁾ 久守は同日、「今夕六時、彦兵衛女子ヲマウク、産所ハ、室町のせとの小屋也」と記すのみである。重致は一年前の五月に長男を設けているが、五十嵐の妻の動向に関する記事はない。⁽⁶⁷⁾

大澤重致は享徳二（一四五三）年生まれである。⁽⁶⁸⁾ 「御乳」は直接の授乳を担う場合と、養育全般を務める場合があるが、五十嵐女房は実際の授乳を担ったのではないか。弥五郎には娘がいるが、乳兄弟の可能性もある。⁽⁶⁹⁾ 何れにしても、五十嵐弥五郎は康正三年の時点で既婚である。永享二（一四三〇）年生まれ、二十七歳の久守と同世代ということになる。妻の御乳の奉公が被官化の契機になった可能性も否定できない。

重致は明応二（一四九三）年に、母（法名は明窓）の三十三年忌を修しているので、母の没年は寛正元（一四六〇）年となる。⁽⁷⁰⁾ 重致七才の時である。久守が女親を亡くした幼子の行く末を案じたことは想像に難くない。

さらに、寛正三年五月八日、山科家当主顕言が跡継ぎのないまま死去する。実は顕言の継嗣と思われる「若上」も同年の四月二十六日に夭折している。⁽⁷¹⁾ 山科家は庶流から言国十一才の言国を当主に迎える。⁽⁷²⁾ ほどなく言国の実父保宗も没する。⁽⁷³⁾ 当該期の久守は残された重致の養育、主君と若上の死、後ろ立てのない若き当主言国の教育と、問題が山積していた。そのような状況の中、久守を公私ともに支えたのは、五十嵐弥五郎夫婦であったと推測する。寛正四年に久守が「女房、下女おき候也」と記しているのも、重致の養育のための計らいであり、菅原正子氏の女房を妻と解釈し、この段階に「結婚した」との解釈には一考の余地がある。⁽⁷⁴⁾

以上、本項では、菅原、志賀両氏の先行研究を踏まえて、東庄の村落構成員の概略と、山科家の東庄支配の要である上田、五十嵐の一族を、時系列に沿って考察した。次節では、本編の中心である、有力おとな層にして山守衆の三郎兵衛の分析と考察に入りたい。

第二章 山守衆三郎兵衛の系譜

第一節 三郎兵衛の登場

三郎兵衛は、「宿年老兵衛」「好子屋兵衛」、時には政所と共に「大宅両人」とも呼ばれ東庄の有力おとな衆で、公私両面で代官久守を支えた人物である。

東庄には山守衆が五人設定されており、代官の烏帽子子であることがわかる。⁷⁶ 山守の存在は応永年間まで遡ることができる。山科教言は、応永十三（一四〇六）年、東庄の奉行（代官）が逐電した際に「山林不可荒之旨」と使者を以て通達をしている。⁷⁸ 山守とは文字通り、山の番人で中世では領主支配の末端に位置付けられているが、東庄の場合には御所山の管理と言う本来の職責を越えて、領主の村落支配を補強する執行機関でもあった。⁷⁹ 山守については、戸田芳実、細川涼一、坂田聡、志賀節子の各氏が言及しているが、住民の盗木の監視ばかりでなく、山林の聖地性を保つことも重要な任務であった。⁸⁰ 東庄の場合は、山科家由緒の根源である御所山の管理と地下の利益権双方を保証しながら、山林の運営を行うためには、不可欠な職であったことは、次の史料に明らかである。

史料三 『山科家礼記』長享三（一四八九）年五月二十九日条

定 きんせい條、

一、山守ふさたたる間、山林等ふうしおくへき事

一、いぬの時以後、青柴、青薪持輩あらハ、ミあひにちうはつせらるべし、もし、ひる山守の外タラハ、きりかふを山にてつかせ、若あやまり一定たらハ同さいたるべき事

一、山守下人等柴木をぬすむともからあらハ、其身をちうはつせられ、しうの山守として科錢三百疋可出之、若山守五人の内如此之儀ミかくし候ハ、重而五貫文可出之、同科錢事、右條、雖為一事いほんせしめハ、不云人躰、為本所・惣地下可被罪科候也、

仍為後日所定如件

長享三年六月三日

久守判

山守の管理が不備な場合は山林を封じること、午後七時以降に、生木の柴や薪を持っている者はその場で誅罰すること、昼でも山守以外ならば、切り株に接がせて一致したら同罪である事、また山守の下人が柴木を盗んだ時も誅罰した上、山守は科錢三〇〇疋を出す事、そのことを隠した山守はさらに五貫文を払うべき事を、本所と惣地下の合意で定めている。山守は山林の整備と管理を担い、禁制を破る地下に対する検断を實行し、多額の罰金を拠出する立場にあつたので、前述のように元服を介して久守と擬制的親子関係を結んだ庄内の有力層が世襲した。彼らは山科家の在地支配を遂行するための重要な機能集団であつた。

三郎兵衛も初見は寛正四（一四六三）年である。⁸¹大沢久守の許へ年賀の挨拶に上洛した十二名の「東庄面々」の一人として、祝儀一〇〇文を持参している。「おとな成」を済ませているので、三十前後、後の二代目政所二郎九郎より数年年長であろうか。「東庄面々」は、父の道金や弟の掃部、政所親子に加えて、おそらく山守の系譜を引くおと

| 元号 | 西暦 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|------|------|-------|------|--------|--------|--------|
| 寛正4年 | 1463 | ゑもん | 道きん | さへもん | 道教 | おうち |
| 応仁2 | 1468 | 政所衛門 | 兵衛男 | 道妙 | 道教 | 善宗子ヲウチ |
| 文明4 | 1472 | 二郎右衛門 | 三郎兵衛 | 彦七 | | |
| 文明9 | 1477 | 二郎ゑもん | 三郎兵衛 | | | |
| 文明12 | 1480 | 二郎ゑもん | 三郎兵衛 | ひこ七 | ひやうへ九郎 | いや五郎 |
| 文明13 | 1481 | 政所 | 三郎兵衛 | 七郎さへもん | 兵衛九郎 | いや五郎 |
| 長享2 | 1488 | 五人鏡 | — | — | — | — |
| 長享3 | 1489 | か、ミの祝 | — | — | — | — |
| 延徳3 | 1491 | 政所 | 三郎兵衛 | 七郎さへもん | 兵衛九郎 | 五十嵐方 |
| 延徳4 | 1492 | 政所 | 三郎兵衛 | 七郎さへもん | 兵衛九郎 | 五十嵐方 |

『山科家礼記』より作成

表1 正月七日の五人御鏡

な衆など、東庄を代表する一団であろう⁸²。その日は年明け最初の在家役「山口祝」（御所山の口開き）の餅、豆、現金も納められている⁸³。

山守衆が一堂に会する場としては、正月七日の「七日祝」に、政所で行われる「五人鏡」が想定される。早朝に政所に下向してきた代官久守の前で、五人が鏡餅を据える儀式であり、吉書に相当する。それは一年の年貢貢納を双方で確認する予祝的な場である。

表1は寛正四年を初出とする『山科家礼記』で確認できる「鏡祝」のメンバーである。応仁文明の乱の影響で正式に行えない年もあったが、寛正四年の①②③の三人は既に、六年前の康正三年にその名が見え、③のさへもんは「山の詫び事」に十五貫文を出し、許されているので、山守である⁸⁴。応仁二年の③道妙はさへもんを継ぎ、文明四年に彦七に代わる。道妙は笠取の柴十四荷を納めているので、山守の系譜だろう⁸⁵。文明十二年に登場する兵衛九郎は道教と家系的につながっている可能性が高い。⑤おうちは応仁文明の乱を機に途絶え、乱後は在地化した被官人五十嵐弥五郎が担っている。これは久守の意向であろう。寛正四年の「五人鏡」は政所も含めて山守衆が占めていたと考えるが、応仁の乱以後は弥五郎と四人の山守衆が担ったのだろう。何故なら、明応元（一四九二）年の「山守不寝番」

は三郎兵衛、三代目政所二郎九郎、七郎左衛門、兵衛九郎、四郎兵衛の五人であるが、四郎兵衛は同年の「五人鏡」のメンバーではないからである。⁽⁸⁶⁾ 確実に言えるのは寛正期より①政所一族②三郎兵衛一族は山守の上位二家、兼帯の政所を除くと、筆頭山守は、道金を受け継いだ三郎兵衛である。

次項では、御所山の管理以外に課せられた三郎兵衛の公事を考察し、彼の活動を具体的に示したい。

第二節 三郎兵衛の課役

東庄には一年を通じて、本年貢の他に様々な季節の貢納品が課せられている。それは現地の特産物の竹であったり、山野の旬の食材であることが多い。藤木久志氏は、当所の年間行事や貢納物の記述を歳時記として読み取り、中世の莊園の暮らしを民俗的観点を交えて明らかにした。⁽⁸⁷⁾

『山科家礼記』には、多彩な貢納物が散見されるが、応仁文明の乱も終り、東庄の経営も軌道に乗った文明十二年、十三年の貢納物を参考に挙げる。下は貢納者である。なお、彦七はこの年十二月「おとな成」を経て七郎左衛門となっている。⁽⁸⁸⁾

・正月 若菜 政所・三郎兵衛・彦七・兵衛九郎

御鏡 政所・三郎兵衛・彦七・兵衛九郎・弥五郎

一〇疋 山守五人（年賀礼）

百文 政所二郎衛門・三郎兵衛・彦七・兵衛九郎・又二郎・二郎九郎・左衛門九郎・彦大郎（年賀礼）

三毬丁竹 三郎兵衛・彦七・清範

柴 三郎兵衛・彦七・清範

- ・三月 蕨 三郎兵衛・兵衛九郎・彦七・二郎衛門・清範
- ・四月 岩梨 政所
- 筍 政所
- 蓬 三郎兵衛・彦七・清範
- 楊梅 政所
- ・六月 茅草 政所二郎衛門・三郎兵衛・彦七・清範
- 柴 彦七・清範
- ・七月 柴 彦七・清範
- 柚子 七郎左衛門
- ・八月 八朔祝 政所二郎衛門・三郎兵衛・彦七・禪宗・林衛門
- 栗枝 政所
- 白栗 政所
- ・九月 栗年貢 政所二郎衛門・三郎兵衛・七郎左衛門・林衛門・彦二郎・清範・禪宗
- ・十二月 十疋 政所二郎衛門・三郎兵衛・七郎左衛門（歳暮）

以上から課役は政所・三郎兵衛・彦七（＝七郎左衛門）三人の山守が中心となって担っていることがわかる。正月の佳例の若菜に始まり、山科家が禁裏に進上する三毬丁の竹数百本も、東庄の竹が禁裏へ献上されるといふ山守の矜持及び禁裏への忠節とも結びつく。三郎兵衛は五十廉二百本と、彦七と清範の十廉四十本に抽んでる量である。清範は「山守庵衆」（山守あんでう）と一括される山林を管理する寺庵である⁽⁸⁹⁾。おそらく表Iの寛正四年、応仁二年の

⑤おうちであると考え⁹⁰。寺庵でありながら、三郎兵衛と共に三毬丁竹と御所山の蕨や柴と栗を納めているのも、山守の系譜を引いているからである。八月、九月の禪宗も元山守であろう。山守と山守出自の庵衆は御所山に加えて竹林、栗林の管理も任されていた。政所が単独で収める岩梨、筍、楊梅などは、政所屋の産物かもしれない。茅草や八朔祝の柿なども、貢納品自体にさほどの価値はなくとも、節季の行事に不可欠である。こうしてみると三郎兵衛は筆頭山守としてすべての公事を担っている、

特に九月の栗は、他の公事と異なり、「栗御年貢」と呼ばれて最重要視された。貢納者は山守衆が中心である。八月には収穫の予祝として「栗枝」や「白栗」が政所より届けられる。栗年貢は教言以来、山科家の贈答資源に設定されていた。秋に一斉に納められる栗は等級を吟味され、その大半が数日内に禁裏を筆頭に諸家へ贈られた。拙稿では、栗の栽培地と贈答先を考察したが、「林殿」と「大篁」という、後白河院の御所跡の故地で収穫される栗が最重要視されたことを述べた⁹¹。応永期以来のこの根本栽培地の管理と貢納を担っているのが、三郎兵衛と政所二郎衛門の一族である。表2は、栗の栽培地別の貢納者と貢納量の推移を示したものである。

表2によると応永期より大乱の終息までは、断片的な史料ではあるが、主たる栽培地は山科御所遺跡の「林殿」と東庄の鎮守岩屋宮前の竹林「大篁」だけであり、貢納量も少ない。贈答用ではあっても、進上する先も限られていた。無論、『教言卿記』は当主の日記であるから地下の貢納者の名前などの記載はない。当該期には設定されていた政所を含む山守衆が貢納者ではないかと推測する。応仁、文明年間になると、貢納者に政所と三郎以兵衛の名が現れるが、栽培地はまだ応永期と同じである。

しかし、文明十二年を境に栗年貢は栽培地と貢納量が一気に増える。根本栽培地「林殿」と「大篁」以外に「新宮林」や「へんつい殿西林」に拡充され、山守七郎左衛門や兵衛九郎が担当している。貢納量も一石を超える。この背景には大沢久守個人の贈答先が別に設定されたことがある。

の栗貢納

| | | | 取 分 | | 出 典 |
|-----------------|-----------------------|------|----------------------------|------------------------|--------------|
| ⑥へんつい殿西林 | ⑦貢納者のみ | 合計 | 本所分 | 北殿分 | |
| | | 不明 | | | 『教言』 |
| | | 1斗以上 | | | 『教言』 |
| | | 不明 | | | 『教言』 |
| | | 不明 | | | 『家礼記』 |
| | | 不明 | | | 『家礼記』 |
| | 衛門入道1斗1升、かうしやひやうへ1斗4升 | 2斗5升 | | | 『家礼』 |
| | 三郎兵衛7升、新右衛門入道1斗1升 | 1斗8升 | | | 『家礼』 |
| | | | | | 『家礼』 |
| | 真増5升 | 5升 | | | 『家礼』 |
| | 長拾坊百・箱 | 百個 | 百個 | | 『言国』 |
| | | | | | 『家礼』 |
| 南としより3升 | はやしのゑもん1斗3升、せいはん2斗 | | ①1斗5升 ②1斗5升、 ⑦はやしのゑもん5升 | ⑧ひこ二郎、1斗 +⑦せいはん2斗 | 『教言』 |
| 又二郎3升 | いや九郎ゑもん1斗3升、せいはん2斗 | | ①1斗5升 ②1斗5升、 ⑦いや九郎ゑもん5升 | ⑤七郎左衛門1斗+⑦清範2斗 | 『家礼』 『言国』 |
| 欠 | 欠 | | 欠 | 欠 | 『家礼』 |
| 記載なし | ひこ大郎1斗3升、泉蔵1斗、せいはん1斗 | | 記載なし | 記載なし | 『家礼』 |
| 藤二郎3升(おいちの林) | ひこ大郎1斗3升、泉蔵1斗、せいはん1斗 | | 記載なし | 記載なし | 『家礼』 |
| 七郎さへもん3升(おいちの林) | 彦大郎1斗3升、泉蔵1斗、せいはん1斗 | | ①1斗5升 ②1斗5升、 ⑦はやしのゑもん5升 | ⑦泉蔵坊・清範1斗+七郎左衛門・奥の兵衛1斗 | 『家礼』 |
| 藤二郎3升(おいちの林) | 彦大郎1斗3升、泉蔵1斗、せいはん1斗 | | ①1斗5升②1斗5升 | ⑤七郎左衛門1斗+⑦泉蔵坊1斗 | 『家礼』 |
| | 泉蔵坊1斗、清範1斗 | | ①1斗5升②1斗5升 | ⑤七郎左衛門1斗+⑦泉蔵坊1斗 | 『言国』 |
| | 泉蔵坊1斗、清範1斗 | | ①1斗5升②1斗5升 | ④・⑤1斗+⑦泉蔵坊・清範1斗 | 『言国』 |
| | | | ①1斗5升②1斗5升 | ⑦1斗+1斗(④⑤?) | 『言国』 |
| | 桂正庵5升・未進2升、オクノ彦大郎5升 | | 全て | | 『言国』 |
| 文龜2年 | 泉蔵坊1斗、清範1斗、1斗名不知 | | 全て | 桂正庵5升(2升未進) | 『言国』 |

表2 栽培地別

| 年号 | 栽培地 | | | | |
|-------|-------------------|---------------------|------|------------------|---------------------|
| | ①林殿 | ②大篁 | ③四松殿 | ④大峯 | ⑤新宮林 |
| 応永12年 | ○ | | | | |
| 応永13年 | ○ | 3升某 | 7升 | | |
| 応永14年 | | | | | |
| 長祿元年 | | | | | |
| 寛正4年 | 4斗2升 | 2斗3升 | | | |
| 応仁2年 | | | | | |
| 文明2年 | | | | | |
| 文明3年 | | | | | |
| 文明4年 | | | | | |
| 文明8年 | | | | | |
| 文明9年 | | | | | |
| 文明12年 | 三郎ひやうへ 3斗9升5合 | 二郎えもん1 斗5升 | | 禪宗7升 | 彦七1斗 |
| 文明13年 | 三郎ひやうへ 3斗9升5合 | 二郎えもん2 斗2升 | | 禪宗7升 | 七郎さへもん 2斗 |
| 文明18年 | 欠 | 欠 | 欠 | 欠 | 欠 |
| 長享2年 | 三郎ひやうへ 3斗9升5合 | 二郎九郎2斗 4升 | | 兵衛九郎7升 | 七郎さへもん・ ひこ二郎3斗 |
| 延徳元年 | 三郎ひやうへ 3斗9升5合 | 二郎九郎2斗 | | 兵衛九郎7升 | 七郎さへもん・ ひこ二郎2斗 |
| 延徳3年 | 三郎ひやうへ 3斗9升5合 | 二郎九郎2斗5 合、3升5合未進 | | 兵衛九郎7升 | 七郎さへもん1斗・ ひこ二郎1斗 |
| 明応元年 | 三郎ひやうへ 3斗9升5合 | 二郎九郎2斗 4升 | | 記載なし | 七郎さへもん1斗・ ひこ二郎1斗 |
| 明応2年 | 三郎兵衛(3 斗9升5合か) | 二郎九郎(2 斗4升か) | | 奥兵衛 | 七郎左衛門1 斗 |
| 明応3年 | 三郎兵衛(3 斗9升5合か) | 二郎九郎(2 斗4升か) | | 奥兵衛 | 七郎左衛門1 斗 |
| 明応7年 | 三郎兵衛(3 斗9升5合か) | 二郎九郎(2 斗4升か) | | 記載なし(北 殿分か) | 記載なし(北 殿分か) |
| 文亀元年 | 越中2斗7升 彦衛門1斗 | 政所1斗2 升、5升未進 | | 兵衛九郎5升 (2升未進) | 七郎左衛門1 斗 |
| 文亀2年 | 越中3斗9升 彦衛門1斗 | 政所1斗5升 | | 桂正庵5升 (2升未進) | 七郎左衛門1 斗、未進 |

出典 『教』 = 『教言卿記』、『家礼』 = 『山科家礼記』、『言』 = 『言国卿記』

三郎兵衛は史料で見える限り、父道金の時代より四十年間、「林殿」の栗年貢を納め続けている⁽⁹²⁾。しかも、大乱後は三斗九升五合と政所の二斗四升を上回る量である。筆頭山守として、由緒ある栗林の栗を最大量納めているのである。禁裏へ献上される栗を納めること自体が家格を引き上げる。

被官五十嵐弥五郎の兄の弥九郎衛門・彦太郎親子も栗を貢納しているが、栽培地はわからない。持ち山の可能性もある⁽⁹³⁾。明応七年、代官の大沢久守が死去すると、東庄は山科家の直務地となる。やがて林殿の栗は子の彦衛門が継ぐが、二人以外の貢納量も減り、未進も発生するのが見て取れる。

その後、天文二（一五三三）年には山科言継へ政所より栗一斗が納められている⁽⁹⁴⁾。本来は「三斗九升候所也」とあるので、「林殿」の栗であろう。未進は前月の政所沢野井越中守の死去に起因すると推察する⁽⁹⁵⁾。年令的に見て、三郎兵衛の嫡男彦衛門であろう。後日一斗二升は納められるが、一斗五升は未進であった。言継は政所の死を穢れとして、禁裏には進上していない⁽⁹⁶⁾。栗年貢の記事はこれが終見である。『言継卿記』に再び秋季の記事が登場するのは、天文十三年であるが、もはや年貢栗が納められた様子はない。それ以前に栗年貢は終焉したのである。しかし、筆頭山守三郎兵衛の一族は、他の栽培地が廃れても、最後まで「林殿」を守り、栗年貢を納めたのである。天文十七（一五四八）年に、山城国は幕府の御料所となり、山科家は名字の地である膝下荘東庄を失い、栗年貢も終焉する。山科家の贈答資源は、「栗」から言継が処方する「菓」へと品を変えて行く⁽⁹⁷⁾。

第三節 三郎兵衛の経済力

この項では、先行研究でも論じられてきた、富裕なおとな層としての、三郎兵衛の経済力の源泉について考察してみたい。

三郎兵衛は前述したように、すでに親の道金が筆頭山守として初代政所衛門入道とともに、東庄を主導するおとな

層であった。道金は久守にも数貫文を融通している。⁽⁹⁸⁾ また寛正四年に、御所山の若林の詫び事で山科家に納められた十五貫文も、史料三に即してみると、山守五人が連体責任を負っていた可能性が高い。三郎兵衛の初見である寛正四年には、「五人鏡」は政所・道金・さへもん・道教・おうちである。道金は政所とともに「大宅兩人」と言え、佳例の若菜や三毬丁竹も、「林殿」の栗年貢も担っている。三郎兵衛はその立場を継いでゆく。道金は文明十二年に十七年忌を修されているので、没年は寛正五年となる。⁽⁹⁹⁾

三郎兵衛は応仁二年には「かうしや兵衛」「好子屋兵衛」と称されている。屋号を有する、経済規模であることがわかる。実際に、大乱の最中、京より下向してくる代官久守に宿所を提供し、一門の食事や酒席をことごとく用意する経済力であった。「好子屋」は「麴屋」と考えられ、酒や味噌の醸造に不可欠な麴の独占販売が背景にあることが推測できる。この屋号が三郎兵衛の代に成ったものか、道金の時代から続くものかわからないが、長祿元年（一四五七）にすでに「ひもの屋」なる屋号も出てくるので、道金の代に遡るものであろうか。⁽¹⁰⁰⁾ 「ひもの屋」とは「檜物屋」と思われ、檜皮や曲物、折などの製造業と思われ、やはり山守の系譜だと考えられる。大沢氏は内蔵頭を世襲する山科家の家司として、内蔵寮目代の地位にあり、内蔵寮や付属の御厨子所に属する供御人を管轄していた。その権限を以て、山守などの有力層に有利な営業許可を与えていた可能性もある。⁽¹⁰¹⁾

また大宅郷には山科家の領地の他に、それぞれ領主の異なる散在田が多数あったので、その耕作を担う郷民が多数いたと考える。三郎兵衛も久守より、醍醐寺報恩院の下地二反の作職を与えられている。⁽¹⁰²⁾ また弟の掃部も勸修寺八幡田の下地を預かっている。⁽¹⁰³⁾ 早くは寛正四年に道德も久守の下地一反を預かり、礼錢三〇〇文を納めている。⁽¹⁰⁴⁾ また道林は東庄内の与二郎作職の下地を買得した礼錢一〇疋を納めている。⁽¹⁰⁵⁾ 中世後期は土豪や名主層の下地買得による不動産集積も顕著になり、生産性の向上に伴い、本年貢の斗代より加地子が上回る場合もあった。三郎兵衛の場合も庄内の散在田や名田の作職や加地子を得ることにより、その経済規模を拡大していった可能性が高い。また、前述したよう

に山科七郷の全在家が、久守より内蔵寮供御人の商売札を交付され、商業に従事していた特殊性を考えれば、郷民はある程度の現金収入を見込めた。三郎兵衛が郷内を営業範囲として麴販売を独占していたことも十分考えられる。⁽¹⁰⁷⁾

さらに大沢久守は三郎兵衛にしばしば借銭をしている。大乱の影響で地方莊園からの年貢も滞り、領主の家計が苦しい応仁二年を例に取ると、「かうしやひやうへひけいにて料足参貫文六文子定借用、秋までとのふん也」⁽¹⁰⁸⁾、「好子屋兵衛秘計ニテ代二貫文御借用、六文子定八月可返弁の由定候也」と利子六文（百文毎）を定めた契約を交わしている。この年には政所の娘にも料足百疋を六文子で借りた上に、政所衛門入道にも八百文を融通してもらっている。さらには政所の親族と思われる長拾坊（後の普門庵）にも日銭の利子六十文を払っている。⁽¹⁰⁹⁾ 注目すべきは全ての借銭に利子が派生していることで、支配関係を越えた貸借条件が貫徹している。また文明二年に、山科家が坂本に疎開用の家屋を購入した折も、代金七貫五百文の大部分を家僕の竹阿弥や智阿弥あるいは地下の個人から借り、賄っている。「秘計」とは多分に好意的な表現であるが、三郎兵衛は金融業も展開していたのではないかと思われる史料がある。

史料四 「錢主五分一賦引付」⁽¹¹⁰⁾（文明十二〜十七年分）

一 沢野井三郎兵衛久家^{飯加} 十二 廿五

五貫五百文

常林坊

文明十二（一四八〇）年九月十四日に京で起こった土一揆には、分一徳政令が出された。それは（借銭の何分の一かの）分一銭を幕府に納入すれば、債権または債務契約の破棄が求められるもので、十八日には山科七郷も蜂起し京都へ出向している。⁽¹¹¹⁾

山科家でもいや五郎以下三人を警固のため上洛させ、四貫一〇〇文の質物を取り戻している。文明十二年の徳政一

揆については百瀬今朝雄氏の研究に詳しい¹⁵⁾。分一銭は、室町幕府が土一揆の被害で土倉より納入される公金の減少を補うために考案した措置であり、嚙矢は享徳三(一四五四)年の土一揆である。それは債権者と債務者の相反する利害を利用して強制的に納入させる方法である。つまり、借主(債務者)が債務破棄を認めた奉書を持たぬ場合は、業主(債権者)が奉書を申請して分一銭を納入すれば、債権が確認され、債務破棄を無効にできるのである。引付には「沢野井三郎兵衛久家」が銭主として登録されている。「久家」は烏帽子親の久家が付けたものである。『山科家礼記』に沢野井姓が初見されるのは明応元(一四九二)年であるが、史料四から、既にこの段階で沢野井姓を冠していたことがわかる¹⁶⁾。三郎兵衛は奉行人飯尾加賀守に奉書を申請して、五分一の分一銭を十二月二十五日に納め、借主常林坊の債務破棄を無効にしている。金額はさほど多額ではないが、「好子屋三郎兵衛」の高利貸としての存在形態が見えてくる。常林坊については不明であるが、おそらく三郎兵衛は山科七郷内で、金融活動を展開しながら、経済的基盤を盤石にしたと思われる。酒屋が土倉を兼ねていたように、麴屋と金融業との関連も同一である。

その観点でみると、文明三年の子息の「小袖エリ立祝」¹⁷⁾も長享二(一四八八)年の嫡男の「元服祝」¹⁸⁾も彼の抽んだ経済力に裏打ちされていると理解することができる。

「衿立祝」には久守宅に米銭と柴を持参し、宴席のもてなしを受け、子のとらわかへは小袖や返礼の品々が下されている。十七年後の元服祝には、烏帽子親の重致へ三貫文と種と酒肴数種を進上した上で、本所言国へも同様の品々を献じている。沢野井家にとって、嫡男の元服は特別の意味があったのである。

第三章 三郎兵衛の家の継承と家格の形成

第一節 三郎兵衛の系譜

図3は『山科家礼記』と『言国卿記』から該当記事を拾い作成した、三郎兵衛の一族の推定系図である。政所上田家、大沢久守被官五十嵐家に続いて筆頭山守・沢野井家の系譜を不十分ながらも追うことは、近世移行期に上田家と政所の交代を果たし、当家の近世へつながる家格の形成過程の一端を示すことであり、近世移行期の京郊の在地の動向を考察する上の一助になると考える。

三郎兵衛の親の道金は、康正三（一四五七）年に政所衛門入道、さへもん（左衛門）とともに、東庄を代表する三人としてその名が散見する。この三人は山科家の支配体制にとって重要な役を担う山守衆である。特に「さへもん」については今ままであまり考察されてこなかったが、次節で取り上げたいと思う。

寛正四（一四六三）年、三郎兵衛は道金の嫡男として山守の職務を継ぐ段階にあつたと考えるが、その年の若菜も五人鏡の餅も、道金が納めている。おそらく、三毬丁竹、「林殿」の四斗二升の粟も当時の筆頭山守の道金が担ったのだろう。翌年の道金の死後、三郎兵衛は山守衆の地位にいたのであろう。『山科家礼記』応仁二（一四六八）年一月三十日条では、自宅「カウシヤ」に久守を招いて鏡餅を据えている。道妙、道教、おうち（後の清範）の三人も集い餅を据えている。久守は三郎兵衛の烏帽子親として、史料四に「沢野井三郎兵衛久家」とあるように、三郎兵衛に「久」の一字を与えた。

応仁二年、三郎兵衛の家族の構成が記されている。久守の補佐役の大沢重胤は三十代半ばに達したであろう三郎兵

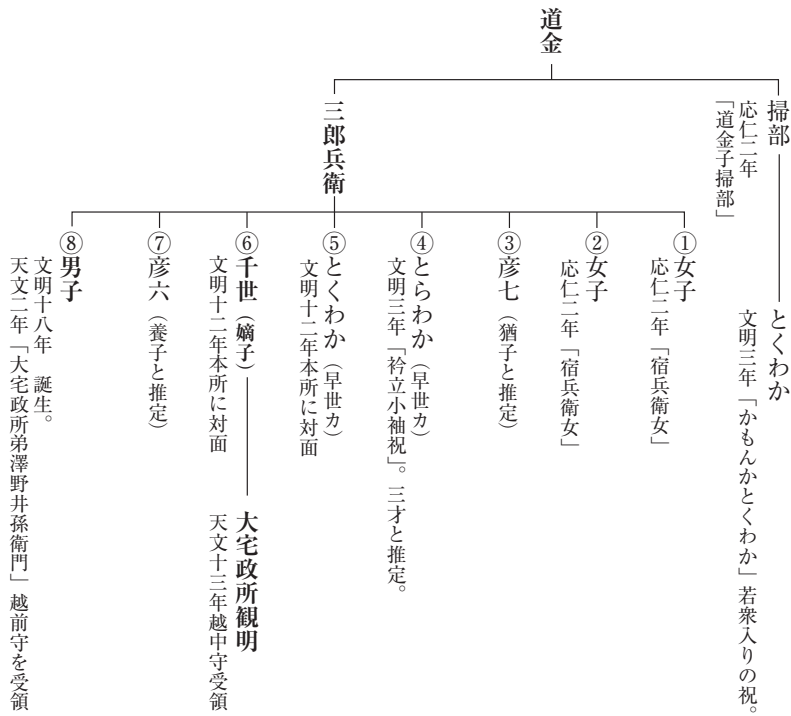


図3 筆頭山守衆・澤野井三郎兵衛の推定系図

衛のことを「宿年老兵衛」「宿兵衛」と記している。三郎兵衛と政所から餅と酒を振舞われた重胤は「宿年老兵衛同内女二人衛門入道同女二郎九郎同女餅を沙汰御酒給也」と両者の家族構成を記している¹⁹⁾。この時点で三郎兵衛には娘二人(系図①②)しかないようである。しかし、同年三月に「今朝長門守殿予二人宿兵衛男祝とて赤飯沙汰也」とあるので、三郎兵衛に祝い事があったことがわかる²⁰⁾。「赤飯」の振る舞いは子の誕生を思わせる。その場合は、文明三年に「小袖エリ祝」をした「とらわか」(系図④)の可能性が高く、とらわかには三才となる。地下の元服(烏帽子儀)が九才であることは明確なので、地下の「エリ立祝」は三才と仮定すると、公家の「袴着」に相当すると儀礼であろうか。とらわかには、三郎兵衛の嫡男と位置付けられる。三郎兵衛にとって跡継ぎの披露を兼ねた上洛であったのだろう。

その後「とらわか」が無事に成長しているならば、文明九(一四七七)年に元服の年を迎えるはずであるが、文明九年久守の記録に該記事はない。従っ

て、文明十二年に登場する三郎兵衛の二人の子「とくわか」「千世」の何れも「とらわか」ではない。¹²¹「とらわか」は文明三年以降早世したと推測する所以である。

「とくわか」と「千世」はその後どうなったのであろうか。長享二（一四八八）年、九才で元服を行ない「家をつく子」として命名された彦三郎の誕生年は文明十一年（一四七九）となる。此の年の記録は欠けているが、おそらく弟の「千世」であろう。嫡男と期待されていた兄の「とくわか」がその後、無事成長していたら、長享二年までに元服を迎えたはずであるから、「千世」が「家を継ぐ子」にならなかつただらう。「とくわか」もある段階で早世したと考えざるを得ない。子の順調な成長は当該期でもなお不安定なものだった。憶測ながら二人の嫡男を失った三郎兵衛はさぞや悲嘆にくれたであらう。

元服後無事に成長した彦三郎（千世）は、明応元（一四九二）年十三才で、父の代理として山科家の「山守不寝番」を初めて勤める¹²²。山科家の警固が手薄な中、「山守のねすはじまる」とあるので、不寝番は山守に課せられた特別な役務であることがわかる。第一夜は五十嵐弥五郎であった。文明十二年より正月の「五人鏡」を担ってきた五十嵐弥五郎は在地被官として山守五人を統括する立場にあつたのだらう。山科家の不寝番は山守に課された特別な任務であったが、今回は長丁場なので、久守の家人と合わせて十人が担当した¹²³。三郎兵衛は少なくとも五十代と思われるので代理を立てることが許されたのであろう¹²⁴。逆に政所二郎九郎は「風氣トテ下部代上候事曲事候也」と久守より叱責されている¹²⁵。筆頭山守の地位に関しても、道金より三代目の彦三郎に期待が込められていた。

系図⑦の彦六については一考の余地がある。彼は生年不詳であるが、延徳元（一四九一）年十二月に細川政元家臣の安富元家の被官だった事を謝罪する折帛を提出している。

史料五 『山科家礼記』延徳元年十二月二十日条

畏申上候仍こんとやすとミほうへまかりいて候事せひなく候、れんれん二ほうこうをはつし候て、とのさまの御ほうをいせ申候へく、此よし御心へ候て御ひろうあるへく候、

恐惶謹言

十二月廿日

ひこ六判

ちく御申

前年の長享二年は、三郎兵衛の彦三郎の元服があつたばかりである。ようやく後継が決まった沢野井家において、庶子彦六の武家奉公はその事と無関係とは言えない。さらに留意すべきは、同年九月に、言国が足利義尚の鈎の陣へ礼参する際の費用を届けに上つた若衆の一人が「三郎兵衛養子」と記されていることである。⁽¹⁶⁾

三郎兵衛はこれまで後継ぎに恵まれなかつた。とらわか、とくわかと亡くし、残つた千世が無事元服を迎えられる保証はない。万一の場合に備えて、ある段階で養子を迎えた可能性は高い。それが彦六ならば、彦三郎が元服の後に他家の被官人になる選択も十分考えられる。彦六は沢野井家の後継が定まる迄の予備軍だつた可能性もある。しかも、文明十三年にはとくわか・千世の二人が年始の礼で久守を訪れているので、養子はそれ以後、文明十八年までに迎えられたのではないだろうか。なぜならその年に三郎兵衛にはもう一人子(系図⑧)が生まれているからである。⁽¹⁷⁾ 安富家の被官を外れた彦六は、その後再び若衆として活動している。⁽¹⁸⁾

一方、嫡男彦三郎は彦衛門になつて文亀元(一五〇一)年より「林殿」の栗年貢を納めている。⁽¹⁹⁾ 二十二才の「おとな」はかなり若年だが、晩年の三郎兵衛にとつて家の継承は切迫した問題であつたのだろう。彦衛門は天文二(一五三三)年「大宅郷政所沢野井越中守」として死去したことは前述した。⁽²⁰⁾ なお、同年に越前守を受領した「大宅政所弟澤野井孫衛門」は文明十八年に生まれた子であろう。⁽²¹⁾

三郎兵衛自身も明応十年の『言国卿記』には「越中」と記されているので、当該期すでに官途を受領する侍身分の家を形成していたのであろう。⁽¹²⁾

なお、系図①②の娘のうち延徳元年、勸修寺村に嫁いでいたのは②の娘であろうか。⁽¹³⁾ なお、系図③に入れた七郎左衛門は「三郎兵衛子」と認識されているが、詳細を詰めると疑問が残る。次節で検討することにした。

第二節 山守七郎左衛門の系譜

七郎左衛門の烏帽子名は彦七である。初見は三郎兵衛と同じく、寛正四年の正月四日の年賀上洛の場である。政所以下東庄の面々に交り一〇〇文を納めている。九才の烏帽子儀を経て、村の公事や課役を担うようになるのは、前述の彦三郎の初めての不寝番出仕が十四才であったように、十五才前後である。彦七は同年、歳暮の札に「たる一・とり一番・料足十疋」を一人で持参しているの、同年代であろう。⁽¹⁴⁾ その後、文明十二年に東庄岩屋社で「おとな成」を済ませ、七郎左衛門を名乗り、山守衆として文亀二年年まで栗年貢を納めている。⁽¹⁵⁾ 三郎兵衛と共に山守としての活動時期が最も長い人物である。

七郎左衛門は三郎兵衛の子とされているが、それは文明十八年の「三郎兵衛同子七郎さへもん」、長享二年の「大宅山守衆今日出来候、五人十疋坎、三郎兵衛・同子七郎さへもん十疋宛、各ハ彦兵衛方へ其内二十疋出之、今日十人也」⁽¹⁶⁾「自東庄多ほし子各出来候也、予分ハ三郎ひやうへ・同子七郎さへもん也、残りハ彦兵衛か也」⁽¹⁷⁾の三か所の記述だけである。確かに、文明十二年より三郎兵衛と共に、佳例の若菜、「五人鏡」、三毬丁竹、蓬、柴、栗年貢と山守衆に課せられた公事を担っているの、当然山守衆三郎兵衛の子としても疑問は起きない。しかし、そうならば、何故嫡男に定めなかったのだろうか。前述の応仁二年に重胤が記した三郎兵衛（宿兵衛）の家族には、内（妻）と女二人のみで彦七はいない。また、彦七が山守の課役を確実に担い始めた文明十二年、政所一族と思しき寺庵長拾坊（普

門庵)の子の「庵入祝」の折、縁先に召された二人の子は幼い「とらわか」と「千世」であり、彦七の姿はない。政所一家五人と三郎兵衛親子三人だけが盛大な宴に席を連れ、言国より酒を下されている。¹³⁶最も名譽な席において、三郎兵衛は自分の幼子と彦七を明確に区別しているのである。山守五人の一人でありながら、三郎兵衛の嫡男ではない。しかし久守からは「三郎兵衛子」と認識されている彦七の存在形態を再検討してみる余地は十分ある。

彦七が三郎兵衛の実子ではないという一つの根拠として実母の存在がある。延徳三(一四九一)年五月十四日に久守は日記に「昨日大宅七郎さへもんか母円寂。歳八十余也」と記し、初七日には家人のつるわかを弔問に派遣している。¹³⁷久守の記述からは、実母と三郎兵衛との関係は読み取れない。七郎左衛門が実子なら前妻である。しかし彼女の享年から逆算すると、三郎兵衛の初見である寛正四年には、五十八才を越えている。三十才前後と想定した三郎兵衛の妻ではあり得ない。やはり、彦七は三郎兵衛の養子あるいは猶子であろうとの結論に達する。

その観点から、改めて彦七に的を絞って、その動向を分析すると、一つの興味深い記事が浮かびあがる。

史料六 『山科家礼記』長祿元年十一月二十日条

一、ひ物屋子多ほしき本所へもたる、これへもたる、本所に小袖被下也、これには一貫とらせられ候也、

史料からは「好子屋」と並んで「ひ物屋(檜物屋)」を屋号とする有力なおとな層がいたということ、その子の烏帽子儀に本所(山科顯言)から小袖を下賜されていることがわかる。長享二年の三郎兵衛の嫡男の元服に匹敵する規模である。烏帽子親は当然久守である。無論、「ひ物屋」を「好子屋」の前の屋号とみることも可能である。その場合、元服の子は三郎兵衛となる。六年後の寛正四年には十五歳であるから、たとえ既婚であっても彦七との親子関係は成立しない。また十五才は「おとな成」には早すぎる年である。やはり、「ひもの屋」の子は別の存在と考えるのが合

理的であろう。

『山科家礼記』康正三年（七月に長祿に改元）に登場する東庄のおとなは道金、政所衛門入道、さへもんの三人に限られている。また十二月六日条には「東庄おとな、大澤のはうす上洛候て、さへもんか事御わひ□、料足拾五貫出候也、わかはやし又その外の事かたり申候て、ゆるされ候也、さけをあたへ候也」とある。これは史料3の山守の定に類似する行為である。さへもんが御所山の若林などで掟を破る行為をしたことに対して、「山守五人」が謝罪を申し入れ、一人三貫文の詫料（罰金）計十五貫文を進上したことを意味する。さへもんは政所や道金と並ぶ山守衆であったことがわかる。さへもんは後日、再び久守に二貫文を進上している。

以上から、さへもんは山守衆で、御所山への入山を許可される既得権を持ち、椀皮を扱う副業につく富裕なおとな層であると考えたい。彦七は「ひもの屋左衛門」の嫡男である可能性が浮上してくる。その仮定に立てば、寛正四年には十五歳になり、東庄の若衆として年賀礼や父の代理で歳暮の挨拶に参上するのも領ける。その観点で改めて見ると、道金が三郎兵衛を、政所が二郎九郎を伴って年賀礼に上洛したように、彦七も父左衛門に同道した可能性が高い。三郎兵衛とは一回り以上の年令差と言えるが、親子ほど離れてはいないことになる。当該期の山守五人はこの三人が上位に位置した。残る二人は道教とおうちであることは前述した。

その後再び彦七の姿が登場するのは応仁二年である。二十才と推定される彦七は、二代目政所になる二郎九郎らと同じ若衆として、本所言国の上洛の供奉を務めている。彦七の父と想定した「さへもん」の名は、寛正四年を境に消える。文明四年に彦七が政所、三郎兵衛と三人で「五人鏡」を担うまでに、「さへもん」は死去した可能性が高い。応仁二年の「五人鏡」の一人道妙は彦七が担うまでの中継ぎだったのかもしれない。長祿以来の山守衆の一系譜が中断してしまったのである。その時、後ろ盾になったのが三郎兵衛ではなからうか。山守「さへもん」は三郎兵衛の親族あるいは縁者の可能性が高い。そう考えると彦七の「左衛門成」も説得性が増す。

七郎左衛門は、長享二年（一四八八）年に「七郎左衛門よめよひ候にて」と、結婚している⁽⁴³⁾。しかし、翌長享三年に、「七郎さへもんか子」が地下番衆を務めているので、おそらく再婚であろう⁽⁴⁴⁾。翌延徳元年に「おいちの林」（表2）の栗三升を納めている藤二郎は、明応元（一四九一）年に「ねす七郎さへもんか代藤二郎上り候也⁽⁴⁵⁾」とあるので、彼の子であろう。

改めて、文明十八年に七郎左衛門が「三郎兵衛子」と特筆される理由を考えてみると、この年に、七郎左衛門が沢野井家の猶子になったからではないかと考える。その背景はわからない。老母を抱え、藤二郎を育てる七郎左衛門を後見するための三郎兵衛の計らいだったのかもしれない。何れにしても、康正年間よりの山守の一系譜である七郎衛門を一族に組み込むことによつて、沢野井家の規模はさらに大きくなったはずである。久守が文明十八年より「三郎兵衛子七郎さへもん」と日記に記すようになった事情も納得できる。

以上の分析、検討から、七郎左衛門は三郎兵衛の実子ではなく、猶子であると判断した。何れにしても、三郎兵衛は山守二系統を有する家格を創出したわけである。

第三節 三郎兵衛の家格の形成

三郎兵衛の没年はわからないが、『言国卿記』の終年の文亀二（一五〇二）年まで、筆頭山守の職務を果たしている。『言国卿記』では専ら「越中方」と称されているので、領主より「越中守」を受領する家格を形成していたことになる。豊かな経済力、筆頭山守として領主の領有権と地下の用益権の保障を担う管理能力、政所と並び東庄の年貢収納の円滑化を担う解決能力、また山科家の文書を入れた皮籠や唐櫃を預かる保管能力など、様々な機能を果たしている三郎兵衛の存在形態を、志賀氏は山科家の東庄支配に不可欠な「沙汰人」と位置付け、評価している⁽⁴⁶⁾。沢野井越中守久家は、地下とおとなのフラットな構造で理解されてきた東庄において、当該期に特有な中間層として、地下百姓より優

位な身分と家格を有した地侍的存在といふべきかもしれない。

同じく上田姓を有する政所一族も、管見の限りは四代目二郎九郎までは世襲による荘官の地位を維持してきたが、次代への引き継ぎが順調だった二代目二郎衛門以降は、未熟な年令ゆえの御所山の管理や年貢の収取体制の不備、親の代の借銭の問題の浮上、栗年貢の未進などが続き、荘官として実務能力の低下が目立つようになる。それを補完する形で、さまざまな場で実務能力を発揮する、例えば寺庵衆や東岩屋社供僧、政所代といった沙汰人的存在が確認できるといふ志賀氏の指摘は首肯でき、三郎兵衛において最も顕著だと考える。

天文二（一五三三）年九月十八日、山科言繼は日記に「今日大宅郷政所澤野井越中守遠行云々不便々々」と記す。「大宅郷政所」とは、長享二年に元服をした三郎兵衛の嫡男彦三郎であろう。後に彦衛門となった彼は、当該年に五十四才である。三郎兵衛の代ではおそらく実現しなかった政所交代が、次世代に実現したことになる。その決定が領主の意向か、地下の選択かは定かでない。文龜三年に言国が没した時、残された嫡男言綱は十七才であった。なお、志賀氏が指摘するように、政所交替の理由と時期に關しての明証はないものの、何れかの段階において、若き領主と実力不足の政所の体制を刷新するためだった可能性が高いと考える。その言綱も享祿三（一五三〇）年、四十五歳で死去する。⁽¹⁸⁾

大宅政所沢野井越中守が死去した天文二年に、言繼は故政所の弟を越前守にしている。⁽¹⁹⁾これは文明十八（一四八六）年に生まれた子（系図⑧）であろう。沢野井家は三郎兵衛の時より越中守、越前守と複数の官途を代々受領する家格に上昇したことがわかる。

三郎兵衛の生涯を概観すると、多くの子を設けながらも、嫡男の早世を幾度か経験している。その間に養子などの次善策を取るものの、ようやく五十才を前にして嫡男を定めることができた。

彦衛門はやがて大宅郷政所となり、その弟も莊園領主より官途を受領する家格に到達している。

その後天文十三年に、大宅郷政所観明は言繼に越中守の受領を願い出た。言繼は「政所存候上者、受領之事申候間」と政所の地位が受領に叶っていることを認めているのである。¹⁰⁾ 政所が領主に希望すれば、受領が叶う地位にあるということはやはり、侍身分と言うべきである。

さらに天文十七年、言繼の南都下向の供奉を任じた「山科衆」十人の内、沢野井一族は、沢野井越中以下同三郎右兵衛、同五郎左衛門、同與三左衛門と四人も占めている。

三郎兵衛の家は山守筆頭として政所を務め、大宅郷に揺るぎない地位を築いていたのである。供奉の一人の関代官の上田新四衛門は、かつての政所の一族であろうが、沢野井家の威勢には及ばなかったことがわかる。¹¹⁾

同年の五月に山城国は幕府の一円御料所となり、山科家の膝下莊園である東庄も、当家の手を離れるが、沢野井家の政所就任は弘治四（一五五八）年まで、確認できる。¹²⁾ 山科家が東庄領主の地位を失って十年後でも、沢野井越中入道は、領主よりの受領の恩顧に報いるために言繼のもとを訪れ、対面を果たし、年賀の酒肴を進上したのである。

おわりに

本稿では、康正三（一四五七）年より文亀二（一五〇二）年までの約半世紀の山科家の膝下莊園の動向を見定めるために、応永期より設定された山守衆の筆頭である三郎兵衛に焦点を絞り、「家」の存続と継承過程を、推定家系図を手掛かりに考察した。史料の制約上、あくまでも推定の域を出ないが、三郎兵衛の家格の形成過程も重ねることができたのではないと思う。

また先行研究では年令が示されてこなかった「おとな成」の年令を政所二郎九郎の事例から算定して三十才前後と一つの目安を立てることができた。また従来の研究では触れられなかった山守衆の七郎左衛門の存在形態の検討も試

みた。それにより親子とされた三郎兵衛との関係も改めて見直し、実子ではないという結論を導くことができた。また、政所一族の推定家系図も作成することで、並列的に叙述されてきた一族の関係もある程度可視化されたのではと思っっている。

山科家の膝下荘園の支配体制の両翼を担った政所の「家」と筆頭山守の「家」の存続を比較すると、親子世代の年齢的に潤滑な交代がなされなかった上田家の場合は、政所としての地位と家格を保つことが難しくなる。逆に、嫡男の決定が遅い時期になされた沢野井家は、父である三郎兵衛が山守の一流を自己の「家」に組み込むことにより、筆頭山守としての地位と家格を盤石のものとし、次の代には政所の交替を実現させるのである。

中近世移行期の研究は、勝俣鎮夫氏や藤木久志氏の研究視覚の提起により、年貢収入の「村請け」を軸に、様々な論点の研究が蓄積されてきた。その結果、中世後期の村落や社会のあり方が、基本的には近世へと連続してゆくことが明確に打ち出された。中でも池上裕子氏は、室町戦国期の村落の特徴として「地下の侍身分の成立あるいは転身」を挙げている⁽¹⁵⁾。その資格で三郎兵衛を見ると、沢野井の姓、久家の実名、越中守を領主より受領していること、また筆頭山守として領主支配の末端に属すると同時に、村落の指導者として特別な家格を有していた事実などからも、当該期に侍身分の獲得を果たしたと評価することができらるだろう。

最後に近世の沢野井家について少しだけ触れて稿を閉じたいと思う。

山科七郷は中近世移行期を経て、豊臣秀吉の治世下に禁裏御領としての歴史を歩み始める⁽¹⁶⁾。

沢野井家を含めた地侍とも中間層とも定義される七郷の有力おとな層の一部は山科郷士という、一般の平百姓とは身分、格式を異にする階層に編成される。彼らは禁裏の御用を勤めるが故に「帯刀」を特別に許される。岩上直子氏の研究によれば、一般に郷士とは帯刀人を指すが、山科郷士は「常帯刀」と「常帯刀不仕」の二つの階層に分かれていた⁽¹⁵⁾。

享保六（一七二一）年の「山科郷村々御家人郷士名前帳」の大宅村には「常帯刀」の庄屋沢野井清左衛門以下、沢

- (2) 白井信義「治世の交替と廷臣所領の転変―山科家の係争」(『日本歴史』二五三、一九六九年)
菅原正子①「中世公家の経済と文化」(吉川弘文館、一九九八年)
- ②「中世の武家と公家の「家」」(吉川弘文館、二〇〇七年)
- (3) 『教言卿記』『言国卿記』『山科家礼記』『言継卿記』ともに群書類従完成会の刊本。
飯倉晴武「山科七郷と室町幕府」(豊田武遠暦記念会『古代・中世史の地方的展開』一九七三年)
- (4) 田端泰子「中世村落の構造と領主制」(法制大学出版局、一九八六年)
志賀節子①「山科七郷と徳政一揆」(『日本史研究』一九六、一九七八年)
- ②「戦国初期京郊山科東庄における領主と村―政所・五十嵐方・好子屋―」(『日本史研究』五〇四、二〇〇四年)
③「山科東庄の地下百姓と山科家代官大沢氏」(細川涼一編『生・老・病・死』二〇一六年、竹林舎)
- ①②③とも『中世荘園制社会の地域構造』所収、校倉書房、二〇一七年)
- 永原慶二「山科七郷に見る村落共同体」(『室町戦国の社会』吉川弘文館、一九九二年)
拙稿「中世後期の柿の流通と生産活動―山科東庄との関連において」(『京都橘女子大学大学院研究論集』第三号、二〇〇五年)
- (5) 注(4) 志賀節子前掲論文②
- (6) 『山科家礼記』 応仁二年二月二十一日条
- (7) 『山科家礼記』 長祿元年十月二十一日条(御所山伐採に全戸動員)
- (8) 『山科家礼記』 文明九年十二月十七日条(全戸に商売札を發行)
- (9) 『山科家礼記』 文明十二年二月十七日条(繩の課役の戸数)
- (10) 『山科家礼記』 文明十八年七月十八日条(棟別銭の調査)
- (11) 『山科家礼記』 長享二年九月二日条(御所山の柴を全戸に売る)

- (12) 田端氏は注(4)前掲書において、注(10)の戸数に、永原氏は注(4)前掲論文において、注(4)の戸数に言及している。
- (13) 注(4) 田端前掲書
- (14) 『山科家礼記』延徳三年八月二十六日条、「まきしまのものゑほし候ハテ者うり候間、と、め候、」とある。
- 『言国卿記』文明十年十二月二日条、「兵衛尉エホシコ也、即名ヲ付云々、」とある。
- 園部寿樹『日本中世村落内身分の研究』(校倉書房、二〇〇二年)
- 坂田聡『苗字と名前の歴史』(吉川弘文館、二〇〇六年)
- (16) 『山科家礼記』長享二年正月一日条、十一月二十四日、二十八日条。この年は正月の大沢久守の孫竹寿丸の元服(九才の割注あり)に始まり、三郎兵衛の継嗣、岩屋社供僧泉藏の子の元服が続いた。
- (17) 『山科家礼記』文明十八年四月十九日条「彦五郎、母存命之時、小家田島等分宛、就職今別家者、(後略)」とある。
- (18) 『山科家礼記』延徳三年八月二十一日条
- (19) 『山科家礼記』応仁二年五月十三日条、「道金中務入道ナル道音ト申也」とある。
- (20) 『山科家礼記』延徳元年十二月十二日条、「二郎九郎上候、地下おとなかわる、小南中務持候てあまりに地下本公事候てわるき間如此候、」とおとな交代が計られた。
- (21) 『山科家礼記』文明十二年三月六日条
- (22) 『言継卿記』天文十七年五月二十八日条
- (23) 注(2) 菅原前掲書②
- (24) 『山科家礼記』文明十二年七月十三日条、長享二年七月十三日条、長享三年七月十三日条、延徳四年七月十三日条
- (25) 『山科家礼記』文明十八年七月十六日条、「御ゑいはこ二、大たく寺へ下之申」とある。長享三年六月二十三日条、「今度大宅ニテカル色々、四貫文三郎ひやうへ、五百文泉藏、三百文大たく寺、(後略)」。大宅寺Ⅱ大沢寺Ⅱ大沢氏とどれも「だいたく」と読みが共通。

- (26) 『山科家礼記』延徳三年十二月十日条三代目政所は「大宅里政所上田二郎右衛門尉代預物事」について、親の残した借金五貫文を弁済している。
- (27) 『山科家礼記』康正三年八月一日条
- (28) 『山科家礼記』長禄元年十一月十三日条
- (29) 『山科家礼記』寛正四年九月四日条、「東庄衛門入道、庵主免しやう也、」とある。
- (30) 『山科家礼記』文明三年十月二十二日条（「久守記」）
- (31) 『山科家礼記』寛正四年三月十三日、二十七日条
- (32) 志賀氏は注(4)前掲論文③で「庵主殿」に触れ、大沢寺初代庵主として、久守と大沢寺の関係を考察されているが、次の記事を摺り合わせるおよび、「庵主」は一貫して父大沢重康と取るべきと考える。
- 『山科家礼記』文明三年十月二十六日条、「庵主百ヶ日法華経一部人々被書也、」
- 『山科家礼記』文明十二年八月十五日条、「明日庵主年忌時粥、大澤寺布施廿、りやうく十文、養供卅文、仏十文、普門庵廿文、セイハン廿文、太一座頭五十文、弟子廿文、今日ゆに入候て帰候也、予とき仕也、」
- 『山科家礼記』文明年八月十六日条、「善紹年忌候間、西林庵・桂正庵時布施卅文宛也、」
- 『山科家礼記』延徳元年八月十六日条、「センセウノ御年忌、南洞院御時、御リヤウヘ在之、」
- (33) 『山科家礼記』文明十二年二月七日条。
- 長拾坊は、久守と言国両者の日記が残っている文明十三年十一月二十二日条の記事で、久守から「普門庵」と記され、言国は「長拾坊」と記しているので、同一人物であることがわかる。庵主名は普門庵である。彼は、応仁二年、政所屋の東に小屋を作り、政所衛門入道一族に列しているので、故真増坊の親族の可能性が高い。（『山科家礼記』同年三月十六日条、三月十二日条）
- (34) 『山科家礼記』文明四年四月十日条
- (35) 『言国卿記』文明十年十二月十五日条

- (36) 『言国卿記』 同年七月十日条
- (37) 『山科家礼記』 文明十八年四月十九日条
- (38) 『言国卿記』 文明十年十二月二日条
- (39) 注(4) 志賀氏前掲論文③
- (40) 『山科家礼記』 寛正四年五月二十一日条「彦太郎名字今日重行と定候也」
- 『同』 文明三年十月二十日条では、佳人の将監方が大乱中の方向が辛いので暇を乞うた時、久守は「此人如此候間心得わるし、今堪忍候てよて名字かともあるへきと存じ候」と論し、引き止める。このように被官のメリットは名字を貰うことであった。
- (41) 東京大学文学部所蔵『文明十七年山科家年貢散用帳』（『国立歴史民俗博物館研究報告第一一三集、二〇〇四年』）
- (42) 注(37) に同じ
- (43) 『山科家礼記』 明応元年十月七日条二郎九郎の使者として栗年貢の事を説明する。
- (44) 『言国卿記』 明応七年四月七日条。翌八日には、言国室の弟周快が政所と同年だったので験を担ぎ、方違えをさせている。
- (45) 『山科家礼記』 明応元年十二月十五日条
- (46) 『言国卿記』 明応七年十一月一日、十四日条
- (47) 『言国卿記』 文龜元年二月十七日条、九月十三日条
- (48) 『言国卿記』 文龜二年四月二十六日条
- (49) 『言継卿記』 天文二年九月十八日条、「今日大宅郷政所澤野井越中守遠行」とある。
- (50) 『山科家礼記』 応仁二年三月十九日条
- (51) 『山科家礼記』 応仁二年八月十三日条
- (52) 『田中穰氏旧蔵典籍文書』 八十九、古川元也「資料紹介康正三年記」（『国立歴史民俗博物館研究報告』 第七六集、一九九八年）

- (53) 「康正三年記」四月五日条、六月三日条、
- (54) 『山科家礼記』文明十八年六月一日条
- (55) 注(4) 志賀前掲論文②
- (56) 『山科家礼記』文明十二年九月六日条
- (57) 『山科家礼記』文明十三年十月二十二日条
- (58) 『言国卿記』文明十年十二月二日条
- (59) 『山科家礼記』長享二年九月六日条
- (60) 『山科家礼記』長享三年正月八日条
- (61) 菅原正子氏は「年貢請取帳」文明十四年、延徳元年分(『田中穰氏旧蔵典籍文書』九二、九三)と文明十七年分(東京大学文学部所蔵)を分析して、山科家の構成員(私人數之事)を割り出しているが、記載は五十嵐弥五郎のみである。(「山科家年貢等収納并散用帳と『家』の経済、『古文書研究』五七号、二〇〇三年、注(3) 前掲書②に所収) なお、氏は五十嵐弥九郎と弥五郎の一族関係も指摘している。
- (62) 『山科家礼記』延徳三年二月二十五日条、「自東庄柱甘本上候、十二本ハ五十嵐持候山ニテ上候、八本ハ代四十文カイ候也、代四郎二郎渡候也、」とある。粟貢納日は注(56)(57)参照。
- (63) 注(4) 志賀前掲論文②
- (64) 『山科家礼記』文明十二年正月七日条、「宮のうえもんゆえ也」とある(右衛門成)。
- (65) 『言国卿記』文亀二年四月二十六日条、「東庄就未進之儀、五十嵐入道新右衛門召上候」。
- (66) 『山科家礼記』文明十三年十月二十一日条
- (67) 『山科家礼記』文明十二年五月二十二日条
- (68) 『山科家礼記』延徳四年の冒頭に「彦兵衛卅九」と記されてある。逆算すると生年は享徳一(一四五三)年となる。

- (69) 『山科家礼記』 文明四年二月十七日条。重致は訪ねてきた五十嵐の娘に黒帷子を贈る。
- (70) 『言国卿記』 明応二年十一月二十九日条
- (71) 『山科家礼記』 長祿元年十月九日条、「本所若上」一尺一寸折、盃一、こなたの上様、飯尾肥前殿、同左衛門大夫殿、同加賀守殿、肥前女中、三河守の「本所若上」(傍線筆者)は顯言の継嗣と思われる。以後毎年四月二十六日には「常祐忌日」として修している。大沢久守は「常祐御忌日」と記す。
- (72) 『山科家礼記』 寛正四年四月三日条。言国は幕府より所領安堵の御内書を下される。
- (73) 『山科家礼記』 同年八月二十六日条
- (74) 『山科家礼記』 寛正四年二月二十二日条
- (75) 注(3) 菅原前掲書②。『山科家礼記』明応元年八月二十三日条の「今日今日兵衛尉方ニ始女房おく」と同一表現だと考える。なお、久守は文明四年に女子を設けているので、その後再婚したことは間違いない(『山科家礼記』文明四年十一月二十三日条)。この女性は母と同行して大原の井出で出産しているが、文明三年に逗留先的美濃国より上洛した、言国の妹(御料人)一行「御料人・御ちの人、同母おち・式部方・二郎大郎」の内の一人ではないかとの菅原氏の指摘に異論はない(『同(久守記)』文明三年十二月七日条)。再婚の相手は山科家に仕える母子で仕える御乳人の可能性が高い。
- (76) 『山科家礼記』 寛正四年十一月二十九日条、言国の南都下向の供奉の一団として「山守五人」が設定され、百文宛下行されている。
- (77) 『山科家礼記』 文明十三年正月八日条、「当所山守五人十疋、五人多ほし子出之」。
- (78) 『教言卿記』 応永十三年二月二十四日条
- (79) 『教言卿記』 応永十四年八月十二日条、「内、當國守護方京濟事、催促使廿日比不可入之由、蜜、以上山守申之、且重能先出請文云々、神妙也」とある。
- (80) 戸田芳美「山野の貴族的領有と中世初期の村」(『ヒストリア』二九、一九六一年、後に『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六

七年に所収)、細川涼一「法金剛院道御の宗教活動」(『仏教史学研究』二六一―二、後に『中世の律宗寺院と民衆』吉川弘文館、一九八七年、に所収)、坂田聡「中世在村寺院の祠堂化の過程」『日本中世の氏・家・村』校倉書房、一九九七年)、志賀節子注(4)前掲論文②

(81) 『山科家礼記』 寛正四年正月四日条

(82) 年賀の十二名は「道金・道教・ゑもん・さへもん・中務・三郎ひやうへ・二郎九郎・ひやうへ五郎・彦七・せんきう・二郎五郎・かもん方」であるが、中務・二郎兵衛・二郎九郎・兵衛五郎・彦七の五人が百文を進上しているので、久守の烏帽子と推測する。全員、返礼に扇と紙二帖を受ける。

(83) 『山科家礼記』 文明十三年正月四日条によると、在家役は一戸宛、餅二十枚、豆一升、現錢五十文のいずれかであった。

(84) 『山科家礼記』 長祿元年十二月六日条

(85) 『山科家礼記』 文明四年七月二十八日条

(86) 『山科家礼記』 明応元年十一月十四日～十二月十九日条

(87) 藤木久志『戦国の村を行く』(朝日新聞社、一九九七年)

(88) 『山科家礼記』 文明十二年十二月二十六日条

(89) 『山科家礼記』 文明十三年正月四日条の「山守あんでう」は「山守庵衆」で、東庄内に集住する寺庵の一形態で、山守の系譜を引く者と思われる。

(90) 『山科家礼記』 文明十二年三月七日条。彦七と庵を貢納している「にしおうち」は「せいはん事」とあり、おうちは清範と推測される。まさに山守系譜の寺庵である。

(91) 拙稿「山科家の栗贈答―中世贈与に関する一考察」(『女性歴史研究所紀要』第一八、京都橘大学女性歴史文化研究所、二〇一〇年)

(92) 『山科家礼記』 長祿元年十月七日条、「山科より御年貢栗上候也」とある。量も栽培地も不明だが続けて「予二衛門・道金両栗をたふ也」とあり、「林殿」と「大篋」の栗と考える。

- (93) 『山科家礼記』延徳三年二月二十五日条「自東庄柱甘本上候、十二本ハ五十嵐方持候山ニテ上候」とある。栗の林もあったと思われる。
- (94) 『言繼卿記』天文二年十月三日条
- (95) 『言繼卿記』天文二年九月十八日条
- (96) 『言繼卿記』天文二年十月四日条
- (97) 拙稿「戦国期の山科家の医療と「家業」の形成―『三位法眼家傳秘法』をめぐる―」(『医療の社会史―生・老・病・死』思文閣出版、二〇一二年)
- (98) 『山科家礼記』長祿元年十一月三十日条
- (99) 『山科家礼記』応仁二年二月十四日条
- (100) 『山科家礼記』長祿元年十一月二十日条
- (101) 『言国卿記』文明十年九月十四日条、「長門守久守領可致領知所、事」。
- (102) 『山科家礼記』応仁二年二月二十一日条
- (103) 『山科家礼記』応仁二年八月十一日条
- (104) 『山科家礼記』応仁二年三月六日条
- (105) 『山科家礼記』寛正四年三月二十九日条
- (106) 『山科家礼記』文明二年十月十七日条
- (107) 『山科家礼記』文明九年十二月十七日条、「七郷内商売人ニ予判ニテ札出候也、うきくしの事」、「札面ニ山科者トカク、裏ニ予判計也」とある。
- (108) 『山科家礼記』応仁二年四月十五日条
- (109) 『山科家礼記』応仁二年六月二十五日条
- (110) 『山科家礼記』応仁二年三月二十九日条

- (111) 『山科家礼記』 応仁二年六月二日条
- (112) 『山科家礼記』 文明二年十月二日条
- (113) 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』下巻（近藤出版社、一九八四年）
- (114) 『山科家礼記』 文明十二年九月二十九日条、「今日野村二七郷寄合也、徳政郷中入りめさん用候也」とあり、徳政一揆の経費を七郷で拠出している。
- (115) 百瀬今朝雄「文明十二年の徳政禁制に関する一考察」（『史学雑誌』六六―四、一九五七年）、桑山浩然「室町時代の徳政―徳政令と幕府財政―」（『中世の社会と経済』東京大学出版会、一九六二年）
- (116) 『山科家礼記』 明応元年八月二十八日条
- (117) 『山科家礼記』 文明三年十月十九日条
- (118) 『山科家礼記』 長享二年十一月二十四日条
- (119) 『山科家礼記』 応仁二年二月十一日条
- (120) 『山科家礼記』 応仁二年三月三日条
- (121) 『山科家礼記』 文明十二年二月八日条
- (122) 『山科家礼記』 明応元年十一月二十二日条、「今夕夜番三郎兵衛代二子ノ彦三郎初めて上候トテ五十嵐同道上候、」とある。
久守方は五十嵐・与三郎・千松・竹阿弥・彦、山守衆は七郎左衛門・兵衛九郎・四郎兵衛・彦三郎である。なお七郎代藤二郎は親子関係と思われる。
- (124) 『山科家礼記』 明応元年十一月三十日条
- (125) 『山科家礼記』 長享二年九月二十五日条
- (126) 『山科家礼記』 文明十三年正月八日条

- (127) 『山科家礼記』 文明十八年十二月二十五日条
- (128) 『山科家礼記』 延徳三年正月四日条
- (129) 『言国卿記』 文亀元年九月十一日条。彦衛門は林殿の栗一斗を納め、十三日に越中が同じく林殿栗を二斗二升納めている。
- (130) 注(95)に同じ
- (131) 『言継卿記』 天文二年十二月三十日条、「大宅郷政所弟沢野井孫衛門、越前守になし候」とある。
- (132) 『言国卿記』 明応十年正月十四日条
- (133) 『山科家礼記』 延徳元年八月二十三日条
- (134) 『山科家礼記』 寛正四年十二月二十七日条
- (135) 『言国卿記』 文亀二年九月二十一日条。栗貢納初見文明十二年では「新宮林」一斗。
- (136) 『山科家礼記』 長享二年正月四日条
- (137) 『山科家礼記』 長享二年七月十一日条
- (138) 『山科家礼記』 文明十二年二月七日条
- (139) 『山科家礼記』 延徳三年五月十四日条、二十一日条
- (140) 『山科家礼記』 長祿元年十二月十四日条
- (141) 『山科家礼記』 応仁二年三月十九日条
- (142) 『山科家礼記』 文明十二年二月九日条、「今日ゆあり、不入候也、道妙一廻之ため也」とあり、彦七との親子関係は認められない。
- (143) 『山科家礼記』 長享二年十二月十一日条
- (144) 『山科家礼記』 長享三年七月十九日条
- (145) 『山科家礼記』 明応元年十一月十八日条

- (146) 注(4) 志賀前掲論文②
- (147) 注(146)に同じ。
- (148) 『実隆公記』 享祿三年九月十二日条
- (149) 『言継卿記』 天文二年十二月三十日条
- (150) 『言継卿記』 天文十三年二月八日条
- (151) 『言継卿記』 天文十七年三月八日条
- (152) 『言継卿記』 弘治四年正月十八日条、「山科大宅郷政所澤野井越中入道礼二来、樽一荷・強飯・昆布・荒卷等持来、対面、盃令飲之」とある。
- (153) 中近世移行期論に関する参考文献を掲げる。
- 後藤靖・田端泰子編『洛東探訪山科の歴史と文化』淡交社、一九九二年
- 藤木久志「移行期村落」(『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、一九九七年)
- 池上裕子『戦国時代社会構造の研究』(校倉書房、一九九九年)
- 長谷川裕子『中近世移行期における村の生存と土豪』(校倉書房、二〇一五年)
- 池亨『中近世移行期論』(同成社、二〇一〇年)
- 湯浅治久「物村と土豪」(『岩波講座日本歴史』第九卷、二〇一五年)
- 志賀節子『中世荘園制社会の地域構造』(校倉書房、二〇一七年)
- (154) 後藤靖・田端泰子編『洛東探訪—山科の歴史と文化』(淡交社、一九九二年)
- (155) 岩上直子「近世禁裏御領と山科郷土」(『京都市歴史資料館紀要』十六、一九九九年)

第五編 中世後期の山科東庄の経済活動

——贈答を視点として——

はじめに

本編は中世後期、つまり室町戦国期の在地にも盛行した贈答行為の実態を解明しようと考えているものである。考察対象は、山科七郷である。山科家の譜代の雑掌大沢久守は七郷内山科東庄（大宅郷）の代官を務めていたので、彼が主要な記主である『山科家礼記』には京都近郊の当地の記録が豊富に残っている。そこには、当該期の惣村の住民の行動や生活が詳細に書き留められている。特に大沢久守との間にやり取りされた贈答行為はその内容も契機も多種多様である。それらを分析することは、中世後期の惣村に暮らす人々の経済活動の一端を具体的に解明することでもある。また当主言国もまた、大沢久守とともに、名字地である山科東庄に頻繁に下向、滞在している。彼の残した『言国卿記』も『山科家礼記』の記述を補完するものとして重要である。これら二つの史料を使って、在地における贈与慣行の機能と意義を明らかにしたい。^①

第一章 文明十二年の山科東庄の日常的贈答

第一節 贈答行為を担う人々

贈与研究は文化人類学の主要テーマの一つである。M・モースは『贈与論』^①の中で、贈与に関する次の三つの義務を挙げている。^②

- 1 贈り物を与える義務
- 2 それを受け取る義務
- 3 お返しをする義務（返礼の義務）

後に別の研究者から4神または神を代表する人間への贈与の義務が四つ目の義務として提示された。これは古代の祖や調といった税の起源とも関わる論理であるが、行論上省くことにする。

以上の三つの義務の内③は互酬性と呼ばれ、②から派生する義務で、日本では義理という言葉に置き換えられる。しかし、このような知見がなくとも、日本人の贈与行為は必ず③を持って完結する。もしお返しをしなかった場合は「義理を欠く」ことになり、両者の間は齟齬をきたすことになる。つまり、良好な関係を築くことを拒否したことになるのである。したがって、日本人の贈与は贈答といふべきであろう。

さて、『山科家礼記』には東庄氏による実に多くの贈答の事例が登場する。それらは大きく「日常的贈答」と「非日常的贈答」に分けられる。言い方を変えれば「恒常的贈答」と「臨時的贈答」である。一人の人間、或いは一つの集団が日常、非日常の両方の契機で贈答をくり返しているのである。受贈者の大半は大沢久守であるが、彼は東庄を

支配する立場にあるので、いわば下位者から上位者への贈答という形態であるが、日常的贈答は、ごく平凡な「ものやりとり」で、現代でも親しい人同士が交す、フラットな側面もある。

下川雅弘氏は『山科家礼記』を同じ視点で分析され、久守と東庄民との贈答事例を文化人類学の贈与概念に則って考察されている。^③しかし、個々の人物を「郷民」と一括に捉えているので、彼らの村落における位置づけや大沢久守との関係が捨象されている。

山科七郷の郷民は「地下」と呼ばれる村落構成員とさらに「おとな(老)」と呼ばれる上層構成員の二重構造で構成されていた。地下は烏帽子成を済ませた一般身分で、さらに「おとな成」を経て、宮座のメンバーになることができた。両者に経済的階層差はあっても、身分的にはフラットな関係であると捉える見方と、「おとな」は「地下」より階級的に高い、いわゆる中間層と呼ばれる土豪や地侍と把握するべきか、見解が分かれる所である。^④何れにせよ大沢久守との贈答行為を担ったのは、主におとな層であった。その外、寺庵衆とよばれる聖職者の存在もあった。したがって、東庄における贈答行為を分析する場合は彼らの庄内における立場を考慮する必要がある。先行研究も援用しながら、彼らを①～⑤に分類して解説を加えたい。^⑤

① 政所二郎衛門(表1では①政と表記)

政所は莊園経営を現地で担う家政機関とその役職を指すが、東庄の場合は上田姓を名乗る二郎衛門の一族が康正より文龜年間(一四五五～一五〇三)までの約半世紀、四代を世襲した。^⑥『山科家礼記』では長祿元(一四五七)年初出の「衛門入道」が初代である。二郎衛門は代官大沢氏の管掌下、山科家の年貢収取の実務を補佐する有力おとな層である。政所は米・栗年貢や季節ごとに設定された公事を担う、庄内の有力貢納者であると同時に、山科家の莊官として内検補佐や年貢算用を提出する両属性を帯びた存在である。②の三郎兵衛と同じく在地での贈答行為の主体者で

ある。

② 山守衆三郎兵衛（表1では②三と表記）

三郎兵衛は文明十二（一四八〇）年には沢野井姓を名乗っていた⁷。米年貢はもちろん、三毬丁竹や山科家にとって重要な贈答資源である栗年貢の最大量四斗を担う貢納者であり、政所と並んで東庄の公事の全てを担う存在である。「好子屋（麴）」の屋号も持つ東庄きつての経済力を有する最有力おとな衆であり、文明十年の山科言国の嫡子猿菊丸（定言）の髪置祝にも、①の二郎衛門と共に折紙銭を進上して対面を許されている⁸。

東庄には後白河上皇の経営した「山科御所」の由緒を冠する「御所山」がある。山科家は御所山の管理者に五人の山守衆を設定したが⁹、おそらくは応永期教言の代からの継承だと思われる¹⁰。史料で確認できる範囲でも父道金の時から、①の政所とともに「大宅兩人」として代官大沢久守を支えていた。山守は御所山の聖地性と地下の用益権の両方を保証する立場であるが、父道金の時より筆頭山守の地位にある。山守衆は正月七日には必ず「五人鏡」を供えるが、三郎兵衛は史料上二代目にあたる。「好子屋」（麴屋）の屋号から推測できるように、その経済力をもって、応仁文明の乱の最中にも物資を援助するなど、大沢久守を支え続けた。東庄における贈答行為の第一人者である。三郎兵衛は大沢久守の烏帽子子でもあり、後の天文初期には①の上田一族に代わって政所を勤める¹¹。

③ 寺庵衆（表1では③寺庵名と表記）

東庄内には寺庵衆と呼ばれる存在が、文明十八（一四八六）年の段階で八人確認できる¹²。寺庵とは小さな寺あるいは物村内の住民が在家出家を遂げ、別所に庵を結んだ准聖職者を含むこともある。庵を結ぶには山科家の認定が必要だった¹³。具体的には『山科家礼記』文明十二年正月の参賀者として、大沢寺を中心に普門庵（長拾坊）・桂正庵・西林庵・

養供庵・帥殿といった庵主や清範¹⁴などが確認できる。東庄の寺庵については大沢寺以外はこれまで触れられたことがないので、個別に検討をしてみる。

【大沢寺】

「だいたく寺」と読む。鎮守東岩屋社と同様、東庄の宗教的紐帯を担う。初出は長祿元（一四五七）年の「大澤坊主」である。庄内の御所山についての詫料十五貫文を納めるために、おとな層（おそらく山守衆）と上洛していることから、庄内の指導的な存在であることがわかる¹⁵。言国は大沢庵と記すことが多く、さほどの規模ではないことがわかるが、山科家の文書と歴代当主の御影（肖像画）や当家の重宝の筈「鳳凰」と「糸巻」、楽記などの保管場所でもあった¹⁶。

仏事としては、五・九月に大般若経転読を、八月には施餓鬼を修するのはもちろん、山科家当主、特に先代の故頭言（東林院）の年忌仏事や久守の家族の法要なども勤めた²⁰。おそらくは庄内の仏事なども担っていたはずである。大沢寺は応仁文明の乱終結後に、大沢久守によって弁財天や本尊を据えられるなど、徐々に体裁が整えられている²¹。

毎年七月、山科家は東庄の「御影堂墓」（歴代の墓）に詣でていたが、大沢寺はその管理も担っていた²²。また「大沢」という名称からもわかるように、大沢一族の菩提寺でもあった。明応三（一四九四）年、久守の入道出家の戒師を勤めたり、同七（一四九八）年の久守の葬儀も執り行っている²⁴。開祖は大沢氏の縁者の可能性もある。

御影堂とは、山科家の始祖教成が、母高階栄子（丹後局）を介して後白河上皇より譲られた遺領を寄進するために、御所の敷地内に建てた追善の堂で、上皇の御影が祀られていた²⁵。いわば山科家にとって象徴的な建物であった。大沢寺は、当該期には既に消失したか、形ばかりに存在していた御影堂を管理するために大沢氏により建てられた可能性がある。なぜなら、大沢氏の祖先は鎌倉末期の「後白河院山科御影堂雑掌道禪」に遡ることができるからである²⁶。久守のルーツを在地武士的な「御影堂雑掌」に求めた菅原正子氏の論考に、大沢寺の存在と久守の意識を重ねることは

十分可能であろう。

大沢寺の消長は不明であるが、『山州名跡志』⁽²⁸⁾に記載される「大宅寺」は「岩屋神社鳥居東二町余」とあり、『拾遺名所図会』⁽²⁹⁾では「曹洞宗月坡一字を建て大宅寺と号す」とある。月坡上人により元禄年間に再興された大宅寺が大沢寺跡の可能性が高い。その大宅寺も近代には荒廃する。その後、明治三十八（一九〇五）年に再々建されたが、平成三十（二〇一八）年には廃寺となっている。所在地は現在の大宅中小路町である。『山科家礼記』文明十二年七月十三日条の墓参記事を拾えば、「夕方御影堂ノハカへ参候也、イホ谷大澤寺へ小僧ツトメ」とあり、『言国卿記』文明十年七月同日条には「如先規、御影堂ノ代、御ハカ後白河院御ハカイホ谷参也」とある。二つの記事を擦り合せると、御影堂にある山科家歴代の墓とイホ谷にある大沢寺と後白河上皇の墓は近接、つまり同一地域ということになる。近世以降の大宅寺が大沢寺の跡地に再建されたものならば、「だいたく」という音のみを引き継いだのであり、かつては大宅郷の紐帯を担った大沢寺の存在は記録の中にもみ残ったことになる。⁽³⁰⁾

【普門庵】

普門庵は長拾坊として応仁二（一四六八）年に『山科家礼記』に登場する⁽³¹⁾。同年に彼は「政所屋東に小屋」を作り、久守は柱や樽を遣わしている。言国も「長拾坊寮」に一〇〇疋の折紙を沙汰しているので、政所屋の機能を補完する建物と思われる⁽³²⁾。立地的には政所二郎衛門の親族と思われ、栗の籠やひげ籠を手配したり、久守の具足や鎌、手矛、長刀といった武器や唐櫃なども保管していた⁽³³⁾。文明十二年には、子の「庵入り」を盛大に催し、言国や久守親子にも折紙銭を贈り、政所家族を中心に庄内のおとな層を呼び祝宴を開く⁽³⁴⁾。「庵入り」は元服にあたるものか、おとな成りにあたるものかわからないが、年令通過儀礼として大きな行事だったと考える。それを契機に彼は「普門庵」と呼ばれるようになる。文明十三年は『言国卿記』と『山科家礼記』が重なるが、同日条で言国は「長拾坊」と記し、久守は「普門庵」と記しているので、同一人物と判明する⁽³⁵⁾。寺庵衆としては、政所一族出自の有力者である。

【西林庵・桂正庵】

西林庵の初出は応仁二（二四六八）年である⁽⁴⁷⁾。桂正庵の初出は文明十二年正月である⁽³⁸⁾。二人は「山寺衆」「山寺御僧たち」と記されているので、比叡山の山徒であろう⁽³⁹⁾。久守は常に二人を一組と捉えている。正月の参賀も同道、久守の父重康（善紹）の年忌も二人で勤めているが、上巳や重陽といった節句や朔日礼などは、他の寺庵と共に挨拶に赴いている。久守は西林庵に、文明十二年の土一揆の折、徳政分一銭五〇〇文を借りているので、小規模の金融業も営んでいたのではないかと推測する⁽⁴¹⁾。桂正庵については西林庵と同一形態を採りながらも、明応元（一四九二）年には七升の栗年貢を納めている。その栽培地は政所屋の南に広がる「小林」という林である。これは地下貢納者の跡を引き継いだもので徐々に在地性を深めていた⁽⁴²⁾。桂正庵の栗貢納は文亀元年まで確認できる⁽⁴³⁾。

【養供庵】

養供庵の初出は応仁二年であり、久守に一〇〇疋の借錢の口入をしている⁽⁴⁴⁾。久守とは親しく交流しており、文明四年の一族の大沢重胤の初七日法要を勤め一〇〇文の布施を下されている⁽⁴⁵⁾。「野村養供庵」とあるので、野村郷の寺庵であることがわかる⁽⁴⁶⁾。養供庵は正月十五日に、恒例の三毬丁の祈祷僧を大沢寺と担ったり、他の寺庵衆と共に、東林院の正忌を修している⁽⁴⁷⁾。また九月の東岩屋社の大般若経の転読僧六人にも座を連ねている⁽⁴⁸⁾。彼は、明応元年に「ゑのこ田」のことで詫事に出向き、一〇〇疋を納めているので、山科家が野村郷に有している散在田の名主の側面もあつた⁽⁴⁹⁾。

【音羽れいしゅ庵】（表1では③音羽れいしゅ庵と表記）

音羽れいしゅ庵は寛正四（二四六三）年の「おとわのあん公事」が初出である。公事とは茶の貢納である。この年「さへもん」の取次で茶五十五袋を納めているので、最初の貢納であろう⁽⁵⁰⁾。その後、応仁二年には茶五十袋になっている。しかし文明十二年の段階で貢納茶は三十三袋である。「もと八五十袋也」とあるのは応仁年間のことを指し

ているのであろう。その後延徳四（一四九二）年まで、音羽の茶三十袋が貢納されている⁽⁵¹⁾。山科家は内蔵頭が家職であるが、内蔵寮附属機関の御厨子所も管掌する立場から、多くの供御人を創出して営業税を徴収し、近郷及び市中央の商売を許可している⁽⁵²⁾。大沢久守は御厨子所目代の立場を利用して山科郷の郷民も供御人となしていた。文明九年の応仁文明の乱の京都における終結を契機に、山科七郷の全在家に「山科者」と書いた商売札を交付している。その数五三九枚、音羽郷は四十二枚交付されている⁽⁵³⁾。その内の何件かが茶を栽培、販売していた「山科者」ということになる。音羽れいしゅ庵はその統括者であろう。当該期の音羽は茶の供給地だったことがわかる。音羽れいしゅ庵は茶の貢納者として登場する寺庵なので、山科東庄の仏事に関わることもなく、言国がどれほど掌握していたかは不明である。しかし当家の茶の消費量の一端を担っていたはずである。

【清範】（表では③清範と表記）

清範の初出は文明十年である⁽⁵⁴⁾。言国は「清範僧尊一種持来也、即対面シ酒ヲ進也」と記す。昨年九月に応仁文明の乱が終息し、東庄への入部を果たしたばかりなので、領主に礼参したのであろう。七月盆に代々の御影堂の墓に参る言国に長拾坊と同行し、地下の僧衆の勤めを果たしている。久守は清範を「大沢寺坊主清範」と記しているので、当寺の所属であることがわかる⁽⁵⁵⁾。後白河院正忌の三月十三日には、久守と共に法住寺に代官参りもしている。一方、清範は若菜、三稔丁竹、蓬、柴といった公事に加えて、粟一斗の貢納者でもある。御所山を管理する山守衆の系譜をひく寺庵であり、寛正四（一四六三）年正月に鏡餅を貢納する「おうち」当人ではないかと考えられる。その根拠は、文明十二年三月の歳を納める「にしおうち」を「せいはん事」としていることにある⁽⁵⁷⁾。清範はある時期に正式に出家を遂げた山守衆の可能性がある⁽⁵⁸⁾。出家後は村落の仏事を担いながら、公事・年貢貢納者として、山科家の収取体系の一端を担う、指導的な寺庵衆と言える。栗年貢は文龜二（一五〇二）年まで定量一斗が確認できる。久守や言国への贈答頻度も高く、山科家の日常を支えた寺庵でもある。

【景隆・てい雲・帥殿】（表では③名前で表記）

景隆とてい雲の初出は文明十二年であるが、帥殿は文明十年に普門庵、清範と共に下向していた言国の許へ重陽の節句札に出向き対面している。⁶⁴ 三人とも、正月七日祝に年賀の品を携えて訪れ、久守から恒例の扇を返されているので、地下の僧衆である。景隆に関しては「栖雲寺景隆事」で使者が書状を持参しているため、おそらく栖雲寺の僧であらう。⁶¹ さらに「栖雲寺僧道へウ」が東岩屋社で大般若経一部を修しているが、景隆と道へウが同一人物かはわからない。⁶² また栖雲寺の所在もわからないが、久守とは親しく交流している。⁶³

また延徳元（一四八九）年に「けいりう地下安堵」として政所と三郎兵衛が折紙（誓約書）を出して免じられていることや、文亀元年に言国が「地下ヲトナ」を召して、博打や景隆が打たれたことなどを説諭しているので、少なくとも景隆の在地性は確実である。てい雲に関しては、清範と共に大沢寺の僧である。⁶⁴ てい雲は久守に一貫文を四文字で貸したり、久守の母と思われる心華の年忌仏事を謹めている。⁶⁵ 三人とも地下僧として、東庄の諸仏事を担う存在であつたと考えていいだろう。

【東岩屋社供僧二位】（表では③三位と表記）

東岩屋社は御所山の入り口に位置する鎮守社であり、村の宗教的、精神的紐帯の中心であり、宮座の経営にも関わる。三位は泉蔵坊とも呼ばれ、当社の別当である。初出は文明四年であるが、文明九年の山科家東庄入部に際しては、「東岩屋供僧二人」として久守と対面をし、二〇疋を贈っている。⁶⁶ 三位は四宮河原に供僧田三反を給付されており、醍醐寺理性院に押領されていた。しかし文明十二年に禁裏の中介で無事返還されている。⁶⁶ 公事については清範とともに三毬丁竹や栗年貢を納めており、文亀二年まで確認できる。久守は三位に度々米を借りたり、反対に自分の米の売却を依頼していた。⁶⁷ 長享二（一四八八）年の嫡子の元服に際しては、久守の子兵衛尉が烏帽子親となり。三献の盛大な祝宴を催すなど、かなりの経済力を有していた。⁶⁸

以上庄内の寺庵衆について検討を試みたが、彼らは、前述した大沢寺の所在地「イホ（庵）谷」にそれぞれ庵を構えて集住していたと思われる。「イホ谷」は東岩屋神社（現岩屋神社）の下に広がる傾斜地である。寺庵衆が一般在家の居住地区から離れた高台に居を構えるという中世的景観を復元することができる。桂正庵が後に栗貢納者になるのも、清範が栗年貢納者であるのも、兩人の庵のある「イホ谷」が栗林と近接していたからにほかならない。また政所が預かる栗林「大篁（大竹村）」が「宮前」にあり、「大林」と「小林」二つの林に分けられること、「大林」が「大沢寺の栗」であり、桂正庵の預かった「政所南」の林が「小林」と呼ばれていたことを念頭に置くと、政所屋もイホ谷地域に位置した可能性が高い。⁷⁶⁾

御所山を背後に戴く東岩屋神社を起点に、大沢寺および寺庵衆の住む「イホ谷」までの傾斜地は御影堂、歴代当主の墓、後白河院の墓に加えて、年貢の為の栗林、三毬丁竹を貢納する竹林を有するまさに、山科家の由緒を可視化できる場所であった。寺庵衆は大沢寺を要に集住し、庄内の大般若経転読や一般仏事も担う傍ら、山科家や大沢氏の仏事を執り行い、御影堂の故地を守る重要な役目を担っていたと考える。

④その他の東庄のおとな衆（表では④名前で表記）

贈答行為を担った東庄のおとな衆としては、「大宅兩人」と言える①政所②三郎兵衛以外では、大沢久守の被官五十嵐弥五郎や山守衆七郎左衛門などが代表格である。五十嵐一族については志賀節子氏の専論⁷⁷⁾、七郎左衛門に関しては拙稿で考察したので、概略を紹介する。⁷⁸⁾

【五十嵐弥五郎】

五十嵐弥五郎は『山科家礼記』応仁二年に「私者五十嵐」、文明九年に「被官五十嵐弥五郎」とあり、大沢久守の被官であることがわかる。その後の新出史料により、康正三（一四五七）年の段階ですでに久守の被官として立ち働

いていることがわかる。また五十嵐の女房は久守の子兵衛尉重致の御乳である。五十嵐は応仁文明の乱には七郷民の陣頭指揮をとって戦闘にも参加していた。弥五郎は文明十一年に「右衛門成り」を遂げ、おとな衆に加わる。その後は在地の被官人として、政所や三郎兵衛とともに、山科家の東庄支配を補完する存在となる。志賀氏は弥五郎を、東庄内の裕福なおとな衆五十嵐弥九郎の親族に比定し、久守が東庄運営のために打った楔の一つと評価する。

【林衛門】

林衛門は寛正四年におとな成の祝いに二〇〇文を振舞った五十嵐弥九郎である。弥五郎と共に大沢久守の被官であったが、文明十二年以降は「はやしのゑもん」「いや九郎ゑもん」として栗年貢一斗三升を納めるおとな衆として記される。長享二年以後は彦大郎が同量の粟を納めているので、おそらく息子であろう。その根拠は文明十年に元服した彦大郎は「五十嵐の甥」と記されているからである。林衛門は、自分の持山の柱を久守に融通する裕福なおとな層である。

【七郎左衛門（彦七）】

彦七の初出は三郎兵衛と同じく寛正四年であるが、文明十二年の「おとな成」以後は七郎左衛門を名乗る山守衆である。三郎兵衛と同じく、公事の全てを担い、栗年貢も納める。作職は庄田三反と散在山田一反を保有し、年貢一斗四升とその地子を納めている⁽⁷³⁾。山科東庄の個人の作職がわかる唯一の例として興味深い。七郎左衛門は①の政所、②の筆頭山守三郎兵衛に次ぐナンバー3の位置付けのおとな衆である。七郎左衛門については文明十八年以降「三郎兵衛子」と記されるが、二人の関係性をみると実子ではなく養子と思われる、そのルーツは康正三年に登場する山守衆左衛門の子ではないかと考える。五十嵐弥五郎や三郎兵衛と並んで文亀二年までその存在が確認できる、最も活動時期の長いおとな衆である。

【道林】

入道名を名乗るおとな衆は東庄に何人かいるが、道林は地下の代表として行動している。一例を取ると、文明十二

年に無断で御所山の柴を刈った政所の下部(使用人)の一件も、政所ではなく道林が赴いて謝罪をしている。久守も「道林申候間免候也」と許す。また、山科七郷に前例のない禁裏普請役が課せられたときも、道林の家で七郷寄合が開かれている。年令階梯においては宮座の上座を占める宿老として、政所とは別の機能で地下を統括している。

そのほかは山守経験者と思われる禪宗、現役の山守衆兵衛九郎・四郎兵衛、政所の叔父の小南中務、政所の兄二郎三郎、弟の又二郎、三郎兵衛の兄弟の掃部などがある。

⑤他郷のおとな層

【野口弥四郎】(表では⑤野口名主と表記)

東庄以外の人物で大沢久守と交流する人物は野村郷の野口弥四郎である。山科家は山科西庄と認識している野村郷に野口名という名田を有していた。その名主が野口弥四郎である。長禄元(一四五七)年の段階で、野料足と畠地子合わせて三貫文および盆供米・麦・人夫役が課せられていた。⁽⁷⁴⁾盆供米二斗は三人の作人から徴収していた。⁽⁷⁵⁾

弥四郎の初出は寛正四年で、「野村せんきうと申候被官の子」である。⁽⁷⁶⁾子が東庄の地下者と相論を起したせんきうは、久守によって家を検封される。被官人に対する検断権行使である。せんきうは野村名主として、正月七日の鏡餅を納める一方で、三月三日の上巳には禁裏で行われる「鶏合」の鶏も供出している。

弥四郎は寛正四年におとな成の報告をしている。官途名は兵衛である。⁽⁷⁷⁾同年におとな成を済ませた五十嵐弥九郎と同世代である。応仁二年には茶四斤を貢納している。以後野口弥四郎の茶の貢納が所見されるが、文明十三年以降、道シウと記されるので、入道成を遂げたのであろう。

前述の音羽れいしゅ庵も茶の貢納者であるが、弥四郎の場合は、久守の茶の購入先でもあった。⁽⁷⁸⁾弥四郎は東庄の政所・山守衆と同様、様々な公事を担っている。長享二年には子のツル法師を「代始」として披露をしている。⁽⁷⁹⁾その子

も延徳四年、松井兵庫助として同量の茶を納めている。⁽⁸⁾

以上、煩雑ではあるが、久守と交流を持ち、贈答行為を展開した階層を提示した。東庄は室町戦国期の在地における贈答行為を具体的に考察できる唯一の地域なので、その内容を把握すれば、当該期の惣村の状況に一般化できると考えている。その為には、品目を分析するだけでは不十分であり、個々の存在形態を把握することが重要だと考えた。

第二節 恒例の贈答

表1は、『山科家礼記』より文明十二(一四八〇)年の東庄民と代官大沢久守との贈答行為を抜き出したものである。網掛けの欄は東庄に課された年貢と公事である。また、久守が東庄に下向して帰洛するまでの期間がわかるようにした。文明十二年を選択した理由は、応仁文明の乱が終息して三年、膝下荘園の東庄へ入部を果たし、代官久守により再編された経営体制も安定し、地下との関係も再構築されたこと、在家数も五十四戸と明記されていること、年貢と諸公事、その貢納者がすべて把握できること、久守との間に交わされた贈答の規模も種類も具体的に把握できることにある。藤木久志氏は東庄の一年の農事暦を歳時記として組み立て、領主と百姓の時には主従を越えた関係を、現代に続く年中行事と照らし合せている。⁽⁹⁾

表1に掲載された東庄民の贈答回数は正月から年末まで、延べ一五〇回である。彼らの贈答の契機は、当然であるが、久守が下向、滞在している時が多い。その中には恒例になっているものもあるが、大半は日常的な「ものやり取り」で、その場で消費するような季節の産物が多い。現代の「近所付き合い」に相当するので、贈答物の到来日は予測できない。よってその場の返礼はない。

ところが、恒例行事になっている贈答には、久守からの即時の返報(お返し)があり、互酬性(互礼性)が保たれている。贈答というよりは儀礼と言った方がわかりやすい。

表1 文明12(1480)年の山科東庄の贈答

『山科家礼記』より

| 番号 | 月 | 贈与者 | 受贈者 | 品目 | 返礼 | 備考 |
|----|------|--------------------------|-------------------------------|------------------|--------------|-----------|
| | 正 4 | 御所山の山口祝 | | 全在家に賦課 山守衆は免除 戸別 | 餅20・豆1升・代50文 | |
| | 正 6 | 若菜貢納 ②三④彦七 | | | | |
| | 正 7 | 第1回下向 | | | | |
| 1 | 正 7 | ③普門庵 | 久守 | 10疋 | 酒・帯・扇 | 年賀訪問 |
| 2 | 正 8 | ③養供庵 | 久守 | 茶1袋 | 焼茶子・扇 | 同上 |
| 3 | 正 8 | ③帥殿 | 久守 | 昆布 | 扇 | 時 |
| | 正 8 | 七日祝・山守衆五人鏡・おとな酒 | | | | |
| 4 | 正 8 | ①政②三④地下 | 久守 | 900文(10疋宛) | 扇・爛酒・飯 | 地下の祝 |
| 5 | 正 8 | ③西林庵 | 久守 | 茶1袋 | なし | 年賀訪問 |
| 6 | 正 8 | ③桂正庵 | 久守 | 茶器・蜜柑 | なし | 同上 |
| 7 | 正 8 | ③養供庵 | 久守 | 10疋 | 3文扇 | 同上 |
| 8 | 正 8 | ④禅宗 | 久守 | なし | 酒・扇 | 同上 |
| 9 | 正 8 | ④せう | 久守 | なし | 10文扇() | 同上 |
| 10 | 正 8 | ③清範 | 久守 | 茶2袋 | 酒・扇 | 同上 |
| 11 | 正 8 | ③供僧三位子 | 久守 | 10疋 | 扇 | 同上 |
| | 正 10 | 帰洛 | | | | |
| | 正 11 | 御供四膳・鏡餅など | | | | |
| | 正 14 | 三穂丁竹50荷・柴 ②三 ③清範 ④彦七 | | | | |
| 12 | 正 14 | ②三 | 久守 | 朝飯・湯・大酒 | × | 振舞い |
| | 正 16 | 第2回下向 | | | | |
| 13 | 正 23 | ①政②三④地下 | 久守一同 | 汁・中酒 | × | 同上 |
| | 正 25 | 帰洛 | | | | |
| | 2 6 | 第3回下向 | | | | |
| 14 | 2 7 | ③普門庵 | 久守親子 | 各折紙50疋 | 小袖 | 子の庵入祝 |
| 15 | 2 | ③普門庵 | 山科言国 | 折紙200疋 | 対面 | 同上 |
| 16 | 2 9 | 東庄 | 久守 | 米20石 | 酒 | 庵入の言国臨席御礼 |
| 17 | 2 10 | ④彦七 | 久守 | 種・酒肴・昆布・衣被 | 大酒①②③④ | 御礼 |
| 18 | 2 11 | ③普門庵子 | 久守 | 餅 | × | 庵入御礼 |
| 19 | 2 12 | ④又二郎 | 彦兵衛 | 種・餅 | | 上洛訪問 |
| 20 | 2 12 | ④南年寄り | 久守妻 | 酒・餅 | × | 言付け |
| 21 | 2 13 | ②三 | 久守 | うどん | × | 年忌前日 |
| 22 | 2 14 | ②三 | 久守 | 時粥 | × | 父道金17年忌 |
| 23 | 2 16 | ③西林庵 | 久守 | 種・強飯 | 酒宴 | 日常 |
| | 2 20 | 公事・家別繩10把・54戸 | | | | |
| 24 | 2 20 | ②三 | 久守 | 夕飯・鮎汁 | | 振舞 |
| 25 | 2 21 | 大沢寺 | 久守 | 酒宴 | | 垣の沙汰の礼 |
| 26 | 2 28 | ②三 | 久守 | 種 | 飯・酒 | 日常 |
| 27 | 2 29 | ④地下の女 | 久守 | 種・強飯 | × | 日常 |
| | 3 1 | 大行事御供2膳 | | | | |
| 28 | 3 2 | ①政 | 久守 | 酒・強飯 | × | 言国子誕生 |
| 29 | 3 3 | ④林衛門 | 久守 | よもぎ餅 | × | 日常 |
| 30 | 3 3 | 久守 | ①政②三④彦七 ③清範・普門庵・ 養供庵⑤野口 | 強飯・酒 | | 言国子誕生 |
| 31 | 3 6 | ④道林 | 久守 | 種・魚・こぶ・餅 | 酒 | 下部安堵の礼 |
| | 3 7 | 蕨貢納 ①政②三④彦七・禅宗 | | | | |
| 32 | 3 9 | 山守衆 | 久守 | 種・餅・干鯛 | | 言国妻産所の礼 |
| 33 | 3 11 | 久守 | 西林庵 | 50疋 | 三献 | |
| 34 | 3 15 | ③養供庵 | 久守 | 一番茶5袋 | 時 | 日常 |
| 35 | 3 16 | ②三 | 久守 | 串柿5 | 酒(①相伴) | 日常 |
| | 3 17 | 茶貢納 ③音羽れいしゅ庵30袋・⑤野口名主13袋 | | | | |
| 36 | 3 18 | ④彦七 | 久守 | 茶5袋 | × | 日常 |
| 37 | 3 18 | ③西林庵 | 久守・女中 | 餅 | × | 日常 |
| 38 | 3 19 | ③三位④おとな | 久守 | ③茶3袋・④茶2袋 | × | 日常 |

第五編 中世後期の山科東庄の経済活動

| 番号 | 月 | 贈与者 | 受贈者 | 品目 | 返礼 | 備考 | |
|----|---|-----|------------------------|----------------------------------|-----------------|---------|--------|
| | 3 | 20 | | 婦洛 | | | |
| 39 | 3 | 23 | ⑤西林院 | 久守 | もずく・桶・梅の荒巻 | × | 日常 |
| 40 | 3 | 25 | ③清範 | 久守 | 竹子 | × | 日常 |
| 41 | 3 | 25 | ⑤深草刀禰 | 久守 | たなやき米 | × | 日常 |
| 42 | 3 | 26 | ①政 | 久守 | 米1袋 | × | 日常 |
| 43 | 3 | 27 | ①の弟 | 久守 | 米1袋 | × | 日常 |
| | 4 | 2 | | 御供二膳・岩梨貢納 | | | |
| 44 | 4 | 2 | ⑤深草刀禰 | 久守 | 竹子 | × | 日常 |
| | 4 | 6 | | 第4回下向 | | | |
| 45 | 4 | 7 | ③清範④明心・禪宗 | 久守 | 竹子 | × | 日常 |
| 46 | 4 | 7 | ④彦七・又二郎 | 久守 | 酒・強飯・干鯛 | × | 祭礼酒初穂 |
| | 4 | 7 | | 東岩屋社祭礼の御供膳 | | | |
| 47 | 4 | 7 | ⑤西林院 | 久守 | 榎・茶・代200文 | 酒・湯漬け | 新法師紹介 |
| 48 | 4 | 8 | ⑤西山進藤 | 久守 | 茶10袋 | 酒・肴・湯漬 | 三宮連歌事 |
| 49 | 4 | 9 | ②三 | 久守以下一門 | 朝飯・大酒 | × | 朝飯沙汰 |
| 50 | 4 | 13 | ③供僧三位 | 久守 | 榎・こぶ・鯛 | × | 供層田返付礼 |
| | 4 | 14 | | 婦洛 | | | |
| 51 | 4 | 15 | ③供僧三位 | 勸修寺殿伝奏 | 御榎・竹子・20疋 | 同上 | 上記落居礼 |
| | 4 | 24 | | 第5回下向 | | | |
| 52 | 4 | 27 | ②三 | 久守 | 朝飯 | × | 朝飯沙汰 |
| | 4 | 28 | | 婦洛 | | | |
| | 5 | 1 | | 御供二膳 | | | |
| | 5 | 3 | | 竹子3束貢納 ①政 | | | |
| | 5 | 5 | | 蓬・柴貢納 ②三③清範④彦七・禪宗 | | | |
| | 5 | 5 | 東庄 | 久守 | 粽650 | 米代支給 | 丹後節句 |
| | 5 | 6 | | 第6回下向 | | | |
| 53 | 5 | 6 | 久守 | ①政②三③大沢寺・三位供僧④彦七・南年寄り・左衛門九郎・兵衛九郎 | 粽10本宛 | 各人に配分 | 裾分け |
| | 5 | 11 | | 菅浦の枇杷二(贈答用) | | | |
| 54 | 5 | 12 | 久守 | ①政②三③桂正庵・西林庵④南年寄り | 菅浦の枇杷 | × | 特別な裾分け |
| 55 | 5 | 12 | ②三 | 久守 | 小麦餅 | × | 田植納 |
| 56 | 5 | 14 | ②三 | 久守 | 精進・飯餅 | × | 道金年忌 |
| 57 | 5 | 5 | ②三 | 久守 | 炒豆 | × | 日常 |
| 58 | 5 | 21 | ④小南中務 | 久守 | 10疋 | × | 合力振舞 |
| 59 | 5 | 22 | ④又二郎母 | 久守子 | 餅・10疋 | × | 産所見舞 |
| | 5 | 22 | | 婦洛 | | | |
| 60 | 5 | 23 | ⑤雑色彦次郎 | 兵衛尉 | 酒・粽・干鯛 | × | 産所見舞 |
| | 5 | 25 | | 楊梅貢納 | | | |
| 61 | 5 | 25 | 久守 | 兵衛尉 | 榎・餅・干鯛 | × | 出産祝 |
| 62 | 5 | 25 | ①政②三③大沢寺・三位供僧・清範④おとな7人 | 久守 | 榎・餅・干鯛・鳥・1貫600文 | 500文・簀子 | 出産祝 |
| 63 | 5 | 27 | ⑤乳母 | 久守 | 榎・粽・干鯛・十疋(茶子) | × | 出産祝 |
| 64 | 5 | 28 | ③三位供層 | 久守 | 榎・粽・白瓜・20疋 | 酒 | 出産祝 |
| | 6 | 1 | | 第7回下向 | | | |
| 65 | 6 | 1 | ①政②三③大沢寺・清範・普門庵④禪宗 | 久守 | × | 酒宴 | 朔日礼 |
| 66 | 6 | 2 | ①政 | 久守 | 切り麦 | × | 地下湯の後 |
| 67 | 6 | 5 | ④南年寄り | 久守 | 精進飯 | × | 振舞 |
| 68 | 6 | 6 | ③西林庵 | 久守 | 酒・瓜 | × | 日常 |
| 69 | 6 | 8 | ⑤竹阿弥 | 久守 | 瓜10 | × | 日常 |
| 70 | 6 | 11 | ③大沢寺 | 久守 | 瓜 | × | 日常 |
| 71 | 6 | 12 | ④林衛門 | 久守 | 江瓜10 | × | 日常 |
| 72 | 6 | 12 | ④南年寄り | 久守 | 麦粉 | × | 日常 |

| 番号 | 月 | 贈与者 | 受贈者 | 品目 | 返礼 | 備考 | | |
|-----|---|-----|--------------------------------|------------------|-----------|----------|--------|--|
| 73 | 6 | 12 | ①政 | 久守 | ささげ豆 | × | 日常 | |
| 74 | 6 | 13 | ②三 | 久守 | 白瓜・酒 | × | 日常 | |
| 75 | 6 | 14 | ④小南中務 | 久守 | ささげ豆 | × | 日常 | |
| 76 | 6 | 15 | ④林衛門 | 久守 | 飯 | × | 日常 | |
| 77 | 6 | 16 | ④南年寄り | 久守 | ささげ豆 | × | 日常 | |
| 78 | 6 | 17 | ④右馬 | 久守 | ささげ豆 | × | 日常 | |
| 79 | 6 | 17 | 久守 | ⑤西林院 | 栗 | × | 日常 | |
| 80 | 6 | 17 | ⑤野口名主 | 久守 | 茶5袋 | 酒 | 日常 | |
| 81 | 6 | 19 | ⑤西林院 | 久守 | 海松 | × | 日常 | |
| 82 | 6 | 19 | 久守 | ③桂正庵・西林庵 | 海松 | × | 再贈答 | |
| 83 | 6 | 20 | ④禅宗 | 久守 | ささげ豆 | × | 日常 | |
| 84 | 6 | 20 | ②三 | 久守 | 瓜 | × | 日常 | |
| 85 | 6 | | ④南年寄り | 久守 | 種・瓜・干鯛 | 酒 | 地下詫事 | |
| 86 | 6 | 24 | ④禅宗 | 久守 | ささげ豆 | × | 日常 | |
| 87 | 6 | 25 | ⑤小四郎 | 久守 | 時・湯 | × | 禅通13年忌 | |
| | 6 | 28 | 菅浦小麦貢納の代銭2貫文 | | | | | |
| 88 | 6 | 28 | ①政④彦七 | 久守 | 小麦餅 | × | 日常 | |
| | 6 | 29 | 茅草・柴貢納 ①政②三③清範④彦七 | | | | | |
| | 7 | 1 | 御供二前 | | | | | |
| 89 | 7 | 3 | ⑤西山進藤 | 久守 | 江州瓜10籠 | × | 贈答 | |
| 90 | 7 | 3 | 久守 | ①政②三③西林庵④南年寄り⑤女中 | 江州瓜各1籠 | × | 再贈答 | |
| 91 | 7 | 4 | ③三位供僧 | 久守 | 種・荒巻・香物 | 茶20袋 | 子誕生祝 | |
| 92 | 7 | 4 | ④彦七・左衛門九郎 | 久守 | 新米 | × | 初穂 | |
| 93 | 7 | 5 | ②三 | 久守 | 朝飯 | × | 振舞 | |
| 94 | 7 | 5 | ④南年寄り・大郎左衛門⑤野口名主 | 久守 | 新米 | × | 初穂 | |
| 95 | 7 | 6 | ②三 | 久守 | 朝飯・切り麦・酒 | × | 振舞 | |
| | 7 | 7 | 柴貢納 ③清範 ④彦七 | | | | | |
| 96 | 7 | 9 | ③西林庵 | 久守 | なすび | × | 日常 | |
| 97 | 7 | 13 | ①政②三④彦七 | 久守 | 各10疋 | × | 生身魂 | |
| | 7 | 13 | みな籠貢納 ①政5籠⑤野口名主5籠 | | | | | |
| | 7 | 13 | 盆供米⑤野口名主 | | | | | |
| 98 | 7 | | ③清範 | 久守 | 手作り柄杓 | × | 日常 | |
| 99 | 7 | 14 | ⑤勸修寺道徳 | 久守 | 茶10袋 | × | 日常 | |
| 100 | 7 | 15 | 久守 | ③大沢寺 | 種・昆布・100文 | × | 施餓鬼 | |
| 101 | 7 | 16 | 久守 | ⑤西林院 | 種・黒塩・そば | 干飯・うどん・酒 | 訪問 | |
| 102 | 7 | 19 | ③桂正庵 | 久守 | 種・香物・桃 | 賞翫①②③言国 | 日常 | |
| | 7 | 19 | 新米貢納開始 | | | | | |
| 103 | 7 | 21 | ④南年寄り | 久守 | 米 | × | 初穂 | |
| 104 | 7 | 23 | ③西林庵 | 久守 | 種・そば | 賞翫 | 日常 | |
| 105 | 7 | 26 | ①政 | 久守 | 酒 | × | 新酒 | |
| 106 | 7 | 28 | ⑤勸修寺道徳 | 久守 | 種・素麺・鱈5 | 酒 | 宥免礼 | |
| 107 | 7 | 30 | ⑤浜彦次郎 | 久守 | 干鯛5 | × | 日常 | |
| | 7 | 30 | 帰洛 | | | | | |
| | 8 | 1 | 八朔貢納 ①政②三④彦七・禅宗・林衛門・大郎左衛門⑤野口名主 | | | | | |
| 108 | 8 | 9 | ④掃部 | 久守 | 生芋の茎 | × | 日常 | |
| | 8 | 12 | 第8回下向 | | | | | |
| 109 | 8 | 13 | ⑤西林院 | 久守 | 賀茂瓜2 | × | 日常 | |
| 110 | 8 | 14 | ③清範 | 久守 | 賀茂瓜1 | × | 日常 | |
| 111 | 8 | 15 | 久守 | ⑤勸修寺道徳 | 鯰(流用) | × | 109の返礼 | |
| | 9 | 1 | 御供・いくち茸 | | | | | |
| 112 | 9 | 5 | ②三 | 久守③大沢寺・普門庵⑤南洞院 | 夕飯 | × | 振舞 | |
| | 9 | 6 | 栗貢納開始 ①政②三③清範④彦七・林衛門・禅宗・南年寄り | | | | | |

第五編 中世後期の山科東庄の経済活動

| 番号 | 月 | 贈与者 | 受贈者 | 品目 | 返礼 | 備考 | | |
|-----|----|-----|---------------------|-------------------------------|------------|-----|--------|--|
| 113 | 9 | 9 | ①政④彦七・南年寄り ⑤野口名主 | 久守 | 酒・餅 | × | 重陽礼 | |
| 114 | 9 | 16 | ⑤野口名主 | 久守 | ゆで豆 | × | 日常 | |
| 115 | 9 | 17 | ①政 | 久守 | 柿 | × | 初穂 | |
| 116 | 9 | 19 | ⑤西林院 | 久守 | はじかみ1束 | × | 日常 | |
| | 9 | 21 | 政所屋敷の柿貢納 ①政 | | | | | |
| 117 | 9 | 21 | ①政 | 久守 | 酒・餅 | × | 日常 | |
| 118 | 9 | 24 | ④彦七・南年寄り | 久守 | 柿・餅・芋飯 | × | 日常 | |
| 119 | 9 | 29 | ②三 | 久守 | 強飯 | × | 麦播き祝 | |
| | | | 柚子200梅干し100貢納 | | | | | |
| 120 | 10 | 1 | ④奥兵衛 | 久守 | 酒・餅・干鯛 | × | 娘祝言 | |
| 121 | 10 | 5 | ①政 | 久守 | 朝飯・酒・芋かん | × | 内検 | |
| 122 | 10 | 8 | ⑤智阿弥 | 久守・①政②三 ③大沢寺・普門庵 | 味噌焼・汁・酒 | × | 旅籠振舞 | |
| 123 | 10 | 11 | 久守 | ①政②三④彦七 以下おとな衆 | 朝飯 酒宴 | × | 収納 | |
| | 10 | 11 | 東庄年貢納 | | | | | |
| 124 | 10 | 13 | ⑤西林院 | 久守 | もずく2桶 | 非時 | 訪問 | |
| 125 | 10 | 17 | 久守 | ①政所②三③全 員④彦七以下12 人⑤野口名主 | かい餅 | × | 日常 | |
| 126 | 10 | 17 | ④道林 | 久守 | 10疋 | × | 下地買得礼 | |
| 127 | 10 | 18 | ④南年寄り | 久守 | 餅 | × | 日常 | |
| 128 | 10 | 20 | ①政 | 久守 | 朝飯 | × | 振舞 | |
| 129 | 10 | 20 | ③三位供僧 | 久守 | 100文 | × | 下地納礼 | |
| 130 | 10 | 21 | ④南年寄り | 久守 | 中酒 | × | 久守上洛銭 | |
| | 10 | 21 | 帰洛 | | | | | |
| 131 | 10 | 24 | ④林衛門 | 久守 | 熟柿55 | × | 禁裏献上品 | |
| 132 | 10 | 29 | ⑤四手野井入道 | 久守 | 種・粽 | × | 公事礼 | |
| | 10 | 30 | 第9回下向 | | | | | |
| 133 | 11 | 2 | ①政 | 久守 | 平茸 | × | 禁裏献上品 | |
| | 11 | 2 | 帰洛 | | | | | |
| 134 | 11 | 6 | 久守 | 山科七郷 | 種6・乾鮭・大根 | 普請役 | 禁裏普請事礼 | |
| | 11 | 9 | 御供2前 | | | | | |
| 135 | 11 | 11 | ⑤深草竹売り | 久守 | 酒・昆布・500文 | × | 詫事 | |
| 136 | 11 | 12 | ⑤木幡竹売り | 久守 | 500文 | 返却 | 詫事 | |
| 137 | 11 | 16 | ①政 | 久守 | 種・串柿 | 飯 | 日常 | |
| | 11 | 20 | 第10回下向 | | | | | |
| 138 | 11 | 21 | ⑤栖雲寺 | 久守 | 蜜柑100 | × | 栗の返礼 | |
| 139 | 11 | 21 | ③養供庵 | 久守 | 種・串柿・こぶ | × | 心華年忌礼 | |
| | 11 | 22 | 帰洛 | | | | | |
| 140 | 11 | 26 | ④彦七 | 久守 | 種・鯛3・こぶ・強飯 | × | おとな成 | |
| 141 | 11 | 28 | ④禪宗 | 久守 | 種・鯛・こぶ | × | 畠事 | |
| 142 | 12 | 6 | ②三 | 久守 | 種・鯛・餅 | 酒 | 歳暮 | |
| 143 | 12 | 14 | ⑤深草刀禰 | 久守 | 100疋 | × | 歳暮 | |
| 144 | 12 | 18 | ④大郎左衛門 | 久守 | 種・荒巻・栗 | × | 娘祝言 | |
| 145 | 12 | 19 | ③三位子 | 久守 | 種・豆腐・こぶ | × | 歳暮 | |
| | 12 | 21 | 第11回下向 | | | | | |
| 146 | 12 | 22 | ①政 | 久守 | 湯・夕飯 | × | 振舞 | |
| 147 | 12 | 23 | ②三 | 久守 | 朝飯 | × | 上洛銭 | |
| | 12 | 23 | 帰洛 | | | | | |
| 148 | 12 | 24 | ④彦七 | 久守 | 10疋 | 酒 | 歳暮 | |
| | 12 | 27 | 正月の餅注文 ① | | | | | |
| 149 | 12 | 27 | ①政 | 久守 | 強飯 | × | 算用 | |
| 150 | 12 | 27 | ①政②三 | 久守 | 各10疋 | × | 歳暮礼 | |

東庄の正月は四日の「山口祝」から始まる。山口は御所山の上り口で、東岩屋社の境内の奥だと思われる。元來は山の神に供物を捧げる神事であろうが、山科家は「佳例」として家僕を下向させ、全在家から餅・豆・代錢を徴収した。戸別に餅なら二十枚、豆は一升、代錢は五十文と選択できたのは、米作、畑作、非農業に従事する東庄民の多様な形態を反映している。当年は餅二六〇枚、豆十三升、代錢九五〇文を集めている。東庄の在家数は五十四戸、山守と庵衆は免除されている。⁽⁸⁾この場合の庵衆は寺庵ではなく、家督を譲って入道名を名乗る在家のことと思われるので、道林・しやおん・道音に山守五人の計九人を除いた四十六戸の賦課と一致する。組郷の南木辻（柳辻）は一軒につき餅十枚と代錢十文が課され、十戸が御所山の使用を許可されていたことになる。柳辻の代錢百文は徴収役の政所と彦七で折半している。「山口祝い」は先に挙げた文化人類学における「贈与の四つの義務」の内、「神あるいは神を代表する人間への贈与の義務」にあたるが、東庄民には年初の賦課である。

正月の「七日祝」は山科家と東庄にとって年貢契約を確認する「吉書の場」に相当するので、代官久守が下向して、東岩屋社へ参った後、政所屋で山守衆ら五人（政所・三郎兵衛・彦七・兵衛九郎・五十嵐）が鏡餅を据える。続いて彼らと「おとな酒」が催される。前日には三郎兵衛と彦七によって佳例の若菜が貢納されている。次に恒例行事の贈答を挙げてみよう。

（一）七日祝の贈答

正月八日は残りの主だったおとな衆九人が集い、味噌雑炊と燗酒で年賀の宴が開かれる。両日に庄内の寺庵衆も訪れ、御慶を交わす（表1〜11、以後番号のみ）。おとな衆は在家（地下）分としての一〇疋に加えて各自一〇疋宛て持参する。この習わしは寛正四年同日にも確認できるので、少なくともそれより以前の慣行であろう。寺庵衆は茶を贈ることが多いが、養供庵は十疋持参する。久守は、彼らに酒を飲ませ、扇や帯を返しているので、互酬性が成立する平等な贈答である。久守は予め「東庄にて入候」返礼の品、扇四種三十六本、帯五筋、包装用の帯紙二束を計一貫四二〇文で

購入している。⁽⁸³⁾その財源は四日に徴収した代銭と当日に贈られる礼銭を当てているのだろう。祝宴の経費も久守負担と思われる。扇の値も四文から百文まで幅広いのは、与える階層によって分けていたからである。寺庵や大沢寺には高価な扇や帯をあるいはその両方を返礼している。

(2) 八朔祝―贈答と負担の間

八朔は八月一日に目上の人に進物を贈る年中行事で、現代の中元の起源とされている。その開始は鎌倉時代の主従間の贈答に求められるが、元来は農村社会の稲作の風習が、武家社会に広まり、室町時代には公家社会にも及び、「御憑」として広く定着したというのが民俗学の定説である。⁽⁸⁴⁾室町時代の八朔については二木謙一氏の専論があり、その成立過程も含めて、武家の儀礼秩序に果たした役割を明らかにした。⁽⁸⁵⁾八朔に関する考察は諸論あるが、やはり諸階層に敷衍した贈答という位置付けを前提としている。⁽⁸⁶⁾

表1では東庄に課せられたおとな公事として分類したが、恒例の贈答とも言える側面を持つので取り上げる。「教言卿記」には応永十二～十五年の八朔の記事がある。二木氏によると、室町時代の八朔は義満の代に整えられ、年中行事化した。山科家も内蔵頭教興が武家と禁裏に「御憑」を進上している。幕府と禁裏の両方の廷臣であった立場上、盛大な規模である。品物も銚子・引合紙・扇に加えて、牛の鞆・鐙・炭斗・円座など多種多様であるが、義満からの返しは太刀である。後に八朔の進物が太刀と馬、或いはその代銭に統一される端緒が読み取れる。言国の日記は文明六(一四七四)年から始まるが、文明八年までは応仁文明の乱の影響で、八朔の贈答は見られない。ところが文明十年になると「今日祝着如先規、形の如く御憑参也」とあり、武家(足利義政・義尚)には金の太刀を、御台(日野富子)には香炉と引合紙を、禁裏(御土御門天皇)には御文を添えて金の太刀を贈っている。⁽⁸⁷⁾以後、『言国卿記』の終見文亀二(一五〇二)年まで、武家と禁裏に金の太刀・香炉・引合十帖の定例品を贈っている。大乱で中断されていた八朔贈答は乱の終結の文明九年に他の年中行事と共に復活されたのだろう。しかし東庄からの八朔進物はまだ確認できない。

東庄民の八朔の初見は康正三年である。『山科家礼記』において初代政所である衛門入道が当主顕言に「田のひげ籠」を進上し、祝着と喜ばれている。久守と父重康も「たのも太刀」を贈っている。また久守の家僕二人からも「色々進上候也」と憑の品を贈られている。さらに久守は顕言の使者として方々へ御憑を進上しているようで、そのリストを作成している。「田のひげ籠」とは畑の収穫物を指すと思われる、年貢収納が始まる予祝的な意味合いの贈答とも見える。続く寛正四年も通年の記録があるが、山科家の八朔贈答はあるものの、「方々へ」の範囲は不明である。当年から前述の七日祝の贈答が確認でき、有力な「東庄面々」は上洛して年賀の代錢十疋を進上している。しかし、八朔の進物の記載はないので、やはり課役としては成立していないようである。ところが、応仁二年八月一日には、「政所、例年餅出候」とある。数年の間に八朔貢納が成立したと思われる。その後戦乱の規模が拡大する。山科家が東庄入部を果たした文明九、十年でさえ、地下の八朔貢納は確認できない。おそらく十一年、あるいは十二年になって、再び八朔貢納の体制が整えられたのだろう。以後文亀二年まで毎年「田のひげ籠」が納められ、「自東庄色々上り候もの」と記される。

当年は政所二郎衛門・三郎兵衛、彦七の固定メンバーが、極・餅と柿一籠ずつ、禪宗（山守経験者）が餅と柿一籠、野口名が縄、有力おとな層大郎さへもんが餅一鉢である。長享二年には固定メンバーに兵衛九郎を加えた山守衆四人、長享三年には前年の四人に五十嵐と甥の彦太郎と野口名が縄を納めている。基本的に、八朔貢納は山守衆が担っていた。餅と柿の数は一籠六十個、合計二四〇個の餅と柿は久守の差配で一門に配分され、必ず添えられる栗の枝は言国に届けられた。八月一日は東庄の新米の納め初めでもあり、まもなく栗年貢の時期も迎える時である。八朔貢納は新米納めと栗年貢を双方で確認する予祝行為であり、貢納と予祝の贈答の両側面を持つ年中行事と捉えるのが妥当であろう。納める側には、まとまった量の食品を贈り、領主の日常の消費に資するという「訪い」「助成」の意識があったのかもしれない。餅と一緒に納められた柿は、近世の山科七郷の特産品の明証である。⁽⁸⁸⁾

(3) 歳暮礼 (142~150)

歳暮礼とは八朔と同様、目上や長上に一年の謝意を示す行為で、そこでも贈答が派生した。東庄の八朔は、特定の集団が担う公事に転化していたが、歳暮は任意の贈答であった。しかし、年末に限られていたという点では、恒例の贈答である。盛本昌弘氏によると、歳暮の起源は鎌倉時代の地頭が徴収した歳末節料に遡る。歳末節料は正月の準備に充てるための重要な物資であった。それが室町時代には、大晦日に大名が室町殿に美物や炭を贈る年中行事として定着したとのことである。表1では十二月六日に、三郎兵衛(2)が上洛して久守に榎酒・鯛・餅を進上している。十八日には馬場太郎左衛門が娘の結婚の報告をかねて、樽と荒巻を贈り、翌十九日には東岩屋社三位別当の子が榎・豆腐・こぶを持参する。二十五日には、七郎左衛門となった彦七が十疋を持参している。最後は二十七日に大宅両人の政所と三郎兵衛が年貢算用状と強飯を持って上洛、各一〇疋を贈る。以上を見ると、大宅両人と七郎左衛門の三人衆が東庄の歳暮礼を代表したことになる。十四日に深草の刀禰が久守のもとに一〇〇疋を贈ろうとするがその場で返している。この一〇〇疋は十一月以来、深草と木幡の竹供御人に起きた相論に対する「詫料」であるが、刀禰にしてみれば、歳暮も兼ねていただろうが、恒例の歳暮としては受け取れなかったのだろう。深草の刀禰は当地の竹売供御人を統括する人物で、久守は竹公事銭を抵当に借錢もしている。この間、内蔵寮が統括する各供御人集団が年末の公事として筵や炭、煤掃竹あるいは公事銭を納める。歳晩には東庄からも正月用の餅や酒榎も上り、まさに歳末節料が入って来る。延徳三年の例に引くと、久守は木幡の竹売りの公事銭五〇〇文で、正月用の買い物をしているが、魚介類を中心にした、まさに美物が中心である。⁹¹⁾

第三節 日々の物のやり取り

今でも、親しい間柄では贈答とも言えない規模と内容の「物のやり取り」が行われる。その目的は社会学者ブラウ

の分類する贈答の二つの機能、「他者への支配を確立すること」と「友愛の絆を確立すること」の後者である⁽⁹²⁾。それは遠藤基郎氏が明らかにした「訪い」「助成」という扶助行為にも通じる⁽⁹³⁾。同位者間に限らず、下位者から上位者への贈与においても成立する「訪い」「助成」の概念は、日常の贈答行為にも無意識に組み込まれている。

それを踏まえて表1を通覧すると、東庄民から代官大沢久守に向けての日常的な贈答（物のやり取り）の頻度の高さがわかる。そしてその大半が食品によって占められている。つまり実用的価値を有するものが贈答の資源として選ばれているのである。これは日本人の贈答の特徴とも言えよう。このような日々の贈答は、受け取る側との友好（時に有効）な関係を維持するために、互いに継続することが重要である。しかし、随時の贈答はその機会が予測できないので、即時の返礼はできない。等質、等量の物質的な返礼が志向される日本の贈答にあつては、贈る側も何らかの返礼を期待はする。東庄民と久守の間の互酬性の検討も必要である。

久守へ頻繁にかつ定期的に日常的贈答をくり返したのは、第一節で紹介した、政所二郎衛門・筆頭山守三郎兵衛・有力山守衆七郎左衛門の三人のグループと大沢寺・普門庵・清範・東岩屋神社別当泉蔵坊などの寺庵衆である。この二つの集団は大沢久守の東庄経営を補完しながら、山科家の仏事や祖先供養を担った存在である。この両集団に組み込まれる形で、他のおとな衆が随時の贈答を展開した。贈答の契機は久守が京より下向、一定期間滞在した時に行われた。久守の文明十二年の東庄への下向は、正月七〜十日（3日）・正月十六〜二十五日（8日）・二月六日〜三月二十日（41日）・四月六〜十四日（7日）・四月二十四〜二十八日（3日）・五月六日〜五月二十二日（15日）・六月一日〜七月三十日（58日）・八月十二日〜十月二十一日（68日）・十月三十日〜十一月二日（2日）・十一月二十日〜二十日（2日）・十二月二十一日〜二十三日（2日）の十一回、計211日滞在している。実に一年の六割を東庄で生活したことになる。特に二月〜三月と六月〜十月に集中している。東庄民の贈答回数は延べ一五〇回、内訳は、①政所が二十回、②三郎兵衛が二十五回、③寺庵衆が三十五回、④他のおとな衆が五十七回（内彦七が十一回）、⑤他郷の者

が十四回である。表1には久守の東庄下向日と帰洛日を入れてあるので、在庄と贈答行為の関係がわかる。そのほとんどが長逗留の下向に集中している。また言国も共に滞在する場合も多かったため、東庄の人々にとっては、交流する機会も多く、贈答の契機も日常茶飯にあった。年貢の米と粟に加えて、毎月上る御供の膳、十二回にも及ぶ公事の貢納、度々の下向滞在、その度に郷民からもたらされる日常の食料など、当該期の山科家の生活がいかに膝下荘園に依存していたかがわかる。それでは、東庄における贈答行為を具体的に考察してみよう。

久守の最初の下向は新年の「七日祝い」であるが、前述したように、一年の収取が滞りなく進むことを領主と庄民双方で約する予祝の場である。三日の滞在中で、政所・山守衆という主要なおとな衆大沢寺を軸とした寺庵衆からは年賀の金品贈答がなされ、全てに扇が下される儀礼である(2~11)。地下からはすでに「山明け」の金品、最初の公事として「佳例」の若菜が貢納されている。

二回目の下向(正月十六から二十五日)は、禁裏へ三毬丁を無事献上したことの報告も兼ねたもので、東庄の禁裏に対する忠誠意識を促すと同時に、実務開始を確認する目的があった。寺庵衆を時(齋食)に呼び酒を振舞う。また三郎兵衛や政所二郎衛門は朝飯・中酒(食事と一緒に飲む酒)や湯を久守一党に興行する(12・13)。いわば個人的な交流の場が持たれる。政所と三郎兵衛は久守を朝飯や夕飯を沙汰する立場であり、他のおとな衆とは違った。

二月は政所の親族である長拾坊(普門庵)が、息子の「庵入り」披露の盛大な祝宴を開く。政所一族と三郎兵衛の二人の子も臨席する。言国もその為に下向し、立ち会う。その後の祝宴では盃を直接下すなど、有力おとな衆に対面する。これに対して東庄は謝意の米二十石を進上している(14~18)。三月二十日まで滞在した久守には次々と酒や食品がもたらされる。返礼は特にないが、そのまま酒宴になる(17・23・25・27・29)。この間、言国の女子誕生、蕨・茶の貢納があり、地下から茶の進物もあり、公私合わせて六十袋近い茶を入手して帰洛する。

四月の下向は四宮にある東岩屋社の供僧田が醍醐寺理性院から返付されることの確認と礼物の指示であろう。供僧

三位は久守へ落着の酒肴と仲介者の伝奏勸修寺教秀に礼を贈っている(51)。この間も地下おとな衆からは筍や祭礼の初穂酒、三郎兵衛による朝飯興行がある(46・47・50)。

久守は同月二十四日も下向するが、目的は坂本寺家(大乱中の疎開先)の訪問であり、東庄を拠点にした。大津酒・かさめ(蟹)・茶袋を持参している。茶は野口名と音羽れいしゅ庵が貢納した公事茶であろう⁹⁴。僅か三日の滞在であるが、三郎兵衛は普門庵や政所も招いて朝飯を振舞っている(52)。

五月は東庄で作らせた端午の粽二五〇本が京上するのを確認してから六日に下向、二十二日に帰洛している。粽は久守が米代二〇〇文を下向して六百五十本を東庄より入手しているが、地下に置いた残りの粽を政所以下東庄のいつものおとな衆や大沢寺に配分している。十本宛て配分している(53)。残りの粽の行方はわからない。東庄からの貢納とも、久守からの贈答とも取れる。八日は東林院(故顕言)の正忌なので、前日より泊まり込んだ大沢寺、普門庵・帥殿と当日の西林庵を含めて四人の僧が修している。滞在中の十一日に菅浦供御人より枇杷二籠が納められる。隔年に納められる菅浦の枇杷は、禁裏への献上品として貴重だった。今年は大宅里に届けられたので、久守は受領のために下向したと思われる。注目すべきは献上品の枇杷を政所や三郎兵衛・大沢寺と寺庵二人(西林庵・桂正庵)に贈っていることである(54)。いわゆる「裾分け」であるが、禁裏への献上品を共有できる付加価値は大きかったに違いない。日頃の彼らの贈答に対する互酬性はこの一点で十分果たされる。三郎兵衛は親の年忌の精進物と田植納めの小麦餅や炒り豆を届ける(55・57)。他には「合力銭の振舞(58)」や兵衛尉への「産所見舞(59・60)」などがある。京に戻ると地下からは楊梅が貢納されるが、同日に兵衛尉に男子が誕生したので、大沢寺や供僧三位も入れて、総勢十二名が東庄よりが金品を携え、祝いに上る(62)。道林は地下分として五百文、いつものおとな衆は酒肴や礼銭を贈る。祝儀銭一貫六〇〇文の半分は返され、返礼に簀子が与えられる。久守は祝儀銭で米や酒を買っている。三位供僧は単独でも出産祝いを届けている(64)。

六月は翌七月末までの二か月という長期滞在である。下向当日は「朔日礼」で、政所・三郎兵衛・大沢寺などが挨拶に訪れている(65)。彼らは東庄を代表する面々である。以降、おとな衆と寺庵衆やその他の者から種々の品が届けられる(66〜105)。大半は各自の畑作物や茶あるいは酒肴セットである。これら日常の「もののやり取り」にはその場での返礼はない。

七月十四日の盆参りは山科家には大切な年中行事であり、前日には野口名から盆供米や茄子の籠が納められる。長講堂には言国が参り、後白河院の菩提寺である法住寺と教言の建仁寺へは久守が大沢寺を同道して参り、山科へ下向する。御影堂にある歴代の墓では大沢寺・清範・普門庵三人が経を挙げる。兵衛尉・政所・三郎兵衛・彦七は十疋を供えている。翌日は大沢寺の施餓鬼供養があり、久守もねんごろに先祖供養を行なう。

六、七月は山守衆の柴貢納や菅浦の代銭納もあり、何より年貢米の貢納開始(七月十九日)という山科家にとって重要な時期であり、久守としても各種の貢納状況を確認し、京上の算段もしなければならなかった。地方荘園と違って東庄からの確実な貢納物は山科家の経済を大きく支えていた。供僧三位からは借米や伊勢講の一貫文を融通してもらい利点もあった。長期滞在は東庄の有力おとな衆との交流の場でもあったが、同時に領主としての收拾体制を厳守させる支配の場でもあった。久守は政所と三郎兵衛の新米が貢納されたことを確認して、八朔貢納を翌日に控えた三十日によく帰洛する。

八月は十二日に下向して約二か月の長丁場であるが、仏事では父重康(善紹)、言国の実父保宗(妙樹院)の正忌が続いた。大沢寺、清範、普門庵を中心に寺庵衆のすべてが勤めている。経営の実務面では、九月の栗年貢、十月の内検・年貢納と重要な案件が控えていた。特に栗年貢は山科家の贈答資源なので、最重要視されていた。貢納者の山守衆も緊張する時期である。無事貢納が終わった九日は、重陽の例に寺庵衆と政所以下おとな衆が酒と餅を持参している(113)。十月七日の内検には言国も下向中で、政所は朝飯と酒を用意する(121)。

続く十一日の年貢納（収納）では久守の負担で酒宴がもたれる（長享二年の十七日には「政所、泉蔵、大沢寺、五十嵐、卅人計」とあるので、地下衆を大半呼んでの興行であることがわかる）。言国もまだ滞在中で、領主と庄民の一年の年貢契約が無事に履行されたことを双方で確認する役割を果たしていた。久守は十七日に恒例の餅を面々に贈っている（125）。言国の上洛を見届け、久守の実務上の滞在は終る。二か月の間に、京では徳政一揆があり、山科七郷も九月十七日に参加し二十一日に帰陣する。

しかし、何事もなかったかのように政所からは洪柿が貢納され、久守への食品や酒の贈答も頻繁に行われる（112、132）。中には「麦播祝」（119）「娘の祝言」（120）「下地買得礼」（126）といった名目もあるが、ほとんど久守の返礼はない。互酬性という意味では「収納」の酒宴振舞とかい餅配布のみである。しかし、翌十一月の山科七郷に賦課された「禁裏普請役」では、百人を七十人に減じる工作や、普請役の当日に兵衛尉を付き添わせ、郷民に七十人分の酒肴や道具を遣わし、終了後には直接礼を述べている。大きな意味での互酬性を果たしているとも言える。

話を戻し十月十一日の収納が終ると、久守の職権上の下向は終るが、十月三十日には山科家に届いた女房奉書を持って下る。内容は山科七郷に課された禁裏普請人夫百人のことである。早速、東庄道林宅で七郷寄合がもたれ、「可進参候」と受諾はするものの、「無先規候事」「向後者、人足事者被仰下候ハぬ様」として「七郷迷惑仕候」との請文が出される。その後、山科家の交渉により七十人に免じられたことは前述した通りである。久守の直接の説得は不可欠ではあったが、直前に林衛門が久守に贈った熟柿や、政所がくれた平茸を禁裏に進上したことも、効を奏したのであろう（131・133）。十一月の二日間の下向は心華（久守の母）の年忌法要のためである。「けさのいわぬ」にてい雲が酒肴を届けているので、当人が担ったのかもしれない（139）。『山科家礼記』寛正四（一四六三）年には「心華廿五年御僧九人」（十一月二十一日条）とある。当年は三十三年忌に当るので、「祝事」とも意識されていたのだろうか。その後、彦七が「おとな成」の報告に酒肴を贈るために上洛すると十一月は終る（140）。十二月の下向は東岩屋社の参詣である。政所が湯を炊き

夕飯を興行、翌朝は上洛のはなむけとして三郎兵衛が朝飯を振舞う（146・147）。この時、正月用の餅の貢納の最後の確認が行われたはずである。

以上、煩雑ではあるが、代官久守の東庄下向と現地での贈答行為を分析した。それによって、久守の下向が年貢や種々の公事貢納期とすべて重なること、その度に寺庵衆や地下おとな衆による「日々の贈答が」が展開されること、その多くが政所二郎衛門と三郎兵衛が担っていることがわかった。加えて、在地の寺庵衆の実像も把握できた。その外、『山科家礼記』により通年の記録が追える、文明十三年、長享二年、三年（延徳元）年、延徳三年、延徳四（明応元）年も、東庄の日々の贈答のパターンを担う人物は変わらない。

日々の個別の贈答に対しては、親密な関係性ゆえ、即時の返礼はなされない。しかし、受ける側の久守には、別の機会に彼らとの互酬性を果たすバランス感覚はあったはずである。文明十二年に限れば、次の項目がそれにあたるだろう。

- ・ 上巳に言国の女子誕生の祝賀に向いた東庄民に酒と強飯を振舞う（三月三日）
 - ・ 西林庵の宴席に五十疋を持参する（三月十一日）
 - ・ 端午の節の粽を配分する（五月五日）
 - ・ 禁裏献上品の枇杷を配分する（五月十一日）
 - ・ 到来物の江州瓜を一籠宛て贈る（七月三日）
 - ・ 収納の酒宴を振舞う（十月十一日）
 - ・ かい餅を作り配る（十月十七日）
 - ・ 山科七郷人夫七十人に酒肴を振舞う（十一月四日）
- 久守からの都合八回の贈答は一度に複数人数になされている。粽やかい餅のように大量に準備するか、枇杷のよう

な貢納物、江洲瓜のような到来物を利用する場合もあった。特に禁裏へ献上する枇杷は品質よりもその付加価値が重要だった。返報というより「下賜」に等しい。

久守の返礼が東庄からもたらされる贈答の総量に対して、互酬性を果たしているか否かは双方の意識の問題である。東庄民にとって、日常の「もののやり取り」は、久守との友好関係を維持するためには有効な手段であるが、毎月下向する代官の目的が年貢や種々の公事の収取体制の確認と遵守にある以上、その機能を補完する経済活動の一端とみなすことも可能であるし、山科家の家計の実情を知る者らの助成行為とも言える。

第二章 非日常の贈答行為―年令通過儀礼・詫事・礼銭

第一節 東庄の烏帽子成とおとな成と贈答

前章では、東庄民の日常的贈答に即して考察したが、本章では、彼らの非日常的贈答を取り上げる。非日常的贈答は年令通過儀礼のような時期が設定されたものと、種々の状況下、臨時に派生するものがある。本節では、村落構成員として重要な「烏帽子成」と「おとな成」を中心に、その贈答内容を分析してみたい。東庄の年令通過儀礼に関しては、菅原正子氏と志賀節子氏の詳細な論考があり、拙稿でも東庄の「おとな成」の年令について検討を加えた。⁹⁶⁾

人生の最初の儀礼はその誕生であるが、久守は、当主言国の子や自分の孫について記すのみである。⁹⁸⁾ 東庄民も特別に報告することはなかったのかもしれない。ただし、三郎兵衛は応仁二（一四六八）年三月に久守一行に赤飯を振舞っている。⁹⁹⁾ 「宿兵衛男祝事とて赤飯沙汰也」の記事は子の誕生を思わせ、後述する文明三（一四七一）年に登場する「とらわか」である可能性もある。当該期すでに、子の誕生を赤飯で祝う習慣があったのかもしれない。記主が久守では

なく、助手を務めて日の浅い大沢重胤なので、詳しく記さなかったであろう。

当主言国の女子誕生の折には、女中の産所が政所のそばの家で、山守衆の下地だったので、「産所礼」に酒肴一式を進上している。どの山守かわからないが、産所を提供するというより、産所に使用された礼を山守衆の総意で示したことになる。地下からのまとまった祝儀の贈答は見られない。むしろ、二か月後、久守の子の重致（兵衛尉）に子が生まれた時には、寺庵衆以下、主だったおとな衆十二人が総出で祝いに上洛している⁽¹⁰⁾。この時は酒一荷と肴に、各人各様の祝儀錢を総計一貫六百文も拠出していることは既述した（表I 62）。住民の直接の支配者が誰であったかを反映する贈答である。

東庄民の年令通過儀礼で確認されるのは、「衿立祝」「烏帽子成」「庵入り」「おとな成」であり、「おとな成」の記事が一番多い。それでは個別に提示しよう。

(1) 衿立祝

文明三年十一月、三郎兵衛は子のとらわか⁽¹⁰⁾の「衿立祝」の米錢を久守方へ持参する。当年は記主久守と重胤の記事が重なるが、久守は「エリタチ祝」、重胤は「小袖ゑりたち祝」と記している。志賀氏も『日葡辞書』を引いて、「着物を裁つ時に行われる祝い」と分類している。おそらく、乳幼児用の簡単な衣裳から子供用の衿の立った小袖に変わる年頃の儀式だと思われる、公家が三歳の子を祝う「袴着」にあたるものだと推測する。恐らく東庄内でも限られた家格の嫡子にのみ認められていたものと考ええる。久守は一献を用意し共に祝う。そして、とらわかに一貫三六八文の小袖と蛸の荒巻とこぶが贈られる。破格の扱いである。三郎兵衛が献じた米錢の多寡はわからないが、少なくとも三貫文以上であろう。三郎兵衛はさらに、わら六丸と柴二束を進上し恐縮している。久守と三郎兵衛の特別な関係と圧倒的な経済力が伺われる事例である。

「衿立祝」に関する叙述はこの一点であるが、過去に遡れば、三郎兵衛自身や政所二郎衛門が行っている可能性があるだろう。

(2) 烏帽子成

「烏帽子成」は正式な村落構成員としての最初の儀式であり、武家や公家の「元服」に当る。

東庄では、長享二年に大沢久守の孫竹寿丸が九才で行っているが、東庄民も同年に挙行した。烏帽子成を済ますと烏帽子を被り、幼名も彦六と言った通名や二郎三郎といった排行名を名乗り、宿老―中老―若衆という宮座の階梯に組み入れられる。東庄の烏帽子成の儀式は各自の経済力や家格によって違うが、有力おとな衆の子は久守や子の兵衛尉を烏帽子親(名付け親)として擬制的親子関係を結んだ。日記で烏帽子儀が確認できるのは、政所二郎衛門の弟又二郎、同次男二郎九郎、久守被官五十嵐弥五郎の甥彦太郎、三郎兵衛の子、岩屋供僧三位(泉蔵坊)の子、四郎兵衛の六人であるが、烏帽子親は五人すべて兵衛尉であるが、四郎兵衛はわからない。前者三人は言国が記しているので、贈答内容は不明であるが、「兵衛尉エホシ子也、即名ヲ付云々、祝在之」「夜二入まで外様へ皆来酒云々」とあるので、三人一度に行われ、夜まで盛大に祝われたことが想像できる。兵衛尉の烏帽子子となるのは、山科家の東庄支配を担う重要な家の子である。

長享二年十一月は三郎兵衛の子、四日遅れて岩屋供僧三位の子が「元服儀」に上洛する⁽¹⁰⁾。両者とも烏帽子親は兵衛尉であるが、その規模には差があるので比較してみる。

【三郎兵衛の子】

兵衛尉へ 礼銭三貫文と鯛三・鴨二羽・のし(鮑力)・蛸・餅・強飯

兵衛尉より 五献と刀一腰(二貫五百文)

久守へ 榎一荷・鯛・こぶ・餅百

久守より 臨席して三十二文の扇一本

本所へ 極一荷・鯛・こぶ

【東岩屋供僧三位】

兵衛尉へ 礼銭二貫文と極一荷・鯛・干魚一連・強飯

兵衛尉より 三献と刀一腰

久守へ 三十疋と極一荷

久守より 対面して酒

三郎兵衛の子は「家をつく子」と明記されている。文明三年に「衿立祝」をしたとらわかではない。ようやく決まった跡継ぎだと思われるので、本所へも祝いの酒一式を献じている。

三位の子については、文明十二年に久守が米を一貫文で売った「三位子」とは違うので嫡子ではないだろう。礼銭は一貫文の差、祝膳に対する礼物の量も質も違う。また久守への贈答品はさほど変わらないが、三郎兵衛の時には臨席して扇も下しているが、三位の時には臨席せず後に対面して酒を与えているだけである。三郎兵衛の経済力はさておいて、ここから読み取れるのは、嫡子か庶子であるかによって、烏帽子親への礼銭や礼物もある程度定まっておき、それによって催される宴席の規模も決まっていたのではないだろうか。二人はすでに宮座に烏帽子儀の代二貫文を納めているので、一貫十萬円として両者とも礼銭だけでも数十萬円、礼物の費用を入れればかなりの額の経費を抛出したことになる。山守衆の四郎兵衛の場合は、「子ケンフクトテ極一・カマス二連、大こん持来候也」とあるので、子の元服を報告には来るものの、兵衛尉は烏帽子親ではないことがわかる。単に宮座の儀で済ませたのか、例えば宮座の宿老が名付け親を担ったのか、一般の地下百姓の烏帽子儀のあり方も検討すべきであろう。

最後に人物は特定できないが七人目の元服の例として、長禄元（一四五七）年の「ひ物屋子多ほしき」がある。実は『山科家礼記』における「烏帽子儀」の初出である。次は全文である。

一、ひ物屋子多ほしき本所へもたる、これへもたる、本所に小袖被下也、これには一貫取らせられ候也

（『山科家礼記』長禄元年十一月二十日条）

一行だけの記述であるが、長禄年間に「ひ物屋」という屋号を持つ有力おとな層が子の烏帽子儀に本所から小袖を下されていることがわかる。「これへもたる（極）」という文言から、烏帽子親が同年の記主である大沢久守であることがわかる。「ひ物屋」とは「桧物屋」であり、折や折敷作りを生業とする者と考えられるので、やはり山守衆の可能性が高い。本所とは山科顕言である。当主から小袖を下されるほどの家格を有していた山守衆の子なら、三郎兵衛が想定されるが、六年後の寛正四年におとなの三郎兵衛が十四才とは考えにくい。とすれば、同年に登場する彦七の可能性が高い。長禄元年に政所衛門入道や三郎兵衛の父道金と共に登場する山守の「さへもん」が「ひ物屋」であり、その子が彦七ではないだろうか。文明十二年に「左衛門成」を遂げて七郎左衛門となることも、さへもんの子だと推定すると納得できる。三郎兵衛も彦七も久守の烏帽子子であるということも妥当である。⁽¹⁶⁾

以上、東庄民七人の烏帽子儀について考察したが、久守の孫の竹寿丸の元服が正月一日に行われたのに比べ、在地の場合は収納も終わり、農閑期に入る十一月中旬以降になされていることも共通する。また山守五人衆は久守と兵衛尉の烏帽子子であることも判明している。⁽¹⁶⁾

【おとな成】

おとな成は烏帽子儀を済ませて、官途名を名乗るおとな（老）になる儀礼である。東庄では文明十二年の時点で、

官途名を名乗る者は五十四人中二十二名いる⁽¹⁶⁾。しかし久守との贈答関係をみると、山科家の収取体制を担うのは、十名前後の固定層であり、交代もあった⁽¹⁷⁾。宮座においては「烏帽子儀」と「おとな成」の費用はセットで考えられているので、年令階梯原理が貫かれていたのであるが、東庄の場合は若衆と中老の間に相論が起り、延徳三(二四九二)年に値下げが実施されている⁽¹⁸⁾。

『山科家礼記』で確認できる「おとな成」の事例は、野口弥四郎、五十嵐弥九郎、政所二郎衛門、五十嵐弥五郎、七郎左衛門、兵衛九郎の六人である。おとな成を遂げると、久守にその報告に出向き、金品を贈答している。次にあげる。(一)内は報告日である。

野口弥四郎↓兵衛尉(寛正四年十一月四日)

種一荷・餅・鯛

五十嵐弥九郎↓弥九郎衛門(同年十一月七日)

二百文

政所二郎九郎↓二郎衛門(文明三年九月二十六日)

三十疋

五十嵐弥五郎↓弥五郎右衛門(文明十一年)

不詳

彦七↓七郎左衛門(文明十二年十一月二十六日)

種一荷・鯛三・こぶ・強飯

二代目兵衛九郎(延徳三年十一月四日)

種一荷・鯛・大根

銚子・大根(言国へ)

以上おとな成は彦七までは、宮座に五貫文を、兵衛九郎は改定額の三貫五百文を納めている。経済的負担は「烏帽子儀」よりはるかに大きいので、烏帽子儀のように九才と定められているわけではなく、各自の経済状況に応じて行われていたと推測する。彦七が「ひ物屋子」だとしたら、おとな成を果たしたのは三十一才ということになるし、三

郎兵衛が寛正四年の時に二十才だとしたら、文明十二年には四十三才ということになる。烏帽子儀のように実像を結ぶのが難しい。

【庵入】

「庵入り」とは志賀氏が述べるように、東庄内で出家者として生きて行く者の年令通過儀礼だと思われる。文明十二年二月七日に長拾坊（普門庵）の子の「庵入」が盛大に開かれる。おそらく「普門庵」と名付けられた長拾坊の「寺庵」に跡継ぎとして入る儀式であろう。前日より言国が「明朝長拾子庵入申之、為其也」とあるので、臨席するべく東庄へ下向している。当日の早朝に被官五十嵐弥五郎が、長拾坊からの折紙三種を届ける。本所へ二〇〇疋、久守と兵衛尉へ五〇疋である。祝宴も五献七度入り（七回料理が変わることか）に風呂もはさむ豪華なもので、その外、折三合と押物（一通りの食事が終わった後に出される酒肴）が七種もあるのは言国を迎えているからで、將軍の御成さながらの規模である。久守は長拾子に小袖を贈っているので、元服にあたる儀礼だと思われる。とすれば庵入りの子は九才であろう。長拾坊が「長拾」とも「普門庵」とも呼ばれるのは、この庵名によるものだろう。その庵は応仁二年に政所屋の東に建てた小屋を整えた家屋かもしれない。祝宴後は縁先で三郎兵衛親子や政所の家族や御乳を呼び、言国が直接杯を下す。政所二郎衛門の弟は全て呼ばれているので、長拾坊は政所の兄弟の可能性もある。

言国が退出してからは、大沢寺以下寺庵衆も来て大酒となる。翌日、「今度之儀、余りに大儀之由、連々わひ事候間」と恐縮して、東庄総意の米二十石を進上する。長拾坊の子の庵入りに際しての本所言国の来臨は相当な名誉であった。長拾坊と東庄の拠出は次の通りである。

本所へ二百疋折紙

長拾坊 小袖↑ 久守へ五十疋折紙

兵衛尉へ五十疋折紙

五献七度入り・折三合・押物七・かわらけ物色々

東庄 米二十石

先代の政所衛門入道は寛正四年に「庵主免状」を得て、法名真増坊を名乗っている。⁽¹⁰⁾「おとな成」の延長線上にある「入道成」とは異なり、「庵主」になるためには本所の認可が必要だったことがわかる。政所の一族は、東庄内でも特別に「庵入」や「庵主」の免状を与えられる家格の家だと言える。

以上烏帽子儀と庵入を分析すると、上田姓の政所一族と沢野井姓の筆頭山守三郎兵衛一家は山科家の東庄支配にとって重要な存在であり、それを担保できる経済力を保持していたことが、贈答行為からも伺える。

第二節 詫び事と贈答

「詫び事」とは自分の過失をあやまること、許しを乞うことであるが、当該期の山科東庄においては、地下個人あるいは惣地下として、山科家あるいは代官大沢久守に「詫事」をしている例が散見する。そのいくつかの事例に贈答がどのように機能しているか考察してみたい。

(1) 御所山の事

御所山は山科家の由緒の象徴であると同時に、東庄民が柴や薪などの燃料を採取する用益権が保証されている山林である。しかし、その入山については後に厳しく規制され、領主と庄民の合意の上の「定禁制条々」が敷かれていた。⁽¹¹⁾三ヶ条の内容は「山守が嚴重に管理する事」「山守以外の無断入山は誅罰されるべき事」に続いて、「違反者に対

する山守の責任と罰金負担」が明記されている。山科家が自家用の柱や柴、割木といった燃料を確保する場合は、在家総出で人夫役が課された。長祿元（一四五七）年には、「若林」より割木二六二把、柴四五荷を五二人に伐採させているが、その時は一人三合の酒と六文が支給されている。⁽¹⁵⁾「若林」とあるので、用益の山林は特定の林に限られていたようである。逆に長享二（一四八八）年には「御所山の売り年」として、東庄が五貫文で伐採・採取権を買っている。この時も、在家五人が出て、般若経や神輿を保管する宮の建物の柱や一荷宛て二十五文の柴を入手している。⁽¹⁶⁾山科家は「山九月中ニカリアケヨ」「若ハヤシ残候也」と条件を提示している。

史料一は御所山に関する地下の「詫事」の初見記事である

史料一 東庄おとな、大澤のはうす上洛候て、さへもんか事わひ□、料足拾五貫文出候也、わかはやし又その外の事かたり申候て、ゆるされ候也、予にも一貫出候也、さけをあたへ候也、

（『山科家礼記』長祿元年十二月六日条）

さへもんは、当年に、政所衛門入道、道金と共に出て来るおとな層で、寛正四年正月七日の「五人鏡」の一人の「さへもん」だと思われるので、山守衆である。おそらく前述した十月の山科家の「若林伐採」に連動するものかもしれない。⁽¹⁷⁾左衛門が山守衆であるからこそ、五人の連帯責任が問われたのであろう。十五貫文は一人三貫文の五人分である。さへもんの罪状は不明であるが、久守にも一貫文の「詫料」を進上して許されている。同行した大沢寺は山守衆の謝罪より一段上の機能を果たしていると言える。久守も酒を飲ませて和解に応じている。

史料二 去年二郎衛門下部、山かり候もの地下の安堵の事、道林申候間免候也、極壹・うを・こふ持来候、酒のませ

て帰候也、

〔山科家礼記〕 文明十二年三月六日条

この事例は政所二郎衛門の下部（使用人）が、無断で柴を刈ったことを免じてほしいとの「詫事」である。政所も山守衆に列せられているが、東庄滞在中の久守に面会に来たのは、地下を代表する道林であった。彼は入道成を遂げた宿老である。種一・うを・こふの一式を贈っただけで下部は許されている。「道林申候間」とあるので、地下を代表する古老の「詫事」に免じて許したのかもしれない。

史料三 自東庄政所・三郎兵衛・七郎さへもん・泉蔵坊、種一・ちまきにて出候也、地下ぬす人の事、山林をきる事、せいさつの事も出之、其案文、各酒、大澤寺も上洛候、昏袋一・ゆつけ・さけ御帰候也、

〔山科家礼記〕 長享三年五月二十九日条

定 きんせい條々

一 山守ふさたたる間、山林等ふうしおくへき事

一 いぬの時イホ、青柴・青薪持荷輩あらハ、ミあひにちうはつせらるへし、もし、ひる山守の外タラハ、きりかふをつかせ、若あやまり一定たらハ同さいたるへき事

一 山守下人等柴木ぬすむともからあらハ、其身をちうはつせられ、しうの山守として錢三百疋可出之、若山守五人内如此之儀ミかくし候ハ、重而五貫文可出之、同科銭事、

右条々雖为一事いほんせしめハ、不云弘躰、為本所・惣地下可被罪科候也、仍竹後日所定如件

長享三年六月三日

久守判

これは、東庄の有力おとな層や岩屋社供層泉蔵坊、大沢寺が揃って上洛し、庄内の諸件を報告しに来た記事である。その中に「山林をきる事」と「せいさつの事」が含まれるが、まさしく前述した御所山の掟の制札の依頼である。久守がまとめた三か条の内容は厳しいものであり、山守衆が負うべき罰金(科銭)が明記されている。史料一の長禄元年間には既に山守の連帯責任が派生しているが、その後の大乱の混乱で不明確になっていたものと思われる。御所山の入口に制札を立てるということは、無断で山に入り、枝を伐採したり、柴を刈る者が後を絶たなかったという現実を反映している。特に夕刻から入山した輩の罪は重い。史料二の政所の下部の場合は、禁制が定められる以前の違反なので、宥免も容易かったが、右の定めに則れば、下部は討たれ、政所二郎衛門には八貫文の科銭が発生するはずである。制札の依頼には、極一荷と粽を持参している。御所山入口に位置する東岩屋社の泉蔵坊や、大沢寺も惣地下として同道している。これ以後、御所山の違反についての記事は見出されないもので、禁制は厳守されたようである。当期に御所山の用益規定は条文化され、以後の「御所山の詫事」は本人の誅罰と山守衆の科銭に転化したのである。

(2) 稲盗人の詫事(長享二年)

次は史料三にある「地下ぬす人の事」であり、その「詫事」である。

長享二年九月二十三日に政所が上洛して、「二昨夜源内の子衛門二郎と衛門五郎治部の二人が小南中務の稲を盗んでいるところが発覚、まず家屋を検封し、誅罰べき」方針を報告するものの、赦免を申し出る。久守も最初は承引しないが、結局は二十八日に政所と五十嵐以下別の寺庵衆が上洛し、過分の礼を述べているので許されたことがわかる。三十日に三郎兵衛以下おとな三人が「地下源内が詫事」として代二貫文と極酒一式を贈っている。「無為、政所も上候也」と落着をみたはずの事件であるが、翌日の夜に小南中務の家が放火されてから様相が一変する。その後源内子(弟)も絡んだ刃傷沙汰も起り、犯人の弥五郎の家が検封される。東庄としては武家の検断権の介入を避けるべく、伝奏勸修寺氏内者に柳一荷を贈る。山科家は弥五郎を宥免するものの、二十八日には「ぬす人とけんちうのよし」と細川

讃州の被官などが東庄に下向する。

その後、どのような状況が展開されたのか不明であるが、弥五郎の家屋検封は解除に至り、東庄は礼物として榎二荷とアミ物、大根などを贈っている。結局稲を盗んだ二人は「ヌス人ニテ無之由」を主張してこの件は終わったようである。庄内に起こった窃盗事件が武家の検断権介入の契機になる過程が追える事例であるが、詫料二貫文と三回の贈答が派生していることがわかる。

(3) 武家被官の詫事 (延徳三年)

史料四 一、三郎兵衛子彦六・二郎九郎同道候て、今度よそへで候わひ事候也、一かと申候ハ、とて返し候也、

(『山科家礼記』延徳三年十二月十八日条)

一、三郎兵衛か子彦六、安富か所へ出候、其わひ事に折昏出候、 (同二十日条)

延徳三(一四九一)年、三郎兵衛の子彦六は安富元家の被官になったことを詫び、奉公を外してもらい、山科家に忠誠を誓う折昏を差出し許されている。政所の仲介で「一かと申候」つまり、筋道の立った謝罪を述べたこと、三郎兵衛の子なので免じられたのであろう。彦六は榎酒・荒巻・こぶを献じている。久守は対面して酒を飲まして返す。地下百姓の武家被官がどのような内容か判然としないが、志賀氏の述べるように、当該期に嫡子以外の地下の若者の選択として武家被官があった。⁽¹⁶⁾

(4) 博打の詫事 (延徳四年)

史料五 過夜大宅右馬新三郎たうの前候か宿シテ、はくちうち、コトライタシ、野村ネキ子手ライ候、イトクシ、ウ

カク手ライ候、又人数ニ井本左衛門九郎ヲト、左衛門三郎、竹阿ミ・与三下、宿ハトラユイ候也、二郎九郎二人に二同道下、

〔『山科家礼記』延徳四年二月十七日条〕

延徳四年二月十七日、東庄の堂の前にある大宅右馬の子新三郎の宿で、博打が行われている最中に喧嘩が発生し、野村禰宜の子が重傷を負ったと注進が入る。博打のメンバーに東庄民もいることが判明し、久守の配下二人と政所が駆けつけ、博打場である新三郎の宿を検封する。翌日、政所とおとな衆一人が上洛し、「新三郎ハヤとかし候、とをゆい候」しかし「地下ニハ打たず候也」と弁明する。四日後に宮座一座の道秀と二座三郎兵衛、政所、五十嵐が上り、起請文を出すことを約す。二十六日には、道秀、三郎兵衛、政所、五十嵐が榎酒二荷、こぶ・干魚・アミ物二連を持参して、「おとなの連署」を差し出す。言国も「堅く停止仕候はば、御免あるへく候」由を仰せ下し、詫事は成立する。おそらくこの日を以て宿を貸した新三郎の検封も解かれたと思われる。「御本所さまとしては、此連署衆御罪科に預かるべく候」と連署した政所を除く七人は、山守衆とは別の機能で、東庄の自治を担うおとな衆であろう。

(5) ゑのこ田の詫事(明応元年)

史料六 野村養供庵被上候、ゑのこ田のわひ事申之、代百疋予三十疋被持候、餅・酒何様錢披露、御返事可申由候、

〔『山科家礼記』明応元年十一月十二日条〕

養供庵は前述したように野村在住の寺庵衆であるが、大沢寺以下清範・普門庵など東庄の寺庵衆に組み込まれている。正月の七日祝にも年賀の金品を贈っていることは前述した。この記事から、野村郷にある山科家の散在田「ゑのこ田」の名主であることがわかる。「ゑのこ田」とは稲田ではなく草田のことであろう。

史料七 今日ゑのこ田のないけん政所二郎ゑもん遣之、当年は色々候て、ほん所役わたのよし申、かちしはなし、

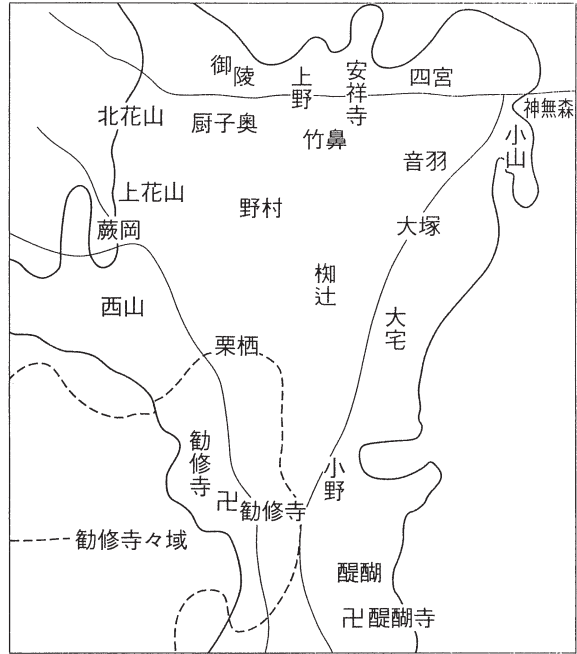
〔同〕 文明十二年九月十六日条

史料七はゑのこ田の内検に政所を遣わしたところ、今年の「本所役」は木綿であることがわかる。加地子はないということである。史料六と七からわかることは、養供庵は山科家所領である「ゑのこ田」の名主であること、作人から加地子は取っていないこと、作人は本所役を納めるが、年によって栽培作物が違い、木綿を納める事もあること、内検は東庄政所が実施することなどである。その「ゑのこ田」の詫事に養供庵は酒・餅を添えて、本所に百疋、久守にも三十疋を贈る。久守は受け取るものの、事情が分からず、本所からの返事を伝えると言つて帰す。おそらく、当年の「本所役」に関する詫事であろう。去年の貢納物とは相違するのかもしれない。その事に対する謝罪の訪問であるが、久守は恐縮している様である。野村郷は草田が多く、野口名の野村弥四郎も茶を貢納している。京都近郊の需要を見通し、木綿や茶のような換金作物を栽培する農家が多かったのかもしれない。

以上、「詫事」に関する複数の事例を考察したが、「詫事」が発生した時は、政所以下有力おとな衆が上洛し、まず事情を報告する。それから赦免を願い出て、許されたら、礼銭や礼物を最後に贈る、つまり一定のプロセスを踏んで問題解決に至るといことがわかった。酒種は当該期の贈答に不可欠のものであった。

第三節 山科七郷の礼銭・礼物

本節では、東庄内から範囲を広げて、山科七郷における経済活動を贈与の視点から考察してみたい。応仁二（一四六六）年に大沢重胤が山科七郷領有關係を幕府に提出した注進状には、野村郷を覗いて残りの六郷はすべて本郷と組郷からなる。大宅郷の組郷は南木辻である^⑩。七郷は春と秋に各郷持ち回りで寄合が開かれるが、事件が発生した場合



山科七郷推定図

志賀節子『中世荘園制社会と地域構造』（校倉書房、2017年）432頁より転載

は臨時の野寄合がもたれる⁽¹⁶⁾。応仁二年には各郷から具足姿の代表が十人ずつ参集している⁽¹⁷⁾。

山科七郷は、享徳三（一四五四）年、新関撤廢を掲げて蜂起した京の土一揆への参加を皮切りに、長祿元年の徳政一揆にも参加した⁽¹⁸⁾。また、応仁文明の乱には東軍として参陣し、幕府より感状を与えられるなど、その闘争力と組織力を以て、惣結合を強固なものにしていった。その背景には、全郷民が山科家から商売札を交付され、商品流通に参入する商業従事者である、その経済力に裏付けされていた⁽¹⁹⁾。また、応仁期より禁裏警固役を慣行とする意識も培われてきた⁽²⁰⁾。山科家は大宅郷の領主にすぎないが、他の領主に比べて朝廷と幕府への緊密な連絡ルートを持

持つ立場で、いわゆる「七郷成敗権」を有していた。それを背景に山科七郷の連合も維持されていた。その結束力の中心に居るのが、各郷のおとな層であった⁽²¹⁾。

それゆえ、政治力と経済力をもつ山科七郷には、幕府からも朝廷からも様々な賦課がかけられた。その賦課を如何にして受け、また抵抗をして軽減したか、その折に派生した礼銭や礼物がいかに機能したかをいくつかの事例から考察してみたい。

(1) 山城国五分一役免除と礼銭(文明十年)

文明十(一四七八)年、幕府は山城国に五分一役を賦課する。五分一役とは年貢の五分の一を徴収することであるが、山科七郷は禁裏警固などを勤仕する守護不入の地であるので、郷民は山科家へ御免の交渉を願ひ出たのだろう。次の史料八①～④は『言国卿記』の該当記事の抜粋である。

史料八

① 今日当国五分一事、各御メンアルへき由在之、日出々々、
(八月十九日条)

② 今日広橋所へ当国五分一無為、就申沙汰祝着由申、柳一荷・二種・二百疋持参也、対面在之、夜地下へ下間、
予イソク条無一盃之、
(八月二十五日条)

③ 七郷ヲトナ共五分一事ノ礼ニ来云々、長門守酒ヲ興行也、粟津四郎衛門ヲトナ共同道来也、予ニ太刀金・五十疋折昏進也、女中へ樽代三十疋遣云々、予座シキサシ合間無対面、郷中者トロナシヤウニ酒ヲス、ムルト云々、
(九月十一日条)

④ 七郷ヲトナ共十四五人、長門守方へ礼来云々、各中ヨリ五〇〇疋持来云々、種々ニテ酒在之也、郷者共帰以後、予ニ酒ヲ進也、
(十月十三日条)

時間的推移を追うと、五分一免除の一報は言国に届く。これは各本所領に適用されたようだが、武家交渉ルート

伝奏広橋兼頭が無為（免除）を伝える（①）。久守はそれを受けて当日に下向している。言国は広橋へ礼銭二〇〇疋と柳一荷と酒肴を持参して対面をする（②）。東庄滞在中の言国の許へ七郷のおとな衆が「五分一礼」に来る。野村郷の粟津四郎衛門が同道している。言国が広橋へ礼銭を渡してから二週間経過している。言国への礼銭は太刀と五〇疋折帑、女中にも樽代として三〇疋進上する（③）。言国は対面しないが各々へ酒を飲ませている。同じ日に樽を進上した東庄の道妙には、縁に召し出し、盃を下している。言国に対面できるのは宮座の上座の宿老だからである。道妙の贈答は東庄の地下分の免除礼であろう。三郎兵衛や政所も相伴している。

一か月後に再度、七郷のおとな衆一四、五人が、今度は久守の許へ出向いている。郷中より五〇〇疋の礼銭を進上している（④）。つまり二段階の礼銭を支払っているのである。五〇〇疋の内より、二〇〇疋は広橋氏に贈った礼銭に充てられ、山科家には三〇〇疋の収入となった。言国への折帑銭はすぐに支払われたと思われる。下位者から上位者への折帑銭はすぐ回収されたはずである。当主には折帑という丁重な作法の礼銭を贈り、代官には実質的な現銭を贈ったのは、そこから武家伝奏への礼銭を回収することを承知していたからであった。七郷は柳酒と肴の礼物を合算すると、九貫文以上の抛出をしたことになり、各郷の負担は一貫文以上であった。落着には二か月を要している。

（2）禁裏築地普請の礼銭（文明十八年）

文明十八年五月、山科七郷に幕府より、禁裏築地修復の普請事が命じられる。史料九①～④は『山科家礼記』の該当記事の抜粋である。

史料九

① 飯尾三郎左衛門入道奉書、加判新藤中務、禁裏御築地事

「禁裏御築地式實并覆事、可有其沙汰之由被仰出候也、仍執達如件

五月二十六日

永承判

元室判

山科家雑掌

(五月二十六日条)

② 七郷より使として四宮いか・西山 南木辻兵衛・ツシノ奥中務・花山大郎左衛門・山カイノ左衛門・二郎九郎、今度 禁裏築地事之事、予斟酌之由申之、帰候也、
(同二十九日条)

③ 七郷より禁裏御築地之託事七人上候也、百疋持被来候、酒色々申處重而申間、可申由申候也、目安候也、
(六月二日条)

④ 七郷ヨリ使二人上候、今日予申返事音羽郷之ヌケ候間、予申事斟酌之由申也、兩人ニヒヤ麦酒のませ候也、
(同四日条)

⑤ 四手野井四宮河原弾正、上野侍従五十疋持来候、酒候也、ツイ地之事、
(七月七日条)

幕府の奉行人奉書は山科家雑掌宛である。山科七郷の成敗権は山科家にあると認識しているから、奉書中に「山科七郷」がなくても、当地に命じられた内容である。翌日には、七郷に奉書が披露される。三日後には七郷から七人（おとな衆）が上洛、久守に託事と称して、百疋を持参する（②）。七郷は人夫役を拒否する方針なので「託事」であるが、百疋は久守に交渉を依頼する礼銭である。二日後に返事を聞くために上洛した七郷の使者に久守は、「免除」の返事

をするが、百疋の中には音羽郷が抜けている事を指摘して、追加の礼銭を促す。七郷が問題解決を山科家に依頼する場合は各郷の連署状を提出していたことがわかる。久守も気を遣って、二人に酒と冷麦を振舞う。この食事を受けた事で、七郷は追加の礼銭を承諾したことになる。七月七日には四宮と上野の代表二人が「築地事」の五十疋を持参し、到着したと思われる(⑤)。七郷の拠出は百五十疋、解決日数は一か月である。②に「目安候也」とあるので、百五十疋は奉行人への礼銭(手数料)に使われたことがわかる。特記すべきは、①の奉行人奉書と同日に次の奉書が久守にもたらされていることである。

史料一〇

山城国事被成御料国、於守護職者、被仰付伊勢兵庫助貞陸訖、各可存知之旨、可被相触山科七郷之由被仰出也、仍執達如件

五月二十六日

為修判

長秀判

山科家雑掌

応仁文明の乱の一応の終結を迎えた幕府は山城国を御料国となし、守護も伊勢貞陸に任命した。山科七郷は正式に幕府の賦課対象に組み込まれたのである。同日の七郷への禁裏普請役はそれを周知させる目的と連動していたとも言えよう。「禁裏築地普請事」の行方は確認できない。

(3) 棟別銭減免の礼銭(文明十八年)

(2) の「禁裏築地事」の奉行人奉書が発給されてから一か月後、再度、奉行人奉書が出される。目的は將軍足利

義尚拝賀の費用調達の際別銭徴収である。次の史料十一①～⑨は『山科家礼記』の該当記事の抜粋である。

史料十一

① 是之棟別棟別事ニ長澤・斎藤民部使候、

(五月九日条)

② 二階堂被官三富大宅里棟別事、申之、奉書案文

「大将御拝賀要脚大宅里棟別事、一字百文宛嚴密相懸之、来月三日以前可被究済、若有難済之族者、為被罪科、可被注申交名之由、被仰出候也、仍執達如件

文明十八

六月二十六日

長秀判

之綱判

宗勝判

政行判

(六月二十七日条)

山科家雜掌

③ 今朝予 [] 庄棟別事行、御服御要脚事清備州・ [] 民部大夫、

(七月二日条)

④ 二階堂へ予行、三富所へ行、飯尾肥州へ行、ヒキツ礼也

(同九日条)

⑤ 花山・北花山・下花山棟別事ニ出来候、

(同十一日条)

⑥ 二階堂へ予行、柳一か・ス、キ五・対面、酒候、色々物取被申候也

(同日)

←

⑦ 今日大宅里・大塚郷棟別しるさせ候也、竹阿弥政所、
棟五十、庵此外八、廿三アノ大塚郷、大塚郷ハ五十嵐・竹阿ミ・泉蔵坊、

(同十八日条)

←

⑧ 棟別事大塚郷一貫三百文今日納、大宅二貫文、種二・ひたい三・こふ、道林・三郎ひやうへ・は、大郎さへもん・
二郎九郎、ちまき・酒

(同二十日条)

⑨ 東庄 今度棟別事二種一、もく一器 被上 也

(同二十五日条)

文明十八(一四八六)年五月に久守の許へ幕府奉行人二人(長澤・斎藤)が山科七郷から棟別銭を徴収することを申し渡しに来る(①)。この時点では通告だけなので七郷には知らせしていない。しかも、同月二十六日には(2)の「禁裏築地普請事」の奉書が先に届くので、まずはその問題解決に着手している。普請免除の礼銭を納めた後に、「棟別事」の奉書が発給されている(②)。山科七郷にとっては連続の賦課である。棟別銭の目的は將軍足利義尚の(御土御門天皇)拝賀費用の調達で、一軒に百文の賦課である。久守はさっそく、幕府奉行人二人の許を訪れ、棟別事に対抗し御服要脚の抛出も依頼する(③)。続いて二階堂や被官三富、飯尾肥州にも礼(ヒキツ礼は不明)に赴き根回しを入念にしている(④)。

七月十一日には七郷の花山郷から使者が来る(⑤)。各郷が持ち回りで窓口になっていることがわかる。この場で戸数調査の振り分けが相談されたのであろう。同日、久守は二階堂の許へ柳と鱸五匹を持参して減免率を交渉する(⑥)。十八日、久守は大宅・大塚郷の戸数を調査している。大宅は五十戸、寺庵衆八人は除外されている。大塚郷二十三戸である(⑦)。翌日には、大塚が十三戸分の一貫三〇〇文、大宅が二十戸分の一貫文を納めに来る(⑧)。賦課戸数は半分以下で大幅な減免を許可されている。奉行人と親しく交流している久守の手腕であろう。それでも各戸、棟別銭を負担したことは変わりない。七郷として種二荷・干鯛三・こぶの礼物が贈られている。今回の棟別銭負担に付随して、山科家は翌二十一日に、禁裏の御服要脚が五〇〇疋を支給された上に、義尚拝賀に言国も供奉した功勞により、山科野村・西山両郷と四宮川河原田地を返付される奉行人奉書も出された。

東庄は最後に種一・酒肴を礼物として贈っている(⑨)。棟別銭の減免は奉行人と久守の駆け引きにより決められていたことがわかる。その折に礼物の贈答は欠かせないものだった。久守は(2)の「禁裏普請事」と「棟別銭」の二つの賦課に対する減免交渉を任され、結局両方が落着くまで五月九日より二か月半費やしたことになる。

(4) 東山殿御庭普請人足事の礼銭(長享二年)

長享二(一四八八)年二月、幕府は「東山殿御庭御普請事人足」を山科七郷に賦課する旨の奉行人奉書を発給する。次の史料十二(①)~(⑭)は『山科家礼記』の該当記事の抜粋である。

史料十二

① 七郷ヨリ折昏候、子細者東山殿御普請事ニ奉書ナリ候、其注進候也、シヤウシユン持上候也、

「東山御庭御普請事、以人足自来廿日可被其沙汰、若難洪之儀候者、一段可有御成敗之由、被仰出候者也、仍執達如件

長享二

正月十七日

数秀

山科七郷沙汰人々中

〔正月二十日条〕

② 本所御番之間、彦兵衛ニテ申之、則御披露、伝奏可被仰出之由候也、

〔同二十一日条〕

③ 七郷より兩人上候大塚者委細申候野村者

〔同二十二日条〕

③ 七郷より七人出来候、百疋持来候、東山殿御普請之事、入麦酒候也、

〔同三十日条〕

④ 七郷ヨリ兩人上候、酒ニテ色々普請事申、下候也、

〔二月三日条〕

⑤ 七郷ヨリ今日注進、普請事昨日御奉書候、

〔同五日条〕

「御普請事、于今難渋、不可然、所詮来七日以前、可致其沙汰、猶以令遅々者、可被處罪科之由被仰出候也、仍執達如件、

長享二

二月三日

数秀判

山科七郷沙汰人中

〔二月五日条〕

←

⑥ 七郷使二花山新右衛門上候、御普請事堅申し候也、今朝此方ヨリ右衛門下、

〔同六日条〕

- ⑦ 七郷より七人今日上候、花山二郎右衛門、音羽二郎さへもん子、四宮せう、野村、大宅、大塚、
伝奏同道候、
酒候、
(同七日条)
- ⑧ 七郷ヨリ今日七人上候、野村道ちん、西山・四宮・花山・御陵・大宅、今朝衛門下、催促候
(同九日条)
- ⑨ 七郷者七人出来、三十疋持来候、七人フルマイ也、酒候、十七貫文ト申之、此分伝奏申之、
猶一貫文松田奏者被申之、
(同十一日条)
- ⑩ 伝奏三宅三郎兵衛ニ入麦・雁入物・酒候也、東山松田対馬方七郷普請事申之、
(同十二日条)
- ⑪ 七郷ヨリ三人普請事上候、酒、アイノスシニテ、伝奏三宅今日松田方行、未伺之由候也、
(同十四日条)
- ⑫ 自七郷七人宿老上候、道チン、西山伊賀、音羽・花山、冷麦・アイノスシ・酒、予ニ一貫文、彦兵衛五百文返し
候也、
(同十八日条)
- ⑬ 今日七郷普請料式千疋納、御倉へ、松田対馬二百疋・野村百疋・伝奏ミヤケ百疋、
(同二十六日条)
- ⑭ 七郷より使、道ちん、以下・四郎さへもん、荒卷一・桶一・百疋、予、五十疋彦兵衛方へ、百疋伝奏御たかの代、
酒飲ませ帰候也、
(同二十九日条)

今回の普請人足賦課の奉行人奉書は、直接、山科七郷沙汰人宛てに発給されている。沙汰人とは幕府の認識で、実際は各郷の代表をさす。①の奉書には具体的な人足数を記しておらず、最初から礼銭が目的だったと考えられる。七郷と幕府の交渉は妥結額であろう。七郷から注進を受けて翌日、言国は彦兵衛を伴い参内し、伝奏勧修寺教秀に披露し、仲介を取り付ける(②)。

久守は、翌日七郷より上ってきた大塚郷と野村郷の者に、伝奏が交渉窓口であること、免除には礼銭が必要なことを伝えたかと推測する(③)。八日後に、七郷より七人が揃って上り、久守に百疋を贈る(④)。これは武家伝奏勧修寺教秀への礼銭の可能性がある。久守も冷麦と酒でもてなす。

二月に入り、幕府は返事のない七郷に対して督促の奉書を再度出す(⑤)。二度目の奉書には「人足」の文言もなく、「難渋」「遅々」が礼銭(詫事)の未納を意味しているとも読める。翌日からは毎日のように七郷の者七人が揃って久守を訪ねている(⑥⑦⑧)。時には伝奏三宅を同道する場合もあった(⑦)。三日に及ぶ上洛は礼銭の額の協議だと思われるがなかなか定まらず、久守は家僕を下向させ、催促している。ようやく二月十一日に七人が上り、七郷としての金額を一七貫文と伝える(⑨)。この額は伝奏三宅の指示によるもので、担当奉行の松田対馬守にも一貫文の礼銭を払うように言われた旨を説明する。久守は翌日伝奏三宅三郎兵衛に一献を振舞い、東山の松田対馬守に七郷普請の事を話す(⑩)。十四日に七郷より三人が上り、普請事の結果を尋ねる。伝奏三宅は松田方へ出向き確認するも、まだ伺いを立てていない事がわかる(⑪)。焦燥感を募らす七郷の七人は、早急に妥結してもらうために、久守へさらに一貫文を献じるが、結果が出ていないので、彦兵衛は半分返す(⑫)。

結局一週間後に山科七郷は幕府御倉に二〇〇〇疋を納めている(⑬)。妥結額は三貫文上乘せをされたわけである。さらに奉行人松田に二百疋、その奏者野村に百疋、伝奏三宅に百疋、合計四百疋の礼銭(手数料)も支払っている。礼銭は仲介者や奏者にまで支払うのが、問題解決に導く有効な方法だった。まさに桜井英治氏の定義する通り、室町

幕府は「贈与依存体制」である。数日後、改めて七郷の使い三人（一人は東庄七郎左衛門）が久守をを訪問し、桶酒・荒巻と札銭百疋を納める。久守は彦兵衛に五十疋渡す⁽¹⁴⁾。

結局山科七郷が「普請人足事」の免除に要した日数は一か月余り、そのための札銭の額は、酒代も含めると三〇貫文近くに上る。整理すると次のようになる。

* 最初の札銭一〇〇疋（大沢久守↓伝奏勧修寺教秀か）

* 三〇疋（大沢久守へ）

* 五〇疋（久守へ）

* 二〇疋（幕府御倉へ）

* 二〇〇疋（奉行人松田対馬守へ）

* 一〇〇疋（松田奏者へ）

* 一〇〇疋（実際の伝奏三宅三郎兵衛へ）

* 一〇〇疋（久守と彦兵衛へ）

* 酒・酒肴（久守へ）

以上七山科七郷は、幕府の賦課にたいして宥免を得るためには、何段階かの交渉の後、二〇〇〇疋とそれに伴う諸方への手数料として六八〇疋、総計二六八〇疋もの拠出を強いられたわけである。一貫一〇万円とすれば、実に二六八万円もの出費である。各郷の負担も決して軽くないが、京郊にあつて全在家が商売従事者であるという経済力を十分認識している幕府の予定調和的な賦課と言える。七郷は度重なる幕府の賦課にも抵抗して、札銭という方法で、武家権力の介入を極力避けたいという方針が見て取れる。幕府も山科七郷の連合体としての資金力を周知していた。例えば東庄分の拠出は何に拠っているのかを考えた場合、それは宮座で執り行われる「烏帽子儀」や「おとな成」の納

入金が集積した共有財産であろう。しかしそれは、個人の生涯には二回だけの負担である。やはり連続の負担があった場合は、臨時に徴収されていたのではないだろうか。

(5) 近江御所の竹賦課の礼銭(長享二年)

長享二年六月、(4)の「東山殿御庭普請事人足」の賦課を三〇貫文近い礼銭にてようやく回避してより数か月を経た六月、幕府はまたしても、山科七郷に課役を通達する。それは前年より近江守護六角高頼を征伐する目的で、近江鉤に陣を張っている將軍足利義尚への竹三千本の進上である。史料十三は『山科家礼記』にある該記事の抜粋である。

史料十三

山科七郷へ近江御所様竹三千本進上之由候、色々郷中わひ事にて、ふとさ八寸竹百本、四寸竹三百本進上候、二百疋奉行、五百文使沙汰、又中間二百文沙汰之由、大宅里より申之、
(六月十八日条)

この賦課は久守へは事後報告だった。今回も「山科七郷沙汰人中」宛ての幕府奉行人奉書がもたらされたのである。三千本の竹の用途は記されていないが、おそらく陣所を囲う「矢来」でも組むためかと推測する。賦課の背景には、当地の特産物である竹を販売する竹供御人の存在がある。彼らは七郷全域に散在し、毎年夏に、山科家に「七郷竹公事銭」を納めている⁽⁵⁾。それを熟知した上での課役である。

しかし、耕作繁忙期に短期間で三千本の竹を伐採・運搬するには多大な労力を要する。今回は山科家に相談をせず、二種類の竹四百本だけを納めて、担当奉行人に二百疋、その奏者に五百文、中間に二百文の計二貫七百文(約二十七万円)の礼銭を躊躇なく支払っている。形ばかりの竹を進上して、幕府の意向には添うが、それ以上の負担は礼

銭の拠出で回避している。二月の東山殿普請事の免除活動で、礼銭の額も学んでいたもので、対応がきわめて迅速である。奉行人からの示唆もあったのなら、「竹三千本」はもとより、現実を反映した数字ではなかったであろう。当該期の幕府の近隣郷への賦課の意図が垣間見える。翌長享三年に義尚は陣中に没する。鈎の陣を撤収した幕府の守護勢力への示威行動は一気に頓挫した。

これ以降、代替わりした將軍足利義材も、延徳三（一四九一）年八月に、義尚の先例（佳例）に倣い、同じく六角高頼征伐を掲げて近江に出陣する。陣所は三井寺光浄院である。その折にも、山科七郷は「御動座人夫（道路整備）」百五十人を賦課される。七郷は即座に久守の許へ百疋の折帟を持参し、「禁裏御番路ツクハ御ウケ候、人夫事ハ御わひ候」と主張する。禁裏への帰属意識と幕府への抵抗が明確に読み取れる。代替わりに備中水田郷代官の改易を計ろうとする山科家の立場上、久守は七十人に減免する妥協案を承知させる。厨子奥・御陵・上野の三郷は抜けたので、本郷十人、組郷五人の割り振りである。

山科七郷の折帟銭百疋は、御動座後の九月一日に奉行人の礼銭として納められる。七郷も幕府の度々の賦課に対して、減免運動をする中で、要求が果たされた後に礼銭を払う方法を学習していた。その後、幕府は凝りもせず、九月に義材陣中の「籌番役」を賦課するが、七郷は期間を三分の一の七夜に短縮するために、担当奉行に二貫文の礼銭を払っている⁽¹⁷⁾。

以上、文明十八年の山城国の幕府御料所化に伴い、山城七郷への賦課の頻度は高まる。郷民にとって負担となったことは当然であるが、七郷への武家介入の契機になることを極力回避する方法を取り続ける。そのためには、幕府にとっては「礼銭」、七郷にとっては「詫事銭」の拠出が常套手段になる。

七郷の資金力を何に求めるかは別の課題であるが、宮座に蓄積される「烏帽子成」と「おとな成」の出銭も主要財源だったと思われる。長享二年の礼銭の最高額は二七貫文であった。本郷と組郷の負担額には差があったと思われる

が、郷民の臨時的負担や各郷を運営するおとな衆の個人的負担も少なからず派生したのではないかと推測する。山科七郷の礼銭・礼物の贈答とそれに対する課役免除あるいは減免措置は双方の互酬性の上に成立していた。当該期の惣郷が自治を守るために拠出した財は、「詫事」「礼銭」という手数料に転化していた。その中心には、担当奉行の存在があった。奉行人への交渉窓口を有していた山科家は七郷の実質的な統括者であった。

第三章 贈答資源の分析 ―酒と酒肴の機能

第一節 日常の酒と贈答の酒

これまでは、山科東庄内の贈答の契機と、山科七郷の問題解決に要した礼銭や礼物について考察したが、本章では、贈答資源そのものに着目し、その品目や調達法を分析してみたい。

およそ、中世の史料を読むと、酒を飲む場面に事欠かない。『山科家礼記』の記事においても、久守は訪ねてきた者に対して、「酒候也」「御使酒のみて帰也」「酒まいらせ候」「酒のませ候」と、必ず酒を提供している。中には明らかに年少と思われる子の使いにも酒を飲ませて返している。当該期の人々は、例え子どもにでも、駄賃代わりに酒を飲ませていたことがわかる。そのためにはいつでも酒の用意がなければならぬ。久守はどのようにして酒を入手していたのだろうか。その方法は貢納・購入・贈答に加えて自家醸造があった。東庄の貢納物には酒はない。しかし、東庄の面々は、ことあるごとに久守に極酒や桶酒、銚子酒を贈っている。その集積も大きなウェートを占めていただろう。また久守の下向滞在中には、政所や三郎兵衛といった裕福なおとな衆が、朝飯や夕食を振舞うが、必ず中酒や大酒を伴った。中酒は食事とともに飲む酒、大酒はその後本格的に酒宴となり飲む酒であり、夜だけでなく「昼の大酒」

もあつた。

【自家醸造酒】

山科東庄は京郊莊園なので、全ての在家は山科家が発行する商売札を携えて頻繁に往来した。特別な場合は市中の酒屋から購入することもあつたはずである。しかし、日常に消費する酒は自家醸造と考えるのが自然である。東庄においては、四月の祭礼の酒を「口アケ候トテ」と、十二月の正月用の酒を「初穂」として、政所や三郎兵衛などが届けている。三郎兵衛が「好子屋」と号されたのは、独占的な酒麴販売に由来するものである。庄内のどの家も恒常的に手作りの酒を保有していたと思われる。

久守自身も、秋の収納と正月用の酒を仕込んでいる。しかも酒米と麴と水の割合が記されているので、当時の自家醸造の一般的な方法がわかる。史料十四①～④は『山科家礼記』明応元（一四九六）年の該当記事である。

史料十四

① 収納酒の米六斗五升、三斗八升水、かうしに二斗七升 (九月二十一日条)

② 収納酒口アケ候 (十月十一日条)

① 明日収納候也、其用からさけ五尺二百文、いも一斗六十文、大こん卅八三文、一尺おく、塩十文、ミそ六十文、

柚子七 十二文さけかんのしは、以上廿文也 (十月十五日条)

←

④ 正月用酒米水二入候 一石四斗五升也、八斗五升水二入、六斗カウシ方へ、今日東庄収納、人数十八九人にて候也
(十月十六日条)

中世の酒醸造については、小野晃嗣氏の研究成果に負うところ大である。¹³⁰氏によると自家製に限らず。中世の洛中の酒屋は醸造に甕を使用していた。一番簡単な方法は、蒸した酒米と麴米を合わせ水を加えるだけである。久守の場合、六斗五升の酒米を三斗八升は蒸米に、残り二斗七升を麴米にしている。そこに水を加えて、後は甕の中で発酵させるだけである。九月に仕込んだ酒はわずか二十日で醸造されている。仕込水の量は不明であるが、吉田元氏によれば、蒸米と同量なので、四斗程度であろう。¹³¹できた酒は醪酒(濁り酒)であり、清酒ではない。甘口でアルコール濃度も低い。醪酒はすぐに傷むので、収納の日に飲み切ったと思われる。主菜は乾鮭、大根、里芋の味噌汁である。柚子で鮭の生臭さが消える。収納当日に柚子八十個が貢納されているので、その内七個を用いたのである。汁の材料費は三百五十三文、今に換算すると四万円弱、酒と合わせると久守から地下百姓へ労いを込めた振舞いの酒宴である。収納の酒は爛をして飲んだらしく、燃料の柴と割木の値段まで記録している。二十人近くの東庄民が参加している。なお、正月用の酒は十二月末に口が開けられている。¹³²

興味深いのはその日に、正月用の酒を仕込んでいることである。これは年明けの「七日祝」の「地下のおとな酒」用であろう。仕込み量は収納酒の倍である。吉田元氏によれば、醪総量約二石程度、壺か甕一個に収まる量である。小野晃嗣氏は甕の製造は容量三石の規模が限界で、それは年少の子どもの背丈程もあることを検証している。久守の仕込んだ二石の正月用酒の甕もそれに準じる大きさであるから、移動は困難である。④から酒甕は政所の土間で醸造されたことが確認できる。何れにしても自家用酒は気温の低い、秋から冬にかけて仕込まれた。東庄民の作る酒も、同じ醪酒であろう。短期間に出来上がる点は簡便であるが、すぐに変質したと思われる。久守は京都においても、自

家製の酒を仕込んだと思われる。「酒をのませ返し候」の酒は、手作りの醪酒ということになる。低濃度の甘口なら子どもにも飲めたのかもしれない。

以上、久守と東庄民でやり取りされる酒は各人の自家醸造の醪酒が大半だったと思われるが、山科家が東庄を介して定期的に入手していた贈答用の酒に「大津極」がある⁽¹³⁾。

【大津極】

大津極は大津松本の酒屋であろうが、『山科家礼記』においては文明十二年（四月二十五日条）が初出であるので、大乱の終結後、京にも流通した酒と考える。山科家が贈答に用いることが多かった酒である。後述する京の高級酒「柳極」ほどではないが、『山科家礼記』には四十例が記載される。初出は文明十二年で、坂本寺家を訪問した折に贈ったものである。その時は一荷三〇〇文であるが、通常は一荷一四〇〜一六〇文であるから、極の大きさも違ったと思われる⁽¹⁴⁾。

坂本は山科家が応仁文明の乱を避けて疎開した場所で、寺家泉梶井家の南の家で数年暮らした。その時に常用していた酒かもしれない。山科と大津は四宮を越えれば目と鼻の先なので、京都で購入する酒より融通が利いた。例えば長享二年四月にも一荷召し寄せたが、代金三〇〇文は被官五十嵐より借りている⁽¹⁵⁾。また、小野竹公事銭から払わせることもあった⁽¹⁶⁾。東庄の山手や地子と相殺することもあった⁽¹⁷⁾。いわば、手元に現銭がない場合でも東庄より取り寄せることが可能な、都合のよい、しかも贈答にかなう味の良い酒であった。贈答先は、本所が陪膳に参る長講堂⁽¹⁸⁾やたて花で交流のある斯波義敏⁽¹⁹⁾や、近江陣中（三井寺）に布陣している足利義材の寵臣である葉室光忠・金光院兄弟などである⁽²⁰⁾。葉室殿へは、水田郷の代官職改替を依頼する際の贈答酒であった。地下百姓にとつては高価な酒であるが、政所二郎九郎が先代の残した借金についての公事沙汰落居の礼に、大津樽を六荷も進上している⁽²¹⁾。

山科家は大津樽を定期的に注文していた。長享二年の場合は四月一回、五月二回、六月二回、七月二回、八月二回、

九月一回計十回も取り寄せていた。この年は烏帽子子数人から「生身魂」として大津極一荷も贈られている⁽¹⁶⁾。東庄からの借銭や公事銭で代金を精算できる利点が、山科家にしてみれば重宝で、半ば貢納に近い酒であった。小野氏は中世の酒を史料上から、清酒（スミサケ）・うすにごり（薄・薄酒）・濁酒・濁醪と分類しているが、大津酒が清酒かうすにごりかは判然としない。しかし、近江陣中の義材政権の寵臣に贈るに足る品質であったということは、醪酒を漉した、より清酒に近い状態の酒であったと思われる。

以上大津極でも贈答品として十分通用したのであるが、山科家が贈答に用いた、洛中きつての名酒に「柳酒」がある。

【柳酒】

中世酒造業の研究は前述したように、小野晃嗣氏により詳細が明らかにされている⁽¹⁷⁾。氏によると応永三十二、三十三年の『洛中洛外酒屋交名』（北野天満宮所蔵）によると三四二軒の酒屋が存在した⁽¹⁸⁾。洛中においては四条五条附近が最も濃密な分布を示し、洛外では清水寺、祇園社、建仁寺の門前地域に密集し、洛北洛西は仁和寺門前と嵯峨谷に分布していた。酒屋の経営は山徒が大半で彼らは酒屋からの莫大な収入で土倉も兼業していた。室町幕府は富裕な彼らに毎月の酒屋役・土倉役を賦課し、公庫を賄っていた。享徳三（一四五四）年、長祿元（一四五七）年、文明十二（一四八〇）年など、山科七郷が参加した土一揆の攻撃目標は、まさしく酒屋や土倉であり、彼らも襲撃に備えて独自の武装戦力を擁していたことは周知の事実である。そういった状況を背景に、応仁文明の乱に至るまでの四十年間、京の酒屋は繁栄を極め、五条坊門西洞院に贈答品（献上品）に特化した「柳酒」と呼ばれる「美酒」を生み出した⁽¹⁹⁾。

『山科家礼記』には柳酒の記事が一〇八事例あるが、すべて贈答の場に登場する。柳酒については、文明十年の興味深い史料がある。

史料十五 『親元日記』文明十年四月十八日条)

中興新座衛門尉家俊申柳桶六星紋事、於家俊一類者用之処、近年猥非文之輩付紋云々、太無謂、所詮、速可令停止、若又有相續子細者、可明白之由、仍執達如件、

四月十七日

英基判

貞康判

(今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書終生奉行入奉書篇』上、思文閣出版、一九八六年、一〇九八号)

これは、柳酒屋当主中興新左衛門尉家俊が、自家の使用する酒の容器に付いている「六星紋」を他の酒屋が使うことを禁じた幕府奉行入奉書である。柳桶とは柳酒の入った桶と言う意味であろう。六星とは六連星とよばれる座に因んだ紋様で「酒星」と呼ばれるわし座の三星とも関係がある紋かと考える。つまり、柳酒は桶を見るだけで区別がつくブランドの酒であり、まさに贈答に特化した品質と味であったということである。¹⁶⁾

『山科家礼記』における柳酒の初見は寛正四(一四六三)年(正月九日条)であるが、本所顕言が飛鳥井殿を訪問する際に「柳代二百疋」を持参しているので、当該期すでに、馬代、太刀代と同様に「柳代」なる名目の礼銭があったほど高級酒であった。文明年間には一荷三〇〇文と大津極の二倍という高値であった。¹⁷⁾当然、禁裏や室町殿への献上品ともなり、貴顕の日記には枚挙にいとまがないほど頻出する。

山科家でも特別な贈答酒として扱われ、禁裏は勿論、特別な関係や事例の時のみ購入されていた。大津極のように東庄から取り寄せることができないので、逼迫した当家の経済状態でその費用を捻出するのは容易ではなかったと思われる。次に柳酒贈答の事例を『山科家礼記』からいくつか挙げてみる。↓の下が受贈者、単位は柳一荷である。

- ① 本所上様（顕言室） ↓ 大沢重康入道 ↓ 細川撰津守内者へ（御倉町家地の打渡し）
（長祿元年十一月二十四日条）
- ② 山科言国 ↓ 長橋局（御服御袴納入）
（寛正四年正月十六日条）
- ③ 大沢久守 ↓ 勸修寺慈尊院（表敬訪問）
（同年九月四日条）
- ④ 言国 ↓ 等持院（故日野重子追善法要）
（同年十一月七日条）
- ⑤ 坂本寺家 ↓ 言国（表敬訪問）
↑ 酒・素麵
（応仁二年二月十六日条）
- ⑥ 言国 ↓ 東坊城大蔵卿（公家御方之汁の助成）
（同年四月二十二日条）
- ⑥ 言国女中御乳 ↓ 言国（女児誕生祝）
（文明十二年三月五日条）
- ⑦ 藤宰相（高倉永継） ↓ 言国（年賀）
（文明十三年正月十四日条）
- ⑧ 久守 ↓ 二階堂政行（大宅棟別錢減免依頼）
（文明十八年七月十一日条）

- ⑨ 斎藤利藤（美濃国守護代）↓久守（禁裏御料代官就任礼）
（長享二年五月十日条）
- ⑩ 久守↓勸修寺教秀内久代（東庄内稻盗人事）
（同年十月十七日条）
- ⑪ 言国 ↓禁裏・親王・長橋局（内蔵頭定言出仕始）
（長享三年六月二十三日条）
- ⑫ 言国 ↓葉室光忠（備中水田郷代官事）
（延徳三年五月十九日条）
- ⑬ 言国 ↓高倉永継（年賀）
（延徳四年正月二十四日条）
- ⑭ 言国 ↓勝仁親王（御訪）
（明応元年八月十六日条）
- ⑮ 言国 ↓久守 ↓飯尾美濃守種貞（東庄博奕禁制奉書礼）
（明応元年八月十六日条）

以上順を追って山科家と柳酒の関わりを見てみたが、山科家の贈答先は個人的には禁裏、禁裏御番衆や長橋局、言国の妻の実家高倉家、坂本寺家、勸修寺院家位に限られていたが、地方荘園の代官職改替に関する依頼交渉、東庄内の事件の武家介入の阻止、棟別銭の減免などの政治的な判断が求められる時には幕府奉行人などに限定されている。また①⑮のように、贈っている事もわかる。また贈られる場合は言国室の実家高倉家や勸修寺などに限定されている。また①⑮のように、贈られた柳酒をそのまま他所の便宜に流用することもあったので、贈られた場合も同じケースがあったと十分に考えら

れる。価格からも販売地から見ても東庄民が頻繁に扱う酒ではないので、柳酒の贈答に関与する記事はわずかに、三郎兵衛の子の元服や山科七郷の詫事の中に出て来るだけである。⁽¹⁸⁾

柳酒はその価格の高さからも清酒であったと推測する。最近、天龍寺境内の嵯峨遺跡から、酒蔵と思われる室町時代前半の遺構が出土した。礎石建物内には、埋め甕を有していたと想定される土坑を多数検出した。⁽¹⁹⁾ 復元すると、その数は一八〇基となった。何より、清酒作りに欠かせない「絞り場」、つまり酒槽に醪酒を入れて上から重石の圧力で絞り出す装置（男柱と撥ね木からなる釣瓶のような装置）の一部も検出された。酒槽に入れた醪酒を重石の圧力で絞り、垂壺に受ければ濁りのない清酒となる。この工法による清酒の量産は近世以降とされてきたが、今回の発掘で、室町前期に遡るといふ驚くべき成果を得られた。前述の応永三十二（一四二五）年の酒屋交名にも確認できる嵯峨谷の僧房酒と思しき酒蔵からは焼土も析出され、度重なる一揆の影響で室町半ばに廃止された可能性もあると結論づけられている。⁽²⁰⁾

五条坊門西洞院という洛中で柳酒屋も同様の規模と工法で、最上ランクの清酒を洛中洛外の貴顕に提供しつづけていたと考える。山科家は、郷民とのやり取りには自家醸造の醪酒を、贈答用には、東庄に融通させることもできた中程度の大津榿と大津榿の二倍の価格の柳酒の二種を、送り先や目的に応じて、使い分けていたのである。六星の紋が刻印された酒榿はそれだけで人脈に働きかける力を持っていたと言える。⁽²¹⁾

第二節 贈答と酒肴

前節では、中世の贈答品の根幹をなす酒を、山科家がどのように調達していたかを考察したが、ここでは酒に添えられる酒肴について考察してみたい。盛本昌弘氏は中世の年貢や公事を贈答や酒宴に供される資源として総合的に把握する視点を取り入れ、年中行事や酒宴において、魚介類を中心とした美物が特定の産地や季節性と結びついている

ことを明らかにした⁽¹⁵⁾。また渋谷一成氏は、山科家の日記に記載される魚介類を詳細に分析し、当該期の京都を中心とした魚介類の供給と消費の実態を明らかにした⁽¹⁶⁾。それは魚介類が最高の儀礼の場に美物として共進されるという社会的性格をもっていること、魚介類流通の担い手とその流通圏を考察することによって、モノとしての魚介類の機能が見えてくるという春田直紀氏の問題提起とも重なる⁽¹⁷⁾。また贈答資源そのものの検討を試みる本節にも有効である。

酒の贈答には必ずとっていいほど、酒肴つまり酒と共に賞翫する食品が組み合わされていた。単に酒だけを贈るのではなく、その後の飲食の場を想定した上で組み合わせられた品目が複数添えられることが大半であった。その組合せは、贈与者や受贈者の階層や社会的身分と深くかかわりあっていた。幸い、『山科家礼記』には禁裏や武家といった権力者から地下百姓まで幅広い階層の贈答行為が並列されている。そして贈答品目の傾向はやはり魚介類が多く、その中には季節性を喜ぶものや、季節を問わずに贈れる加工された魚介類もある。どちらもそのまま酒を伴った飲食の場が成立することを意識した選択である。それも一回の贈答で複数による飲食の場、時には贈与者との共同飲食の場が成立することは、当該期の贈答行為を考える上で重要な前提である。それでは具体的な分析に入る。文明十二年の次に通年の記事が確認できる長享二（一四八八）年を対象としたい。表記は贈与者と受贈者と贈答品目・日付のみで理由は省略する。なお、現金や食品以外の品目も除外した。

【二月】長享二年

- ① 中書（当家の家司）↓久守 栗・餅 (一日)
- ② 禁裏↓言国 大鯛一枚 (二日)
- ③ 言国↓高倉家（言国妻の里）柳一荷・鯛一懸・のし百本 (三日)
- ④ 弥六右衛門（雑色）↓久守 大鯉 (五日)
- ⑤ 大沢寺↓久守 茶一器 (七日)

- ⑥ 西中庵 ↓ 久守 茶五袋 (七日)
- ⑦ 弥三郎(雑色) ↓ 久守 鯛一懸 (十日)
- ⑧ 難波殿年寄り ↓ 久守 酒・二色 (十一日)
- ⑨ 紅屋 ↓ 兵衛尉 茶十袋 (十三日)
- ⑩ 南洞院 ↓ 久守 唐納豆三袋 (十六日)
- ⑪ 二郎三郎(政所伯父) ↓ 久守 茶三袋 (二十三日)
- ⑫ 三位入道(斯波義敏) ↓ 久守 柳一荷・菱喰一・鯉一 (二十四日)
- ⑬ 泉蔵坊(東岩屋別社別当) ↓ 久守 榧一・大根・昆布 (二十八日)
- ⑭ 久守 ↓ 甘露寺御方 栗一裹 (三十日)
- 【二月】
- ① 高野蓮養坊(朽木口代官) ↓ 久守 榮螺一籠 (一日)
- ② 飯尾肥州(奉行人) ↓ 久守 桶酒・荒卷・のし鮑百本 (二日)
- ③ 久守 ↓ 三位入道 栗一折 (十日)
- ④ 豊筑州(樂人) ↓ 久守 鯨荒卷三 (十一日)
- ⑤ 大沢寺 ↓ 久守 茶一器 (十三日)
- ⑥ 久守 ↓ 言国妻以下女性 正月餅一〇 (十八日)
- ⑦ 三位入道 ↓ 久守 鷹の鳥一 (十九日)
- ⑧ 中書 ↓ 久守 海鼠腸一器 (二十六日)
- ⑨ 山科七郷 ↓ 久守 桶一・荒卷 (二十九日)

⑩ 秋庭伊予守（細川政元被官） ↓久守 ニンニク二束

【三月】

① 古川（南淀口代官） ↓久守 鯉一

② 久守 ↓水卷（斯波義敏被官） 蕨一盆

③ 久守 ↓秋庭伊予守 蕨一盆

④ 三朗兵衛 ↓久守 黍団子・芋一器・するめ一連・タナヤキ米

⑤ 彦太郎（東庄民） ↓久守 茶三袋

⑥ 彦二郎（孫） ↓久守 小鮎一折

⑦ 久守 ↓嘉樂門院・三位入道 栗

⑧ 花園美作法眼（納豆供御人統括者） ↓久守 唐納豆三袋

【四月】

① 三位入道 ↓言国 鮒五枚

② 久守 ↓三位入道 蛤

③ 政所 ↓祭酒種1・鯛一・昆布

④ 久守 ↓高倉殿・三位入道・筑州・窪田方 各蛤一器

⑤ 三川 ↓久守 茶

⑥ 窪田方 ↓久守 鮒鮓

⑦ 桜井方（神祇伯白川青侍） ↓鮒鮓の荒卷二

⑧ 久守 ↓窪田方 茶二十袋

(二十九日)

(一日)

(七日)

(十三日)

(十九日)

(二十日)

(二十二日)

(二十二日)

(二十三日)

(七日)

(七日)

(七日)

(十三日)

(二十二日)

(二十六日)

(二十八日)

【五月】

- ① 兵衛尉 ↓ 大塚方 (美濃国守護代被官) 大津極・干鯛十・鱧十・栗一籠 (四日)
 - ② 久守 ↓ 中御門・勸修寺・三位入道・本誓寺・秋庭・尊阿弥・窪田方 枇杷 (四日)
 - ③ 久守 ↓ 禁裏 栗一折 (五日)
 - ④ 久守 ↓ 言国・兵衛尉・難波殿 粽 (五日)
 - ⑤ 四宮又すけ ↓ 久守 茶十袋 (十二日)
 - ⑥ 言国 ↓ 長講堂 大津極・あこや・唐納豆 (十三日)
 - ⑦ 三宅八郎 (勸修寺教秀被官) ↓ 久守 桶一・荒卷二 (十五日)
 - ⑧ 久守 ↓ 細川撰津守 (政元) 栗一裹 (十六日)
 - ⑨ 久守 ↓ 禁裏・三位入道 栗一裹 (二十日)
 - ⑩ 泉蔵坊 ↓ 久守 古茶五袋 (二十二日)
 - ⑪ 七郎左衛門 (山守衆) ↓ 兵衛尉 桶一・荷・魚一 (二十二日)
 - ⑫ 久守 ↓ 飯尾肥州 鯛二 (二十五日)
 - ⑬ 兵衛尉 ↓ 大塚方 干蛸十 (二十六日)
 - ⑭ 辻中務 ↓ 言国 小鮎の鮓桶五 (二十九日)
- 【六月】
- ① 竹阿弥 (久守被官) ↓ 久守 ささげ豆 (十二日)
 - ② 衛門 (久守被官) ↓ 久守 ささげ豆 (十三日)
 - ② 高野蓮養坊 ↓ 言国・鮎一折 (一二〇匹)、久守・鮎一籠 (二〇〇匹) (十五日)

③ 宗鏡 ↓言国 瓜

④ 左近(雑色) ↓久守 ささげ豆

⑤ 三位入道 ↓久守 さより一折

⑥ 南洞院(言国親類) ↓瓜桶一(二五)

⑦ 石法師(久守小者) ↓久守 ささげ豆一鉢

【七月】

① 坂田資友(言国被官) ↓久守 茄子一〇

② 今御乳 ↓久守 ささげ豆一盆

③ 三位入道 ↓久守 丹波瓜五籠

④ 久守 ↓御乳 茶二袋

【八月】

① 久守 ↓大塚方 大津種・餅一〇〇・こんきり鱧五把

② 久守 ↓飯尾大蔵(奉行人) 鯉二

③ 彦右衛門(雑色) ↓久守 鱧五筋

④ 藤二郎(東庄民) ↓久守 餅二〇

⑤ 廣徳庵 ↓久守 鰻の荒卷

⑥ 兵衛九郎(山守衆) ↓久守 種一・餅

【九月】

① 久守 ↓三位入道 大津種・栗粉餅一籠・栗一籠・土器物三・薑

(十七日)

(二十四日)

(二十八日)

(二十九日)

(一日)

(七日)

(二十五日)

(十七日)

(二十三日)

(二十四日)

(二十六日)

(二十八日)

(六日)

- ② 久守 ↓飯尾四郎 柳一荷・鯉二
恒例の栗 (七日)
- ③ 久守 ↓禁裏以下諸方(一〇五人)
恒例の栗 (六日)
- ④ 大沢寺 ↓久守 紙袋一・茹栗一鉢 (十七日)
- ⑤ 南洞院 ↓久守 唐納豆一袋 (二十四日)
- ⑥ ツル法師(野口弥四郎子) ↓久守 榎一荷・干魚・昆布・餅 (三十日)
- ⑦ 東庄 ↓久守 榎一荷・鯛一懸・昆布 (六日)
- 【十月】
- ① 三川高橋 ↓久守 茶 (十五日)
- ② 彦三郎(雑色) ↓久守 蜜柑百 (二十日)
- ③ 久守 ↓三位入道 蜜柑(②の流用) (二十六日)
- ④ 林衛門(東庄民) ↓久守 熟柿五五個 (二十八日)
- ⑤ 言国 ↓禁裏 熟柿一折・三位入道七・言国六・兵衛尉七 (④の流用)
- 【十一月】
- ① 教俊 ↓久守 桶一・串柿一・香物 (三日)
- ② 石法師 ↓久守 魚一折敷・昆布 (八日)
- ③ 久守 ↓窪田方母 大熟柿一盆・湯桶 (九日)
- ④ 院序信直 ↓久守 柳一荷・鯉五・蜜柑一籠 (十日)
- ⑤ 三郎兵衛 ↓久守 柳一荷・鯛三・鴨一番・餅・のし鮑・蛸・強飯 (二十四日)
- ⑥ 大原小谷坊主 ↓久守 串柿一連 (二十八日)

- ⑦ 泉蔵坊 ↓久守 種一荷・鯛一懸・干魚一連・強飯一鉢 (二十八日)
- ⑧ 清範(大沢寺僧) ↓久守・熟柿一盆・言国一籠、兵衛尉・一籠 (二十九日)
- ⑨ 宇治小僧方 ↓久守 蒟蒻の粉 (三十日)
- 【十二月】
- ① 難波殿母 ↓久守 湯桶一器・鮓一器 (一日)
- ② 五十嵐(久守被官) ↓久守 栗一袋 (七日)
- ③ 七郎左衛門 ↓久守 種一・干魚一連・大根 (十一日)
- ④ 津田孫衛門方 ↓久守 種一荷・鴨一番・荒卷一 (十二日)
- ⑤ 普門庵(寺庵衆) ↓久守 串柿一連 (二十二日)
- ⑥ 桂正庵 ↓久守 引茶一器・豆一袋・柚餅子一〇・蜜柑一包 (二十四日)
- ⑦ 清範 ↓久守 姫胡桃 (二十五日)
- ⑧ 宇治丹後 ↓久守 種一・雑魚一器・串柿一連 (二十六日)
- ⑨ 坂田資友(被官) ↓久守 狸荒卷 (二十七日)
- ⑩ 政所二郎九郎 ↓大津種・串柿二・強飯 (二十七日)
- ⑪ 政所二郎九郎 ↓大津種五荷 (三十日)

以上、煩雑ではあるが、長享二年一月〜十二月までの『山科家礼記』における贈答の品目を見てきた。魚介類のセツトには傍線を引いている。贈答回数一二二回の内、酒肴にいわゆる美物と称される魚介類や肉類に分類できる酒肴が使われたのは三十五例である。

長享三年二月の奥書を持つ『四条流庖丁書』⁽⁵⁶⁾はまさに同時期の料理書であるが、「美物上下之事」によれば「上ハ海ノ物、中ハ河ノ物、下ハ山ノ物」と序列をつけているが、「河ノ中ニ致タレドモ鯉ニ上スル魚ナシ」と淡水魚の鯉を最上の美物とした上で「乍去鯨ハ鯉ヨリ先ニ出シテモ不苦」と希少価値からか鯨を同等としている。また「鮒又ハザコ以下ニハ海ノ物下ヲスベカラザル」と鮒や雑魚は海のものより上であるとしている。これは琵琶湖産の魚介を指す思われ、京都に近い琵琶湖の幸が貴顕に愛でられたことを反映している。山ノ物とは野鳥であるが、鷹の獲物に勝る物は雉に限り、いかなる上等の白鳥も上に置いてはならないとしている。これは鷹狩に象徴される武家の作法であろう。また「鷹ノ鳥」も同様に、白鳥や鯨は一種のみで供するべきとし、その理由を「似相イタル物マレ成故」としている。また加工品の「鮓」は「スシノ事、鮓ヲ本トスベシ、但何ノ鮓成モモノ、下ヲスル不可有之」と「鮓」は上下の枠を外れて好まれたことがわかる。これは冷蔵保存技術とてない中世にあって、魚介の加工品が重宝がられていたことを意味する。このように当時の酒肴の序列は、海水魚↑淡水魚↑野鳥を基本として、地域性や希少性または保存性を加味して構成されていたことわかる。また酒肴の組合せもある程度のルールをもって組み合わせられていたこともわかる。渋谷氏は膨大なデータを集積した結果、『山科家礼記』では鯛（二五五件）、鮓（六四件）、鮒（五八件）、蛸（五〇件）、鯉（一九件）、海鼠（一五件）が消費の上位を占める魚介であると報告している。やはり鯛が一番多く消費され、次に鮓と鮒は貢納、購入何れにしても、入手するルートを確保していたからであろう。当然それぞれの産物に季節性があるので、自ずと月ごとの贈答品目にも反映されているはずである。

【長享二年の贈答品目の季節性】

鯛 正月・四月・九月・十一月

鮓 三月・五月（小鮓鮓）・六月

| | |
|------|---|
| 鮒 | 四月(生・鮒鮓)・五月(鮒鮓) |
| 鯉 | 一月・三月・八月・九月 |
| 栄螺 | 二月 |
| 海鼠腸 | 二月 |
| 蛤 | 四月 |
| 鱧 | 五月・八月(こん切り・干物) |
| 野鳥 | 一月(菱喰)・二月(鷹の鳥)・十一月(鴨) |
| 干物 | 三月(するめ)・五月(干鯛・干蛸)九月(干魚)・十一月(干魚)・十二月(干魚) |
| 荒卷 | 二月(鯨・不詳)・四月(鮒鮓)・五月・八月(鰻) 1・十二月(狸・不詳) |
| 昆布 | 一月・四月・九月 |
| のし鮑 | 一月・二月・十一月 |
| 茶 | 一月・二月・三月・四月・五月・七月・十月 |
| 大根 | 正月・十二月 |
| 枇杷 | 五月 |
| ささげ豆 | 六月 |
| 栗 | 九月・一月・二月・三月・五月・ |
| 熟柿 | 十月・十一月 |
| 串柿 | 十一月・十二月 |

まず魚介類から見てみよう。当該期の魚の流通形態は、生・塩付け・鮮・干物と四種類あった。冷蔵技術が皆無の中世にあつて、生で食せる場合は、極めてまれであつた。鯛の場合は「不塩」と特記されない限りは、すべて塩合い物であつたと推測する⁽¹⁵⁾。

「鯛」は祝儀の魚として晴れの舞台や格式ばつた機会に選ばれる。現代でも縁起魚に位置付けられているが、正月から十二月まで四季を通じて送られているので、季節性はない。市場の流通は安定していたと思われる。「一懸け」という助数詞は生も塩合い物も同じで縄などで括り下げて売られていた。吊るすと水分が抜けやすく傷みにくい。干鯛は形状は小さくなるが、保存が効くのがやはり盛夏の贈答にも適していた。

「鮒」は琵琶湖産の魚なので、ほど近い京都での流通は発達しており、粟津供御人が六角上町下町に十八軒もの魚棚を構えていた。京中で好んで食された魚介である。当年は四月～五月に登場するが、すでに三月二十六日に山科家に貢納され、その日に鮒鮓にしている。生は「鮒汁」が好まれた。久守も坂本疎開期に寺家一家と鮒汁を楽しんでいる⁽¹⁶⁾。三郎兵衛の鮒汁に招かれることもあつた⁽¹⁷⁾。どちらも二月なので、鮒の季節は二月から始まつていた。

「鯉」も生で食することができる貴重な美物である、翌年に成立した『四条流庖丁書』には「サシ味之事、鯉はワサビズ、鯛ハ生姜ズ、鱸ナラバ蓼ズ」とあり、鯛、鯉、鱸各用の刺身の食し方も記されている。また鮒と同じく、鯉汁としても賞翫されていた。

「鮎」は夏が旬であるが、稚魚や小鮎は三月頃が旬である。贈答者の蓮養坊は率分関朽木口の代官なので安曇川産の鮎であろう。大きさも扱いやすく、蓮養坊は、言国と久守に折や籠で贈っており、贈答には最適の魚介である。言国は取り分けて、妻の里の高倉家にも遣わしている。蓮養坊は、五月に「栄螺」も贈っているが、これは若狭小浜あたりの物であろう。久守は文明九年にも、朽木中将殿から栄螺五十個を贈られている⁽¹⁸⁾。この栄螺も同じ若狭産であろう。山科家には若狭街道を経由してもたらされる珍重すべき美物である。

「蛤」も春の魚貝である。蛤も供御人からの貢納品であるが、年に一度の機会なので、筥やたて花を介して文化的交流のある斯波義敏に贈っている。これは同日に義敏が言国に贈った鮒五枚への返礼であろう。斯波義敏からは、他にも貴重な美物の「鯨の荒巻」や「さより」ももたらされた。

「鱧」は蛤と同じく、西宮の浜から運ばれてくるものである。鱧の形状は二種類あり、「筋」は開いたもの、「こん切り」は小さい鱧の丸干しなので、むしろ干物に分類される。細かく刻んで膾にするための需要があった。

「干物」は最も一般的な魚介類の加工であった。最大の利点は腐敗の早い夏場でも、臨時の贈答にも融通が利く点にあった。「干鯛」は枚数で、小振りの干物は「一連」が単位である。久守は収納の時に「乾鮭」を購入して、大鍋の汁を東庄民に振舞っていることは前述した。

室町期の加工法としては、「干物」に加えて、乳酸発酵の「鮓」と塩漬けの「荒巻」があった。強い塩を施し菰などで巻いた荒巻は保存性がよく、具材の応用が効いた。そのまま入れて汁で食した。鯉や狸の荒巻は馳走であった。また鰻の荒巻は「宇治丸」とよばれる宇治川の特産物であった。現在でも河畔には「宇治丸」の名を冠した料理を提供する店がある。

「のし鮑」は味覚というより、古来より儀礼性の高い加工品で、祝儀の場で贈答が交わされる。季節性はないが、当年の場合は、言国から高倉家へ、飯尾肥前守から久守への年賀贈答と、三郎兵衛が子の元服に際して、烏帽子親を務める大沢家へ贈ったものである。食品の組合せを見ると、式三献が賄えるほどの美酒と美物である。東庄における抽んでた経済力が背景にある。

山の物は「菱喰」と「鴨」があるがいずれも厳冬期である。一番美味な季節に猟期が設定されているからだろう。興味深いのは、斯波義敏から送られた「鷹の鳥」である。延徳三年にも義敏の被官と思われる泉原の妻から鷹の鳥を贈られている。何れも二月である。また久守は当年の日記に、鷹の鳥について、「たかのとりくひやうありて、二て

もくうか」と記している（七月一日条）。これは『四条流庖丁書』の「鷹ノ鳥ヲ人ニ参ラスル時ニハ焼物ヨリ外ニスベカラズ」に対応する記事で興味深い。武家の儀礼について疑問を呈している。

以上、美物の贈答品目の考察をしたが、蜜柑や柿などの果実も酒肴とされていたことがわかる。特に熟柿は砂糖の到来していない時代の最高の甘味物であった。贈与者の林衛門は山科家には東庄民に過ぎないが、熟柿は禁裏への献上品にもなる価値を有していた。おそらく久守に依頼されて用意したものだろう。⁽¹⁸⁾ 隔年で収められる菅浦の枇杷も当年が貢納年度だったことがわかる。久守は禁裏以外の有力人脈に贈答している。むろん、三位入道こと斯波義敏は筆頭である。

それと同じ意味で、東庄の「栗御年貢」は領主が恣意的に設定したものである。九月に一石以上の栗が貢納されると、禁裏以下山科家と久守が関わるあらゆる人脈に一気に贈答される。特に三位入道には禁裏や当主言国より早く、納められたと同時に別枠で進上されている。久守の先導的な立場が読み取れる山科家の年中行事である。⁽¹⁹⁾

最後に山科家の贈答品目の特徴として、茶がある。ほぼ毎月、誰かがもたらし、久守も贈っている。酒や美物とは違う意味で、文化的な贈答品と言えよう。寺庵衆の主要な贈答品目でもある。

野村郷や音羽郷はその地形から、京都経済圏の需要も視野に入れて、茶の栽培を手掛けていた。山科家も野口名主や音羽れいしゅ庵から春に茶を貢納させている。茶は貴賤、男女の別なくまた随時の贈答に重宝されていた。山科家がその入手ルートを確保していることは強みであった。

ここまでかなりの紙数を裂いて、久守がやり取りした贈答資源に検討を加えてきたが、山科家に限ってみれば、当家に上納される品目を柱に、市場での購入品を補充しながら、季節ごとの選択・組合せがなされていることがわかる。それは膝下荘園を有し、内蔵頭と御厨子所別当を兼任する職権を背景に、種々の供御人から納められる現物を贈答資源に充当できたからこそその形態であった。おそらく当家にもたらされた贈答品にしても、同様の動きで捉えることも

可能であろう。

第三節 贈答品の組合せとその意味

最後に、当該期の贈答品の組合せの意味をから、贈答の場と酒宴を含む共同飲食の結びつきを考察してみたい。各章で引用した史料も再度分析する。

『山科家礼記』と『言国卿記』には、階層を問わず、共同飲食の場が枚挙にいとまがないほど、記されている。それと同時に、贈答の記録が、まるで覚書のように詳細に書き込まれている。この事は当該期の物質的豊かさを示すのではなく、むしろ逆に、贈答による食品と共同飲食の場に参加することによって、日々の窮乏を凌いでいるかのような印象をもたらす。いわば、桜井英治氏の定義する「室町人の精神」を反映している事象だと言える⁽¹⁰⁾。

川嶋将生氏は「応仁文明の乱が過ぎるころから、「汁物」と呼ばれる寄合が公家社会の内部において流行し始めてきた」と指摘する⁽¹⁰⁾。『山科家礼記』にも二〇〇件に及ぶ「汁」記事が検出される。特に応仁二年から乱の終結する文明九年の間は六十件を超える数である。まさに氏の指摘と重なる。しかし、続く「政権の座から名実ともに凋落し、経済的にも『やせ公卿の、麦飯だにも喰兼ねて、そくゐだてこそ、無用成けれ』と落書にも嘲笑されるほどになっていた彼ら公家にとって、そうした日々の憂いを忘れる格好の場になっていたのだらうか。むろん、概略は的を得ているとしても、「亭主にそのすべてを負担させるのではなく、たとえ一種でも各々が持ち寄ることによって、寄り合うことの意味をいっそう強めたものであろう」という氏の指摘の方が重要である。「たとえ一種でも」持ち寄る食材の調達法を考える時、やはり贈答行為と表裏一体をなしていると考えざるを得ない。

『山科家礼記』を大沢久守が登場する康正三（一四五七）年から終見の明応元（一四九二）年まで通覧すると、彼らが集う会食の場に提供されるのはすべて「汁」であることに気が付く。

「汁」とは大鍋の湯にだしとなる魚介類を入れ、塩または味噌で味付けしたもので食材は生でも塩物でも干物でも構わない、また鳥や獣肉でもあるいは精進のものでも多種多様な汁が楽しめる。汁は僅かな食材で複数が等分に摂取できる合理的な調理法で、人数の調節も容易であった。また冬場なら暖を取るにも格好な一椀である。また「今朝、美作左衛門方、汁・中酒沙汰也」（文明四年十二月二十四日条）とあるように、「中酒」が不可欠であった。この場合は興行主の坂田氏が、汁も酒も負担している。また「汁会」は概ね「朝飯」に付随していた。武家の御成など、儀礼的な本膳料理は別として、汁による会食は室町戦国期の社会現象といえるほど盛行していた。この前提がないと、当該期に行われた食品の贈答の意味も見落とすことになる。

前節では言及しなかったが、当該期の会食形態である「汁興行」を担っている食材の要に「昆布」があることを指摘したい。中世は日本海の航路で蝦夷の昆布が松前より十三湊を経て若狭国の三国や小浜まで一気に運ばれてきた⁽⁸⁾。文明十二年に朽木率分関の見直しを諮った時に、代官の蓮養坊が管領（畠山政長）に提出した、応永二（二三九五）年の「御率分取様」の冒頭にある「一、かいさう一駄七文、かち二三文」の「海草」は昆布にほかならない⁽⁹⁾。松前より三国か小浜に搬入された昆布は若狭街道を通り、朽木口で関銭を課せられたのである。遠い蝦夷の地の産物がいち早く都に流通していることは料理史を考察する上でも重要な視点であると考える。

昆布の流通や用途に関する言及は少ない。例えば前出の長享二年だけでも、四月に政所が祭酒に組み合わせさせて送った「鯛と昆布」のセットは汁の材料と中酒である。また九月に野口名主の子が代始めの礼に進上した「種一荷・干魚・昆布・餅」も十二月の歳暮礼に七郎左衛門が持参した「種・干魚一連・大根」のセットも汁興行ができる。山科七郷の場合はどうであろうか。既に考察を加えた詫事や免除礼の礼物を比べてみよう。

（1）山城国五分一役免除御礼

柳一荷・二種（文明十年・史料八）

(2) 政所下部の地下安堵札
極一荷・魚・昆布(文明十二年・史料二)

(3) 大宅里棟別銭免除札
極一荷・干鯛・昆布(文明十八年・史料十)

(4) 東庄稲盗人地下安堵札
極一荷・鯛一懸・昆布(長享二年)

(5) 武家被官の詫事
極一荷・荒巻・昆布(延徳三年・史料四)

(6) 東庄博奕の詫事
極二荷・干魚・アミ物・昆布(延徳四年・史料五)

(1) を除くと山科七郷や東庄から山科家に贈る品の組合せには必ず昆布があり、それは汁のだしを取るために必要な品目である。組合せは決まっていた。おそらく購入先も同じであろう。山科七郷は北陸道、東海道へ抜ける交通の要所であり、四宮河原には関が置かれていた。朽木口同様に、都へ運ばれる海産物も通過していたはずである。昆布や干魚も四宮口を通過する商人からたやすく入手できたと思われる。文明十二年を例にとつても、歳暮札にも「極・鯛・昆布」の組合せが定番であった。また寺庵衆とのやり取りにも精進物として昆布が使われている。昆布の食文化が京都で定着したのはまさに汁興行の流行った室町期後半であったと言えよう。

贈答品の定番セットは受ける側も事前に予測することも可能なので、実質的に山科家の経済を補完することになる。手元に酒および食材がもたらされた時に「汁」は興行されたのである。汁興行は自ずと人脈が決まってくる。親しい間柄がグループを組んで、持ち回りで開く「巡汁」がいろいろな階層で流行した。『山科家礼記』から「汁沙汰」の

記事を通覧すると、断片的ではあるが次のようにおよそ三期に分けられる。

I期 長祿元年から寛正四年（一四五七～六三年）

II期 応仁二年～文明九年（一四六八～七七年）

III期 文明十二年から明応元年（一四八〇～九二年）

I期は久守が東庄の世務を父重康から継いで間もない頃であると同時に幕府奉行人、特に飯尾流奉行の存在が顕在化する時期と重なり、彼らと親密になっていく過程で、汁と呼ばれている。しかし時代的にも汁興行は定着しておらず、「飯尾彦二郎処に夕飯しる候也、入道殿、私も罷出候也」「今朝、飯尾下総守とところにしるあり、同左衛門大夫、合木興行也」、「飯尾加賀守殿しる候也、入道も私も罷向なり」と簡単に記すのみで、内容や他のメンバーもわからない。しかし飯尾為数・之種など権勢を振っていた奉行人との人脈が形成される時期で、応仁文明の乱を乗り越えて構築された人脈は、やがて山科七郷の問題解決に大きな力を発揮することになる。

II期は川嶋氏が指摘するように、市中に設けられた構の陣中で、言国には禁裏御番衆のメンバーと、久守は特定の他家の青侍や、山科家の家司たちとグループを組み、高頻度で「巡汁」を開く。

III期は応仁文明の乱後、日記が終るまでである。巡汁の記事は少なくなる。

次は『山科家礼記』の該当記事の抜粋である。

史料十六 応仁二年（重胤記）

① 本所今朝新三位殿陣屋御汁在之、仙洞御番衆御出、事外大御酒候也、美物院御所ヨリ被出、長門守殿被参、色々ウタイ一興在之、長門守小権一、串柿一連進入也、
（正月七日条）

② 今朝甘露寺殿陣屋御出、御汁在之、蕨鯛入供後、後将基被遊也、
（三月二十五日条）

- ③ 今夕公家御方御汁東坊城大蔵御沙汰、中酒本所御沙汰柳一桶入也、
 (四月二十二日条)
- ④ 今夕肥州留守にて長門守殿汁在之、
 (九月十五日条)

応仁二年は京都が半ば焼土と化した時代で、公家集も西軍の襲撃に備えて、濠をめぐらせた構の中の陣屋に集住する環境となる。①～③は各陣屋で催される汁会である。①は美物が後花園院より届けられて盛大な大酒となる。②と③は禁裏御番衆の巡り汁である。④は「留守事」と呼ばれる酒宴の契機の一つである。不在の飯尾肥前守の家族や一党のを慰めるために久守が汁会を開いている。

史料十七 文明二年

- ① 今夕汁在之、佐渡守・藤兵衛門出来、佐渡守汁沙汰巡仕候也、
 (十月十一日条)
- ② 今朝斎藤兵衛尉・佐渡方出来、汁在之、予沙汰候也、
 (十月十五日条)
- ③ 今朝汁在之、藤兵衛尉沙汰之、佐渡守出来候、
 (十月十八日条)
- ④ 今夕巡仕汁在之、俊蔵主沙汰候也、
 (十一月二十四日条)
- ⑤ 今夕巡仕汁在之、美作左衛門方沙汰候也、
 (十一月二十六日条)
- ⑥ 今夕汁在之、巡仕予沙汰候也、
 (十一月二十七日条)
- ⑦ 今朝巡仕汁在之、掃部助方沙汰也、
 (十一月晦日条)
- ⑧ 今朝俊蔵主十疋持来られ候、汁沙汰候也、
 (十二月二日条)
- ⑨ 俊蔵主所にて代三十疋借用、今夕汁在之来臨也、
 (十二月九日条)

①②③は大沢重胤の汁仲間のメンバーである。皆公家の青侍身分で汁のグループとしては気安く、また情報交換も兼ねていたと思われる。

④⑤⑥は、大沢家の家司二人と幕府の配下の禅僧と思われる。何れにしてもほぼ毎日のように巡り汁が開かれ、目まぐるしく担当が変わる。汁会がいかに盛行していたかがわかる。しかも、重胤は俊蔵主に三十疋を借りた負い目もあるのか、汁を興行している。

史料十八 文明三年

① 後藤弥六たぬきのあらまき一まいらせ候也、

(十二月十五日条)

② 今夕陣屋御汁狸也、広橋殿、同弁殿、飯尾賀州柳一桶・鮭一尺被持也、中間共酒のませ候也、御廻にし在之、

(十二月十六日条)

これは汁の材料が到来したので開かれた汁会である。「御廻り」と言っても、不定期に開かれていたのだろう。汁会はとにかく、汁に入れる具材が無ければできない。このように贈答品として手元にある食品(狸の荒巻)が用意できた、当日か翌日に仲間に召集をかけることが多かったはずである。飯尾為信は大沢久守の妹あやの結婚相手である。柳酒と、次なる汁の材料として鮭を持参している。奉行人は自己の荘園からの年貢が減少する一方の公家にとっては、有力な人脈の一つであった。

史料十九 文明九年

① 町より今度火事訪とて柳一荷・鱈一・こぶ持之、

(正月十一日条)

- ② 是にて佐渡方、五郎左衛門方、小川掃部方・岩崎方・坂田方各汁・中酒在之、後俊蔵主
(正月十二日条)
- ③ 本庄三郎右衛門方へなまつ二遣之、此方へ汁沙汰候処、寺家殿沙汰十疋、寺家殿留守事也、
(三月十四日条)
- ④ 飯尾彦左衛門方鳥のあらまき一・十疋被持来、朝飯御汁候也、
(四月九日条)

①は陣屋で火事でもあったのか、町衆が「火事見舞」を贈ってくれた。この組み合わせもまた、汁ができるようにと選ばれた品々である。山科家の面々は鱈汁を相伴したのである。③は汁メンバーである日野家の青侍本庄に鱈二匹を遣わしている。理由は、寺家殿が久守宅で汁を興行するつもりで、先に材料費を渡していた。久守は鱈を買って準備していたが、寺家が急用で中止になった。久守は有効利用するために贈ったのである。おそらく本庄宅で鱈汁を相伴したはずである。坂本寺家は久守に負担のかからぬように予め材料費を渡していたのである。山科家は坂本時代に寺家一家の厚情に預かる生活を送っている。寺家の子息は後に言国の猶子となり生涯の交流を続ける。

③は訪問先で汁興行を行う事例である。鳥の荒巻は汁の材料、十疋は中酒の代だと思われる。汁会は沙汰する者の家でなくとも成立した。鳥の荒巻も到来物の可能性がある。

史料二十 文明十二年

- ① 彦七種壺・たい一かけ・こふ・きぬかつき一盆持来候、二郎多もん・三郎兵衛・大澤寺坊主大酒砌へ番中務種壺、
さかなにて参、其子細者先日御前被出候御酒被下候、御礼大酒候也、
(二月十日条)

①は既に取り上げた文明十二年の東庄の寺庵衆長拾坊の子の庵入りが盛大に開かれた翌日の事例である。長拾坊はこれ以降、彼の庵名にちなんで普門庵と記されるようになる。庵入りの儀式に際しては、言国がわざわざ下向して、

臨席し縁先で直接盃まで下した。東庄は恐縮して米二十石を贈ることに決めたのであるが、彦七も山守衆の一人として、「先日御前被出候御酒被下候」礼を久守に述べに來たのである。贈答品というより、汁興行をするための一式を持参したという形である。鯛と里芋の汁を政所と三朗兵衛にも振舞っている。途中で政所の叔父も酒肴を携え参加する。大沢寺以下、久守と東庄の有力おとなの親密な交流を知ることができる。

史料二十一 延徳三年

- ① 禁裏夏御なおし潤色とて被出候、就其儀女中より今朝御汁・中酒、
(六月十一日条)
- ② 中務少輔方宿所ニ夕飯汁候也、鯉也、予十疋・茶一袋持行、
(九月九日条)
- ③ 今朝上様御汁中酒被下候、鳥羽御祝候

Ⅲ期に入ると、Ⅱ期の大乱時のような互助精神に基づいた汁会の趣が薄くなる。むしろ家族や一族という狭い空間や個人的な交流の一環として催されるようになる。

①は言国の妻が禁裏より夏の直衣の潤色（修繕）を依頼されたことを祝つての汁興行である。山科家は衣紋道を家職とするが、妻の里もまた高倉流の衣紋道を家職としていた。実際に家業を夫婦協業で担っていることがわかる。③もまた鳥羽の所領の年貢の配分に預かったことに対する謝意の汁興行である。このように個人的な理由で汁を振舞うことが多くなり、それゆえ頻度もぐつと減っている。②もまた、材料費の一部を負担する意識で現金を持参するようになっていくことがわかる。個人的な交流がもたらす汁会はむしろ、単なる酒宴と呼ぶ方が適切かもしれない。

汁会の本来の目的は、寄り合つて、互いに日々の食事の機会を確保するという、互助活動を目的としていた。つまり、五人の汁講のメンバーならば、自分の番が終れば、あと四人の仲間から食事を受けることができる仕組みである。

その材料と酒は用意できる者が提供するか、持ち寄りで賄うかであった。それ故、贈答品目そのものが汁会食を意識する組合せになっている。当該期の贈答品が必ず酒と酒肴の組合せで成り立っていた所以である。

おわりに

以上煩雑な作業ながらも、山科七郷および山科東庄の人々の贈答行為を経済活動の一環として捉え、その具体的な機能を考察してきた。第一章では、山科東庄の代官大沢久守に向けての、贈答行為を日常と臨時の場合に分けて、その項目ごとに検討を加えた。『山科家礼記』は在地の動向が豊富に記されているという点では大変貴重であるが、その内容が、ある意味無秩序に並置されている。それゆえ全体像を把握するのは容易なことではない。しかし、分析に「贈答」というキーワードを投入すると、彼らの日々の活動とその意識が浮かび上がってくる。恒例の贈答は半ば義務へと転化する側面を否定できない。贈与する側の意識にかかわる問題である。また日常の、贈答とも言えないささやかな進物は東庄に課せられた年貢や公事といった収取体制の隙間を埋め尽くすようになされていることがわかった。個々の事例に即時の返礼はなされないが、年間を通じて、互酬性が保たれるように久守側からの振舞いでバランスが保たれている。

第二章ではまさに、惣郷および惣村が問題解決のために、いかなる経済拠出をしているかを分析すると、想像以上の免除礼の金品が派生することを確認できたのではないかと考えている。礼銭もさることながら、礼物としての贈答品も欠かせないものであった。

それゆえ、第三章では、贈答品目そのものに検討を加え、またその調達法も確認した。さらには、贈答行為を単独で把握するのではなく、それを消費する場としての共同飲食と切り離せない機能を有している事も提示できた。

室町時代はしばしば、贈与に依存する経済政策がその特徴とされる。高度の政治的判断はさておいて、人々の間で絶え間なく取り交わされた贈答、特に食品のそれは、生産総量の限られた食資源をいかに平等に、継続的に享受するかという、当時の切迫した社会状況も反映しているのではないだろうか。

持てる者が持たざる者に、その富を配分することが徳を具現化することになる有得思想は、東庄民と大沢久守の関係にも読み取ることができる。それは支配関係と互酬性の両立がどこまで、どこの部分で成立するかという問題をはらんでいる。

注

- (1) 『山科家礼記』一～五卷（史料纂集、統群書類従完成会）
『言国卿記』一～八卷（史料纂集、統群書類従完成会）
- (2) 桜井英治『贈与の歴史学』（岩波新書、二〇一一年）
- (3) 下川雅博『山科家礼記』にみる贈答とその機能
- (4) 田端泰子『中世村落構造と領主制』（法政大学出版会、一九八六年）
志賀節子『中世荘園制社会の地域構造』（校倉書房、二〇一七年）
拙稿「中近世移行期における村落の動向―山科東庄三郎兵衛の「家」の存続を例として」（『京都橘大学女性歴史文化研究所紀要』二七、二〇一九年）
- (5) 志賀節子「戦国初期京郊山科東庄における領主と村―政所・五十嵐方・好子屋方―」（『日本史研究』五〇四、二〇〇四年、後注（4）
志賀前掲書に所収）注（4）前掲米澤論文

- (6) 『山科家礼記』延徳三年十二月十日条
- (7) 注(5) 拙稿。
- (8) 『言国卿記』文明十年十一月十九日条
- (9) 『山科家礼記』寛正四年十一月二十九日条
- (10) 『教言卿記』応永十四年八月十二日条
- (11) 『言繼卿記』天文二年九月十八日条
- (12) 『山科家礼記』文明十八年七月十八日条
- (13) 『山科家礼記』文明三年 庵の免状
- (14) 『山科家礼記』文明十二年正月七日、八日条
- (15) 『山科家礼記』長祿元年十二月六日条、「大津坊主」は記主の書き間違いと思われるが、文脈上、「大澤坊主」が妥当だと考える。
- (16) 『山科家礼記』文明十二年七月十四日条、「大澤庵ニアツケラク代々御影箱召寄、外様ニカ畢」とある。
- (17) 『山科家礼記』文明十八年五月十三日条
- (18) 『山科家礼記』文明十二年七月十五日条
- (19) 『山科家礼記』文明十二年五月八日条
- (20) 『山科家礼記』文明十二年十一月二十一日条
- (21) 『山科家礼記』文明十二年十月十六日条、同十三年三月四日条
- (22) 『山科家礼記』文明十二年七月十四日条
- (23) 『言国卿記』明応三年五月八日条
- (24) 『言国卿記』明応七年十一月

- (25) 『山科家礼記』 応仁二年三月十三日条
- 西井芳子「山科御所と御影堂」(古代学協会編『後白河院』吉川弘文館、一九九三年)
- 西井氏は、『山科古文書』に記された「後白河院山科御影堂」の四至の地名より御影堂の位置を当時の宇治大道以東の領域(現大宅地区)と論証している。
- (26) 菅原正子『中世公家の経済と文化』(吉川弘文館、一九九八年)第二章
- (27) 菅原正子『中世の武家と公家の「家」』(吉川弘文館、二〇〇七年)第三章
- (28) 『山州名跡志』白慧著、正徳元年(『新修京都叢書』第十六卷)
- (29) 『拾遺名所図会』秋里籬島著、天明七年(一七八七)
- (30) 拙稿「山科家の栗贈答」(『京都橘大学女性歴史文化研究所紀要』一八、二〇一〇年)
- (31) 『山科家礼記』 応仁二年三月六日条
- (32) 『山科家礼記』 応仁二年三月十六日条
- (33) 『山科家礼記』 応仁二年五月十三日条
- (34) 『山科家礼記』 文明二年九月八日条
- (35) 『山科家礼記』 文明十二年二月七日条
- (36) 『言国卿記』 『山科家礼記』 文明十三年十一月二十一日条
- (37) 『山科家礼記』 応仁二年二月二十四日条
- (38) 『山科家礼記』 文明十二年正月七日条
- (39) 『山科家礼記』 文明十二年十月十七日条
- (40) 『山科家礼記』 文明十二年八月十六日条

- (41) 『山科家礼記』 文明十二年十月四日条
- (42) 『山科家礼記』 明応元年十月三日条
- (43) 『言国卿記』 文龜元年九月二十一日条、
栗年貢納者の個別分析は拙稿「中近世移行期における在地の動向―山科東庄座部臈兵衛の「家」の存続を例として」(『京都橘大学女性歴史文化研究所紀要』二七、二〇一九年)を参照されたい。
- (44) 『山科家礼記』 応仁二年八月十六日条
- (45) 『山科家礼記』 文明四年八月十五日条
- (46) 『山科家礼記』 明応元年十一月十一日条
- (47) 『山科家礼記』 文明十二年正月十五日条、五月八日条
- (48) 『山科家礼記』 延徳三年九月六日条
- (49) 注(44)に同じ。
- (50) 『山科家礼記』 寛正四年四月十三日条
- (51) 『山科家礼記』 延徳四年四月三日条
- (52) 小野晃嗣「内蔵寮経済と供御人」(『史学雑誌』四九一八・九、一九三八年)
拙稿「中世後期の柿の流通と生産活動」(『京都橘女子大学大学院研究論集』三、二〇〇五年)
- (53) 『山科家礼記』 文明九年十二月十七日条
- (54) 『言国卿記』 文明十年五月二十八日条、七月十三日条
- (55) 『山科家礼記』 文明十二年三月十三日条
- (56) 『山科家礼記』 寛正四年正月七日条、

- (57) 『山科家礼記』 文明十二年三月七日条
 なお、同記寛正四年七月二十三日条には「せんそうが子おうち出来、五〇〇文ふるまう」とある。また応仁二年一月三十日条には、「善宗子フウチ御鏡計也」とあるので、寛正四年辺りに父善宗の跡を継いだ山守衆と考へる。
- (58) 『山科家礼記』 文明十三年正月四日条、「やまもりあんでう」とある。
- (59) 『山科家礼記』 文明十二年正月七日条
- (60) 『言国卿記』 文明十年九月九日条
- (61) 『山科家礼記』 文明十八年四月二十六日条
- (62) 『山科家礼記』 長享二年正月十五日
- (63) 『山科家礼記』 文明十二年十一月二十一日条、久守が遣わした栗の返報に蜜柑百個を贈る。
- (64) 『山科家礼記』 文明十三年九月二十六日条、「御僧大澤寺テイウ、ン・セイハン」とある。
- (65) 『山科家礼記』 文明十二年三月九日条、十一月二十一日条、
- (66) 『山科家礼記』 文明十二年四月十四日条
- (67) 『山科家礼記』 文明十二年五月十日条（借米七百文分）、九月二十二日条（一貫文で売却）
- (68) 『山科家礼記』 長享二年十一月二十八日条
- (69) 『教言卿記』 応永十三年九月四日条、「大篋」に「宮前」の割注がある。
- (70) 『山科家礼記』 明応元年九月十八日条、「けいひやうあんのもたれ候林は小林申候也、政所南与三郎かあと也」に続いて「大林と政所申候ハ大澤寺の栗候也」とある。
- (71) 注（5）前掲志賀論文
- (72) 注（4）前掲米澤論文

- (73) 『山科家礼記』延徳四年二月十三日条
- (74) 『山科家礼記』長禄元年十二月二日条
- (75) 『山科家礼記』長享三年七月十四日条
- (76) 『山科家礼記』長禄元年十一月二十四日条
- (77) 『山科家礼記』寛正四年十一月四日条、この時は官途名は不明であるが、同記応仁二年五月五日条で「野口兵衛」とわかる。久守に一貫文を六文子で融通している。
- (78) 『山科家礼記』長享二年五月二十六日条、一袋七〇文の茶を三斤三十六袋購入する。
- (79) 『山科家礼記』長享二年九月二十五日条
- (80) 『山科家礼記』延徳四年六月十四日条
- (81) 藤木久志『戦国の村を往く』（朝日選書、一九九七年）
- (82) 『山科家礼記』文明十二年二月二十日条、同十三年正月四日条
- (83) 『山科家礼記』文明十三年正月四日条
- (84) 和歌森太郎「八朔考」（『民俗論』千代田書房、一九四七年）
- (85) 平山敏治郎「八朔習俗」（『歴史学』一、一九五〇年、後に『歳時習俗考、法政大学出版局、一九八四年所収）
- (85) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』（吉川弘文館、一九八五年）。
- (86) 山田邦明「鎌倉幕府の八朔」（『日本歴史』六三〇、二〇〇〇年）
本郷恵子「八朔の経済効果」（右に同じ）
- (87) 『言国卿記』文明八年八月一日条、御文は長橋局宛てに「けさのめてたさ、ことさらはかり、御たち進上候、御心え候て御ひろう候へく候、かしく」と定形文である。

- (88) 拙稿「中世後期の柿の流通と生産活動」(『橘女子大学大学院研究論集』三、二〇〇五年)
- (89) 『教言卿記』 応永十二年十二月二十七条、「歳末礼」に於て三位法眼医師は神仙丹を、紅商人は「例年之儀」として酒肴を献じている。
- (90) 『山科家礼記』 延徳元年八月十一日条
- (91) 『山科家礼記』 延徳三年十二月三十日条
- (92) P・ブラウ『交換と権力』 間場寿一ほか訳(新曜社、一九八四年、原文は一九六四年)
- (93) 遠藤基郎「中世における扶助的贈与と収取」(『歴史学研究』六三六、一九九二年)
- (94) 『山科家礼記』 文明十二年四月二十五日条
- (95) 注(30) 拙稿
- (96) 菅原正子「七五三の源流」(『日本歴史』六三〇、二〇〇〇年、のち注(27) 前掲書に所収)
志賀節子「山科東庄の地下百姓と代官大沢氏」(注4) 志賀前掲書所収
- (97) 注(4) 前掲米澤論文
- (98) 『山科家礼記』 文明十二年三月一日条、五月二十二日条
- (99) 『山科家礼記』 応仁二年三月三日条(記主は大沢重胤)
- (100) 『山科家礼記』 文明十二年五月二十五日条
- (101) 『山科家礼記』 文明三年十一月十九日条
- (102) 『言国卿記』 文明十年十二月二日条
- (103) 『山科家礼記』 長享二年十一月二十四、二十八日条
- (104) 注(4) 前掲米澤論文
- (105) 『山科家礼記』 文明十三年正月八日条、「当所山守五人、五人をほし子出之」とある。

- (106) 『山科家礼記』 文明十二年二月二十日条
- (107) 『山科家礼記』 延徳元年十二月十二日条、「二郎九郎上候、地下おとなかわる、治部入道ニなる、小南中務持候てあまりに地下本公事候てわるき間如此候」とある。
- (108) 『山科家礼記』 延徳三年八月二十三日条
- (109) 『山科家礼記』 寛正四年九月四日条
- (110) 『山科家礼記』 文明三年十月二十二日条（久守記）
- (111) 『山科家礼記』 長享三年五月二十九日条
- (112) 『山科家礼記』 長禄元年十月二十一日条
- (113) 『山科家礼記』 長享二年八月七日条、九月一日条
- (114) 注（4）前掲の拙稿にて、「さへもん」を三郎兵衛の子とされる彦七（七郎左衛門）の父の可能性があるととして考察した。参照されたい。
- (115) 注（96）前掲志賀論文
- (116) 『山科家礼記』 応仁二年六月十五日条
- (117) 『山科家礼記』 応仁二年三月十七日条、六月二十日条
- (118) 『師郷卿記』 享禄三年六月十一日条、『康富記』 享徳三年九月十一〜十四日条
- (119) 『山科家礼記』 長禄元年十月十一日条、二十五〜二十七日条、十一月一から三日条、六日条
- (120) 『山科家礼記』 文明九年十二月十六日条、
- (121) 『兼頭卿記』 応仁元年二月九日条（『大日本史料』八一〜二）
- (122) 山科七郷と徳政および徳政一揆に関しては、田端泰子「徳政一揆に関する一考察」（注（4）田端前掲書所収）、志賀節子「山科七郷と徳政一揆」（『日本史研究』一九六、一九七八年、注（4）志賀前掲書所収）がある。また徳政令と幕府財政については桑山浩然「室町時代の徳政一

徳政令と幕府財政」(「室町時代の政治と経済」吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九六二年。)がある。

(123) 『山科家礼記』 文明十八年七月二十五日条

(124) 桜井英治『室町人の精神』(講談社、二〇〇一年)

(125) 『山科家礼記』 延徳三年八月二十三日条、「七郷竹公事銭、一郷二百四十文、合二貫二百文欸」とある。

(126) 『山科家礼記』 延徳三年八月二十七日条

(127) 『山科家礼記』 文明十三年正月八日条、「三郎兵衛子二人あらまき一持来候、あふき一本宛五十もんあふき也、酒にて帰候」とある。二人の子は前年の正月に対面したとくわか・千世だと思われる。三郎兵衛には娘もいるが、その場合は「三郎兵衛女」と表記される。

(128) 『山科家礼記』 文明十三年四月二十九日条、長享二年四月七日条、延徳三年四月十六日条、

(129) 『山科家礼記』 明応元年十二月二十日条

(130) 小野晃嗣『日本産業発達史の研究』(法政大学出版社、一九九一年)

(131) 吉田元『日本の酒と食』(人文書院、一九九一年、吉田氏は小野晃嗣氏が発見した、永祿年間の『御酒之日記』に記される「天野酒」の技法を解説している。それによると、蒸米一斗に水一斗、麴米は六割の六斗である。

(132) 『山科家礼記』 延徳三年十二月二十四日条

(133) 『山科家礼記』 長享二年六月一日条、「自東庄大津樋一上候、御供二前上也」とある。

(134) 『山科家礼記』 文明十二年十月晦日条

(135) 『山科家礼記』 長享二年四月十九日条

(136) 『山科家礼記』 長享二年七月二十二日条

(137) 『山科家礼記』 延徳三年五月三十日条、延徳四年四月七日条

(138) 『山科家礼記』 長享二年五月十二日条

- (139) 『山科家礼記』長享二年八月十七日条
- (140) 『山科家礼記』延徳三年十月五日条
- (141) 『山科家礼記』延徳三年十二月三十日条
- (142) 『山科家礼記』長享二年七月十一日条
- (143) 注(130) 前掲書九九(二〇六頁)
- (144) 北野天満宮史料刊行会編『北野天満宮史料 古文書』六二号
- (145) 『蔭涼軒日録』文正元年七月四日条、「五条坊門西洞院酒家日柳也、毎月於公方献六十貫美酒也、一年之内、以上七百二十貫文、以為月課云、」
とある。
- (146) 中興を柳酒の当主とすることについては、次の論点による。
- ①注(144)に「四郎衛門 五条坊門西洞院南西類 定吉」が見出される。
- ②『祇園執行日記』永享九年正月十四日条に「柳の酒屋」と記されている。
- ③注(145)で柳酒の所在が五条坊門西洞院と確認できる。
- ④『蔭涼軒日録』明応元年十二月晦日条に「長興之酒家」と記されている。
- ⑤明応期と考えられる洛中の酒屋土倉の在所を示した注文中に中興の在所として、五条坊門西洞院南西類を確認できる。
- 以上から四郎衛門定吉⇨中興一族⇨五条坊門西洞院南西類に店を構えるという順序で柳酒の当主は一貫して中興一族が定着していた。ところが近年、河内将芳氏は、応永期の四郎衛門定吉と中興新座衛門は別の人物であり、応仁の乱以後壊滅した山徒系譜に交替して参入し、柳酒家の本貫地を継承した法華宗徒の町衆の可能性を指摘している。「柳酒屋について」『中世京都の民衆と社会』思文閣出版、二〇〇〇年
- (147) 『山科家礼記』文明九年正月二日条

- (148) 『山科家礼記』長享二年十一月二十四日条
『言国卿記』明応七年一月十三日条
- (149) 当該期の宣教師ルイスフロイスは「われわれの葡萄酒の大樽は密封され、地面に横たえた木の上に置かれる。日本人はその酒を大きな口の壺に入れ、封をせず、その口のどころまで地中に埋めておく」と記しているが、当遺跡の埋め甕土坑はその記述と一致する。(岡田章雄訳注『ヨーロッパ文化と日本文化』岩波文庫、一九九一年、一九一頁)
- (150) 「嵯峨遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書」(国際文化財株式会社、二〇一九年)
- (151) 『山科家礼記』には他に「奈良酒」が出て来る。菩提山正暦寺の僧坊酒の「南都諸白」だと思われるが、久守は一荷七百文で買っている。おそらく大極であろうが、柳酒に引けをとらない奈良の美酒である。しかし、洛中の酒屋との競合でさほど流通していなかったと思われる(応仁二年二月十九日条)
- (152) 盛本昌弘『贈答と宴会の中世』(吉川弘文館、二〇〇八年)
- (153) 渋谷一成「山科家の日記からみた一五世紀の魚介類の供給・消費」(『琵琶湖博物館研究調査報告―日本中世魚介類消費の研究』二五、二〇一〇年)
- (154) 春田直紀『看聞御記』のなかの美物贈与(研究代表者・森正人「伏見宮文化圏の研究」平成一〇～一一年科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇〇年)、中世後半における精選海産物の供給―若狭国御賀尾浦の美物を中心に―(『小浜市史紀要』六、一九八七年)
- (155) 『群書類従』第十九輯・管弦部卷第三六五部 所収。
- (156) 『山科家礼記』文明十三年正月十五日条、窪田藤兵衛尉カタフエンノ鯛一カケ」とある。
- (156) 『山科家礼記』文明四年二月十三日条、
- (157) 『山科家礼記』文明十二年二月二十日条
- (158) 『山科家礼記』文明九年三月二十五日条

- (159) 注 (52) 前掲の拙稿では贈答品としての柿の品種「木練」について考察した。
- (160) 注 (30) 前掲の拙稿では山科家の重要な贈答である東庄の栗について考察した。
- (161) 注 (124) 桜井前掲書
- (162) 川嶋将生『町衆の町京』（柳原書店、一九七六年）
- (163) 『日本の社会史一 列島内外の交通と国家』（岩波書店、一九八七年）
- 小口雅史編『津軽安藤氏と北方世界』（河出書房新社、一九九五年）
- (164) 『山科家礼記』 文明十二年正月二十六日条
- (165) 後藤みち子『中世公家の家と女性』（吉川弘文館、二〇〇二年）

総論

本研究は山科家に残された歴代当主の日記『教言卿記』『言国卿記』『言継卿記』に加えて、山科言国の代の家司大沢久守を主な記主とする『山科家礼記』を用いて、中世後期の当家および膝下荘園・山科東庄に展開した「贈答」の実態と機能を説明することを試みるものであった。

以上、本研究から見出された事柄、そこから得られた結論を次にまとめて述べて、総論としたい。なお、山科東庄は山科十六郷内の大宅郷であるが、厳密に言えば、応永期の当主教言の代の「山科小野庄并東庄内山科殿御知行分」であり、十二に上る領主の散在田が存在する大宅郷の中の山科家知行分ということになるが、五編を含めて行論上、「山科東庄」もしくは「東庄」と統一の呼称とした。山科小野庄とは西庄で野村郷にある散在所領が主なものである。

第一編は本研究の出発点でもあり、中世後期における「柿」という「もの」の歴史的発展段階を論じたものである。京郊に位置する当家の膝下荘園・山科東庄の政所以下有力おとな層により納められる八朔の一品目の「柿」に注目して、それが近世の山科七郷の特産として広く認識されるようになる「洪柿」の品種であることを見出し、東庄を含む山科七郷の諸郷民が、内蔵寮と御厨子所の長官として洛中洛外の供御人を統括する山科家が発行する商売札を所持する「柿売り」として果物座商人とも競合する存在だったことを検出した。

山科産の洪柿が流通経済に参入していた一方で、当該期、甘味噌好を満たす柿の存在にも着目した。それは「木練」とよばれる結実甘化種であり、中世前期には見出されない希少価値を有する柿であることがわかった。洪柿のよ

うな規模の生産体制に至っていない段階の「木練」は、当然ながら貴顕への贈答品にのみ供された。結論として、商品流通とは別の物流である贈答が中世後期の時代特質であることを導き出した。同じ「柿」でも防腐、防水塗料として、また干柿として重用された商品作物の「洪柿」と贈答的価値を有する、商品化に至っていなかった「木練」の比較検討から得られたささやかな成果は、農書普及以前の中世の品種改良の在り方や醍醐山麓の商品作物栽培の状況を示唆するとともに、以後の研究テーマである「中世後期の山科七郷における贈答」へとつながった。加えて、文化人類学における贈与研究にも目を向ける契機となった。

第二編は第一編を受けて、山科家が東庄に設定した「栗年貢」についての論考である。八朔貢納の品目の「洪柿」は当地の特産物へとつながる、貢納側が選択した産物であるが、栗年貢の「栗」は領主側が恣意的に設定した産物だった。毎年九月に納められる栗は、山科家の贈答資源として活用された。毎秋、禁裏以下公家諸方へ栗を贈答することは当家の年中行事であり、応永期教言の頃には既に恒例となっていたことが確認できる。

前半では、「林殿」と「大篁」以下数か所の栗栽培地の場所の特定を試みた。その結果、「林殿」と「大篁」が後白河上皇が営んだ山科御所の遺跡の林であることが判明した。当地産出の栗こそが山科家の由緒「山科者、後白川院多年仙居之地、宣陽門院殿座臨所之砌也、後白河院宛賜教成卿」^②を象徴する贈答品として意味を持っていたのである。林殿も大篁も御所山を背後に抱く当庄の鎮守社・東岩屋神社の前に広がる傾斜地だと思われ、家祖教成が上皇を祀る目的で建立した御影堂を含む地域だと考えている。それは、京都橋大学の学舎が並ぶ斜面と東岩屋神社の鳥居の間の地域（現大宅中大路町）である。そこは、東庄の仏事を担う大沢寺やその傘下にある寺庵衆が集住する場所でもあり、「いほ（庵）谷」と呼ばれるエリアであった。史料上の「御影堂之代々御ハカ」「後白川院ノ御ハカイホ谷」^③「イホ谷大沢寺」^④、すなわち御影堂・山科家先祖の墓、後白河上皇の墓のどれもがこの地域にあったことが結論づけられる。なお、教言の日記には御影堂や墓参りの記事が一切ないことと、応仁二（一四六八）年に大塚郷との境界に堀の造成^⑤、雨乞

いの池の造作^⑥、蹴鞠の場を整備^⑦などの記事が集中することを考え合わせると、当該期にイホ谷に庵を構えていた父重康と久守の計らいで御影堂が再興されたのではないかと考えるのが自然である^⑧。したがって祠程度のメルクマールとなる建造物は存在していたと推測する。

後半は贈答資源の栗とその贈答先について考察した。その結果、東庄代官の大沢久守により、山科家をはるかに上回る規模の栗の贈答が行われている現象が析出された。言国に納められる栗は「林殿」と「大篁」の一部に過ぎず、残りすべては代官大沢久守の裁量下にあったことは驚くべき事象であるが、庶流から迎えられた当主と直系譜代の家司の関係が微妙な力学の上に成り立っていたことを示している。領主が贈答のためだけに設定した栗年貢は当然ながら、当地が山科家の知行を離れた天文十七（一五四八）年以降、終焉を迎えたはずである。

第三編は、山科言継の医療活動とそれに伴う「家薬」の形成と贈答について考察した。『教言卿記』に義満の御用医師上池院士仏とその処方薬の記事が頻出することに着目して、言継の代に百種を超える「家薬」が形成されるまでの百七十年間の歴史的経緯を考察した。その過程で、室町時代の医薬書「三位法眼家傳秘方」の言綱・言継親子の共同作業による写本の存在を知り、翻刻をしたことは、言継の医療活動の背景を考察する上で、かなりの成果をもたらした。それは室町期の民間医師の台頭による、丹波・和氣両官医の形骸化と没落の歴史を確認する作業でもあった。室町時代に多数の写本を輩出せしめた「三位法眼家傳秘方」の著者が坂士仏の孫にあたる胤能である可能性も提示できた。富士川游氏、服部敏良氏、新村拓氏に代表される室町時代の医学史の成果に僅かながらも補足が出来たのではないかと思っている^⑨。言継の医薬知識の習得は当該期の公家及びその家司にも一般化できる側面もある。加えて自ら調査した「家薬」を禁裏以下諸方に贈る構造は、祖父言国の栗年貢の贈答と同じである。山科家の贈答意識は確実に受け継がれていた。

本編ではさらに言継による「家薬」の頒布システムを具体的に提示できた。室町戦国期の医療の在り方を知る上で

多少なりとも意味があることだと考えている。何より、健康保全に不可欠な種々の薬が、医師とは別の、贈与による物流に組み込まれていた事実は興味深い。言継の医薬知識と処方技術は子の言経に受け継がれた。言経は京都から離れた大阪摂津中之島の地で、十年近くも医療を生業として展開してゆく。

第四編では、第二編の山科家の贈答資源を負担する在地（山科東庄）に視点を置き、それを担った政所以下山守衆の存在を考察した。東庄の村落構造に関する先学の研究成果は、政所を含む、御所山を管理する五人の山守衆の存在とその実態の具体的な説明に至っている。¹⁰ 本編では筆頭山守の立場を世襲してきた沢野井三郎兵衛の存在形態を中近世移行期における中間層として捉え、その「家」の存続の背景や条件を考察した。すでに志賀節子氏は、代官大沢久守の東庄支配を補完、強化する機能装置として、政所、三郎兵衛、在地被官人五十嵐弥五郎の三人を詳細に分析している。氏は三郎兵衛を当該期の地侍的存在と評価し、それまで「地下―おとな」のフラットな構造と理解されてきた東庄の村落構造に一石を投じている。¹¹

三郎兵衛は「好子屋」（麴屋）と呼ばれる経済力を以て、政所を上回る頻度で代官大沢久守を物質的に援助し、烏帽子子としての交流を展開する。そこには日々の夥しい贈答行為も組み込まれていて、第五編の研究課題となる。

本編では、今まで明確に提示されなかった「おとな成」の年令を『言国卿記』『山科家礼記』の諸記事を擦り合わせることで、今までの明瞭な把握ができた。また栗年貢の貢納者と貢納量を分析、検討する中で、筆頭山守の三郎兵衛が最重要栽培地「林殿」の栗の貢納を担い、最大量の四斗の栗を納めていることも確認した。また三郎兵衛が正月に禁裏へ献上する三毬丁の竹の最大貢納者であることは、筆頭山守の役職がいかに重要視されていたかの明証でもある。三郎兵衛の該当記事から、推定家系図を作成し概観すると、「家」の存続の背景に安定的な嫡子の存在と相続の時期の問題が浮上してきた。政所上田二郎衛門の政所職の継承に不備が生じ始めた時期には、三郎兵衛は東庄の指導層としてその機能を補完することにより、次世代の政所の交替を迎える。

また従来はあまり注目されてこなかった山守衆の一人である七郎左衛門にも再検討を加えた。その結果、長祿年間のみ登場する山守衆「さへもん」の嫡子であること、三郎兵衛がある段階で養子にして、山守衆の一流を存続させたのではないかと、仮説を立てた。その前提には、山科家の日記に個人名で登場する東庄の住民の実像を、可能な限り再現するという地道な作業こそ、物郷制の実態を理解する上で重要なことだという筆者の認識がある。筆頭山守三郎兵衛の一族は、続く近世の山科七郷における「郷士」を三十名近く輩出する家格となり、今に沢野井家を継続させている。

第五編は、前篇の延長として、山科七郷と山科東庄の経済活動の規模を、贈答の視点から考察した。改めて指摘するまでもなく、中世後期の貴顕の日記を読むと、絶え間なく贈答が繰り返されていることに気付く。この時代的現象は、八十年代に盛行した社会史の問題意識と重なり、中世の贈与慣行をモースの『贈与論』を核とする文化人類学の知見を取り入れて考察する大きな流れを生む¹²。しかし、文化人類学における贈与の視点は、中世後期、特に室町時代の権力構造全体を論じるパラダイムに組み込まれ、公武の儀礼秩序としての種々の贈与行為が、例えば室町殿と守護大名の主従関係の構築及び維持に及ぼした影響、あるいは室町幕府の財政難を補填する折紙銭や礼銭のシステムの解明に費やされ、在地社会と切り離された分析結果に集中しているような印象を拭えない。むしろ、史料上の制約もあの中で当該期の時代特質を大きく規定できたことは非常に意義のあることだと考えている。

それを踏まえて、本編では在地の贈答行為を経済活動の一端とみなし、彼らの贈答行為を「日常の贈答」(第一章)、
 「非日常の贈答」(第二章)に分け、詳細に分析を加えた。さらには日常の贈答を、①負担に転化しやすい年中恒例の贈答と
 ②日々の食品のやり取りに二分して考察を加えた。その際、東庄の贈与当事者をおとな層と寺庵衆に分類した。今まで、大沢寺以外は東庄の寺庵衆に触れた論考は少ないので、中世後期の村落における寺庵衆の存在形態を解明する目的もあった。その結果、東庄の寺庵衆は東岩屋神社の大般若会の法華経転読メンバーであり、大沢氏の菩提

寺である大沢寺の傘下で、応仁期に整えられた御影堂や山科家歴代の墓あるいは同一地域にある栗の栽培地を管理する役割を担っていたことが導き出された。

続いて「非日常の贈答」の考察では、①年令通過儀礼と②庄内の検断権に触れる事件に対する免除の贈答と③山科七郷全体の問題解決に派生する贈答に三分して、該当事例に検討を加えた。それについて賦課に対する免除や減免の為の礼銭・礼物が定まるまでの交渉過程も具体的に検討し、山科七郷の連合自治体の在り方も考察した。

第三章では、山科七郷という枠組みを外し、第一章、第二章で検出された贈答資源そのものの分析を試みた。室町期の贈答品の大半は酒と酒肴の組合せからなるので、まず酒の種類と流通を考察し、当該期の酒が自家醸造酒と販売酒からなり、とくに贈答用に特化した「柳酒」についての検討も加えた。贈答品が酒と酒肴のセットで贈られる慣習は当事の共同飲食、特に「汁会」という多人数が一度に平等に享受できる当番制の会食形態を前提としていることが判明した。これは料理の発展段階を示す現象ともいえ、贈答資源が美物に連なる「魚介類」と、汁のうま味を増すための調味料としての「昆布」とセットであることも興味深い。この魚介類＋昆布の組合せは山科七郷の贈答品に顕著に表れていた。詫び事が派生する度に、七郷成敗権を有する山科家にもたらされる贈答品一式は、そのまま共同飲食の場で消費されたのである。多くの場合、贈答の品が到来した時、あるいはそれを持ち寄りの場に持参できる場合に、共同飲食（酒宴）が興行された。複数の者が集う場として、少ない食材資源を平等に摂取できる「汁会」の形態が盛行したのは当然であった。五人が集い、五分の一を担えば、残り四回の会食が期待できる互酬性の概念が貫かれている。贈答と会食がセットの場合は、経済的に困窮する当該期の公家にとって、互助理念に則った合理的な空間の創出であったと言える。ものが豊かな時代でなかったからこそ、贈答による食料資源の循環が公家の食生活の窮乏を救っていたのだろう。山科家が領家職を持つ播磨国下揖保庄の代官職を改替する度に、請負年貢額もさることながら、土産として納められる鮎の鮓桶とうるか桶の数量を譲らなかつたのも、それが、当家の重要な贈答資源に組み込まれてい

たからである。¹³⁾

以上、五編の概要を述べてきたが、結果的には山科家の専論の集積になった。既発表の論文を年代順に配置したので参考文献や内容に重なりがあることもお許し願いたい。一つのテーマを設定して、そこから種々の史料を博搜していく研究方法と、一つの連続した記録の時間的経過を追うことで、時代の特質を読み取る研究方法があると思う。本研究は後者に属する。

山科家の日記の夥しい贈答の記事の合間にはさみ込まれる別の記事、例えば、久守や言国の借銭の記事から、その貸主が山科家の雑色や中間、下女にまで及んでいることがわかる。また久守は烏帽子親である山科東庄の政所や三郎兵衛はおろか、贈答者として現れる寺庵衆や地下百姓にまで、利子を明記した借状を作成している。日銭百文の事もあれば、三か月、半年後が返却期限の数貫の借銭もある。東岩屋神社別当泉蔵坊からの借米も普通のことであった。竹公事銭や長坂口、南口、朽木口といった率分関の月収も、全て町の高利貸しの利子弁済に消えた。勸修寺の院家に丁重な贈答をするのも、彼らが金融業を兼ねていたからであった。また別の記事では久守が代官として東庄の未進を厳しく責める。領主言国が政所の死を「罰が当たった」と言い放つ。このような状況の中、日々、取り交わされる彼らとの贈答や酒宴の場の意味を考える時、貢納経済と商品経済そして贈与経済が越境し合う中世後期のコスモロジーの中に生きた人々の姿が浮かび上がる。その中には、東庄の地下百姓が持参した「柿」を禁裏に献上する山科言国の顔、一石もの年貢の「栗」を百人もの相手に一気に贈る大沢久守の顔、懸命に「家薬」を調合し、諸方に贈り続けた山科言継の顔もある。さらには自治組織として立ち顕れてくる山科七郷の経済活動を担う人々の姿もある。ささやかな研究の成果が中世後期に生きる人々の一隅を照らすことができているのなら幸甚である。

注

- (1) 『教言卿記』 応永十三年八月九日条
- (2) 『山科家礼記』 長祿元年十一月二十九日条
- (3) 『言国卿記』 文明十三年七月十三日条
- (4) 『山科家礼記』 延徳三年七月十三日条
- (5) 『山科家礼記』 応仁二年二月十六日条、「御影堂北大堺近所堺ホリ候也」
- (6) 『山科家礼記』 同年六月三日条、「御影堂に池つくられ候、神なり候也、雨下これまで五ヶ度也」
- (7) 『山科家礼記』 同年三月二十一日条、「御影堂御懸梅柳うへられ候也」
- (8) 『山科家礼記』 応仁二年二月二十一日条、「御影堂こまつ(松)、タニノ大方御沙汰也」の「タニノ大方」とはイホ谷に住む庵主こと大沢重康のことであると考へる。
- (9) 富士川游 『日本医学史』(京都帝国大学付属図書館、一九四二年)
服部敏良 『室町・安土桃山時代の医学史の研究』(吉川弘文館、一九七二年)
新村拓 『日本社旗医療史の研究』(法政大学出版社、一九八五年)
- (10) 田端泰子 『中世の村落構造と領主制』(法政大学出版社、一九八五年)
志賀節子 『中世荘園制社会の地域構造』(校倉書房、二〇一七年)
- (11) 注(10) 志賀前掲書第一部第六章
- (12) 本研究の「序論」の(2)も研究誌を参照されたい。
- (13) 『山科家礼記』 文明十三年五月六日条、長享二年六月二十日条、延徳三年十一月一日条、
『言国卿記』 明応三年二月十七日条、文亀元年三月十七日条

初出一覧

本論の構成は第一章から第四章までが、既に発表された論文に一部加筆修正を施し年代順にならべたものである。序論と第五編および巻末の総論は新たに書き下したものである。各編と初出一覧の対応関係は次の通りである。

序論

(新稿)

第一編 中世後期の柿の流通と生産活動―山科東庄との関連において

『京都橘女子大学大学院研究論集』第三号、二〇〇五年

第二編 山科家の栗贈答―中世後期の贈与に関する一考察

京都橘大学『女性歴史文化研究所紀要』第一八号、二〇一〇年

第三編 戦国期の山科家の医療と「家薬」の形成―「三位法眼家傳秘方」をめぐって

京都橘大学女性歴史文化研究所編『医療の社会史―生・老・病・死』思文閣出版、二〇一三年

第四編 中近世移行期における村落の動向―山科東庄三郎兵衛の「家」の存続を事例として

京都橘大学『女性歴史文化研究所紀要』第二七号、二〇一九年

第五編 中世後期の山科東庄の経済活動―贈答を視点として

(新稿)

総論

(新稿)

謝 辞

二〇〇〇年に京都橘女子大学の修士課程に入学して以来、二十年の歳月が流れた。本学の大学院に社会人として入学した契機は、当時、本学で講演をされた網野善彦氏の「柿を題材にしたら、面白い論文ができる」と僕は思います」との一言だった。誰に向けて発言なさったわけでもないのに、急に大学が身近に感じた瞬間であった。その後、田端泰子先生のご指導を受けながら、完成した修士論文の一部が、拙い第一編である。以来、先生の山科七郷に関するご研究の成果を勉学の励みとしながら、山科家に残された記録を咀嚼する日々が過ぎた。「贈答」と中世が結びついたのは修士論文完成後である。

本来なら、もっと早く研究成果を出すべきであったにもかかわらず、浅学の徒の遅々とした歩みに、田端泰子先生、細川涼一先生ともども、励ましを以てお導き下さいました。そのことに心よりお礼申し上げます。

思えば、学舎の京都橘大学は、山科家名字地であるかつての山科東庄に立地する。当家の日記を読み進むうちに、大学へ続く坂道が、はるか五百年前の景観につながると思い至った時の感慨は忘れない。

最後に本研究の主要をなす論文に発表の場を与えて下さった、女性歴史文化研究所に感謝申し上げます。